

# 令和元年矢巾町議会定例会 12月会議目次

議案目次 ..... 1

## 第 1 号 (12月3日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情	8
1 請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願	
1 陳情第8号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情	
1 陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情	
○報告第 14号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の変更に関する専決 处分に係る報告について	8
○議案第 108号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議 決を求ることについて	9
○議案第 109号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求 ることについて	11
○議案第 110号 矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定につ て	12
○議案第 111号 矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制	

定について	16
○議案第112号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	17
○議案第113号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	18
○議案第114号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定について	19
○議案第115号 矢巾総合射撃場設置条例の制定について	21
○議案第116号 矢巾町文化財保護審議会設置条例の制定について	22
○議案第117号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	23
○議案第118号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について	24
○議案第119号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	25
○議案第120号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について	27
○議案第121号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する等の条例について	28
○議案第122号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について	33
○議案第123号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について	34
○議案第124号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について	35
○議案第125号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	36
○議案第126号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	37
○議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について	39
○議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	39
○議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	39

○議案第 130 号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	39
○議案第 131 号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	39
○発議案第 6 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例について	42
○散 会	43

### 第 2 号 (12月5日)

○議事日程	45
○本日の会議に付した事件	45
○出席議員	45
○欠席議員	45
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	45
○職務のために出席した職員	46
○開 議	47
○議事日程の報告	47
○一般質問	47
1 村 松 信 一 議員	47
2 昆 秀 一 議員	75
3 赤 丸 秀 雄 議員	107
4 小笠原 佳 子 議員	130
○散 会	138

### 第 3 号 (12月6日)

○議事日程	141
○本日の会議に付した事件	141
○出席議員	141
○欠席議員	141
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	141
○職務のために出席した職員	142
○開 議	143

○議事日程の報告	1 4 3
○発言の訂正	1 4 3
○一般質問	1 4 3
1 廣田清実議員	1 4 3
2 高橋安子議員	1 5 7
3 山崎道夫議員	1 7 7
4 藤原信悦議員	1 9 7
○散会	2 0 9

第 4 号 (12月9日)

○議事日程	2 1 1
○本日の会議に付した事件	2 1 1
○出席議員	2 1 1
○欠席議員	2 1 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 1 1
○職務のために出席した職員	2 1 2
○開議	2 1 3
○議事日程の報告	2 1 3
○一般質問	2 1 3
1 小川文子議員	2 1 3
2 谷上知子議員	2 3 5
3 川村よし子議員	2 4 6
4 藤原梅昭議員	2 6 3
○散会	2 8 5

第 5 号 (12月13日)

○議事日程	2 8 7
○本日の会議に付した事件	2 8 7
○出席議員	2 8 7
○欠席議員	2 8 8

○地方自治法第121条により出席した説明員	288
○職務のために出席した職員	288
○開議	289
○議事日程の報告	289
○請願・陳情の審査報告	289
1 請願第2号 道路拡張に関する請願 (産業建設常任委員長報告)	
1 請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願 (総務常任委員長報告)	
1 陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情 (教育民生常任委員長報告)	
○議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)について	295
○議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について	295
○議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)に ついて	296
○議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)について	296
○議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)について	296
○議案第132号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について	298
○発議案第7号 町道羽毛蓬田線等の整備に関する意見書の提出について	301
○発議案第8号 「気候非常事態宣言」を求める意見書の提出について	302
○発議案第9号 私学助成の充実についての意見書の提出について	304
○閉会中の継続審査の申出について	305
○閉会中の継続調査の申出について	305
○閉会中の議員の派遣について	305
○町長挨拶	306
○閉議	307
○署名	309

## 議案目次

令和元年矢巾町議会定例会 12月会議

### 1. 請願・陳情

1 請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願

1 陳情第8号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情

1 陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情

### 2. 報告第 14号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の変更に関する専決処分に 係る報告について

### 3. 議案第108号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩 手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるこ とについて

### 4. 議案第109号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めるこ とについて

### 5. 議案第110号 矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

### 6. 議案第111号 矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につ いて

### 7. 議案第112号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について

### 8. 議案第113号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について

### 9. 議案第114号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定について

### 10. 議案第115号 矢巾総合射撃場設置条例の制定について

### 11. 議案第116号 矢巾町文化財保護審議会設置条例の制定について

### 12. 議案第117号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

### 13. 議案第118号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に ついて

### 14. 議案第119号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

### 15. 議案第120号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

16. 議案第121号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する等の条例について
17. 議案第122号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について
18. 議案第123号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
19. 議案第124号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について
20. 議案第125号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて
21. 議案第126号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて
22. 議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
23. 議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
24. 議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
25. 議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
26. 議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
27. 発議案第 6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
28. 議案第132号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
29. 発議案第 7号 町道羽毛蓬田線等の整備に関する意見書の提出について
30. 発議案第 8号 「気候非常事態宣言」を求める意見書の提出について
31. 発議案第 9号 私学助成の充実についての意見書の提出について
32. 閉会中の継続審査の申出について
33. 閉会中の継続調査の申出について
34. 閉会中の議員の派遣について

令和元年矢巾町議会定例会 12月会議議事日程（第1号）

令和元年12月3日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情
  - 1 請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願
  - 1 陳情第8号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情
  - 1 陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情
- 第 4 報告第 14号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
- 第 5 議案第108号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 6 議案第109号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 第 7 議案第110号 矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 第 8 議案第111号 矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 9 議案第112号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第10 議案第113号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第11 議案第114号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定について
- 第12 議案第115号 矢巾総合射撃場設置条例の制定について
- 第13 議案第116号 矢巾町文化財保護審議会設置条例の制定について
- 第14 議案第117号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

- 第15 議案第118号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第119号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第120号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第121号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 第19 議案第122号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第123号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第124号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第125号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて
- 第23 議案第126号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて
- 第24 議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 第25 議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第26 議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第27 議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第28 議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第29 発議案第 6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員

9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

#### 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理者 兼税務課長 兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田徹君
福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長 ( 土地 )	藤原道明君	特命担当課長 ( 福祉 )	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中館和昭君
社会教育課長 兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同調理場所長	村松康志君

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		



---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和元年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（藤原由巳議員） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

3番 小笠原 佳子 議員

4番 谷上 知子 議員

5番 村松 信一 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の12月会議の会議期間は11月21日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月13日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、12月会議の会議期間は本日から12月13日までの11日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承を願います。

---

### 日程第3 請願・陳情

1 請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願

1 陳情第8号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情

1 陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、請願・陳情を議題とします。

11月29日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。1 請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により総務常任委員会に付託することとし、1 陳情第8号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情については、会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託することとし、1 陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情については、会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、1 請願第3号については総務常任委員会に、1 陳情第8号及び1 陳情第9号については教育民生常任委員会に付託して審査することに決定しました。

---

### 日程第4 報告第14号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、報告第14号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約

の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第14号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

令和元年5月8日の矢巾町議会定例会5月会議にてご可決賜りました町道安庭線交差点改良その2工事につきましては、くみあい鉄建工業株式会社、代表取締役、長沼昇三と工事請負契約を締結し、その後順調に進み、ほぼ当初の契約のとおり完成を迎えますが、今回若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、現地精査により、側溝工の延長がふえたこと、交差点部の歩道に歩行者の安全対策のために防護柵を設置したこと。また、工程短縮により、本工事に従事した交通誘導員の人数が減ったこと、これらの内容を精査した結果、工事費が増額となったものであり、変更前の契約金額9,925万2,000円を52万7,900円を増額し、変更後の契約金額を総額で9,977万9,900円とするものであります。

なお、これらのことについては、令和元年11月22日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定により、専決処分をしましたので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第14号の報告を終わります。

---

日程第5 議案第108号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求ることについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第5、議案第108号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方

公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることがありますについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第108号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることがありますについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび岩手県市町村総合事務組合から構成団体であります盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、構成団体数が減少すること、及び同総合事務組合規約の一部を変更することについて協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第108号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることがありますについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第109号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に  
し議決を求めるについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第6、議案第109号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協  
議に關し議決を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第109号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に關し議決  
を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび岩手県市町村総合事務組合から構成団体であります盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うことについて協議がありましたので、地方自治法第289条及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

財産処分の内容は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が納付しました退職手当に係る負担金の還付金のうち、盛岡市が退職手当支給事務を共同処理によらず、単独で処理していることから、同組合への負担金支出割合に応じて算出される盛岡市の持ち分相当額を岩手県市町村総合事務組合が盛岡市へ還付し、矢巾町の持ち分相当額については、引き続き岩手県市町村総合事務組合に帰属させるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質  
疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第109号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に關し議決を  
求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第110号 矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例  
の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第7、議案第110号 矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第110号 矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、従来教育委員会の所管とされておりました事務の一部を町長の所管とするため、必要事項を定めるとともに関係する条例について所要の改正を行うものであります。

主な内容は、教育に関する事務のうち矢巾町公民館、スポーツ、文化及び文化財保護に関することについて、町長がその事務を管理及び執行することと定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたが、この件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項において、「議会は全項の条例の制定または改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならない。」と定められております。あらかじめ聴取した教育委員会の意見は、お手元に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） このたびの改正は、機構改革ということで町のいろんな機構が一緒に改編されるわけですけれども、それとあわせて教育委員会を大きく変えることになります。

教育委員会は、学校教育と社会教育と、この2つがございますけれども、教育基本法の中にも、この学校教育、社会教育、生涯教育ということでうたってございます。現在の教育委員会の中の社会教育でも十分スポーツや文化を発展させることは可能と考えられます。よその市町村もまだ手をつけていてないこの重大な案件を機構改革とあわせて、しかも短期的な議論、11月11日に示されて、すぐきょうの議決ということになりますから、こんなに急ぐ理由がどこにあるのか、その点についてまずお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 教育行政については、一般行政と独立した形で動くような仕組みで戦後動いてきたわけですが、近年におきまして、この考え方一部変更が生じてきております。その1つに、行政部局のほうに教育委員会の権限を条例により移すことができるという形で法律が改正になっております。これは、一般的な教育行政において取り組まれております今回の例えば文化、スポーツ、そういったものについては、行政部局と一体となってやるほうが、より効果的になると、そういうふうな形で法律が改正してきたものだと考えられます。そういった中において、日本あるいは岩手でもいいのですが、幾つかの自治体においては、そういった方向で条例を改正して、行政、県知事部局あるいは市町村長部局に移管しているわけであります。

現在、矢巾町におきましては、まさに地域づくりあるいは福祉、そういったものを含めて行政と、いわゆる社会教育部門、そういったものと一体となって地域づくり、コミュニティづくり、人づくり、そういったものをしていくという考え方をとっているわけであります。

したがって、そういったものをより効果的に、より町民のためになる形で実践するためには、この際、町長部局のほうに移管して行ったほうがいいという、そういった判断であります。早いか、遅いか、これについては、先行しているところがあるものに比べれば遅いわけでありますし、まだ変更していないところから見れば早いということになるわけであります。それは極めて相対的な話だと思いますので、まさに政策判断ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 議会でもこの問題については議論がされました。そして、課長以下で8回議論をされたということでございましたけれども、町民目線でしっかりと議論したという説明がございましたけれども、その期間になぜ議会に説明がなかったのか。そして、説

明があった途端に、1カ月もたたないうちに採決ということになります。議会として十分、私どももいろんなことを考えなければならぬことです、このことについては。例えば住民課を住民環境課と名前を変えるのと、ちょっとレベルが違うのです、教育委員会をいじるということは。そのことについてなぜ議会に対する報告がこんなに遅くなつたのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 検討委員会につきましては、内部で各所属長が委員となりまして、8月から大体10月ころまで検討を重ねてまいってきたところでございまして、まだ固まるのに時間を要したというのがまず一つの理由でございますし、固まった中で議員さんのはうに説明を11月の上旬に行つたと。それから全員協議会等を通じて3回の説明を行つてきたわけでございますけれども、当局としては、これで十分な説明かなというふうな形で考えておつたわけでございますが、全員協議会を通じまして議論はやはり早目にしていただいて、議員との意見の調整もやっていただきたいというようなご要望もありまして、非常にその辺につきましては、反省しているところでございますし、今後につきましては、こういうことがないようにあらかじめ当初の議論の段階から議員皆様の意見も聴取していくような形で進めたいというふうに思つておりますので、何とぞご理解のほどいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

討論に入ります。討論ございませんか。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。反対討論をさせていただきます。

このたび社会教育を町長部局に移すこと、教育委員会から移すことについて反対でございます。教育基本法では、教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備える、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならぬとしています。その教育の目標を達成するために、学問の自由を尊重しつつ、目標を

達成するための施策を固めております。そして、この社会教育にかかわる部分、生涯教育は、第3条でございます。国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図らなければならない。そして、社会教育第12条、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は、国及び地方自治体によって奨励されなければならない。以下ございます。

そして、社会教育法というものが教育基本法にのっとって社会教育法が制定をされてございます。いずれも教育の目的は、まちづくり、国づくりではなく、あくまでも個人の人格の完成が最も重要であります。私の私見ですけれども、いまだに福沢諭吉が1万円札で広く認められているのは、彼は「学問のすゝめ」の中で自立した人間こそが次の世代をつくるということを言いました。これでは自立した人間をつくるのは難しい、教育の独立性が必要です。私はよって反対といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論はございませんか。

10番、昆秀一議員。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、昆秀一でございます。私は、議案第110号 矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

特例として、今まで教育委員会の職務としていたスポーツや文化に関する仕事を町長部局に移すということでございますが、今まで教育委員会の職務としていたスポーツ、文化に関することは、どれだけ町民にとって不都合があったのか。町民からそのような要望があつての今回の条例の制定であるのか。そこに一番の問題があるのだと思います。

いつもそうなのですから、町民の福祉の増進を考えて行うことが目的であるはずのことを、いつもそこには町民よりも町の都合によってしていることが多いように思われます。そして、もう一つ、大きな大事なことは、根気よくということでございます。中には、拙速と言われる今回の条例の制定でありますけれども、根気よく町民に直接説明する、お話をすると、そういうことが足りないのだと思います。それらのことをしっかりとした上でなければ、特に今回の条例に関しては賛成するわけにはいかないと思います。

よって、今回の議案第110号 矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について反対するものであります。

○議長（藤原由巳議員） ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第110号 矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） ただいまの採決につきましては、起立多数であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第111号 矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第8、議案第111号 矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第111号 矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、一般職の非常勤職員であります会計年度任用職員の規定を設ける地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、必要な事項を定めるものであります。

主な内容は、会計年度任用職員の給与について、給料、報酬及び期末手当等の手当支給のほか、通勤等の費用弁償について規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第111号 矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第112号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第9、議案第112号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第112号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの整備条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

その改正内容ですが、地方公務員法において、地方公務員の欠格条項に該当する者から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことから、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第112号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第113号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第10、議案第113号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第113号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの整備条例は、一般職の非常勤職員であります会計年度任用職員の規定を設ける地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

その改正内容でありますが、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、所要の措置

を講じるため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第113号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第114号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例  
の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第11、議案第114号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第114号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、令和2年4月に盛岡市、滝沢市、零石町、紫波町及び矢巾町の2市3町の構成で開設される予定であります盛岡広域成年後見センターの設置に当たり、矢巾町における成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的や、その基本理

念を定め、町の責務等を明らかにするものであります。

主な内容は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定された成年後見制度利用促進基本計画を定めることや成年後見制度の利用に関するネットワークの取り組み状況などを調査、審議などを行うための同条第2項に規定された成年後見制度利用促進審議会の設置などを定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） この条例に伴って盛岡広域成年後見センターを開設するということですけれども、今後の予定、どのようにして開設に向けて動くのかお知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

現在2市3町における公募を行っております。それで具体的にどの機関ができるかと、社会福祉法人、NPO法人さんのお声は上がっているわけですが、まず公募をいただいて業者選定を行います。その業者選定は、2市3町の担当課長が審査を行い、具体的に受託する団体を決めるという流れになります。その団体が決まりましてから具体的にその団体のほうから設置する場所、それから設置する人員なども提案を受けることになっておりますので、その審議を経て受託する団体を決定するという中身になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 10番、昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 確認ですけれども、4月からそれが動けるというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 昆議員、発言するときはマスクを取ってください、発言するときは。田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

令和2年4月20日に事業所を開設するということは、予定として決まっておりますので、よろしくお願ひします。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入れます。議案第114号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

ここで時間も経過してございますので、暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

---

## 日程第12 議案第115号 矢巾総合射撃場設置条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第12、議案第115号 矢巾総合射撃場設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第115号 矢巾総合射撃場設置条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、狩猟者の有害鳥獣の捕獲技術の向上及び担い手の育成並びにスポーツ振興に寄与することを目的として設置する矢巾総合射撃場について、その管理運営等に関し、必要

な事項を定めるものであります。

主な内容は、射撃場の位置、休場日、使用時間、使用料など、基本的事項や使用の許可、使用料など、手続に係る事項のほか、指定管理者の業務等を規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第115号 矢巾総合射撃場設置条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第116号 矢巾町文化財保護審議会設置条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第13、議案第116号 矢巾町文化財保護審議会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第116号 矢巾町文化財保護審議会設置条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正す

る法律に基づき、従来教育委員会の所管とされておりました文化財保護の事務を地方公共団体の長の所管とするため、必要な事項を定めるものであります。

主な内容は、地方公共団体の長が文化財保護の事務を行う場合、文化財保護法の規定により、文化財の保護及び活用に関して町の諮問に答え、また意見を具申し、必要な調査を行う附属機関として文化財保護審議会の設置が義務づけられていることから、同審議会を設置するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第116号 矢巾町文化財保護審議会設置条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第117号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改  
正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第14、議案第117号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第117号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されることから所要の改正を行うものであります。

その改正内容ですが、法律の名称や条項を引用する規定の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第117号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第118号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の  
一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第15、議案第118号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第118号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が特別職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、町長等の特別職の期末手当に関し所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、国においては、官民較差に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の期末手当の支給を引き上げたことから、町長等の特別職の期末手当の支給月数を1.675カ月分から1.725カ月分と0.05カ月分を引き上げる改定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第118号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第119号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正  
する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第16、議案第119号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第119号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の一般職の職員の給与に関し所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、国においては、官民較差に基づき俸給表を平均0.09%引き上げたこと及び勤勉手当の支給月数を1.85カ月分から1.9カ月分と、年間0.05カ月分引き上げることに準じ、本町の一般職の職員の行政職給料表及び医療職給料表の改定並びに勤勉手当の支給月数の改定を行い、給料表の改定については、平成31年4月1日から適用するものであります。

また、住居手当につきましても、国と同様に手当の支給対象となります家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円とし、また手当額の上限については2万7,000円から2万8,000円とし、令和2年4月1日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第119号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第120号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第17、議案第120号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第120号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、道路法施行令の改正に伴い、矢巾町道路占用料に関する条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、国の道路占用料の額は、民間における地価水準等を勘案し、算定することとされており、算定基礎となります固定資産税評価額や土地の価格に対する年額賃料の割合などをもとに道路法施行令で全国市町村ごとに所在地区分を設けておりますが、道路法施行令の一部を改正する政令により、道路占用料の額が改正されたことから、政令に準拠しております本町の道路占用料についても同様の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第120号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数あります。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第121号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する等の条例について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第18、議案第121号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第121号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する等の条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、町長部局及び教育委員会の組織の改編に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容ですが、第1条で矢巾町課設置に関する条例の一部改正として、福祉部門については、住民課は町民環境課に名称を変更し、国民健康保険の事業運営を健康長寿課へ移管することにより、給付の分析や介護予防との連携など、生活習慣病予防の保健事業について効果的な事業展開を目指すものであります。

また、福祉・子ども課は、福祉と子ども支援を分離し、福祉については、障がい、介護、子育てなど複合的な悩みについてもワンストップで相談を受け付けする福祉課として設置し、子ども支援については、幼保小までの子育て、教育の切れ目のない支援体制の構築を目指し、教育委員会に子ども課を設置するものであります。

産業部門につきましては、産業振興課の名称を産業観光課とし、道路都市課については、昨年度より特命担当が担っておりました土地利用・住宅政策をより機動的に事業展開することを目指し、企業誘致、企業用地開発や空き家対策を担当する道路住宅課として設置するも

のであります。

また、生涯学習やスポーツ推進については、教育委員会から町長部局へ移管して、文化スポーツ課として設置し、地域づくりや生きがいづくりなど、町長部局の施策と連携、強化することにより、地域の活性化を目指すものであります。

また、第2条から第11条では、第1条の改正に伴って課名が変更になるため、該当する他の条例について一部改正を行うものであり、第12条については、子育て支援センターの業務を子ども課が担当するため、子育て支援センター設置条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点質問いたします。

第1点目は、第9条、産業振興課を産業観光課にするということですが、4年前に農林課と商工観光課を一体にして産業振興課、町民にはまだまだ浸透していないのに、再度また変えるということですが、今後の町民への徹底とかはどのように考えているのかお伺いします。

それから、2点目は、第30条、住民課を町民環境課ということで、今まで住民課の中にありました環境係を町民環境課とすることについて、町長が11月23日、鹿児島に行ってきたということですが、それもかかわるのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まず第1点目の産業振興課を産業観光課と。これはもう全員協議会でも説明をさせてきたわけですが、それで今もう産業については、本町の場合は、何といっても基幹産業は農業、そして商工業でございます。この産業振興は、もう当然図っていかなければならぬ。そして、先ほどの教育委員会であれしていた文化スポーツを町長部局にお願いするというのは、やはりこれからは、健康づくり、それから観光振興、こういうふうなものが一体となって取り組んでいかなければならぬ。そして、もうこれからは、いわゆる産業観光課というのは、そういったことで進めていかなければならないということと。

それから、もう2点目についての住民課を町民環境課と。環境の問題は、もう今パリ協定のことでも今新聞、テレビでも報道されているとおり、避けて通れない大きな課題でござい

ます。そこで、係のあれを課名にして、やはり本町の取り組みの姿勢を住民課から、これは住民課は町民課と。そしてそこに環境の力を入れていきたいということで、そしてこれはもう世界的な、日本でもそうなのですし、もう市町村でも取り組んでいかなければならない。今もう毎月のようにアイーナで県が中心になって環境問題のことにも取り組んで、うちの職員もそのことについて勉強させていただいておるわけでございます。

私が鹿児島に行ったときのお話は、泣いて帰ってきたのです。なぜ泣いて帰ってきたかというと、鹿児島の大崎町というところと志布志市、ここはリサイクル、全国の町村ではナンバーワンです、大崎町が。それから、志布志市は市でナンバーワンです。私どもが過去にやっていたとおりなのです。だから、今内閣府でSDGsの環境問題なんか、なぜ私どもがこの情報発信をやらなかつたのかと。だから、もううちのほうでは、私平成6年6月まで環境施設組合でお世話になって、そのときにつくったカレンダーとか収集形態、それを今向こうに行って花開いていると。何で本町でこういう取り組みができなかつたかということで、そこで私ども環境に力をぜひ入れていきたいというのが、ごみ問題、特に減量化、資源化は避けて通れない、そのことに思いを託していきたいということで。

あとは、先ほどからもお話ある文化スポーツのことについても、これから人生100年時代の中での教育、それは学校教育は今度は学校教育のほうにお願い、社会教育は今まで社会教育でやってきたのですが、これは町長部局とか、教育委員会部局ということよりも一体となってやっていきたい。そのためには総合教育会議というものもあるわけであります。

だから、そういうことを包含しながら今回お願いしたいのは、産業振興課から産業観光課、観光振興は、本町にとっても避けて通れない課題でございます。それから、住民課を町民環境課にするということは、これはもう時代の流れというか、当然私たちが先進的に取り組んでいかなければならぬということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの質問、また繰り返すのですけれども、産業振興課を産業観光課にした、これから住民に徹底するわけですけれども、どういうふうにしてやろうとしているのか。今まで農林課とか商工観光課、それを産業振興課にしたところの経過が4年たってまだまだ住民に徹底されていないのに見えるということなのですけれども、今後どのようにして住民に徹底していくのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、もうご存じのとおり、商工観光と農林と一つに

して産業振興にさせていただいたのです。そして、今観光も時代の要請なのです。だから、今県もそうなのですが、今盛岡市なんかもあれなのですが、文化、スポーツと、そして観光を入れて交流していかなければならない。矢巾町は、これから交流人口がふえていくわけです。だからこそ今商工観光、それから農林課を産業振興課にして、そして今まで私どもとすれば、農林と商工観光を1つにして産業振興課。それで、この観光課をその中に包含してやってきたのですが、やはりこれももう岩手医科大学が来たことによって、今矢巾のスマートインターチェンジが10月に、今1日の通行量2,800台になったのです。だから、その人たちが矢巾町において、そのまま帰っていただくなではなく、例えば南昌山でもいいし、徳丹城、この間日曜日は徳丹城を語る会があったのです。あそこも観光なのです。そういうところに力点を置いていきたいと言うことなのです。

だから、町民の皆さんに浸透しないからだめだと言われると、そのとおりかもしれません、今もうそういう時代の流れで私どもも沿ってやっていかなければならぬということで、これは国も県も観光振興に。そして今インバウンドとか何かの問題は、私たちもこういう問題は、よその市町村、都道府県のことだと思ってはだめなのです。もう医大が来たから、そういうインバウンドも考えていかなければならぬ。だから、手づくり村なんかでも今免税店を設けてやっていると。だから、こういうことに取り組んでいかなければならぬ。

だから、農林業、商工業、そして観光を組み合わせてまちづくりをしていきたいということなので、こここのところは川村よし子議員にもご理解をいただきたいということで、浸透しておらないということは、そのとおりかもしれませんが、何としても時代の要請に先進的に取り組んでいきたいという気持ちをご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございませんか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 再確認です。全員協議会の中でロケーションの質問をしました。その部分で再確認で質問させていただきます。

福祉・子ども課が福祉と子ども課ということで、子ども課がさわやかハウスに行くことによって、社会福祉協議会が本庁舎の2階に行って。具体的には、今のスペースのところ、もしくは会議室を改良するのか。どれぐらいの広さが必要なのか。そして、今のもしエレベーターをおりて右のところの前のところのスペースがなくなるのか、その辺の具体的なお話を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、レイアウトについては、やっぱり町民目線で考えていかなければならないということで、先ほどの答弁の中にも福祉課はもうワンストップで何でも受け入れをしていくと。それから、社会福祉協議会は、私も助役のときは、あそこの常務理事をやって、困り事の相談が多いのです。そこで、今のさわやかハウスよりも庁舎の2階、今スペースが空いているわけですので、あそこのところに私どもが相談業務もできるような体制整備をしていきたいと。

そして、具体的なお話をしますが、例えば生活に困って医療費が払えないとか、水道料が払えないとか、そのために今社会福祉協議会では、助け合い金庫とかやっているわけです。そういう困り事のときに、できればエレベーターに乗ってすぐ2階に上がる、余り皆さんと顔を合わせることのないような、そういう配慮です。そして何か緊急とか何かのときは、もう福祉と社協は連携しなければならない。それは1階と2階であっても、その連携はすぐできるわけです。お客様がご相談になっておいでになっているときも、社協だけで対応できない場合があるのです。そのときには福祉も一体となって解決をおあげするということで。だからそういうことをこれはもう町民の皆さんの目線に立った対応だということで、あとは相談室については、もう今2階にもそれぞれ会議室もありますので、そういうふうな重要な相談のときは、そういう相談室でもできるような体制整備をやっていきたいということで、これは福祉に関する、私どもは町民の幸せを守るための仕事なので、その人たちのためにいかにしてお応えできるかということが今度の、いわゆるレイアウトも考えていく。または、課名も変えていく。そして、今言ったスポーツ、文化なんかのこともご理解いただきたいということでお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第121号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第122号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第19、議案第122号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第122号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、矢巾町道路占用料に関する条例の一部が改正されたことに伴い、矢巾町水路条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容ですが、この水路敷における電柱や地下埋設管などの占用は、道路敷地と連続して設置する場合が多いため、水路占用料は、道路占用料と同額に設定しており、矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例により、道路占用料の額が改正することから、矢巾町水路条例において徴収することとしております水路占用料の額についても同様の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第122号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第123号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第20、議案第123号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第123号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の個人番号カード交付事業費補助金交付要綱の改正に伴い、個人番号カードの手数料を徴収する事務に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容ですが、個人番号カードの交付手数料については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、国の補助対象とならない事由での交付手数料は、各自治体の条例に定めて徴収できることになっておりますが、個人番号カード交付事業費補助金交付要綱の改正により、特別養子縁組による氏名及び性別の記載事項を変更するためのカード返納後の再交付等について、国の補助対象となることが追記されたことから、徴収できる範囲を改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第123号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数あります。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第124号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第21、議案第124号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第124号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、現在監査事務は、町長の承認を得て、補助職員として議会事務局職員が書記を行っておりますが、地方自治法第200条第2項の規定に基づき、監査委員事務局を令和2年4月1日付で設置することにより、職員を配置し、より監査事務を充実させるため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第124号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数あります。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第125号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第22、議案第125号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第125号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾地区農業構造改善センターの管理については、土橋自治会が平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間の指定を受けておりますが、引き続き令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、管理を行わせるべく地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から4期14年間行ってきた土橋自治会による同施設の管理運営が良好であり、特に経費の縮減に努めつつ、利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で、今後においても施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれる矢巾町大字土橋第10地割83番地、土橋自治会、自治会長、女鹿春夫が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定いたしましたところであります。

なお、指定管理者を再指定するに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し改善すべきところは積極的に指導してまいる所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第125号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

ここで皆さん方に申し上げますが、正午になろうとしてございますけれども、残りの議案が限られておりままでの、このまま審議を続けたいと思いますので、ご協力をお願いします。

---

日程第23 議案第126号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第23、議案第126号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第126号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町文化会館の管理については、東北共立・寿広グループが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間の指定を受けており、引き続き、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間にわたり管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から4期14年間行ってきた東北共立・寿広グループによります同施設の管理運営は良好であり、特に町内の芸術文化団体への指導、助言、育成、支援が適切であるほか、自主事業においては、独自の企画力により、多種多様な芸術文化に触れる機会を創出するなど、町民の芸術活動への関心を高め、次の世代につながる事業を実施し、成果を上げており、県内外においても高い評価を得ております。また、利用者に対するサービスの質を落とすことなく、経費の縮減に努めるなど、常に施設運営の効率化を図っているなどの実績を評価した上で、今後においても施設の効率的かつ効果的な管理運営が見込まれることから、宮城県仙台市太白区八本松二丁目10番11号、東北共立・寿広グループ、代表者、株式会社東北共立、代表取締役、岸浪行雄を指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定いたしましたところであります。

なお、指定管理者を再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容見直しを含め、町として指定管理者に対し改善すべきところは積極的に指導してまいる所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第126号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）  
について

日程第25 議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第26 議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第28 議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第24、議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について、日程第25、議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、  
日程第26、議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、  
日程第27、議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、  
日程第28、議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について、この補正予算5議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思  
いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第24、議案第127号から日程第28、議案第131号までの5議案については一括  
上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました5会計の令和元年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、1款町税の個人町民税、法人町民税及び固定資産税、14款国庫支出金の保育所運営費交付金及び施設整備補助金、15款県支出金の保育所運営費負担金、16款財産収入の土地売払収入、17款寄附金の一般寄附金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、職員の新陳代謝、給与改定等による人件費の補正のほか、2款総務費の庁舎管理運営事業及び財政調整基金積み立て事業、3款民生費の保育委託事業及び私立保育園助成事業、4款衛生費の予防接種事業、8款土木費の河川改良事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,429万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億8,527万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、5款繰入金の財政調整基金繰入金、7款諸収入の国保診療報酬等返納金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、4款保健事業費の特定健康診査特定保健指導事業、7款諸支出金の償還金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,437万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,949万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、3款国庫支出金の国庫補助金を増額補正し、7款繰入金の一般会計繰入金を減額補正、基金繰入金を新設し、増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、1款総務費の徴収費及び3款地域支援事業費の介護予防、生活支援サービス事業費を減額補正し、2款保険給付費の高額医療合算介護サービス等費、3款地域支援事業費の包括的支援事業、任意事業費及び6款諸支出金の償還金及び還付加算金を増額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,221万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち支出の第1款水道事業費用の営業費用を減額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の第1款資本的支出の建設改良費を増額補正するものであります。

これによりまして、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款水道事業費用を188万1,000円減額して、総額を5億6,965万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款資本的支出を19万5,000円増額して、総額を7億9,548万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用及び第2款農業集落排水事業費用の営業費用をそれぞれ増額補正し、資本的収入及び支出のうち支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を増額補正するものであります。

これによりまして、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道事業費用を15万5,000円増額して、総額を6億8,237万1,000円とし、第2款農業集落排水事業費用を11万9,000円を増額して、総額を3億6,408万7,000円とし、資本的収入及び支出のうち支出の第1款公共下水道資本的支出を4万7,000円増額して、総額を4億6,497万5,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第127号から議案第131号までの5議案については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することと決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の5議案につきましては、12月13日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算の5議案につきましては予算決算常任委員会において12月13日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いをいたします。

ここで暫時休憩といたします。

なお、高橋町長以下参与の方々は退席されて結構でございます。

午後 0時13分 休憩

---

午後 0時14分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

---

日程第29 発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第29、発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は、表題のみとします。

(職員朗読)

○議長（藤原由巳議員） それでは、提案理由の説明を求めます。

5番、村松信一議員。

(5番 村松信一議員 登壇)

○5番（村松信一議員） 発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、議案第118号、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正と同様に、本年8月の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与に関する法律の改正を踏まえ、議会の議員の期末手当に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容でありますが、本町の議会の議員の期末手当の支給月数を1.675カ月分から

1. 725カ月分と0.05カ月分引き上げられる改定を行うものであります。

なお、この条例は、令和元年12月1日から適用するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会をいたします。

なお、明日4日は休会、明後日12月5日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集お願い申し上げます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 0時20分 散会



令和元年矢巾町議会定例会 12月会議議事日程（第2号）

令和元年12月5日（木）午前10時開議

議事日程（第2号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理課長 兼税務課長 兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田徹君

福祉・子ども 課長兼子育て 支援センター所長	浅沼 圭美君	健康長寿課長	田村 英典君
産業振興課長	菅原 弘範君	道路都市課長	佐々木 芳満君
農業委員会 事務局長	高橋 保君	上下水道課長	田村 昭弘君
特命担当課長 ( 土地 )	藤原 道明君	特命担当課長 ( 福祉 )	村松 徹君
教育長	和田 修君	学務課長	田中館 和昭君
社会教育課長 兼公民館長	浅沼 仁君	学校給食共同 調理場所長	村松 康志君
代表監査委員	佐々木 良隆君		

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長	野中 伸悦君	係長	藤原 和久君
主査	佐々木 瞳子君		

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

5番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、質問の第1問目、令和2年度当初予算編成について、以下お伺いをいたします。令和元年度3月期の上場企業業績予想において下方修正の企業や個人消費の低調ぶりが目立つなど、減速予想の経済状況の中ではありますが、本町の予算編成についてお伺いをいたします。

1点目、新年度の予算編成において、今日的課題として重点的に取り組む事業は何か。

2点目、個人・法人住民税等の町税やふるさと納税の収入見込みをどう捉えているのか。

また、企業版ふるさと納税についてどう考えているのか。

3点目、各種懇談会や町民からの意見や提言、議会定例会9月会議における決算審査の附帯決議をどう反映させるのか。

4点目、町有遊休資産の利活用について検討委員会での協議結果を反映する新年度事業はあるのか。

以上、4点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 5番、村松信一議員のご質問にお答えする前に、今議長さんからお許しをいただきましたので。実は、非常に残念なお知らせになるわけでございますが、本日8時15分に火災発生の第一報が入りまして、本町の広宮沢第5地割の92の1、佐々木清さん宅で火災が発生したということで8時19分には矢巾分署隊、それから盛岡南消防署隊が、それぞれ水槽式ポンプ車、救急車、そして消火作業に当たられたと。その中で8時45分におうちにお住まいの方々の情報があって、3人世帯だということで、高齢者の女性の方、今8時45分、救急搬送中と。それから、息子さんが職場に出勤中ということで不在であったと。そして、もう一人、高齢者の男性の方が行方不明ということで、そういう状況下にあります。そしてその後8時58分にお住まいの方々の情報を確認したところ、息子さんは職場からおうちに、現場に帰ってこられたと。それから、お母さんは救急搬送と。そして、1名の方は、先ほど言いましたように行方不明ということで。そして9時20分に行方不明者1名発見との情報があって、その2分後に行方不明者が死亡のことということで、非常に残念なこと、火災と焼死体ということで、本町では、4月14日に北郡山での火災があってから火災が続いておったわけでございますが、非常に残念な結果になったことを議員各位にご報告をさせいただきます。大変恐縮でございます。

それでは、早速でございますが、5番、村松信一議員の令和2年度当初予算編成についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、第7次矢巾町総合計画後期基本計画の初年度として、地方創生事業を始め、人口3万人を目指した土地利用政策の推進、交通安全施設や生活道路の整備、健康寿命の延伸、地域包括支援の強化、公共施設長寿命化に向けた設備の更新、ファミリーサポートセンター事業、中学生平和学習派遣事業、田園ホール開館30周年記念事業などを重点的に取り組み事業として予算の編成をしてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、個人町民税は、今年度の調定額が前年度を上回っており、約8割が給与所得者で占められていることなどから、令和元年度中の所得も前年度程度を期待できるものとして来年度の当初予算においては、今年度の当初予算額より約3,000万円の增收を見込んでおるところであります。

次に、法人町民税は、令和2年9月末以降に到来する決算分から法人税割の税率が現行の12.1%から8.4%に改正されることに伴い、今年度の当初予算額より約200万円の減収を見込んでおります。

次に、固定資産税は、土地につきましては、価格が上昇傾向にあるものの、評価がえ年度ではないことから、ほぼ横ばいと見込んでおります。また、家屋及び償却資産につきましては、新たに企業立地が進んでいることから、約7,000万円の增收を見込んでおるところであります。

また、ふるさと納税につきましては、ことしの6月の制度改正以降、厳しい状況が続いており、今年度予算比で減額を見込んでおりますが、貴重な財源として、令和2年度も積極的に推進するとともに、企業版ふるさと納税につきましても、令和2年度から税額控除割合が寄附額の3割から6割に拡大される見込みであり、損金算入措置とあわせて寄附額の9割が控除され、寄附のメリットが大きくなることから、本町の独自色を打ち出し、本町を支援していただける企業を見つけ、寄附につなげてまいりたいと思います。

3点目についてですが、町政懇談会や町民懇談会における町民の皆さんからのご意見やご提言及び平成30年度決算認定に係る予算決算常任委員会審査報告書において附帯決議のありました町内保育園及び自治公民館へのエアコン設置の支援や河川の中州除去、生活道路の整備などについて予算に反映できるよう鋭意努力をしてまいります。

4点目についてですが、町有遊休資産の個々の利活用及び処分に関し、町として検討委員会にお諮りするのは、個々の資産の具体的な方策が決定して、一定規模以上の案件のもの、例えば具体的には予定価格1,500万円以上かつ5,000平方メートル以上の案件と考えておりますが、現時点では具体的な検討を幾つか進めているところであります。今後の見通しとしては、令和2年度中に幾つかの資産の利活用及び処分に関する方策を定め、一定規模の案件がある際に、検討委員会からと議員各位の皆様方からのご意見をいただきながら決定してまいります。

なお、新年度予算には、委員会開催に必要な予算と不動産鑑定及び測量の委託料を盛り込んで新年度中の利活用及び処分に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、再質問をさせていただきます。令和2年度の当初予算編成についてでありますが、第7次矢巾町総合計画後期計画の初年度として重点的に取り組む地方創生事業について、令和2年度は第2期である今後5年間に向けた初年度となります。第1期の検証として、現在取り組み中でありますウェルネスタウンインキュベーション拠点

整備事業についてお伺いをいたします。

この事業は、来年度、2020年度までですが、健康医療等のヘルスケア関連産業を中心とした企業希望者の受け入れ、創業支援を行う計画、事業でありましたが、それでは1点目の再質問ですが、厨房施設は、現在までの使用実績はどのようにになっているのか、どう活用されているのか。そして、起業希望者の相談件数と、あそこにレンタルスペースがあるわけですが、この使用実態はどうなのか。そしてまた、各種セミナーの開催状況と起業に結びついた実績、今起業のために準備中の予定者はいるのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず厨房施設の使用実績ということからお答えいたしたいと思いますが、現在起業を希望しております地域おこし協力隊の者がございますので、その者がズッキーニやシイタケ等の特産品を使った創作メニューの開発などに要するために随時使用しているところでございます。こうした情報発信につきましては、小冊子にまとめて町内で配布などをしております。最後のところに関連しますが、起業を考えている人がいるのかということでございますが、そういった意味では今1名は確実にそういった意志を持っているということで把握している状況でございます。

また、セミナー等の開催状況ということではありますけれども、平成30年度は、3回実施しております。こちらは不動産ビジネスに関する勉強会やクラフト講習会といった形で使われておりますし、あと令和元年度におきましては、これまで2回8月と9月に懇談会を実施しているところでございます。今年度につきましては、あと1回食のイベントを2月ごろに予定しているところでございます。あともう一つ、こちらは起業に進んだ成果があるかどうかということなのですけれども、今までテストマーケティングに進んだ者が3名おります。しかしながら、本格的な起業に至っている部分については現在おりませんが、先ほど1名いるといったところの者をサポートしていきたいというふうに考えているところでございます。

あとレンタルスペースの活動状況におきましては、こうしたワークショップ等が開催されることや、あとはこちら協力隊が随時活用しているという状況で活用されているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○ 5 番（村松信一議員） それでは、新年度重点的に取り組む事業の中から交通安全施設や生活道路の整備についてお伺いをしたいと思います。

私、平成27年9月議会におきまして、ゾーン30設置の考えを持って一般質問をしました。その後全員協議会におきまして、トコタウン、それから煙山小学校付近の設置計画について説明を受けた記憶がございます。その後、矢巾町にはゾーン30がまだできていないと思うのですが、その後の状況についてまず1点。そして、新年度事業として重点的に取り組む交通安全施設や、それから生活道路の整備について、今現在具体的に決定している施設あるいは場所はあるのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 私のほうから交通安全施設ということでお答えさせていただきます。

交通安全施設につきましては、ただいま柴波警察署と道路管理者である道路都市課と、それぞれ協議しておりますし、要望につきましては、交通安全対策協議会ということで要望を続けておるところでございます。新年度につきましては、重点的に取り組む交通安全施設ということで医大関連の中心になるかと思いますけれども、あと医大関連に付随した通学路、そういうしたものについて設置できるように、地元の意見を十分取り入れながら要望活動を続けてまいりたいと思いますし、実質予算的な部分はまだ組み込まれていない部分もございますけれども、そういう要望が通り次第、補正予算にでも追加で提案できるような形ですぐにでも取り組みたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） 交通安全施設の関係と生活道路の関係につきまして私のほうから説明させていただきますが、初めに、ゾーン30につきましては、総務課の防災安全室を中心に警察と協議、要望をしながら今進めているところで、それにあわせて警察と連携して、道路管理者も路面標示等をすることになっておりますので、といったところは実施されるというところに至った場合には、我々も道路表示などに協力しながら行っていきたいというふうに考えております。

そのほか今現在上杉踏切の歩道設置、高田の島線、南矢幅の南矢幅踏切の西側になりますが、田中縦道線、あとはスマートインターチェンジ関連でいいますと、安庭線、といったところにつきましては、歩道の整備ということで今年度島線、田中縦道線などは地元説明会を行いまして、今現在測量設計をしているところで、また後ほど地元説明会をする予定にし

ているところであります。

そのほか未就学児の集団行動の要件のある道路につきましては、防護柵、特に滋賀の大津市の方で事故がありましたけれども、そういった部分の交差点への防護柵の設置などを中心に今現在国の方に設置の予算を要望しているところであります。そのほか街路灯につきましては、LED化を進めることにしておりますし、通年行っておりますライン、区画線、センターラインとか、サイドライン、そういったものの交通安全施設を主にやっていきたいと。あとカーブミラー等につきましても、矢巾町の交通対策安全協議会の方に要望が出されたところを中心にあとは危険箇所をパトロールしながら随時設置の方を考えていきたいというふうに考えております。

あとは生活道路につきましては、確定というところでは予算編成をしている最中ですので、なかなかはっきりしたところは言えませんが、桜屋の道前1号線、そして室岡の木の宮水上線、こういったところは途中までやっておりますので、今年度半分ぐらいしかやっていませんので、その続きをやっていきたいというふうに考えておりますし、そのほか矢巾1区の中の焼き肉三平さんのあるあたりの生活道路で、まだ砂利道がありますので、そういったところも引き続きやっていきたいというふうに考えております。

そのほか道路整備懇談会というのも随時各行政区に入って、それぞれ意見を頂戴しておりますので、そういったところを優先順位等を検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） ゾーン30のことを再々質問をさせていただきますが、トコタウンと煙山小学校付近というのは、まだ継続中なのですか。それとも、そこではなく別なところで検討しているのですか、そこは残っているのですか、どうなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、このことについては、ゾーン30については、煙山小学校、それから徳田小学校周辺、これは紫波警察署を通してお願いしている案件なのです。県警本部の交通規制課の担当課長にも行ってお願いをしておりまして、あの地域はもういいのです、理解していただいて。今公安委員会、県警本部の方ですが、今そういった状況なので、このことについては、やはり今道路環境が変化してきておるわけで、

やっぱりそういうことをきっちりお話ししながら。特に今煙山小学校周辺は、地元からもそういう要望がありますので、このことについては担当課長にも話しておりますが、今後またさらに粘り強く要望していきたいなということで、今回議員さん方からも交通安全施設の関係についてはいろいろ要望を出されておりますが、これはまとめていざれ本町としても対応していきたいなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） わかりました。ゾーン30につきましては、前回一般質問をしたときにも、そのうちに車のカーナビに表示されると思いますよというような話をしたかと思いますけれども、今現在のカーナビですと、大体ゾーン30の100メートルぐらい前に来ますと、この先ゾーン30ですというふうな形でカーナビでは今表示というか、声が出るようになつていて、より安全になっているということを付け加えさせていただきまして、次の再質問なのですが、公共施設長寿命化に向けた設備更新についてでありますけれども、答弁に公共施設長寿命化に向けた設備更新とあります。これは、3月末までに作成期限であります個別施設計画を含む総合管理計画の策定に沿った矢巾町公共施設等総合管理計画により、初年度に実施する設備の更新としてこれを捉えてよろしいでしょうか。

そして、10月4日に矢巾町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画策定支援業務という名称の契約があったと思いますが、これは令和2年3月24日までの期限である、支援期限としておりますけれども、この支援業務というのは、一体何をする業務の契約だったでしょうか。これについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず1点目でございますけれども、ご指摘のとおり、公共施設等の総合管理計画に基づきまして、現在個別計画を策定しております。その個別計画の中には、今後の見通し、資産がどのように維持されるものかという見通しを計画するものでございまして、その中では、まず建物の躯体、電気設備と熱源、あとは空調といった公共施設として機能する諸条件を網羅した形で管理、長寿命化を図っていく計画にしたいと考えております。

その中で設備更新という形の中で、今後を見据えた形の中でいつごろにそういうものが、まず法定耐用年数を迎える、そしてその法定耐用年数を超えて何年使うかといった、まさに長寿命化の部分について方針を示したいというふうに考えております。そういうものが内容を

踏まえた計画にしたいというふうに考えております。ですので、この計画によって直近どこがという形にはならないのですが、今後の長いスパンの中でそういう見通しをつけていくというものにする予定でございます。

2点目についてですが、10月4日にこの計画の契約があったのかということだったのですが、それに向けて実は入札を行いましたところ、条件が調わず不調となってしまいました。それによりまして、この契約は現在ございません。この支援業務の内容につきましては、全て現在企画財政課のほうで作業中ということになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） そしたら、4月1日から始まる総合管理計画はできるのですか。前回も質問しておりますけれども、必ずりますとかという話でしたけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 年度末までにこちらのほうは策定を終えたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） わかりました。

それでは次の再質問ですが、総合管理計画は、策定後直ちに前回はホームページに掲載しますということを答弁としていただいております。前回は、ほとんどホームページには記載されておりませんでしたので、今後はそういうことがないようにということでホームページに掲載することでしたが、その前に、この内容は、議会に説明する考えはありますか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

総合管理計画につきましては、まず策定後、こちらのほうでホームページで公開しておりますし、個別計画策定といったものにつきましても、こちらは施設のカルテという形で皆さんに公表して見ていただこうと考えているところでございます。こちら議会に関する説明はあるかということでございますけれども、こちらにつきましては、ご説明したいと思いま

す。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　村松信一議員。

○5番（村松信一議員）　それでは、また再度お伺いします。

公共施設等総合管理計画の方向性についてお伺いいたします。本町の人口3万人構想や少子高齢化、そしてフューチャーデザインとしての将来世代も考慮した上での施設計画の方向性は、誰が、いつ、どの時点で決めるのですか。例えば規模の縮小とか拡大、それから廃止などもあると思いますし、それから施設の長寿命化あるいはまた現状維持、これらの長寿命化に対する判断は、いつ、誰が行うのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

ありがとうございます。まさにそういったところが肝になっていくと思うのですけれども、まずフューチャーデザインという形の中で、この公共施設等の総合管理計画を策定後に個別計画策定に向けたワークショップを開催しております。こちらは3回開催しております、その中で町民の皆さんのが公共施設についてどのように考えているのかというところをかなり把握することができましたし、こちらにつきましては、客観的な視点で共同研究をしております大阪大学大学院のほうで協力してサポートしていただき、アドバイスをいただいているところでございます。そういう形の中で一つ見えてきた住民の意見ということと、あとこちら公共施設等の総合管理計画の個別計画につきましては、あくまで建物としての寿命と、あとは財務状況に応じて方向性を示すものであります。したがいまして、この位置づけといったしましては、例えば個別計画で統合とか廃止といったことが出たとしても、それは現在の制約の中で考えた場合、将来こうなるのではないかというようなことを物理的なものと財政の制約の中から示すものでございまして、その方向性というものにつきましては、専門家の意見を聞きながら決定させていただきたいと思っています。

ということで、これが廃止だから、統合だからということで住民の意見がその場で合意形成されるということではなく、その場になつたら改めてそういう議論がなされるという形になろうかと思います。

全国において、この計画の使い方というのは、全てそういう形になっておりまして、例えば統合の方向性というものが示されたとしても、実際にその時期になつたら、改めてその議論を行うという材料になります。あくまでこの計画につきましては、私どもの今後の財政運

営だとか、施設整備における基本的な制約の中での範囲の決定事項ということの位置づけにする予定になっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、今個別計画、全体計画のことについて答弁をさせていただいたのですが、もうこれは基本的にフューチャーデザインのワークショップもそうなのですが、これは議会の皆さん方ともしっかりと協議しながら進めいかなければならぬと。そして、現有施設との整合性を図りながらやってまいらなければならない。その中には、いろんな課題があるわけですので、その課題を洗い出しをして、そして皆さんに、または町民の皆さん方に説明できるようなたたき台をしっかりと構築して、お示しをしていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 今理解しました。それでは、次の再質問でありますが、中学生平和学習派遣事業ということで私初めて聞く言葉と事業であります、その内容についてどのようなものなのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、本町でも非核平和のまち矢巾宣言をいたしてからもう、そして戦後、来年は75年の節目の年になると。そして、今回もいわゆる皆さんご存じのとおり、長崎、広島の被爆地には、いわゆるローマ法王ではなく、教皇というのですかがおいでになってあれなのですが、今までに被爆の体験とか、それから平和の大切さを、やはり若い世代、今考えているのは、中学生をそういった長崎、広島、またできるのであれば、沖縄までも。今のところ来年はひとつ広島に中学生を派遣して、平和の大切さ、そしてそれをみんなで共有して、いわゆる戦没者の追悼式とか、そういうときに合わせて一緒にやることができないか。

私どもとしては、戦没者の追悼式、そして平和の集いとして、いわゆるそういった関係者とも協議しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次に、企業版ふるさと納税について伺います。9月決算議

会におきまして企業版ふるさと納税に取り組むことを附帯決議によりまして採択したわけですが、私は、平成28年9月の一般議会におきまして、企業版ふるさと納税に取り組んではどうかという質問をいたしました。その時点での全国の企業版ふるさと納税につきましては、利用者数も少ない中で事例といたしまして、湯沢市の温泉水を利用した農業用ハウスの有効活用、それから福井県、鳥取県、徳島県の地元に戻り、居住した場合、県内に就職する若者に奨学金を返還する事業等が採択されたということなどを例に挙げたわけですが、そのときの答弁は、今後も検討し、ぜひ実現していきたい一つの方法だと考えておりますということの答弁をいただいておりますが、昨年は個人版ふるさと納税は5,127億円、そしてそれに対して企業版につきましては三十数億円で大きく見劣りするとのことで、これを5年間延長しまして、寄附額も先ほどの答弁いただきましたとおり、メリットも大きくなっていますし、そこで本町の企画立案で企業に相談中の寄附見込みを立てている計画事業は現在ありますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

以前議会の質問の中でお答えしたときに1社と検討中であるというお話をしました。残念ながら、その企業とは合意に至らず、残念ながら流れてしまったのですけれども、現在2社と計画につきまして話し合いを進めているところでございます。内容につきましては、健康増進といったところに注目している分野につきまして企業版ふるさと納税をしてもいい、矢巾町の活動を応援したいという企業がございまして、そこと企業版ふるさと納税の合意に至れるように頑張っていきたいというふうに今調整しているところでございますし、私どもの取り組み自体もプラスシュアップしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員）　そのふるさと納税につきましては、ぜひとも実現できるようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1問目の最後の質問になりますが、遊休資産についてを伺いたいと思います。現時点で具体的に検討している案件は、どのような資産の内容であるのか。そしてまた、令和元年6月会議において、町内各種遊休資産の利活用及び処分の方策の検討のため、検討委員会に諮る規模の予定価格は1,500万円、そして面積は1,000平米ということについての決定

は、どの基準で定められたのか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君） 2点ご質問ありましたので、それをお答えいたします。

1点目、具体的な検討案件の内容ということですが、市街化区域にある普通に売却可能であろう資産、財産が幾つかありますので、そちらを検討対象としております。面積でいいますと、旧矢巾中学校も含まれておりますので、2万平米弱ございます。坪数で5,900坪ほどですので、そういうことを検討中でございます。

それから、2点目、予定価格と面積の考え方ですけれども、こちらは議会議決に係る財産処分等の面積と金額をそのまま使っており、予定価格1,500万円でかつ面積5,000平米以上というふうに考えております。これは、小規模なものまで全て検討委員会というふうな話になってきますと、いろいろ事務の繁雑さとかあると思いますし、委員会にかかるとなると、処分までの時間を要するとか、いろいろな課題もあります。それと、処分の場合ですけれども、議会議決案件になるようなものに関しては、やはり委員会の検討結果も踏まえてこういったご意見でしたということも踏まえて議会の議員の皆様にもご説明する必要があるだろうという考え方のもとにそういった基準にしようと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、続きまして、2問目の質問に入ります。保健福祉施策推進上の課題等について何点かお伺いしたいと思います。

1点目、厚生労働省では、ロタウイルスワクチンを令和2年10月1日から予防接種法に基づく定期接種、これは無料とする方針を打ち出しました。そして、今後自治体への周知が徹底されて行われると思うが、現在任意接種とこれまでの接種状況についてお伺いをいたします。町民からの要望や問い合わせの有無及び対応をどのように行ってきたのかということです。また、今後医師会や医療機関との協議をどのように進めていくのか、この点についてお伺いをいたします。

それでは、2点目であります。ロタウイルスワクチンの接種について、令和2年8月1日生まれの子どもから無料対象となると思いますが、令和2年4月1日以降誕生の子どもから

無償とする町独自の対応策を実施してはどうか。

そして、3点目、2025年問題への対応について、第7期介護保険事業計画の高齢者等の将来推計における高齢者人口及び高齢化率等の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の公表数値との乖離が見られます。介護保険事業計画の数値は、どのように算出したものであるのか。また、今年は、第7期計画期間の2年目ですが、介護給付等に係る進捗状況と当初目標との乖離はないか。これに伴う介護費用見込み額の修正はないのか。

そして、4点目、国では介護一歩手前であるフレイルの方を把握するため、75歳以上を対象に新しい健診を始めるということでありますが、町ではどこまで把握しているのか。体重減少、疲労感、生活活動の低下、握力の低下、歩行速度の低下の5項目で自覚症状を確認できるフレイル評価基準が示されておりますが、本町での取り扱い状況について伺います。

それから、5点目、国では高齢者保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、調整交付金事業を創設するとしておりますが、財源としてどう活用し、介護給付費の抑制に係る数値目標を定めるのか。

そして6点目、今年スタートした岩手県民計画において、がん、心疾患、脳血管疾患による死亡率に関し、新たな目標を盛り込んでおりますが、本町における生活習慣病予防施策との整合性、そして設定目標及び進捗状況について伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　保健福祉施策推進上の課題等についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在は任意で接種希望する方が自己負担でロタウイルスワクチンを接種しておりますが、このロタウイルスというのは、嘔吐、下痢症ということでノロウイルスとはまた別でございますが、接種しております。接種の状況については、任意接種であることから、町では把握していないところであります。

なお、ワクチンの受け方について問い合わせがあった場合はその都度、その内容に沿った相談などに対応しているところの状況であります。今後令和2年10月からの定期接種化に向けて医師会との調整を行い、スムーズな実施に向けて準備をしてまいります。

2点目についてですが、現段階では、国の動向に合わせ令和2年8月以降生まれの子どもの定期接種化に向けて準備を進めていくこととし、令和2年4月から7月生まれに対する無償化の実施については、ワクチンの接種時期の安全性や他の予防接種と重複する際の安全性も考慮する必要があることから、国の基準で示された該当月齢による定期接種とさせていただくものであります。

3点目についてですが、国立社会保障・人口問題研究所の公表数値は、各自治体が人口減少問題に取り組まない場合の今後の推計値であります。第7期介護保険事業計画の高齢者人口及び高齢化率等の数値は、過去の人口変化率の実績値と第7次矢巾町総合計画に基づく基本理念や将来像を加味した町施策を勘案し、算出したものであります。介護給付費等の状況は、平成30年度実績額が計画に対して95.8%の給付率であり、令和元年度も計画値に対して順調に推移しておりますことから、第7期介護保険事業計画中の見込み額の修正は、現在のところ考えておらないところであります。

4点目についてですが、現在具体的にフレイル、いわゆる虚弱、加齢によって心身が衰えた状態の方の人数は把握しておりませんが、後期高齢者健診において、フレイルなどの高齢者の特性を把握するための新たな質問表を活用した健診を行うことができるよう健診委託機関と調整してまいります。

また、介護予防のための地域でシルバーリハビリ体操を行う通いの場体操くらぶにおいて、定期的に保健師や看護師等が握力や歩行速度の測定等を実施し、個人の半年ごとの体力評価を行っておりますことから、後期高齢者健診とあわせてフレイルの方の把握をしてまいります。

5点目についてですが、現時点では調整交付金の具体的な交付基準が示されておりませんが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでまいります。具体的には、通いの場体操くらぶやエン（縁）ジョイやばネットワーク事業等におけるフレイルや生活習慣病予防の健康教育の実施やフレイルの前段階であるプレフレイル、それこそ前もって虚弱の段階から保健師や看護師が個別に関わり、要介護状態を予防する取り組み等に係る事業の財源として活用してまいります。また、介護給付費等の抑制に係る数値目標は、国においては、事業にどれだけ取り組んでいるかという活動の取り組みに対する基準目標として実施する事業内容と把握しておるところであります。

6点目についてですが、いわて県民計画に基づくがん、心疾患、脳血管疾患による年齢調整死亡率については、年齢の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率であり、本町では、平成25年から平成29年の5カ年の平均値を見ると、岩手県の死亡率より低いものの、全国に比べると死亡率が高いため、県の目標値同様に国との年齢調整死亡率の格差を縮小するように取り組んでまいります。

また、町国民健康保険第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画では、脳血管疾患による死亡率を人口10万人に対する比率にすると、現状は平成27年では、男性

152.0人、女性は96.4人となり、令和5年には、この死亡率が減少となるよう目標を設定しているところであります。また、目標達成のためには、生活習慣病予防対策として特定健診、特定保健指導事業が重要であり、生活習慣病の早期発見と重症化予防のために新年度からは健診実施方法の見直しや紫波郡医師会にもご協力をいただき、それぞれのかかりつけ医から健診の受診指導を行っていただき、個人病院でも特定健診等を実施するなど、関係機関においても健康づくりのためにさらに取り組んでまいる覚悟であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） このロタウイルスワクチンにつきましては、たしか平成23年の12月会議だったと思いますが、小川議員も質問しておりました。それで私の再質問に入りますが、ロタウイルスワクチンの接種時期の安全性や他の予防接種と重複する際の安全性を考慮するということですが、現在もずっと続いて任意で接種をしているわけであります。安全性に問題があるとは考えにくいのではないかと思います。現在任意で接種しておりますが、答弁では安全性の考慮をする必要があるとしておりますが、無償化が今後進んだ場合でも同じことが言えると思います。現在任意接種の方は、恐らくこのことは十分注意をしながら安全性を確保しているのだと思いますが、こういった要は今任意接種の内容については、どれくらいの方が接種しているのかというのはつかんでいらっしゃるでしょうか。そして、その安全性のことを話しておりましたが、無償にできない理由というのは、本当にそうなのでしょうか。予算のことを考えてではないでしょうか。そのことにつきまして伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えします。

私は、後段のほうの予算がないから実施しないというのは、これはそういうことではございません。ロタウイルスについては、今任意接種なので、先ほど答弁でもお答えしたとおり、この接種の状況の把握ができないわけです。それで私どもは、これは、いわゆるお医者さんではないわけですので、村松信一議員もわかっているとおり、予防接種事故というのは、もうこれは大変なことなのです。私も担当して、過去にはそういうこともあったわけです。だから、この予防接種に安全だからということではなく、私どもはやはり来年国から示されたいろんなガイドラインとか、それから専門医、郡の医師会とか、そういう先生方からしっか

り状況を把握しながら、それで安全性というよりも接種間隔とか、今法定で決められた、また任意接種もあるのですが、非常に接種間隔が限られた中でやっていかなければならないということなので、そのところは、私どもも今後状況をしっかり見極めながら。

今のところは考えておらないという答弁をさせていただいたのですが、これは状況を見て、もうそういう心配がないと、接種間隔から予防接種の事故または問診票からのこういった問診票も当然考えていかなければならないわけですから、そういうふうなことを総合的に勘案して問題がないというのであれば、前倒しもそれは考えていきたいということで、現在のところではこういうお答えになるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） はい、わかりました。大変失礼しました、予算ではないということがわかりました。

それでは、次の再質問ですが、本町の2019年度の予測人口として、矢巾町健康長寿のまちづくりプラン、これは2020年までの3年間でした。これでは、人口の推計を2万7,710人としておりました。そしてまた、第7次矢巾町総合計画基本構想前期の基本計画の4年間ですが、2016年から2019年の計画での推計では2,785人としておりました。このように2種類の計画の中で、本町が推計する年度の人口に差異が生じておりますが、今後もいろんな新計画策定時があるわけでありますが、このような場合の整合性はどうするのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、町の総合計画については、平成28年度策定と。それから、介護保険事業計画、第7期の高齢者福祉計画については2018年、平成30年度からスタートしたということで2年間の差異はあったということでございます。当然ながらご指摘のとおり、町の最高の一番の計画というのは、町の総合計画でございますので、人口の推移等についても、それは本来であれば合わせなければならないという部分でございます。今後については、そういうところについてもしっかりと把握というか、総合計画に合わせるべくやりたいと思いますが、介護保険計画については、そのまま高齢者人口、それから町の人口等についての推移が介護保険料という金額に反映する部分もございまして、策定委員会及び介護保険の運営協議会の中でもんだ結果、こういった若干の調整もさせていただいたというところでございま

す。しかしながら、町の総合計画が一番の計画ということでございますので、そこはしっかりと反映させていただいて、今後も計画をつくらせていただきたいということで回答とさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、3点目の再質問であります。

国では、75歳以上の方の食生活や運動習慣、物忘れの有無などを訪ねる質問表を作成して、そして町村の健診で活用し、早期に発見することで要介護状態の一歩手前の状態のフレイルの把握のために質問表を使う判断は町村に任せられております。使用する場合、健診時以外のふだんの介護予防で、例えばシルバーリハビリ体操等で集まった方等、でもこれを使用したら効果があると思いますが、これを流用できるのかどうかということを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

ご質問の趣旨の新たな健康づくり事業というものについては、後期高齢者健診の中で、それらのデータを用いて高齢者の皆様のフレイルを予防したいということで保健事業がスタートするものでございます。新たな健診事業がスタートするというものではありません。

フレイルというものについては、体が虚弱になるのを防ぎますよという大きな概念でございますが、その中には、サルコペニアあるいはロコモシンドロームという部分の防止ということで取り組んでいきたいということでございます。簡単でございますが、サルコペニアというのは、高齢者の方の体の筋肉量が減少して、身体機能が低下していくという状態のことを指すと。それから、ロコモティブシンドロームというのは、運動器の障がいのために移動機能の低下を来す。例えば高齢者になりますと、膝が痛いとか、腰が痛いとかということでなかなか歩かなくなって、結果的に体が虚弱になると、それらを総称してフレイルというものでございますが、それらのフレイルを予防するためにいろんなアンケートとか、いろんな通いの場を利用して健康状態を向上させようという内容のものでございます。

現在は、国保の特定健診で使用しております質問表というのがございます。これは、22項目ございますが、それを用いまして、いろんな集まりの場等で、例えば血圧を下げる薬を使っていますかとか、ふだんから運動していますかとか、体重が増加していませんかというような質問表を今使っておりますが、今回新たに国から暫定的に示された15項目、新たな質問

表を使って、これは高齢者、75歳以上の方に特化した質問表ということで、これをを利用して食事をしっかりとっていますかとか、歩いていますかといったような、ほぼアンケート的な内容にはなってございますが、これをいろんな集まりの場あるいはいろんな活動、それから町による保健指導の場などで定点的に使うのか。それとも、1人に対して経過的にずっと参加するたびに使うのかというのは、これからちょっと検討しなければなりませんが、そういうたった使用の仕方をしながら高齢者、75歳以上の方々のフレイルを予防したいということで使用していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきます。

補足するのですが、フレイル予防は、健康寿命、これを延ばすために欠かせないあれなのです。それで、厚労省では、今も答弁の中にあったのですが、15項目にわたって、だからこれはもう厚労省が決める15項目で最小、もうこれはかかりつけ医とか、私たち集団検診、今集団検診とは言わないのですが、そういった健診を通してやりますので、それから町独自というのは、その後考えていくということで、具体的に厚労省のあれで、今15項目調べてみたら、栄養とか、運動とか、社会参加、これが非常に求められておるわけでございまして、そういったことで来年度からは国で定められた様式にのっとってやるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員）　それでは、同じような関連したことで4点目ですが、政府は、2020年度予算案の中で介護予防や自立支援に成果を上げた自治体に手厚く配分する交付金を現在の2倍とする検討を行っているという報道がありました。認知症予防や要介護度の維持、改善に向けた取り組みを自治体で競わせて、そして介護費用の膨張を抑えるのが狙いと言われておりますが、健康づくりなど、通いの場の開催など、重点施策を推進する観点からめり張りをつけるとあります。正式名称は、インセンティブ交付金、これは正式名称は保険者機能強化交付金のようですが、頑張ったところが報われる仕組みとして2018年から創設されているようあります。当時は200億円でしたが、評価指標を達成すれば、得られる点数で自治体がより多くの金額が受けられるルールがありました。ということで、今までの取り組みは本町ではどうだったでしょうか。したでしょうか、それともしなかった

でしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

保険者機能交付金について、まず数字的なご報告をさせていただきます。平成30年度の決算額、歳入でございますが、271万5,000円ということでございます。これは、総評価点数612点のうち314点ということで半分くらいしかとれていない、しかというのが適切かどうかわからませんが、ということでございます。それから、今年度の部分についてですが、内示額265万1,000円ということで若干金額が下がっていると。総合予算ということで交付金の全国的な取り合い、取り合いというのは適切ではないのですが、総合枠の中で交付金が配分されるとということで若干下がってしまったということで今年度の総合得点、点数枠が広がりまして、692点中353点ということで表現的には、まだまだ我々頑張りどころがあるなということで、それぞれ600点に近づくように頑張っていかなければならないというふうに考えてございます。

何が足りないかという部分については、やはり具体的な名称で言いますと、生活支援コーディネーターの部分についても、まだまだ地域に出てしっかり活動していないかというのが評価されていないという部分、それからケアプラン等の点検、全数調査やっていないという部分についても、人的な部分もございますが、そういった個別のやらなければならぬ部分についても評価されていないという部分がありますので、そういった部分をしっかりとやりながら点数を上げて評価され、交付金もいただけるように努力していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） その件は、今後2倍に増額されるということですので、さらなる奮闘をご期待申し上げます。

それでは、5点目なのですが、フレイルの把握について通いの場体操クラブの活動における個人の測定値の管理をデータベースで町がつくっているのでしょうか。それとも、あるいは見た目で判断して結果を管理しているのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

現状については、アンケートを使った本人申告評価、それから現場での専門職、いわゆる保健師等が判断した状況の把握ということで取り組んでおります。しかしながら、次年度から、来年度からなのですけれども、国保データベースを使いましたレセプトの状況、それから後期高齢者の健診の状況を使いまして、それをぶつけまして、それから現場に運動等に参加している高齢者のアンケート等を加味しまして、現場で保健師等も参加し、具体的に評価しながら見ていきたいというふうに考えてございます。

現状、ただ後期高齢者の健診の該当者3,117名のうち健診を受けている方が895人ということで28.7%というところともありますので、こうなると、国保データベースのデータとぶつけるときについても、なかなかぶつからないケースも出てきますので、健診もしっかり受けただけるように努力しながらしっかりしたデータをとっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員）それでは、次の再質問に移らさせていただきます。

保健福祉の施策推進全般についてであります。今後75歳からの介護予防健診を行う場合、これまで取り組んできました介護予防教室、例えばエン（縁）ジョイやはばネットワークサービス事業や、それからおでんせハウス、こびりっこサロン、やまゆり介護予防教室などたくさんあります。複数の取り組みをしているわけであります。これらの事業とどう連携して矢巾町の保健福祉サービスの一体性を担保していくのかという考え方、そしてまた各種サービスや、その実施体制の複雑化に伴いまして、町民に理解を促し、選択する判断がしやすくするように配慮していくことが必要だと思いますが、どのようにしてそれに取り組んでいくのか、その考え方についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）お答えいたします。

まずこびりっこサロン、それから通いの場体操クラブ、シルバーリハビリ体操、それからやまゆりハウスやおでんせ、それから今年度スタートしましたエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業、これは全て地域包括支援ネットワーク事業、要するに矢巾町の中で高齢者を支えるための地域包括支援という事業の枠組みで運用してまいります。どれか一つ欠けてもよいことではございません。そういう中でそれらの活動の中で、それぞれ我々がしっかりと

対応しながら高齢者や障がい者、それから地域の皆様の見守りや健康を担保できるようにしつかりとデータ的なものも残しながら把握してやっていきたいというふうに考えてございます。

どれか一つを削るということでもなく、これからは地域の公民館を主体としたエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業を拡大しながら、それから連携してさまざまな事業を取り入れてやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2問目の最後の再質問とさせていただきます。特定健診等を個人病院でも受けられるようになるということは、受診率が高くなると思います。この取り組みに対し高い評価をさせていただきます。それで答弁の中にですね、健診実施方法を見直しするという、そういう答弁をいただきました。これは、どのような見直しをするのでしょうか。最後の質問であります。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

今年度の健診期間、矢巾町では例年8月中に集合健診、行わせていただいておりました。ことしは、猛暑でかなり暑かったということで、各公民館等を回らせていただく場合もあったのですが、やはりとても暑くて暑くて、クーラーとかある地域にとってはよかったですけれども、待っている間に暑くて暑くて血圧が上がってしまうというような声もありまして、大変申しわけなかったなということで、やっぱり意識のある方は必ず健診を受けていただけるのですが、そういった方がいっぱい集まる公民館では、外で待たせることもあってしまったので、大変私も行って申しわけないなという頭を下げたことも2カ所くらいございました。そういったことがありましたので、次年度については、例年特定健診の強化地区、6地区を選定してやっているわけですが、そこについては、春先に各公民館でも今までどおりやりたいと思っております。ただ、そういった夏場の特定健診を実施する場所については、さわやかハウスのエアコン、それから待ち合いのスペースが広い場所にしたいということできわやかハウス1カ所に指定をして、さわやかハウスで10日間なり、15日間を実施したいなというふうに考えてございます。

それから、実は今12月、きのうから4日から4日間、最後の今年度の特定健診、さわやか

ハウスでやっておりますが、今回から取り組んでおります各公民館に町のマイクロバスを回して健診を受けていただける方、公民館単位なのですけれども、公民館からさわやかハウスのほうに送迎をするということで今も取り組んでやっておりますので、来年もそういった形でたくさんの方々が特定健診を受けていただけるように努力していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、先ほどご質問でもございましたが、矢巾町内、それから盛岡管内の開業医さんにご協力をいただいて、先生方のほうから矢巾町の国保の方なら特定健診も受けていかないかというふうに、薬をもらいに来ただけではなくて、そういう声もかけてもらえば、先生の言うことなら聞くのかなと思ったりして、そこら辺も工夫してやっていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、まだ質問の最中ではございますが、時間が経過しましたので、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

再開を、ちょっと短いのですが、11時20分再開としたいと思います。暫時休憩に入ります。

午前11時12分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をします。

質問に入ります前に佐々木代表監査委員が着席いたしました。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、3問目の質問に移らさせていただきます。岩手医科大学附属病院の総合移転への対応について3点質問をいたします。

混雑回避のため、郊外の道路を利用する車両が増加しております。交通量増加に対する安全対策の考え方について、また公共交通機関の充実を図るため、いわて銀河鉄道の矢幅駅乗り入れなど、鉄道の増便の見通しについて1点。

それから、2点目、交流人口の増加に対応し、新たに計画しているイベントや新規事業の

考え方について。

そして、3点目、以前から課題でありましたイセファームやリサイクルコンポストセンター等の異臭、悪臭について医大移転によりさらに問題視されると思いますが、どう取り組む考えなのか3点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

町長（高橋昌造君）　岩手医科大学附属病院の総合移転への対応についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、岩手医科大学附属病院の開院時の混雑回避のため、周辺道路へ交通の流れが変化していることは承知しておりますが、開院間もないこともあり、周辺道路にどの程度影響しているか交通量調査を実施しており、現在分析を行っているところあります。しかしながら、周辺道路においては、小中学校の通学路にもなっていることから、附属病院開院前に地域の要望や警察などの交通管理者との協議により、交差点の注意喚起を行うラインの設置などの安全対策を講じたところであります。今後交通量調査の分析をもとに国道、県道、盛岡市市道及び町道の道路管理者と警察などの交通管理者で附属病院開院前から行っております道路交通勉強会において、幹線道路及びその周辺道路における安全対策を協議することとしております。

また、鉄道の増便の見通しについてですが、9月の岩手医科大学附属病院の開業に伴い、東日本旅客鉄道株式会社、いわゆるJR東日本が通勤、通学の利便性向上のため、平日の朝7時台を2便増便をしております。いわて銀河鉄道の矢幅駅乗り入れについては、付き添いされる方が電車に同乗し、高度医療を受診される患者を支援する地域医療ラインを含めて関係機関に要望を続けてまいります。

2点目についてですが、新たな取り組みとして岩手医科大学附属病院敷地内の商業スペース、トクタヴェール、これは皆さん、徳田と食べるを組み合わせてトクタヴェールですので、だからそのようなことなそうですので、トクタヴェールを活用し、通院患者や病院関係者を初め、多くの方が集うイベントを計画しております。今後は、町内農産物を販売する出前産直や特産品の試食販売、または各種作品の展示や音楽発表など、多種多様なイベントについて定期的に開催し、さらなる町の魅力と賑わいの創出を図ってまいります。

3点目についてですが、イセファームについては、悪臭を発生しないよう豚舎の管理に当たっては、十分に配慮するよう指導を行っておりますし、住民等からの苦情が寄せられた場合には、速やかに通報し、管理状況等の聞き取りを行い、指導しているところです。また、

10月に本社を訪問し、医大移転等による本町の現状をお伝えし、対応を要望しているところであります。

リサイクルコンポストセンターについては、現在のところ本町には特に悪臭に関する苦情等は寄せられていないところであります。管理、運営する盛岡・紫波地区環境施設組合からも同様に苦情等は寄せられていないという旨を伺っております。施設の運営に当たっては、脱臭装置を設置しているほか、生ごみ堆肥化の作業工程において悪臭を発生させないよう慎重に作業を行い、対応しておるところであります。さらに、収集の段階においてもバケツコンテナの底部、底にパークといわれる木くずを碎いたものの樹皮を敷き、においを抑える対策を実施することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 医大付近の混雑緩和による迂回のために郊外道路を利用する車両がふえていることは、皆様方も認識のとおりだと思います。このことにより、通学路や狭い道などの道路などの危険と思われる場所が至るところに急に存在することとなりました。このような道路の状況をどう把握しているのか。先ほども答弁がありましたので、今検討している。それから、交通調査をしているということですが、このことによる早急に道路整備や標識などの対応箇所で決定した箇所はあるのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） まず、検討の把握のことについて1点目、最初に触れさせていただきたいと思いますけれども、交通安全対策協議会はもちろんのことでございますけれども、今そのほかにも岩手医大、あとは療育センター、となん支援学校、あとは周辺の東小学校、こういったところも含めて、あとは当然ながら紫波警察署の交通課とか、あと教育委員会、その辺も含めてこういった危険箇所の把握には、通学路、通勤、そういうことで周辺危険箇所の把握に現在努めているところですし、交通安全対策協議会につきましては、医大が開業する前から検討は続けておりますし、今後も、開業後も10月に1度開催しております、また月末に皆さん関係者が一堂に会しまして、そういった要望箇所も踏まえて今後どのような形で交通安全対策を進めていくかということで決定する方針でございますので、まだ新年度等でこの場所に何をつけるかという、例えば横断歩道とか、あとは信号機であれば、右折表示の信号機、といったものが今具体的に上がってきています

すけれども、それがまだ実効性が伴っていないところもありますので、そこは引き続き要望を強くしていきたいなというふうに思ってございますし、中には、周辺道路の一部でちょうどあそこはセリアという100円ショップがあるところなのですけれども、その東北のところの十字路交差点については、ドッドラインを引いたりとか、そういった、すぐできるところはこちらのほうからも交通の管理者、道路管理者ともどもそこは協議しながら早急に進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） そのほか道路整備や標識などの点について道路都市課のほうから答弁をさせていただきますが、今現在決定というところでいいますと、先ほどもお話ししましたが、田中縦道線の道路整備とあわせた歩道整備、島線の歩道整備、こういったところに関しましては、先ほど交通量の、現在まだ速報値という形でいろいろ交差点ごとに検討しているところですが、例えば田中縦道線の南矢幅踏切から不来方高校の交差点に向かってくる車両などは、2,400台から3,300台と、1.4倍ぐらいになっています。そのほか島線におきましても、中央1号線との交差点の出入りの交通量が、先ほどの台数は12時間、7時から19時の値ですけれども、島線につきましても同じように7時から19時の交通量ですが、出入りが中央1号線の交差点で2,000台を超えているというような数値になっていますので、こういったところは、そういった生活道路に出入りしているというふうに分析がされますので、そういったところを中心に整備するというところをまず決定している部分というところですが、そのほかなるべく町中を通らないように環状線的に整備を進めたいというふうに町で考えているのは、産業短期大学校から東のほうに向かう町道田浦線というものがあるので、まだ道路形態はないのですが、そういった部分の整備だとか、あとは緊急車両のさらなる時間短縮というところも考えれば、都市計画道路となっている藤沢海老沼線という、矢巾スマートインターチェンジからほぼ真っすぐ東のほうに向かっていくJRを超えて田中横道線、矢巾ショッピングセンターに行く南北の道路、そこまでの都市計画道路などを将来的には計画をしていかなければならないというふうに考えております。

こういった交通量につきましては、今後も引き続き調査していきながら、国、県道、市道、町道の道路管理者と警察との勉強会なども重ねて、先ほど答弁でもありました勉強会を重ねていろいろ検討していきたいというふうに考えておりますし、標識などにつきましては、その勉強会の中で警察とも規制標識については警察のほう、警戒標識については、道路管理者

のほうで設置するというふうなところを検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問であります。

医大開業に合わせた交通機関の対応としまして、平成28年3月に一般質問をさせていただきました。医大開業に伴う交流人口の対応のためにいわて銀河鉄道矢幅駅まで、このときは、厨川か、あるいは日詰方面までノンストップでということで、そうすることによりまして、通勤、通学にとても便利であるということも含めて一般質問をしておりましたが、そのときの町長の答弁は、とても前向きでありました。ちょっとその答弁を読ませていただきますけれども、まさに増強対策と、そういうことを水面下で今IGRと話し合いをしております。これは必ずやりますので、それはいろんな道路のアクセスとかあるわけですが、交通対策の一環として、特に電車を利用される方々に対しての利便性の向上を図っていかなければならぬことで、ご指摘のとおりですので、いずれ岩手医科大学が開院されるまでに体制整備に取り組んでまいりますとの答弁をいただきました。

ということですが、先ほどの答弁のとおり、JRが増便されているということと、それからいわて銀河鉄道にも対応、ある程度いただいているということありますけれども、町長、この件はどちら辺まで進んでいるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

あのときも、今も前向きでございます。それで、これは矢巾町のことではないのです。もう県内、北東北、私は今いわゆるIGRの社長さん方も前向きなわけですけれども、例えば細かいことなのですが、車両人員の確保の問題とか、だからこのことについては、JR等、やはりこれからも粘り強く、そして今お聞きしているところでは、盛岡で一関、例えば一関からここに来るのには、盛岡まで新幹線で来て、また在来線、そうでなければ、バスかタクシーを使わなければならない。だから、今言われているのは、盛岡から北上までは在来線の本数が多いのですけれども、一関まで行く本数は少ないと。だから、そういうことも、やはり私だけではなく、県民医療のことを考えていただく場合に、やはりそういったことは、県とも一緒になってこれからやっていきたいと。

だから、本町の公共交通だけで課題解決できることではないので、今後IGR、JRまた

いろんな県交通とか、そういうふうなところとしっかりと協議をしてまいりたいということで、もういわゆる岩手医科大学の附属病院を利用される方々の交通の足の確保をしっかりとやつていきたいということで、今後ももうそれは前向きに取り組んでいく覚悟でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、異臭の問題について質問させていただきます。

9月決算議会におきまして異臭やムクドリなどによる被害対策として、環境の改善に取り組むことの附帯決議をいたしましたが、異臭、悪臭は養豚業や養鶏、それから畜産農家からの排出物の処理場の付近あたりは必ずやこの問題を抱えているのが現状だと捉えております。このような処理事業の場所では、異臭問題はどこでもあるようありますし、隣町の西部地区の処理場でも異臭の問題が発生しております。ただ、広域、非常に広いところに人口密度の低いところでありますので、余りにも問題になることが少ないのだろうと思いますが、かなり異臭はあります。

それで、あそこの場所は、町内で排出される家畜の排泄物、それから事業系食品の残渣を原料として、約3ヶ月間かけて堆肥にされるわけでありますが、堆肥にされるまでの乾燥するまでの間は、とても強いにおいを発しているのが現状だと思います。

たまたまことしの夏にそのある場所が、オゾン脱臭装置が壊れまして、多額の修繕と時間を要するということから、ある会社が最新の臭気減少技術の方法を紹介し、そして2週間そこで試験したそうであります。回収した原料に噴霧器でにおいを食べる微生物活性剤を散布する方法であります。そうしますと、その実験データ、2週間の実験データをお借りしてまいりましたが、散布しました次の日は、次の日のにおいというのは、はかる尺度が決まっていないのだそうですが、度数としますと、機械ではかるわけですけれども、完成した肥料は54度数だそうです。完成してあの売っているやつです。その間は、ずっとおっているわけですけれども、乾燥して54の度数だそうです。その噴霧器でかけておいたその原料は、かけた翌日には59だそうです。ですから、ほとんど売っているものとさほど変わりないということですが、日曜日は休みでありますし、月曜日シャッターを開けますと、とてもにおいがあって、強くて目が痛くて、とても大変だったそうですが、その微生物活性剤を入れた次の日、月曜日の朝シャッターを開けても、何ら余りにおわなかつたということで、この状況は、私も現場に行って作業員の方に確認してまいりました。

同時に、あそこには養鶏所もございます。その養鶏所にも行って試験的に使っていただきたいということでやつたら、やっぱりにおいがほとんどなくなつたということで、あそこら辺を通った人からもそう言われております。あそこの道の駅もありますが、あの辺にはなかつたということを聞いております。

この方式は、微生物活性剤を水溶液として水で溶いて、そしてそれを都度購入して、動噴、噴霧器でかけるわけですが、ランニングコストは約3分の1で済むのだそうあります。それよりも何よりもイニシャルコストは初期投資、これはほとんどかからないわけあります。動噴を買えばいいという形になります。ということありますが、ランニングコストや、それからさまざまな今使っている装置を急に変えるとか、そういうことも問題もあると思いますので、課題は多くあると思いますが、この消臭方法は、微生物に活性剤を加えることで微生物が活性化して、自然の本来の姿に戻すことができる新しい技術特許のようありますが、本町のイセファームを考えた場合、この方式を独自に調査、研究する価値はあるのではないかと思います。

それでちなみに少し1分ほど時間、答弁をいただく前に、そのデータをちょっとお知らせしますと、例えば現物をあそこに運びます。何もしないでずっと置く、8カ所に分けて置いているそうです。乾燥も次の段階とかあるのだろうと思います。そこで何もしないでやった部分の8カ所の大体平均が119から158、112、288とか、ずっといきまして、8カ所の平均で見ますと、194度数であります。それで同じように先ほど説明しました動噴での散布の場合は、43とか、55とか、65で、平均で59なのです。ですから、においは3分の1になるということで、まだこの堆肥は完成していませんので、最終的にどれぐらいになるのか。先ほどの装置を使って販売しているやつは54でしたので、完成する前には59なので、恐らく完成してできたときは、もう少し低くなるのかどうかちょっとわかりませんが、ということでかなり効果があるということですが、サンプルも非常に少ないものですから、今後のことわかりませんが、ということで町長に先ほどのにおいについての調査、研究をどこかの町内の、例えば畜産農家さんであるとか、あるいは養鶏業者さんであるとか、そういうところにお願いして、1年間ぐらいとか、夏場は特にいいと思うのですが、そういう調査、研究というものをやってみたらいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたします。

まず、今このデータのお示しをしていただいて、いろいろ調査、研究していただいていることにまずもって敬意を表したいと思います。それで、まずこのことについては、私どもといたしましては、この間東京に藤原議長さんと一緒に行って、今回要望書というか、要請書を出させていただいて、文書でご回答いただきたいと、今後の対応も含めて。だから、そういった今私、ここでこういうことに取り組むとかというようなことはお答えできないわけで、そういう事情もありまして、いずれそういったイセファームから回答書が来た段階で皆さん方にもお示しをして、ご理解をいただきたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいということで、もう私らにすれば、やはり附属病院が来たということで、悪臭でいろんな問題が起きるような、また課題が発生するようなことがあればあれなので、基本的には、今後いずれ臭気対策にはしっかりと取り組んでいくようにイセファームとも連携をとりながら対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 実はありません。以上で私の質問を終わらさせていただきますが、3問の質問に対しまして明確な答弁をいただきました各項目につきまして、実現できますことを願い私の質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） ご苦労さまでした。ただ、今最後にありがとうございましたというのは余計ですので、次からはそういうことを發しないようにお願いします。

以上で5番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、10番、昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、岩手医科大学附属病院移転による本町に対しての効果についてご質問いたします。本年9月21日に、岩手医科大学附属病院が盛岡市内丸から矢巾町に移転してまいりました。この附属病院は、県内唯一の特定機能病院であり、移転は国内でも前例のないものであったと聞いておりますが、無事移転は完了いたしました。今後町内において、県内外への医療の拠点を担ってもらうことになっていきます。それに伴って、本町においてもさまざまなメリットやデメリットも考えられますことから、以下お伺いいたします。

1点目、岩手医科大学附属病院周辺やアクセス道路の渋滞等、現状と今後の整備や対策を

どのように考えておるのでしょうか。

2点目、岩手医科大学附属病院移転による本町への交流人口の変化や経済効果をどのように考えているのでしょうか。

3点目、岩手医科大学附属病院移転に伴っての移住者等の受け入れ体制はどのようになっているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、昆秀一議員の岩手医科大学附属病院移転による効果についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、岩手医科大学附属病院周辺道路の渋滞状況は、開院当初、朝の通勤時間帯は、盛岡方面からの渋滞が最も多く、町道中央1号線から盛岡市の国道4号線まで渋滞が発生しておりました。その後、岩手医科大学においては、通勤、通学経路の分散や駐車場を矢巾キャンパス側に設けるなどの対策を講じたほか、紫波警察署においても、附属病院前の押しボタン式信号機の時間設定を調整する対策を講じた結果、現在は通勤時間帯においても、当初ほどの渋滞は見受けなくなりましたが、朝、夕のピーク時間帯は、まだ渋滞が発生している現状であります。今後矢巾東小学校交差点部の中央1号線については、今年度末から来年度にかけて南進する車線に右折レーンを設ける工事を行う予定となっているほか、矢巾キャンパス前の4車線化の工事も町道西前線まで早期に完成できるように整備を進めてまいります。

また、周辺道路にどの程度影響しているか交通量調査を実施しており、今後交通量調査の分析をもとに国道、県道、盛岡市道及び町道の道路管理者と警察などの交通管理者で附属病院開院前から行っております道路交通勉強会において幹線道路及びその周辺道路における安全対策を協議することとしております。

2点目についてですが、岩手医科大学附属病院の開院後、病院職員、関連企業社員、通院患者等の交流人口は、目に見えて増加していると認識しております。交流人口の数値は、医大側が行った環境アセスメントの数値において8,000人から1万2,000人ほどと推定されておりますが、開院後は、病院機能がまだ7割程度の稼働状況と伺っており、医大側でもまだ実際の交流人口がどれだけになるか推定していない状況でございます。

また、経済効果につきましても、交流人口が明らかになっていない状況でございますので、

現在のところ本町を含め各機関においても、予想数値を測定できていない状況ですが、早期に把握できるよう努めてまいります。

3点目についてですが、病院の移転に伴う移住者等に特化した受け入れ体制をとることはできませんが、個人住宅取得資金利子補給の制度を活用いただきながら、受け入れの支援を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 岩手医科大学附属病院の交通事情に関しましては、答弁のとおり開院当初は中央1号線から北側の見前の方面までぎっしりと渋滞しておりましたけれども、その後は、医大職員の方たちや患者さんもいろんな道を通るようになったのだと思いますけれども、以前より渋滞はなくなって落ち着いてきたように思いますが、やはり岩手医科大学附属病院移転に伴って交通事情が明らかに変わっているのは事実でございます。特に、藤沢や高田地区、先ほどの島線のほうも2,000台ということで、あそこは中型貨物というの、ちょっと交通できないようになっているのですけれども、時々見かけるのですけれども、それによって道路も何か悪くなっているような感じを受けるのですけれども、あそこの島線は、歩道の設置を予定しているということで説明会に私も参加させていただいたのですけれども、交通量は調査しなかったのかというふうなことで、今回答弁では交通量調査をしたということで、その後岩手医科大学附属病院周辺道路の調査について、交通量の分析をするということであったのですけれども、道路交通勉強会というところで協議するということだったのですけれども、この勉強会というのは、どのような形態で、誰がどのように行って、それを分析するのか。この道路交通勉強会というのは、町全体のことだと思うのですけれども、そこら辺のところをちょっと詳しくお知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

道路交通勉強会というのは、医大開院前からやっているのですが、今度1月に予定しているので3回目になります。今現在2回やっておりますが、幹事的なものは矢巾町が幹事でやっております。道路都市課が所管でやっております。国道の管理者であります岩手河川国道事務所の計画担当の部署と、あと県道につきましては、岩手県の盛岡広域振興局土木部のそれぞれの担当課、それと盛岡市については、建設部の交通政策課と道路建設課、そういった

ところと道路管理者は行っておりますし、交通管理者、警察のほうですが、紫波警察署、あとは県警本部の交通規制課と一緒にになって、それぞれの立場でいろいろ懸案事項だったり、こういう状況ですよというところを意見を出し合って、今現在はまだ今後どうしようかというところがまだ開院前だったので、開院後になって交通量調査をした結果をもとに、それぞれ、あるいは警察のほうで今現在生活道路とかにも入り込んでいる状況を警察のほうからも意見を聞きながら、こういったところを規制あるいは整備、交通安全施設の設置をしていかなければならぬのではないかというところを皆さんで意見をいただきながら行うというのが、この勉強会の趣旨です。医大開院前からやりまして、開院後も今後も引き続き継続してやっていく予定ということで今現在それぞれのメンバーが集まってやっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 私が提出した資料があるのですけれども、この交通施設整備方針図によりますと、県内交通整備計画の中で、この地図には病院周辺を都市計画道路が走る計画になっているのですけれども、この都市計画道路については、どのように考えられているのでしょうか。必要性を検証した上で適切な見直しを行うというふうに都市計画マスタープランにはなっているのですけれども、何でもそうなのですけれども、この計画をつくったことによって満足するのではなく、もっと積極的にこの計画を進めていただきたいと思うのですけれども。国道4号の盛岡南道路のほうにばかり何かいっているようで、全くここにある藤沢海老沼線、先ほども申されました都市計画道路と土橋白沢線、これをどう進めていこうかということをちょっと余り理解できないのですけれども、いつ、どのように見直すつもりなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

昆議員のほうからいただいた資料、都市計画マスタープランの中の一部というところになりますが、その中でも都市計画道路の整備につきましては、今現在矢巾町の整備率というのは63%ほどになっております。都市計画道路19路線ありますが、そのうち35キロのうち22キロが完成ということで63%ほどの整備率になっております。それで、今現在それぞれの都市計画道路につきましては、先ほど答弁をしましたけれども、藤沢海老沼線、こういったものにつきましては、やはり命の道というところもありますので、今後早急に検討していくなけ

ればならない部分かなというところでスマートインターチェンジから医大までのアクセスということを考えれば、そういった部分もありますし、あと津志田白沢線につきましては、矢巾町分は、まずほぼ完了しているというところですが、盛岡市側が今後整備を進めていくというところで話を伺っております。今現在キャラホールの南側の部分の市街化区域内の部分を整備を進めているところで、今後来年度以降、その市街化区域から矢巾町の町道名は田中横道線というところになりますが、そこまでの区間の測量も始めていきたいという情報もいただいております。こういったところは、盛岡市のほうで進めると思いますが、まだまだちょっと時間がかかるのかなというところで、そういったところもできればまたちょっと交通の分散が図られるのではないかというふうに考えております。

マスタープランの資料のほうにつきましては、丸い点線で囲っている部分、これがいわゆる環状線的になればいいなというところの中心部を外側を走る、これが都市計画道路の基本は、そういった部分の整備になります。こういった部分の整備が進められるところですが、盛岡南道路、先ほど議員さんのほうからも話ありました南道路も今後計画がおおよそ見えてくるというところになると、そういった部分も見ながら都市計画道路の変更というところも我々は視野に入れております。見直しをしながら南道路の部分に合わせた都市計画道路をつくっていかなければならぬなというふうに考えております。

今後は、都市計画道路につきましては、先ほど言った藤沢海老沼線、津志田白沢線のほうの整備が主になって、そのほか町道田浦線というちょうど真ん中あたりの不來方高校の南側から東のほうに行く道路ですが、こちらのほうも進めていくというような道路ネットワークをつくっていかなければいいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） やはり南道路を中心とすると考えは変わらないのだとは思うのですが、やはりあそこら辺もしっかりとと考えているということはわかったのですけれども、それから特に病院周辺には学校、東小学校の通学路があるわけですけれども、藤沢地区の国道の東側のほうというのは、以前から道路が狭いということを言われておりますけれども、特に今抜け道としても歩道もない箇所など、どちらが優先道路かというのがはっきりしなくて、大きな事故もあったように思いますので、そこをはっきりさせるためにドッドラインというのも考えられていましたが、特にそのほかにもこれから雪、きょうも雪が降

っているのですけれども、道路も凍結して非常に危険になりますので、そういう対策も必要になってくるのだと思います。毎年東小学校のところの交差点のロードヒーティングが入っているようですけれども、非常に滑って危険なときがあります。ほかにも高架線の下であったり、岩手医科大学附属病院のアクセス道路もそうなのですけれども、引き続き整備を進めていってほしいと思うのですけれども。学校の周辺には、スクールガードや教職員の方々が児童の安全確保をされているわけですけれども、高田には北高田こども園があって、狭い歩道を園児たちが散歩をしているのを見受けられますけれども、安全確保のところは全てくれぐれも抜かりないようにしていただきたいと思うのですけれども、その安全確保について今後何か考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

藤沢の東側の下田工業団地とかがあるあたりに関しては、その道路の優先がわからないような場所があつて、ことしの交通安全対策協議会の中でも、やはりそういった話がありましたので、そういった部分に関しては、先ほど議員おっしゃったとおりドッドライトンとか、イメージハンプとか、そういった部分を今後引き続き整備していくみたいというふうに考えております。

そのほか路面凍結につきましては、医大のところにつきましては、けさもそうでしたけれども、きのうの降り始め、けさの凍結のし始めというようなあたりを重点的に散布車で融雪剤をまいてているという作業をしております。けさ歩いてきましたけれども、まだそれほど雪も多くなかったので、凍ったりというところはなかったのですが、そういった部分も頻繁に融雪剤の散布を計画しております。計画というか、実施することにしておりますし、除雪につきましても、我々の計画では、今10センチという計画ですけれども、それ以下でも出動するというような除雪会議の中でも委託業者とも周知を図ったところであります。

それとあと議員おっしゃいました東小学校の交差点のロードヒーティングですが、今現在は広くなった関係でそこのロードヒーティングは今なくなりましたので、ちょうど浄水場の配水棟がありますので、ことし、昨年もそうでしたけれども、そんなに交差点の部分に吹きだまりができるというところはなかったのですが、そういったところも重点的に点検しながら除雪なり、融雪剤の散布を図っていきたいというふうに考えております。

東小学校の周辺では、スクールガードの方々あるいは教職員の方々に、特に医大前の押しボタン信号のところの医大の職員が出入りする部分、ここを東小学校の児童の方々も横断

歩道を渡っているというところで、非常に危険な箇所だということは、警察も我々町のほうも認識しているところで、これからまたさらなる安全対策を図っていかなければならないのではないかなというところでは認識しておりますので、そこは先ほど総務課長も答弁しましたけれども、支援学校とか医大も含めた勉強会のようなものも町独自で、先ほどの道路交通勉強会とはまた別に町と警察との協議も行っておりますので、その中で周知を図りながら安全対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 道路のことは以上ですけれども、ほかに医大に関して、先日県の職員の方から聞いた話なのですけれども、県が例えば医大のホールを研修で利用したいと申し込んだところ、関係者以外は利用できないと断られたということで、医大では県もお金を医大に出しているのになという、関係者ではないのかなというふうなお話を聞いたのですけれども、私立であれば、そういうふうなものなのかなと思うのですけれども。やはり医大の施設は、地域の方たちが借りられるというか、行き来できるように地域との交流も大切なではないのかなと思うのですけれども、図書館などは一般でも利用できるということをお聞きしていますけれども、ほかに例えば体育施設とか、町としては、そのあたりどのように医大との施設とか、例えば会場を借りられるとか、そういうふうなことはお伺いしているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

県の方がどのような趣旨でご発言したのかというのはちょっとわからないのですけれども、施設につきましては、まず議員ご指摘のとおり図書館、こちらにつきましては、利用できるというふうに伺っておりますし、あとは食堂の中にある売店ですね、こちらのほうは活用できるということで地域の方に開いていて、実際に地域の方も利用しているようでございます。しかしながら、施設につきましては、私どもも確認したのですけれども、学生さんたちの例えれば体育館であれば、授業等に活用するといったところの中でかなり使用頻度が高いと伺っております。また、体育を専攻するような、研究しているような先生方は、日常的にこちらのほうで実験などもしているようで、民間の方々になかなか開放するような機会はないというふうに伺っております。また、会場、講義棟についてもかなりきゅうきゅうの状態らしく

て地域の方に活用していただけるという状況ではないというふうに伺っております。

しかしながら、こういう状況というのは、変わってくるものがありまして、他の大学なんかでも地域において活用していただきたいというような中で門戸を広げつつあるところもあります。そういう場合は、地域との連携センターといったような形で整備されている例が多いようですが、岩手医科大学につきましては、まだそういった施設はないので、近々という話ではないと思いますが、そういう協議は、今後とも私どものほうで進めさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） そういうことだろうなとは思うのですけれども、ゆくゆくは、これから先のことはどういうふうになっていくかわからないし、ぜひそういうふうに進めていただきたいと思います。

先日、紫波郡の障がい者ネットワーク会議で岩手医大にお邪魔させていただく機会があつたのですけれども、あの渡り廊下、きれいというか、矢巾の景色がちょっと違うなというふうに思ったりしたのですけれども。現在医大と町関係機関はいろんなところで連携はしていると思うのですけれども、それこそメディカルフィットネスだったりあるのですけれども。特に医大の学生がどう矢巾町を考えているかということは、余り見えてはこないのでけれども、やはり矢巾町のキャンパスで学んでいただくことで第2の故郷と思ってもらえるようななかかわりができればいいのかなと思うのですけれども、今現在医大が矢巾に来てのメリットというのは、先ほど述べた交通事情のデメリットのほうが目立ってしまっているように感じますけれども、医大移転を見越して、ここ矢巾に引っ越してきているという方もいらっしゃって、ですが、診療科が内丸のままでいつ矢巾で診てもらえるのかなというふうな方も結構いらっしゃって、医大の職員の中でも内丸と矢巾町との連携がうまくいっていないくて、患者さんとのトラブルも少なからずあったというふうにお聞きしていました、将来的にはもしかしたら矢巾町に医大がまとまっていくのではないかなどということも考えられるのではないかと思っておりますけれども、いずれ医大病院が矢巾に来てよかったですと思えるようなことが必要だらうと思いますので、そのところ、今後何か考えていることがあつたらお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

今後矢巾に来てよかったですと思っていただけるというようなことにつきましては、まずさまざまな研究が矢巾町をフィールドにして行われ始めています。一昨年ですと、認知症の関係の研究が進みまして、実はこれは今岩手医大のほうでは、矢巾町の医療課題を解決しようという会がございます。これ学部連携してなのですけれども、学生が地域に入って、そして実際にフィールドで問題点を見つけて町に提言してくれるというような好循環も生まれている事実もございます。こういった部分につきましては、非常に矢巾町としてはいいことなのかなと思っておりますし、今後さらにさまざまな分野、先ほどメディカルフィットネスの話がありましたが、そういったところも含めて連携を強めていくことで先生方の研究に使える材料を提供し、そしてそのフィードバックを矢巾町に直接してもらうというようなことになりますと、これもまた健康づくりなんていったところにつきましては、他にない関係が築けるのかなというふうに思っております。余りマスコミさんもいる中であれですけれども、盛岡に行ったときには、確かに盛岡市にある岩手医科大学だったのですけれども、移転してから、世紀の大移転ということで先ほどのご質問にもありましたけれども、医大のほうでも矢巾町とタッグを組んで全国に発信できるようなものをつくっていきたいという話をしておりますので、たくさんコミュニケーションをとりながら絡んでいきたいなと思っておりますし、あちらもたくさん絡んできておりますので、ぜひそういうまちづくりを進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、正午も回りましたので、ここで昼食のため休憩といたします。

再開を13時10分としたいと思います。

午後 0時13分 休憩

-----  
午後 1時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をします。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、昆秀一議員の2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 次に、補助金についてご質問をいたします。

町では、国からの補助により直営で事業を行っているもののほか、町がほかの事業者に対して補助などをしている事業があります。その効果については、町民の福祉の増進にどのように寄与されているのかは厳密に検証が必要なことから、以下お伺いいたします。

1点目、今年度補助を行っている事業は幾つあり、さきにお示ししております資料の一覧票、このような数多くある補助金について、昨年度までの数や質の違いはあるのでしょうか。

2点目、補助事業に対する考え方と、なぜその事業を補助するのかを大きな事業など何点かお示しください。

3点目、来年度から新しく始める予定の補助事業は考えているのでしょうか。また、近年極端に減らされたり、ふえたりした補助や今後のような予定の補助はないのでしょうか。

4点目、補助事業に対する効果の検証はどのように行われているのでしょうか。

5点目、補助に対する国からのガイドラインに沿った基準などの見直しは、どのように行われているのでしょうか。

6点目、財政援助団体等に対する監査は、どのように行われているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 補助金についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、令和元年度歳出予算において補助金を計上しております事業は84事業あり、平成30年度と比較して7事業増加しております。補助金の質につきましては、団体への運営に係る補助や施設整備に係る単年度の補助が減少し、事業経費への助成や利子補給金などが増加しております。

2点目についてですが、補助額が多い事業で、例えば2款の定住促進利子補給事業については、本町の定住人口の増加に寄与することを目的に地方創生事業の1つとして実施しております。また、3款の私立保育園等整備補助事業については、町内保育施設の定員拡充による待機児童解消と防犯対策による児童の安全確保を目的に実施しております。

3点目についてですが、現在令和2年度の予算における補助事業の新設や廃止、補助金額についての要求を取りまとめているところであり、詳細な内容は決定しておりませんが、今後その補助事業の内容と効果について検討を行い、予算計上の可否を判断いたします。

4点目についてですが、新年度の補助事業の予算要求の際、過去の決算資料及び事業実績

をまとめた資料の提出を求め、補助事業の効果について検証を行っております。さらに、今後は事務事業評価における効果検証の内容も踏まえ、定期監査とあわせて適切な補助事業を実施してまいります。

5点目についてですが、国からの補助事業については、その事業実施に係る交付要綱が示されており、補助基準、事業範囲等について改正が行われた場合は、速やかに国の要綱に沿って事業内容の見直しを行っております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木代表監査委員。

（代表監査委員 佐々木良隆君 登壇）

○代表監査委員（佐々木良隆君） 引き続き、補助金についてのご質問にお答えいたします。

6点目についてですが、財政援助団体等に対する監査は実施しておりませんが、毎年実施しております定期監査において、担当課から補助金に関する資料の提出を求め、聞き取り調査を行っております。

町が団体に交付している補助金について、より適正で有効かつ効果的に執行されているのかを確認するため、当該団体に出向いて監査を実施するなど、監査機能の充実を図りながら今後取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 補助金については、誰にどのように、どのような理由で交付するのでしょうか。交付団体と金額は、いつ、どこで、誰が、どのように決めるのでしょうかなどを誰もが見られるように透明性が確保されるべきものであります。そのような公平、公正なルールがあるべきですが、資料でお示ししました矢巾町補助金交付規則ですけれども、ご答弁のあった補助の数だけ、この規則に従って申請していることだとは思うのですけれども、その書類等の審査はどのように行っているのでしょうか。随分数があるのでけれども、全てをしっかりと審査できているのでしょうか。

例えば毎年、毎年度同じような補助申請に対しては、漫然と補助をしていることはないのでしょうか。その補助金の審査を内部だけではなく、できれば町民の検討委員会などをつくり、しっかりと見ていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず補助金の考え方についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり公平性というものがすごく重要だと思います。私も必要性、妥当性、有効性、そして公平性というものが補助金の中で担保されるべきものだと考えております。そうした中で、まず誰がどのようにということなのですけれども、まず今予算編成の最中でございますけれども、その予算編成の段階で各担当課から見積もりが出てきます。その際には、予算の要求資料ということでこういう理由だということで予算要求がございます。それに基づきまして企画財政課のほうで予算のほうを必要に応じて措置しまして、それに伴いまして、各年度に入りまして、担当のほうの事業執行という形になります。

ここで、この事業につきましては、完了検査、完成検査がございますので、その段階で事業がしっかりと完成したのか、完了したのかといったところを審査いたしまして、それに基づきまして、オーケーであれば支払いに移るという形になります。その支払いにつきましては、今度その支払いが妥当かどうかということについて会計管理者がしっかりと審査をして、支出に至るというプロセスで一連の流れができております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 先ほど私も言ったのですけれども、検討委員会など町民がしっかりとわかるように透明性を持つことも必要なのではないかということですけれども、その場合、まず補助金を1回もらうと、大体継続して既得権も得やすくなるように思うのですけれども、やはり一回一回ごとに、そういうふうに厳密には検査はして、審査はしているとは思うのですけれども、しっかりとした審査をするためにも、町民の検討委員会などを、これはなかなか難しいとは思うのです。その人選についてもちゃんと考えなければならないのですけれども。やはり1回、1回厳正にするためにも、年度ごとに社会も変わってきますので、本当に必要な補助金はしっかりと交付されるべきなのですが、中には、補助金があるために自立できないでいる団体もあるのではないかと思うのです。ですから、財政状況が厳しいこともあるのですけれども、こうした状況を抜本的に変えていくためには、やはり本当に必要なところに補助金が出ていくという、全く一度補助金を全部なくして、改めて補助金をもらいたいという団体を一つ一つ公募していくって募るべきだと思うのですが、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

的を射た答弁になるのかどうかちょっと自信がないところなのですが、まず町民の皆さんに公平性を持って見ていただくということにつきましては、今度監査委員事務局ができまして監査の強化を図るという方針でありますので、私どもといたしましても、監査に耐え得る執行をきちんとしたようかなと、担当課長といたしまして、そのように思っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、一旦補助金を得てしまうと、それが既得権益のようになってしまふのではないかといったようなところというのは、第三者の目を見て、そういうものがあれば、早急に是正すべきものだと思いますので、そういった部分につきましては、予算編成の段階から厳しさを持って対応していきたいなというふうに考えております。

また、このゼロベースに一旦戻してという話でございますが、なかなか今まであったのもなしですよという話にはいかないとは思います。予算編成の中で一旦、こういう言い方をしては何なのですが、ゼロベースになったつもりで予算編成をさせていただきたいと思いますし、今事務事業評価をきちんとしておりまして、その有効性、妥当性、果たしてこれが継続するべきなのかといったところにつきましても、担当レベルでこちらのほう確認させておりますので、そういった対応と、そして外部監査、監査委員の強化といったところで町のほうとしては透明性を担保していきたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　一旦ゼロベースって難しいのはわかるのですけれども、そういう気持ちでやるということだったので、信じておきたいと思いますけれども。

次に、国から町に出ている補助金についてお伺いしたいのですけれども、まず地方創生の補助金の活用についてですけれども、補助金を活用して行われた事業が本当に町民のためになっているのかということなのですけれども、国のメニューに沿って立派な計画をつくって事業を行っていることとは思うのですけれども、多くの町民にとって効果を実感している人がどれだけいるのかというのが疑問があるのですけれども。例えば今も行われているプレミアム商品券は、どれだけ効果があったのでしょうか。特産品開発はどうだったのでしょうか。東京から来たコンサルタント会社は、どのような結果をもたらしたでしょうか。今まで行っ

てきた事業で町がこれはうまくいったなと実感している補助事業はどんなものがあるかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、町がこれはうまくいったのかなという事業につきましては、ローカルブランディングとEコマースといったものにつきましては、着実に交流人口の増加ということと関係人口の増加といったところにつながっているのではないのかなと思っております。一環として行っておりますふるさと納税につきましても、そういったECサイトの活用によりまして、こちらにつきましては15億円を超えるふるさと納税が集まってございますし、それまでEコマースに参入する事業者というものが当初6社だったものが41社に増えました。35社ふえたということにつきましても、町内の自力がついているのかなというふうには考えています。そういう部分で今後この展開というものは、さらにシティプロモーションという形でつなげていかなければいけないのかなというふうに感じているところなのですけれども、一方で議員がご指摘のとおり、これはどうだったのかなということも私どもは肝に銘じておかなければいけないことだと思っておりますので、ただ単にお金があるから飛びつくということではなくて、きちんと何が町民のためになるかというものを考えながら今後取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）　そういうことをわかってやっているというのは、本当にわかるのですけれども、やはりこれからもさらにそういうふうに感じて動いていただきたいと思うのですけれども。その補助金などのお金もすごく重要なことなのでありますけれども、結局それを動かす全てはマンパワーなのだと思うのですけれども、役場職員は吉岡課長のように大変優秀な方がいらっしゃるとは思うのですけれども、行政の枠をはみ出してまで働くという、施策を推し進めていくという方が余りいないように感じます。できれば、町長を説き伏せてでも町民のために自分のアイデアを推し進められる、そういう人材ももっともっと育ってほしいと思うのですけれども、町長は、この人材の育成については、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

昆議員のご指摘のとおりで、これからは人材の育成が非常に大事なことでございまして、今度補正予算でもお願いいいたすわけでございますが、実はもう今、どんどん、どんどん行政の形態も変わってきておるわけです。例えばS o c i e t y 5.0とか、5G、ローカル5Gとか、それからもうSDGsとかマースとか、いろんなことに。それで今私は、そのために職員を研修の場に出させていただいております。そして、これはもっと早く取り組まなければならなかったのですが、いずれ職員一人一人の資質向上を図らなければ、ボトムアップができないわけでございますので、これはもう今年度に限らずこれから次年度以降も人材育成のためのお金はしっかりかけてやっていかなければならない。

そして、今例えれば矢巾町では健康長寿のまち宣言とか、福祉のまち宣言もやっておるのですが、私どもといたしましては、それに対してのぶら下がった、いわゆるクラスターのその計画も取り込んでいかなければならない。それから、今きょうもテレビで報道されておったのですが、環境問題ももう避けて通れない。きょうのテレビ報道なんかを見ていると、災害、日本が世界の中で一番大変な状況にあると。だからこそそういうふうな人材育成もしていかなければならない。だから、今私どもはそういった人材育成のためにいろんなところに職員を研修に出させて勉強もさせていただいている。それから、町長部局でない、上下水道課とか、教育委員会、きょうは後からあれなのであれば、教育長がどういうふうに取り組んでいるかあれなのですが、私の関連するところでは上下水道の技術職員でも一般事務をやはりわかっておらなければならないと。そのための勉強も今やれということで、だからもう今お話をされたことは、本当に大切なことなので、昆議員の意を体して進めていきたいと。

それから、補助金のあり方についても、今吉岡課長が格好いいことを言ったのですが、ゼロベースというよりも、もう今やっている継続していいのか、廃止していいのか、または新規事業でやるべきか、これらはもう議員さん方が町民の代表なので、予算決算常任委員会とか、そういうところでどんどん私らにも至らないところがあったならば、ご指摘していただくように、そして今度監査機能の強化も事務局を置いていただいたというのも、これも監査体制の整備強化、それから監査活動の支援強化、そして何よりも監査組織の充実、強化を私どももしっかりと支えていきたい。そして、そういういろいろなものを取り込んでやっていかなければならないと。だから、補助金のあり方については、ご指摘のとおりですので、これは何も私ども隠すこともない、もうみんなオープンにしてやってきておるわけでございますので、今後もそういう思いでやっていきたいと。

だから補助金のあり方についての今ご質問の内容については、まさにそのとおりでございます。先ほども申し上げたとおり、昆秀一議員を初め議員各位の意を体してしっかり取り組んでまいる覚悟でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 今の監査機能の充実を図っていくというお話をしたけれども、代表監査委員にお伺いしたいのですけれども、答弁のあった財政援助団体に対する監査は実施しておりませんというご答弁でございましたけれども、今まで全く一度もしてこなかったという理解でよろしいのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっと私のほうからお答えさせていただきますが、佐々木代表監査委員は、今年度就任したばかりで、この援助団体のことも。それでこの援助団体の監査は、いわゆるきょう会計管理者もおりますので、後からもしあれだったら補足説明させますが、出納室でいわゆる検査はやっております。それから、今の人員体制ではなかなかできないということで、だから私が先ほど3項目挙げたこの監査体制の充実を図らなければならぬというのは、まさに援助団体なんかの監査も、今まで大きな問題はなかったのですが、ないからやらないということではなく、やっぱりやるべきなのです。だから、これは町当局のほうでは、会計管理者を中心に出納室が一緒になってやっておりますが、今後監査体制の充実、強化を図って、そして援助団体も含めて機能強化していきたいということで、これはちょっと佐々木代表監査委員がわからないので、私がかわりに答弁させていただいたということをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 次に、性について質問いたします。

先日町内で新生児を殺害したとする容疑で女性が逮捕されるという事件が報道されました。事件の詳細についてはわかりませんが、いずれ性に対しては今までタブー視されてきたことは確かです。そのことが事件につながった可能性も少なからずあるのではないかと思われる

ことから、表面上で今まで余り触れられてこなかった性に対する問題について、可能な範囲で以下お伺いいたします。

- 1 点目、学校での性教育の状況はどうなっているのでしょうか。
- 2 点目、障がい者の性に対する支援の状況はどうなっているのでしょうか。
- 3 点目、性被害者などに対する支援や相談体制はどうとられているのでしょうか。
- 4 点目、性依存症の対策と支援はどのように行われているのでしょうか。
- 5 点目、性感染症対策はどのように行われているのでしょうか。
- 6 点目、L G B T Qへの支援は、どのように行われているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 性についてのご質問にお答えいたします。

2 点目についてですが、障がい者の性については、成長過程での体の変化に対する戸惑いや異性との適度な距離感の取り方など、困惑しているものと思います。そうした際には、本人への説明や助言だけでは、課題の解消に至ることが難しいことも多く、家族などに対しても障がい者の特性や直面した困り事の状況に応じた相談支援を相談支援専門員などの支援者が中心になって実施しているところでございます。

3 点目についてですが、性被害者への心と体のケアを第一としつつ、捜査関連の支援や被害回復のための弁護士等による法的支援も必要となることから、相談対応や専門機関の調整役を担う配偶者暴力相談支援センターや岩手県性犯罪・性暴力被害者支援、はまなすサポートというのがあるのですが、はまなすサポートへ案内し、医療機関、警察及び弁護士等の複数の専門機関が連携して支援を実施しております。

また、広報紙や町ホームページへの情報を掲載しているほか、庁舎内数カ所に相談先案内カードを設置し、専門機関の周知を図っております。

4 点目についてですが、性依存症にかかる相談があった際には、当事者の方や家族からの聞き取りから客観的に依存症の起因となるものやニーズ等を把握し、保健所や医療機関と連携して、専門的な治療や支援につなぐことが必要であると考えており、当事者や家族が抱え込むことのないよう必要に応じた相談窓口や依存症に対する正しい知識についての情報提供を実施してまいります。

5 点目についてですが、岩手県県央保健所においては、各種検査及び相談を受け付けており、当町では岩手県との連携を図っているところであります。性感染症予防対策の一環とし

て、いわてエイズ予防普及啓発強化週間において、町ホームページへの掲載をし、普及啓発活動に取り組んでいるところであります、さらに今後も広報などを通して正しい性感染症の予防に関する意識の向上や感染の早期発見に向けての受診勧奨を図るため、啓発を行ってまいります。

6点目についてですが、セクハラ対策は、男女雇用機会均等法により事業主に対策が義務づけとなっておりますが、町職員については、職場におけるセクハラ防止についてハラスマント防止ハンドブックを配布するなど、全職員に周知しているほか、今年度はパワーハラスマントも含めたハラスマント研修を実施しており、セクハラ防止に向けた対策を実施しているところであります。

7点目についてですが、LGBTQ、これは私も調べてみたのですが、Lはレズビアン、女性の同性愛と、Gはゲイ、男性の同性愛、Bはバイセクシャルと、これは両性愛者と、Tはトランスジェンダーと、心の性と体の性が不一致すると、そして最後のQは2つの意味がありまして、クエスチョニング、この発音がなかなか難しいので、クエスチョニングと、それからクィアということでこのことについてだと思うのですが、当事者の方によって生きづらさを抱える要因の一つとなっていることを踏まえ、その生きづらさを少しでも緩和しながら地域で生活できるよう当事者の方の特性や希望にできる限り寄り添いながら必要に応じた相談支援や情報提供を実施しておるところでございます。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、性についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、基本的には学習指導要領に基づき、保健の授業で体の発育、発達について取り扱っておりますが、授業以外でも学年の状況に合わせて学級指導や学校保健会の事業などで医師や助産師等の外部講師による思春期に関する講演を行い、性に関する理解を深めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 先ほどは大変失礼しまして、6点目を抜かしてしまいました、セクハラの対策についてだったのですけれども、申しわけございません。

資料で提示しておりました性交経験率の推移についてグラフをお示ししていたのですけれども、このことを見て皆さん、どうお考えになるのでしょうか。学生の性交経験率は、2005年、このようにピークでその後下降しているようですけれども、この意味はどう捉えるでしょう。出生率にも少なからず影響しているのではないかと思うのですけれども、この経験率を上げればいいのかというと、そうではないと思うのですけれども、いずれ学生のころから適切な教育が必要になってくるのだと思います。

現在インターネットなどで性に関する情報が氾濫しておりますけれども、出会い系サイトなどで子どもの誘拐や児童ポルノなどの事件が起きておりますけれども、そこはしっかりとした親、それから教師などの指導や見守りが必要になってくると思うのですけれども、このことに対して学校では、メディアリテラシー教育というのは、どのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり町内でもSNS関係の教育、各学校とも重点的に取り組んでいます。中学校だけではなくて、小学校でもまずSNS関係の授業というか指導を行っております。さらに、保護者会での集まりでも研修をやる学校もあります。やはりどういうふうに使っていくかが大事かと思うのですが、まず基本的に町内では文科省のほうの指針等もあってはいるかと思うのですが、スマート等は持たせないというのがまず第一前提でございます。ただ、現実的に持っている児童・生徒がおります。ここには矛盾はございますが、では実際持っている場合にどうしていくべきかというところを今教育委員会としても非常にここをどう進めていくか検討をしているのですが、各学校で行っているSNSに対する指導にプラスして、今ちょっとこれ中学校を中心にちょっと進めようかと思っているのですが、まず教師とかがつくったルールだけだと、子どもって逆に守らないのかなというところもありまして、まず生徒みずからルールをつくってみたらどうかというのをちょっと今提案しているところです。これは、今年の子ども議会でも中学生のほうから出た内容だったので、やはりこれは中学生もそういう思いがあるのかなと思っていましたので、これは委員会主導で進めておるところであります。

それから、町の事業を活用した心の授業なんかでも、やはり今の子どものまだ中学校の段階では、心がまだ発達の過程です。まだ完成していないというところでゲームとか、SNSにのめり込むというのは、これはどうしてもまだ発達段階ですので、そこをどうやってとめるかと。当然制度だけではなくて、保護者にもこれは協力を願って、学校も含めて子どもを

見守らなければならないのかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 9月7日の盛岡タイムスにこんな記事がありました。10代の現在を知り、考え、思春期外来セミナー、秋本医師、産婦人科医講演。近年の調査では、県内の中学生の約7割、高校生はほぼ100%に近い割合で携帯電話やスマホを所持、性に関するネットを介し自由に情報に接触できるが、学校教育の中で妊娠や出産、性に関する教育は正式に位置づけられていない。ネットで知り合った相手との援助交際、児童ポルノ被害などが増加する一方、妊娠したら月経がとまるといった基本的な知識さえない10代が多いということ。秋本氏は、子どもたちが正しい知識を持たず、社会性が未発達なままネット社会に身を置いていることが多くの問題を引き起こしていると指摘。生きていくために必須の考え方をきちんと教える必要があると強調したとあります。

このようにしっかりと知識を身につけておくようにしていただきたいと思うのですけれども、何かお考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、今から私が矢巾中学校の教頭時代、全国的に、そして岩手県の望まない妊娠、そして中絶という数が非常に多くなってまいりました。これは、中高生です。当然そのときに岩手県の率が全国でワースト1という状況にありました。これをどうにかしなければいけないということで始まったのが思春期教室です。それが今も矢巾町では進められている。それで、子どもたちに、今昆議員がお話をされた妊娠のメカニズムだったり、それから避妊のことについても詳しく専門家の方々が中学生に教えています。それを続けています。そのおかげでそういうふうな事案が少なくなってきたているというのも実態でございます。というふうなことを続けているということをご理解願いたいと思います。これはまずほかの地区に私たちが誇れる事業だと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） そういうふうなことをやられて減ってきてるとは思うのですけれ

ども、やはり継続して、これからも起こるべきことであれば、継続してやっていただきたいと思います。

それで、今学校でもほかにも何とか教育ということですごく教師の多忙化もあると考えられます。新たな時間の確保が困難だということもあるのですけれども、まずは、親もそうです。大人たちが子どもたちの前に包括的な性教育の必要性をどう考えているのかというところを時間が確保できない中でも、そこをお願いしたいと思いますので、ぜひ総合的な学習の時間などに人権教育の中でもしっかりと位置づけてお話ししていただければと思います。

ほかにも方法はあると思うのですけれども、教育の原点は、やはり生命に関係する性にあるのだと思いますので、いずれそのところを教育をみんなで考えていく場をつくっていくべきだと思いますので、これは生涯教育でもあると思うのですけれども、皆さん、これをどのように学びを受けとめていくのかというところを生涯教育としてどういうふうにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　私のほうからお答えさせていただきます。

まず生きるほうの生、そしてりっしんべんのついた性と、これは引き離すことができないことだと思います。私たちの命を授かるりっしんべんのほうの性、そして生き抜いていくということにつながっていきます。これは、議員ご指摘のとおり生涯教育にもかかわる、これはまず家庭教育でというふうに考えます。そして、その家庭教育に対してどういうふうに私たち社会教育としていろんな講座も含めてこういうふうな形でていきましょう、家庭の中で性教育をどういうふうにしていきますかということは、これから課題として私たちも捉えてまいりたいと思います。そして今学校で取り組んでいることも継続していきたいと思います。

いずれ子どもたちのこれからのために何をすべきかということを見据えながら頑張ってまいりたいと思います。ご助言どうもありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、障がい者の性についてお伺いしたいのですけれども、日本では、過去に優生保護法によって強制不妊手術が行われて社会問題となっています。そんなに過去の話ではありません。ほんの20年前、1996年まで優生保護法があったという事実があります。ですから、そう簡単にまだ障がい者に対する偏見や差別は簡単にはなくなっています。

い現状があるのだと思います。強制不妊手術を受けさせられた方々の心痛はどればかりのものなのでしょう。現在では、障がい者権利条約の批准以降、差別解消法の成立など、障がいを理由とした差別などは、絶対に許されないものとはっきりしておりますけれども、障がい者の共同参画もできるような仕組みもできております。そこで、さらに障がいのある方々が活躍できるように、聞きづらい性の問題など気楽に相談できるような専門のカウンセラーなどを配置していただければいいと思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えしいたします。

障がいをお持ちの方の性の問題は、本当に大事な部分と捉えております。性に関する問題は、尊厳と、そして自立を守るという点で非常に大事な部分と思っております。今昆議員からご指摘いただきましたカウンセラーという点では、本当に専門の方が相談に応じるということは、私も必要なことと思っております。今現在本当にオープンに支援をしている支援者の方と当事者の方と、生きていく上で的一部としてオープンに話ができる状況かというと、なかなかそこは現実問題厳しいというか、できていない部分があろうかと思っておりますので、実際専門の相談員なり、カウンセラーがどういう方が担っていただけるか、本当に岩手県内の中でどういう方に担っていただけるかというところを含めて私どももう少し情報を集めながら、そして人の生きるための性の部分、障がい者の方の尊厳と自立を守るところも含めて考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）　障がいをお持ちの方の性についてですけれども、答弁では相談支援専門員などの支援員が中心となって実施しているということでした。やはり専門のカウンセラーみたいなものを設置していただきたいと思います。先日の自立支援協議会でしたかでは、その相談を受けているという相談支援専門員のほうから非常に性に対しての問題で困っているというお話を聞きしましたので、ぜひ私は勉強会を開こうというふうな提案をしたのですけれども、なかなか講師が見つからなくてということで、けさほどちょっとフェイスブックを見たら、何かそういうことをしている方もいらっしゃったということで、ちょっと私のほうもお聞きしたいなというふうに思っていましたので、ご相談させていただきたいと思いますので。勉強会、ぜひ開いていただきたいのですけれども、よろしくお願ひしたいと思

うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

今度昆秀一議員から性について、私も勉強させていただきました。それで、ジェンダーの平等ということ、いろんな社会的、文化的、先ほど障がいの方々の優生保護法の関係とか、そういった性の差別化があったということは、これはそのとおり事実なので。私たちは小さいとき育てられたときは、男は男らしく、女は女らしくと、男は泣いてはだめだと、もう女はすぐ感情を表に出すと、皆さんはそうではないのですけれども、私はそういう教育をされてきたのです。それで、今回改めていろいろ調べてみたのですが、やはり。

そして、先ほどの5文字のあれ、人口の3%から10%の割合なのだそうです。私、そのことも大変失礼な言い方なのですが、レズとかホモとか、そういうふうなのは、もう特殊なあれなのだと思ってあれしたら、もう人口の3%から10%。そして、今勉強会はもちろんのこと、そういった方々が気軽に相談できるようなことをやはり門戸を開放するという表現がいいのか、私たちの意味では、だからきょうもちょっとメモしてきたのですが、誰もが自分の性を尊重されて、自分らしく生きられる社会をやはり構築していきたいなということで、このことについては、まず担当課ともよく連携しながら対応してまいりたいということで、本当にこのご質問には心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） あとこれも大事なことだと思うのですけれども、同性婚についてということをお伺いしたいのですけれども。日本国憲法では、24条に家族に関する条項がありますけれども、14条1項には、性別に基づく差別の禁止があるのです。同性婚を認めないという意見が多いようですけれども、婚姻とは認められないにしても、現在パートナーシップ制度で東京渋谷区などが認めているのですけれども、世界では50カ国以上が同性婚を認めているのだそうです。本町で同性婚の考え方はどうのように考えているのか。今まで同性婚したいというような相談はなかったのか。町で同性婚、パートナーシップ制度については、必要性、どのように考えるのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉田住民課長。

○住民課長（吉田徹君） それでは、同性婚の相談についてなかったかというところについては、私のほうからお答えさせていただきますけれども、ご存じのとおり婚姻届等は、私ど

ものほうの住民課で受け付けているわけでございますが、今のところそういうふうな相談があつたというふうには認識していないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　私のほうからは、今岩手県のほうで行われております男女共同参画センターでは、L G B Tの相談の相談窓口がございます。それは、インターネットとかでもご相談いただけますし、電話等のご相談も承っているようでございます。少しその現状についてお話ししさせていただきます。

2016年度の相談件数は42件でございましたが、2018年度は167件と、やはり年々相談がふえている現状でございます。また、相談の内容の内訳としては、今お話がありました結婚や、また就職についてというようなご相談を、そちらのセンターのほうでは承って対応しているようでございますので、お答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、ジェンダー平等については、S D G sでも取り上げられて、17の大きな項目にも取り上げられておることですし、それから先ほど住民課長が答弁したことについても、そういうふうな事案が発生したときは、もう法務局とか、そういう上位のところともよく協議しながら間違いのないような対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）　次に、心のケアについて質問いたします。

心とは何でしょうか。心とは非常に抽象的な概念であります。ですが、その心がかかる病気は、誰にでもかかる可能性がありますし、目には見えないというやっかいさもあります。けれども、その多くは、治療することで回復するのだそうです。そこで、その心に関してのケアについて以下お伺いいたします。

1点目、現在心の病気にかかっている方の実数や割合などの実情をどう把握しているのでしょうか。

2点目、心の病気に対する予防についてどう支援を行っているのでしょうか。

3点目、心の病気への正しい理解についてどう啓発しているのでしょうか。

4点目、心の病気に苦しんでいる方への相談体制はどうしているのでしょうか。

5点目、学校では、心の健康に関してどのように学び、予防や支援を行っているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　心のケアについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、精神障がい者保健福祉手帳や精神通院医療受給者証を所持している方の精神科の受診状況から診断名により、精神障がいをお持ちの方が年々増加傾向であることを把握しております。この結果が心の病気にかかっている方の実数を示すものではありませんが、窓口に寄せられております相談内容と合わせることで町内の実情の把握に努めておるところであります。

2点目についてですが、働き盛り世帯やシニア世帯を対象とした「こころの健康教室」を開催し、個々がストレスの対処方法を学び、心の健康を保持できるように支援し、その普及啓発を行っております。また、医療機関、介護施設の職員や町内学校教職員及び保護者等を対象としたゲートキーパー養成講座を開催するなど、地域、職場及び学校において、さまざまな機会を捉えて、心の悩みを抱えている方に気づき、傾聴して、見守りをしながら必要な支援につなげております。

3点目についてですが、町のイベント等において、パンフレット等の配布や町の広報誌及びホームページなど、広報媒体を活用した啓発活動を実施するほか、児童・生徒や多くの町民が利用する矢巾町活動交流センター、いわゆるやはばーく内の図書センターにおいて、こころの健康図書コーナーを定期的に開設し、心の健康に関する正しい理解の普及啓発を行っております。

4点目についてですが、本町では、保健師等が窓口や家庭訪問において、心の病気に苦しんでいる方を含めた総合的な相談を随時行っているほか、年5回精神科医師によりますこころの健康相談を実施しております。また、県央保健所によるこころの健康相談や紫波地域障がい者基幹相談支援センター、近隣の福祉サービス事業所及び相談支援事業所の協力による居宅介護制度等の利用検討を含めた相談を実施しているところであります。

また、学校関係者や教育委員会からも相談者が福祉・子ども課や子育て支援センターに案

内されますケースもあり、より多くの機関と連携できるような幅広い相談体制のネットワークを充実してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　引き続き、心のケアについてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、学習指導要領に基づき、小学校5年生の保健の授業において、心の健康という単元で取り扱っているほか、道徳の授業においても、各学年に応じた教材資料を用い、道徳的心情を育んでおります。そのほか、岩手県で実施している心とからだの健康観察では、全児童・生徒を対象とした調査を実施し、その結果をもとにセルフチェック、セルフケアについて学ぶほか、個別面談も行っております。

また、町の事業を活用して専門家の方々によるSOSの出し方教室や心の授業など、通常の授業以外の場面でも理解を深めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　昨年の3月に策定した矢巾町自殺対策計画では、自殺予防の取り組みについて書かれております。今回の私の心のケアについて非常に关心、関係があるところから、その中のことをお伺いしたいと思います。

まず、本町の自殺予防について久慈モデルをベースにしているということで、久慈モデルには、1次予防、2次予防、3次予防、精神疾患へのアプローチ、職域へのアプローチ、ネットワークの構築の6つの骨子から、基づいているとのことです。その中で精神疾患へのアプローチについては、精神障がい者の当事者会の会員数が増加とありました。どのくらいふえているのでしょうか。私は、精神障がいをお持ちの方は、最後の資料、お渡ししていた資料でも全国的にもすごく伸びている、町内においてもふえているということでしたので、ふえているけれども、当事者会の人たちがふえているとは思えないのですけれども。それから、精神障がい者家族会にしても、精神障がい者自体はふえているにもかかわらず、非常に活動が縮小化されているように感じるのでけれども、町として今後どのようにそれらの会にに対しての支援を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

矢巾町の今心を患っている方々の統計は答弁で述べたとおりでございますが、その中で5年間の傾向を見ると、やはり気分障害、それから小児、成年、通常発症する行動の情緒障害とか、そういう部分の障がいをお持ちの方の疾患がふえているかなと思っております。これは、国の動向、それから県のほうの動向ともほぼ同じような動向と私ども捉えております。当事者の皆様、そして家族会の皆様の、その会の状況ですが、やはりなかなか当事者の会、そして家族会もそうですが、現実としては、なかなか会員数がふえていないという現状がございます。ただ、私どもは、家族会は、昭和50年にできた会でございまして、その当時大先輩の方、そしてご家族の方の大変なご苦労のもとに、その会ができたと私も捉えております。その会を大事にしながら、今病院の家族会も縮小傾向だということも聞いておりますので、何とか分かち合いながら一緒に家族の思いを語り合える場へ、そしてそこに私どもも支援していく。そして、当事者の方々も今月1回なり集まって、あとボランティアさんのお力もかりながら進めておりますが、当事者の皆様が、地域の中で暮らしていく一つの場だということで、居場所も含めて今後も支援していきたいと思いますし、会員の拡大に関してもさまざまな場で広めていきたいなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） だんだん家族も高齢化して大変になってきますけれども、やっぱり現代社会においては、人々は多かれ少なかれ皆さんがストレスを抱えて生活をしているのですけれども、その中で心の病気を発症されてしまう方がいますので、そのために体調を崩されてしまう。できれば、そうならないということが一番ではあるのですけれども、先ほど申し上げたように、目に見えないために他人には理解されないで悪化させてしまうこともあります。心のケアが必要であります。町では、医療機関など、いろんな講演などで町民への普及啓発、理解をしてもらっているのですけれども、やはりちょっと調子が悪いだけでは受診までには至らないという現状があるのではないかでしょうか。

しかしながら、それが手遅れになってしまう事態も考えられますので、適切な受診につなげるように、まずはさつきの同じような形ですけれども、気軽に相談できるということ、それでボランティアの活動も必要だと思いますし、家族会への支援も必要だと思いますので、そこら辺の相談体制については、町では今後どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　相談体制についてでございますが、本当にさまざまな場で、例えば職員もそうですし、心の苦しみを訴える場が、伝えたいという場で受けとめる場があると思います。そういう意味でゲートキーパー養成講座ということで悩みを聞いて、そしてつなげて、必要な場合は専門機関につなげるということで、このゲートキーパー養成講座、さまざまな場で私どもも養成講座を開催しております。この講座は、平成22年から行っておりまして、今までで1,000人を超える受講生の皆様がございます。ことしはPTA連合会、PTAのほうとの共催で会を行ったり、それから紫波郡医師会の先生方の医師会のほうのご協力をいただいて開催しております。さまざまな場でそのような思いを聞いた際に、必要な場合はつなげるというようなことを大事にしていきたい。そして、中には、やはり専門機関につなげた場合がいい場合もあると思いますので、その際は、私どものほうに相談をいただいて、必要な支援に、そして緊急度も判断しながら、必要時は専門の精神科なり、心の専門機関のほうにおつなぎする場合もございます。

私どもも福祉・子ども課の中でも、さまざま生活困窮にかかる相談も承っております。その中で根底には心の悩みを抱えている方もおられまして、この相談だからここだけではなくて、本当に横のつながりで私どもさまざまな皆様の悩み事、そして必要な相談の場の提供なり、周知を図っていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）　まず、今後もしっかりとそういうふうに取り組んでいただきたいと思うのですけれども。そこで心の病気にかかって入院しました。退院する場合の精神障がい者との地域生活への移行、定着についてお伺いしたいのですけれども、国においては、厚生労働省におきましては、精神障がい者支援を入院医療中心から地域生活中心へ進めております。しかし、実際は状態が変わりやすい方や地域での見守り機能、社会資源が充実していかつたりと、地域生活がままならない方がいらっしゃると思います。その辺の強化体制をどう進めているのかということで、現在紫波郡内で地域生活支援拠点の整備を進めておると思うのですけれども、そこで社会資源の充実については、どのようなお考えのもと行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） お答えいたします。

心の病を抱えて入院せざるを得ない方が、今やはり病院と私どものほうと、または県央保健所のほうと、または精神保健センターなり、専門機関と入院されたときから、もう退院のことをいろいろご相談しながら進めている現状の方もございます。やはり入院して、さあどうしようではなくて、本当に入院した後の退院生活をどうしていくかということを今現在もケース会議なり、担当のケースワーカーさんからご相談いただきながら進めております。

今後そのような仕組みとしても、やはり今高齢者だけではなく、地域包括ケアシステム、これは精神障がいをお持ちの方も地域包括ケアシステムが必要だというような今回の動きであり、ここ矢巾、岩手でも必要なものと考えております。これは、単独ではなかなかできないことがありまして、今私どももそのような会員に担当者が出席して、仕組みづくりをどうやっていったらいいかというような場に参加させていただいております。

そのような中で、私どもも矢巾町として、町としてできること、県としてやってほしいこと、病院側としてというところを仕組みを今後もさらに相談しながら体制を整えていければというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） そこで、まず地域でどう受け入れられるのかを考えないといけないと思うのですけれども、そのために退院してくるときに、事前に皆さん、地域の方も含めて集まつていただいて話し合う必要があるのではないかと思うのですけれども、そこで集まるときに、支援される側の家族の都合ではなく、支援する側、例えば医師の都合でその時間をとるとか、時間しかとれないというふうに言われるということも間々にしてあります。なので、このようにやはり支援する側がこうだからというのではなく、国では退院させて地域でというようになっていますよ、3ヵ月で退院させますよということではなく、やはり地域でちゃんと家族が了解を得た上で帰らせるような方法をとる必要が地域移行の場合あるのではないかというふうに思いますし、もう一点、地域生活支援の有効なことについて、同じような立場の方、例えば精神疾患を患っている方による相談相手になっていただけるというピアサポーターと言われるものもあるのですけれども、しかしながら、このピアサポーターについては、全国レベルでの統一的な仕組みができていないという現状があるのだそうです。そこで、やはり今後は、このピアサポーターを養成する専門機関や研修を含め、必要

な支援をしていく必要があります。先生がこうだからというより、やっぱり俺もこうなったから、あなたもこういうふうに生活したらどうですかというほうが何か気持ちが通じるというところがあるのでそうですので、ぜひこのピアサポートの制度についてもお考えがあれば、お伺いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）お答えいたします。

先ほど申し上げました精神障がいをお持ちの方の地域包括ケアシステムの中でもピアサポートの活躍の場の拡大、そして養成は、本当に大事なこととして掲げられております。現実問題、その仕組みがまだまだできていない現状は、そのとおりだと思っております。ですので、私どものほうでもそのような養成なり、活躍できる場、そしてそういう場の居場所なり、接点の場なり、その点に関しては、町だけではなく、大きな広域的なものの場所でも一緒に考えながら、この仕組みを何とか整えていければというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 以前私、ヘルプマークというのを取り上げてお話ししたことがあるのですけれども、これ岩手医科大学精神科もこちらのほうに参ったので、やはりヘルプマークを普及させるのはいいのですけれども、ヘルプマークを知っている方、どういう支援をしたらいいのかというのをなかなかわからない方が多いと思うので、その普及を今後もっともっと進めていただきたいと思うのですけれども、そこについてはどうお考えでしょう。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） ご提言ありがとうございます。

そのとおりだと思っております。なかなかヘルプマークの普及に関しては、まだまだかなと思っております。私どものほうでもお渡し、窓口と、それから健康長寿課のほうでも、さわやかハウスのほうでもお渡ししております。助けてほしいよ、ヘルプだよというようなマークを掲示していただきながら、そしてその普及啓発には、さらにホームページ、広報、さまざまな場所、そしてそういうさまざまな機会で私どものほうも普及啓発をさらに図っていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 心の病気の一つとして若年性や高齢者もそうですけれども、認知症という病気があります。認知症に関しては、前回もお話ししましたけれども、2025年には65歳以上の5人に1人を占める見込みだそうです。12月19日には、町で町長も今度認知症についてグランドデザインのほうをお話しされるということでありましたけれども、強いエビデンスに裏付けされたものと言われていない予防法というのがあるのだそうですけれども。しかしながら、予防として強く推奨されていることが3つあるのだそうです。1つ目は禁煙、2つ目は運動、そして3つ目にⅡ型糖尿病の発症予防のための血糖値のコントロールなそうですけれども、そして意外なことに社会的交流については、認知症の十分な証拠がないということであったのです。これは、WHOのガイドラインで示してあるのですけれども、いずれこのようなまちづくりを進める上で認知症予防も必要なのですけれども、やはり社会、まちづくりについて認知症のバリアフリーということをぜひ進めていただきたいということで、この認知症の心から寄り添う技術として、バリテーションという交流の仕方があるのだそうですけれども、ぜひそのような形も取り入れながら、認知症にも優しいまちづくりにしていただきたいと思うのですけれども、何かお考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今実は今度のフォーラム、田園ホールで開催されるのですが、私、そのときぜひお話しいたしたいのは、認知症に優しい地域、まちづくりをぜひやっていきたいと。そして、できれば、認知症に優しいまちづくり条例というのをつくって、先進的な取り組み、ただその宣言だと条例をつくるだけではなく、それにぶら下がった事務事業を考えていきたいなど。今さっきもお話、村松信一議員のときもお話ししたのですが、フレイル予防、これは健康長寿とか、いわゆる認知症予防に非常に効果があると。私もこれまで敬老会とか何かでいろんな話をさせていただいたのですが、一、十、百、千、万の頭文字をとって、まず一日一善と、それで何か藤原議長さんは、今いろいろところで褒める条例をつくりたいということをお話し、褒められたほうも褒めたほうも一日いい気持ちで過ごせるような、だから1日まず1回、これは認めてもらわなくてもよい行いをしたのだなという一日一善。それから、十は、一日電話でもいいし、直接でもいいから、10人の人と会話をすると。それで、百は、文字を書くこと、書かないと忘れるのです。今私らも、私も何とか認知症になりつつあるので、書くことが大事なのです。それで、メモをすることが大事、手を動かすこと。そして、千は、1,000文字、カラオケでもいいし、何でも

いいからやることがいいのだそうです。万は、これはお年寄りさんたちには無理なのですが、今万歩計というのがあるから、年齢に合わせた、1万歩1日歩ければ、もう最高なのですが、そういったこと。

あとは、握力とか、今度の15項目、来年から実施されるあれにもそういった握力、この間秋まつりでもさわやかハウスでやったのです。握力とか、そういうふうなものもやっぱり大事なのだそうです。だから、今そういったことを総合的に勘案しながら取り組んでまいりたいと。

今度の田園ホールでも私何をお話ししたらいいか迷っているのですが、やっぱりフレイル予防について、認知症にならないための予防にしっかり取り組んでいくことをお話をしたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員）これも以前お話ししたことがあるのですけれども、小説の「星の王子さま」のお話なのですけれども、その中の一節に、大切なものは目に見えないという言葉があって、まさに心も目に見えないもので大切な物ではないかと思います。

心の病気の理解について図書センターで心の健康図書コーナー、専門書も開設して置いていると思うのですけれども、この「星の王子さま」、大変参考になると思うので、数冊そろえて図書センターに置いていただけないかなということを申し添えて終わります。

○議長（藤原由巳議員）和田教育長。

○教育長（和田修君）大変有名な書物ですので、多分あると思うのですが、その確認をしてからですけれども、そろえたいと、そう思います。ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。

再開を2時35分としたいと思います。

午後 2時26分 休憩

---

午後 2時35分 再開

○議長（藤原由巳議員）休憩前に引き続き、再開をします。

ここで佐々木代表監査委員は退席をいたしました。

それでは次に、9番、赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(9番 赤丸秀雄議員 登壇)

○9番(赤丸秀雄議員) 議席番号9番、一心会、赤丸秀雄です。

1問目の質問ですが、子育て世帯へのさらなる支援施策について伺います。当町も子育て支援には前向きに取り組んでおりますが、未来ある子どもたちを生き活き育てるためには、さらなる支援が必要であると思い、町の考え方について以下伺います。

1点目、子ども預かりのファミリーサポートセンターを構築する考え方を伺います。

2点目、第3子以降のいる世帯の子どもへの手厚い支援が必要だと思いますが、その考え方を伺います。

3点目、新婚新生活支援補助金制度について、所得制限を設けない制度を町として実施する考え方について。また、子どもがいる世帯の移住、定住促進のため、所得制度を設けない新たな補助金制度の考え方があるか伺います。

4点目、町内には共働きの若い世帯が多く、3歳未満児、特にゼロ歳児の保育体制の充実が必要であると考えます。妊娠、出産時からの意向を把握して、もう一歩踏み込んだ対応策に取り組む考え方について伺います。

以上です。

○議長(藤原由巳議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 9番、赤丸秀雄議員の子育て世帯へのさらなる支援施策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、乳幼児や小学生等の児童の預かり援助を希望する方と援助を行う方との相互援助活動でありますファミリーサポートセンター事業でありますが、本町におきましても、多様化する子育て世代からのニーズに対応すべく、来年度からの実施に向けて関係機関との調整を実施しているところであります。

2点目についてですが、第3子以降のいる世帯の本町独自の支援として、中学生以下から数えて3番目以降の児童の保育料を半額にしております。また、保育料の無償化に伴い、所得割額の条件はございますが、副食費も助成することで調整を進めており、今後とも多子世帯を含め、子育て世代の支援の充実を図ってまいります。

3点目についてですが、本事業におきましては、34歳以下を対象とし、合計所得金額が340万円未満としており、資金不足等で新生活に踏み切れない、主に20代の若年層の多くの方々に活用していただける事業であり、新たな補助金制度を設けることは考えておらないところであります。また、移住定住促進支援といったしましては、子どもの有無及び所得制限のない矢巾町移住支援補助金交付制度を今年度から新たに設け、支援をしております。

4点目についてですが、保育所等入所申請の状況や母子健康手帳交付の際の出産後の子育て環境に関する聞き取り等の状況から共働き世帯やゼロ歳児から2歳児までの保育ニーズへの対応が必要と考えております。町では、現在小規模保育施設の定員増加に対応した施設整備事業や子育て支援の養成講座事業を実施し、来年度からは、保育士の確保を目的とした助成事業等を実施するため調整を進めており、今後とも子育て世代の多様なニーズに対応した保育体制の充実に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まずファミリーサポート事業のことについてお伺いします。

私は、ぜひこのサービスは、町内にも必要と考え、先日先進的な取り組みをしている自治体を常任委員会として視察してきました。ただ、矢巾町と視察したところとの環境が大幅に違うために、矢巾町の環境を考慮すれば、やっぱり導入するに当たり、利用者ニーズの把握や預かる側の対応というのですか、研修も必要であり、構築には時間を要するとも思っております。

答弁には、関係機関との調整を実施してとありましたが、どの程度の所要期間を踏まえ、検討して、この導入に向けて取り組んでいくか、その辺について再度お伺いするものであります。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ファミリーサポート事業でございますが、今年度子ども・子育て支援計画の見直しの年度でございまして、今アンケートを集計している、分析している作業中でございます。その中でファミリーサポート事業をご希望する親御さん、保護者の皆様の割合は、約3割ぐらいの方がご希望するというようなご回答を今得られております。そして、進め方としまして、こ

の事業を行うには、援助をする側の講習も必須でございまして、私どものほうでは、来年度行うに当たっても講師謝礼等分に関して必要な経費を予算化してございます。あともう一つが子育て支援研修のうち基本研修、地域保育コースを終了している方を、その終了している方をもう一科目、この事業を円滑に進めるためにという講座を1科目受けることでこの委員にみなすことができますので、昨年度、平成30年度、そして今年度もこの子育て支援研修を行っておりますので、この会員さんのお力を借りるということはできないかというふうに考えております。

また、一番今悩んでいるのは運営の仕方です。県内を見ますと、このファミリーサポート事業をNPO法人が担っているところ、それから社会福祉法人に委託を受けて担っているところ、中には、直営で行っているところもございます。今私どもは、NPO法人で行っているところなり、あとは直営で行っているところ、直接行って、見て、お聞きしながら、あと電話でお聞きしたり、その運営の仕方をどういうふうにしていくかということを今いろいろ調整しておるところでございます。来年度実は新年度予算でも新規事業として要求、編成で掲げている事業でございまして、何とかこの調整を経て、来年度中の余り遅くない時期にこのセンターの立ち上げ、そして実施に向けていければというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の再質問の答弁で、今回視察に行ったのは10月下旬で、これを決めたのが9月下旬でありましたので、そのときに関係担当に聞いたときは、いいサービスでありますかという話でありましたが、今の答弁を聞きますと、アンケートも実施し、またニーズ把握にも入っていると。それから、運用方法もある程度検討しつつ、他自治体も視野に入れながら勉強しているという話なので大変安心しております。ぜひそのような取り組みを進めさせていただきたいなと思っております。

次に、少子化時代の現状では、子育てには経費がかかり過ぎるとの理由で出生率低下要因の1つと考えております。したがいまして、せめて3人以上の子ども、多子世帯というのですか、子どもさんに対する家庭には手厚い支援が必要であります。今現在3歳以上のところは、幼保無償化の取り組みになっておりますが、ここ半年間で構いませんが、どれぐらいの方が半額負担で入っていたのか。それから、それにいたいでいるというか、父兄の負担の概算額で構いませんが、どれぐらいだったのか、その辺教えていただきたいのと。

それから、10月から消費税値上げによって3歳児以上のところが無償化といいつつも、副食費等の部分の徴収は当然出でるわけです。その制度の導入に当たり、メディア放送等を見れば、便乗値上げも見られておるという部分もありまして、逆にこの制度が10月からスタートしたことによって負担がふえた世帯もあるということでありました。その辺を町では、先ほどの問い合わせてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

中学生以下から数えて3番目以降の児童の保育料を半額にしている方の数でございますが、12月1日時点のところで押された人数では194名の方がございます。その中で保育料の高い利用者の額は2万3,500円でございます。そして、副食費の関係でございますが、今回無償化に伴ってお子さんが満3歳以上で、こども園に通っているお子様の中で多子世帯の方の中で逆転現象が起きた方が実は5世帯ございました。それで、今回私ども精査したら段階でこの現状がわかりましたので、いわゆる無償化なのに副食費のほうが高いと。要は、町内の施設の副食費、大体4,500円でございます。今までではそれより安い額の保育料だったものが逆転してしまったということで、今回私どものほうでもこの方々、こういう世帯に対して助成をしようと、償還払いの手続をとるような助成を今考えておりまして、実は12月補正のほうでも要求させていただいておる現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　今の答弁をお聞きしますと、半額ということは、多子世帯の方が194名、重複する方の世帯もあるかと思いますが、2万円と計算して400万円です。ぜひ予算の厳しい中とは思いますが、この辺も町として検討していただきたいと考えます。

また、副食費の部分の逆転現象は5世帯ということで、私が思っていたよりは少なくてよかったですなと。少ないからいい話ではなく、やっぱり今課長の答弁にありましたように、助成が必要と思われるということなので、ぜひその助成もよろしくお願いしたいと思います。

次に、質問ですが、3つ目の質問に答弁でありました所得額340万円の部分のお話であります。私、所得額の340万円の考え方をちょっと勘違いしていました、勉強させてもらいました。給与総額ではなく340万円の35歳以下ということであれば、2人の所得、結婚の場合は2人という形になれば、2人の部分で約500万円未満になるのかなと。そうであれば、支給幅も

ある程度確保できるのかなと思っておりましてよかったです。私のちょっと勘違いもありましたので、ここはよかったですなと思っております。そこで質問ですが、先ほど来お話ししております住宅新築等の利子補給の話は、本当に町としては、最大5年、上限年20万円であれば、最大で100万円いただけるようなこの制度、これによって矢巾町に定着がされて、その後固定資産等も当然納めていただけるという部分でいい施策と聞いております。ただ、今回導入されているさまざまな支援の部分の、特に新生活等で町内に引っ越した部分の経費など、この支援した助成の対象者数というのはどれぐらいあったのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

新生活支援補助金を活用した方は7名ございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　この項目の最後の質問になります。まず私は、保育料の無償化については、私独自に勝手な考えをしていますが、ゼロ歳児から無償化にすべきという考えを持っております。そういう意味から、ゼロ歳から2歳児の保育ニーズを踏まえて対応しているとの答弁でしたが、来年度に、ではこのような形の部分を取り組んで今対応しているという話なので、来年度はゼロ歳から2歳児を対象にした、ゼロ歳児でも構いませんが、定数増のめどはたったのでしょうか。その辺のお話を伺って最後の質問にさせてください。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　待機児童の関係でございますが、そしてそれに伴う施策のことでございますが、4月現在は待機児童はゼロでございましたが、やはり今現在、特にゼロ歳から1歳、2歳のところがふえている、ゼロではございません。今全部で26名、特に小さい、ゼロ歳から1歳、2歳のところのご希望が多い現状でございます。ですので、無償化は3歳から5歳でございますが、確かに待機児童のさまざまな施策をしていく上では、ゼロ歳から1、2歳までのところのさまざま施設整備もそうですし、人材確保もいかなければ待機児童は解消できないと思っております。

今私たちのほうでは、地域型保育事業所、小規模保育施設、流通センターにありますベビーハウスマリさんの方ですが、今10名の定員でございますが、今年度施設整備を行っており

まして、19人に拡大する予定でございます。1点施設整備としては、今そこを拡大しているところでございますし、今ある施設のほうでも小さいお子さんの拡大をしていくには、人材確保をしなければできないというのが、本当に喫緊の課題だと思っています。県内の状況を見ましても、さまざま保育士の確保の施策を行っておりまして、私どもも来年度、そこをやらなければ、保育士さんの確保はできないというふうに捉えております。そこで答弁にもありましたが、保育士さんの確保の施策を何かしらちょっと進めていきたいというふうに考えております。

各自治体の取り組みを見ますと、さまざま保育士さんを確保するために家賃の確保だとか、それから奨学金の返済の仕方もさまざまなやり方があるようです。ですが、矢巾町にとって今どういうふうなやり方がいいか、きのうも保育園長さんの会議がございましたが、その中で現状をお聞きしながら、矢巾町が今取り組める現状、そしてやはりそれこそ財源をどうするかという問題もございますので、その中のことも含めて来年度保育士確保の人材のところの財源的な部分も含めた体制整備を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、ごみ減量への取り組み強化について伺います。

町長は、町民懇談会や秋まつり時の資源回収コンクール表彰式において、ごみ減量の必要性を強調しておりました。そこで、以下の内容について伺います。

1点目、生ごみの水切りには、ごみ減量やにおいの予防に効果があると言われています。町民懇談会において、町長は、生ごみの回収における水切りの工夫を進めると話していましたが、その導入に向けた進捗状況をお伺いします。

2点目、資源回収分別の徹底を自治会としても取り組んでいますが、ごみ減量には町の積極的な姿勢が必要あります。町では、さらなる取り組み強化策としてどのようなことを考えているか伺います。

3点目、高齢者世帯でごみ出しに苦慮されていることを前回会議で質問しましたが、現状把握の結果はどうであったか伺います。

4点目、11月の町民懇談会で町長は、リサイクルセンター構想を話されていました。ぜひ

早期に取り組んでいただきたいですが、近い将来の実現可能なことであるか、そのことについて伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ごみ減量への取り組み強化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在生ごみの収集について市街地では、収集を行う盛岡・紫波地区環境施設組合で設置しておりますバケツコンテナに出していただいておりますが、処理の際の汚水やにおいの軽減及び発酵促進を図るため、コンテナの底部に、いわゆる底にバークを敷くことで不要な汚水やにおいの削減をする検証作業を盛岡・紫波地区環境施設組合で進めているところであります。また、生ごみの大部分は水分であり、不要な汚水を減らせるよう住民の皆さんに対してひと切りでもカットしていただくように、多くの水切りを行っていただくよう普及啓発を行い、ごみの減量化につなげてまいります。

2点目についてですが、ごみの減量化については、いかにしてごみとして集積所に出さないようとするかを考える必要があります。そのことから、引き続き、分別のルールの徹底及び資源回収事業を進めるとともに、住民の皆さんと一緒にリサイクル推進を考えいく必要があります。リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進するため、分別でごみ削減、使えるものは再利用、資源として再生をキャッチフレーズとし、今後リサイクルステーションの設置や矢巾町ごみ減量推進員と相談を行いながら資源回収が増加となるよう資源回収する場や品目の拡大など、モデル地区を設置し、ごみの減量化につながる手法の構築を行ってまいります。

3点目についてですが、6月18日付で高齢者等のごみ出し困難者、または生活困窮者にかかる現況調査を行政区長、民生児童委員、保健推進員及びごみ減量推進員にご協力をいただきながら実施をいたしました。その結果をもとに、関係部署でケース会議を行いましたが、今回把握できた中では、地域内での支え合い等により、ごみ出しそのもので困っている方については、特にいないものと判断しております。しかし、今後はサポートが必要となる方も出てくることを想定し、福祉など関係部署や地域で情報共有を図りながら、自治組織の協力を得るなど、体制を構築してまいります。

4点目のリサイクルセンター構想についてですが、現在民間事業者の協力を得ながら、ごみ集積所に出さずに、指定されたリサイクルステーションに資源となるものをいつでも出せるような手法を考えているところであります。このことは、ごみの減量化にもつながってく

ることから、早急に実現したいと考えておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 11月の町民懇談会において、生ごみの水切り回収を早ければ12月からでも実施したいことを言っておられました。町長がああいう場でお話しすれば、当然やるものだと傍聴の方、もしくは参加されている方は思うと思います。私もこの施策は、町長が九州まで行って、見てきてやろうとしている、はやる気持ちはわかりますが、今検証している段階ということで、ちょっとトーンが下がっております。ちょっとはやる気持ちを抑えつつ、具体的になってから、そんなことも考えているよという話をしていただければなと思いました。

それで、再度伺いますが、この検証、そのような形で今やっているという話ですが、私もこのやり方は、特によろしいかと思うし、特に夏場、これには効果がありますので、ぜひ新年度早々にでもやっていただきたいのですが、その辺の実施時期のめどは立っているのか再度伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

これは、まさに赤丸秀雄議員のおっしゃるとおり私もフライングをして、現場の意見もさっぱりお聞きしながらあれなのですが、実はこのことについては、環境施設組合と話し合いをしても、理屈ばかりこねて前に進まないのです。何もやればすぐできることなのですが、だから今回のバケツコンテナのことについても、今町内にはバケツコンテナで収集する集積所というのは210カ所なのです。そして、その210カ所をまずモデル地区を決めてやれと。そして、あとは文言を書くのではなく、イラストでもいいし、写真でもいいから、わかりやすいのを皆さんに配布をさせていただいて、次の日またごみで出されるようなあれではなく、どこかに張っていただいて、今それをやっております。

それで、私も鹿児島で大崎とか志布志を見てきて、全く私たちが過去にやってきたことに手を加えて成功させているのです。それで、私たちのバケツコンテナの底にバーク、おがくずを敷いてやるというのは、これは簡単なことであるのですが、画期的な取り組みなのです。そういうことをなぜやらないのか、もう本当にいらいらしているというか。

そこで、まずこのことについては、もうきょう当然お聞きになられるだろうなということ

で、私はもうできれば12月からでもということなのですが。それで実は今月24日火曜日なのですが、まず割り箸から古着、そして古布、そしてリサイクルの固有名詞出してあれなので、盛南商事の盛岡支店が矢巾町の町内にあるのですが、そこと一緒にあって、そういうふうに取り組んでいきたいということで、24日に協定書を取り交わすことにしております。古着なんかは、盛岡の福祉バンクとか、それから町内にある新生会とか、そういうところ。そして割り箸はまたこれについては、まず県内の回収をやっているところがありますので、もうスタートすることにしましたので、まずそういったことで台所をごみの収集についても、遅くとも来年の1月からは。

そして、集積所には、その際、何か今まで入っておらなくて、何で変なものが入っていると思われてはあれなので、リサイクル、ごみ集積所にみんな力を合わせてあれなときは私もステーションに立たせていただいてPRをしていきたいと、こう思っておりますので、そのことによって今リサイクルするときのコンポスト化するときのにおいの解消もできるのです。だから、そういう一石二鳥の取り組みをやっていきたいということで、これは必ずやります。

ただ、私が環境施設組合にいて早くやりたいと言っても、職員が動かないものですから、困っているのです。これは、住民課長にも言っているのですが、一緒にあって考えてやれということで、これはぜひ取り組みをさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 町長のリサイクルに対する思いを踏まえて、ぜひ軌道に乗せてていきたいし、私どもも協力できることから協力していきたいと思いますので、ぜひ早期の実現を望むものであります。

次の質問でありますが、高齢化世帯など、ごみ出しに苦慮している方を6月18日付けで行った結果ということで、特にいないものと判断しているとの答弁でした。これも11月の懇談会でパネラーの南矢幅5区の方から困っているという提起がされておりましたよね。私の住んでいる行政区でもごみ集積所には何とか持っていますが、資源庫までは車もなく、運べない方が複数おりますということも私把握しております。その方とは言いませんが、新聞、雑誌、段ボールは、燃えるごみとして黄色の袋の中に入れている部分もありますし、空き缶などは燃えないごみとして緑の袋で出しております。

これなぜかといいますと、当然さっき言ったように資源庫に持つていけないからですけれども、私自分のごみ集積所が近くに2カ所あります、私よくよく巡回しております見てているのですが、また散策のときは、できるだけ自治会内の他の集積所の前を通るときは、必ず覗いております。これは、自治会の役員もやっていますが、ごみ推進員から、歩くのならばただ歩くのではなく、人に役立つこともやれよというようなご指導も受けていますからやっていることなのです。

そういった中で、今回の答弁では、誰か手伝う人がいなければ、そのような行為が当然多くなると思います。そのことに対してどのような把握をされたのか。どう思われるのか、再度所見を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、この間、青松学園大学のときもお話ししたのですが、町の社会福祉協議会では、10の老人クラブでは、生活支援のために高齢者世帯のごみ出し支援とか、草取りとか、そういう生活支援をもうやっておるので。だから、この間、青松学園大学でもお話しさせていただいたのは、できるのであれば、元気なお年寄りさんがそういったごみ出しに困難な困っている方々をぜひ支援してほしいということをちょっと私も挨拶の中でお話をさせていただいたのですが、いずれのことについては、私どももさつき答弁書の中では、そういうあれがないということで、実際町社協の生活支援ではあるわけです。だから、ないということではなく、あるのですが、それを地域の中で解決して今おるということなので、この輪を広げていきたいと。

それから、どうしても地域内で解決のできないときは、これは私たちなり、組合が支援するというような体制を整備していきたいと思いますので、今そういった生活支援の一つの形も構築されておりますので、やはりそういうような結いの精神というか、助け合いの精神、そういうふうなものはやっぱりなくしていきたくないです。それを下手に行政が手を出して、それで余りいい表現ではないですが、おんぶに抱っこではなく、地域で解決できるのであれば、地域で解決していただくということで、このことについては、社会福祉協議会も心しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　今の答弁では、10の老人クラブでそのような結いの精神にのっとつてやっているという部分ですが、私も地元の老人クラブ、親和会に入っているわけですが、

残念ながらまだそこまでいっていないのが現状であります。このこともぜひ機会あるごとに町長の口からというより、担当課長の住民課のほうからお知らせというか、周知していただければなと思います。

町長の熱い思いは心にとめましたので、担当の住民課長のごみ減量に対する気持ちを、所見をいただいて、この項目の質問を終わります。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　では、担当の所見ということでございましたけれども、私も町長と同じ考え方でございまして、やっぱり地域の力、こういうのを解決していくには、やっぱり私たちも頑張らなければならないところでありますけれども、地域の方々のご協力とともに必要だというふうに考えてございます。今町長も言いましたとおり、そこにはそういう結いの力といいますか、そういうのがこれから非常に廃れてきていると感じるからこそ、そういうのが大切だと。そういうのがもう結びつきが大きくなれば、ごみの問題だけではなく、いろんなこともいい方向に向かうのではないかなど。

例えばこの結いの力といいますか、ごみの問題にしても、そういう周りの人が見ていたことによって、結果見守りということにもつながるのではないかというふうに思っていますので、同じように地域の力も、任せるというわけではないのですけれども、お借りしながら進めるような方向で、住民課のほうからも周知を願うということだったので、そのように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　3問目の質問は、教育環境改善などの取り組みについて伺います。町民などの要望を踏まえ、以下の改善、取り組みを望むが、町の考えについて伺います。1点目、通学路などの安全確保上から2点について伺います。

その1、通学路における防犯灯の設置や管理は、町が経費を全額負担すべきと考えるがどうか。

その2、一時停止のない交差点、特に丁字路などにおいて、歩道の延長線上に停止ラインのない道路が見受けられる。早期に停止ラインの表示を行い、歩行者などの安全確保に望むが、その考えについて伺います。

2点目、将来矢巾町に移住することなどを条件に高校生以上の学生を対象とした町独自の給付型奨学金制度導入を早期に望むものであります、町の考えを伺います。

3点目、小中学生の給食費無償化が必要と私は思っております。取り組む方針などをどう考えているのか伺います。

4点目、矢巾型コミュニティ・スクール構想の運営体制をどのように考えているか伺います。また、導入した場合の地域住民の役割など、具体的な構想ができていれば、それもあわせて伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 教育環境改善などの取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の1つ目についてですが、本町は、全国に先駆けてコミュニティ条例を制定し、時間をかけて自主性と創造性が醸成されたコミュニティが形成されております。防犯灯につきましては、この各コミュニティの判断によって設置位置等を決めており、町では、コミュニティの整備事業に対する補助制度を設け、防犯灯の設置及び、その電気料についても半分の補助を行っております。町といたしましては、コミュニティが防犯灯に対し、管理も含め地域みずからが防犯に取り組んでいくものとして、その自主性を尊重してまいりたいと考えております。

1点目の2つ目についてですが、通学路を含み、一時停止のない交差点に警察が設置する停止ラインを町が表示することはできませんが、車両や歩行者の交通量が増加した箇所や矢巾町交通安全対策協議会に地域などからの要望箇所については、ドッドライン、ドッドラインというのは、横の線を引いてやることなのですが、そういったものなどにより交差点である旨の注意喚起を促すよう交通安全施設の整備を順次行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、教育環境改善などの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、これまで給付型奨学金の導入については、対象者要件の内容を検討してきています。これまで貸与型の奨学金事業を行っている中の事例として、経済的に就学が困難な世帯の方で高校から大学等まで奨学金を借りる事例があり、

返済する金額が多額で、かつ返済期間も長くなり過ぎることから、就学意欲がある方が経済的な理由で就学を諦めることがないように給付型奨学金の導入が必要あります。

また、貸与型奨学金の対象者について、例えば町内の事業所に就職した場合に、奨学金の返還を補助するような支援制度などを導入してまいります。

3点目についてですが、学校給食に係る経費は、学校給食法第11条において、学校の設置者と給食を受ける児童・生徒の保護者がそれぞれ分担するように定められており、食材などに係る学校給食費については、保護者負担とされております。文部科学省が平成29年度に行った調査により、全国の自治体の中には、子育て支援や人口減対策などの観点から学校給食費を無償化あるいは一部補助しているところがあることは承知しております。一方で過去に一部補助を行っていたが、財政負担が大きくなつたことから廃止した自治体もあります。

以上のような状況を鑑み、給食費無償化については、教育委員会のみならず町としての政策課題として、既に無償化または一部補助を導入した自治体の運用事例についての調査、研究に取り組んでまいります。

4点目についてですが、学校運営協議会、コミュニティ・スクールというふうに言っておりますが、これは他団体の例を見ますと、学校ごとに設置することが多い状況であります。しかし、矢巾型コミュニティ・スクールでは、矢巾町を一つの学校と見立て、小中学校6校で一つの学校運営協議会とすることにより、同じ方向を向いて学校経営を進められるようにしたいと考えております。ただし、学校ごとに作成する基本方針について、個別に議論する必要もあることから、学校単位の分科会を設置して運営したいと考えております。

学校運営協議会の委員構成は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する地域住民、保護者、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターと言われています。などのうち地域住民、保護者から選出する委員を基本としますが、今後社会教育法の規定による地域学校協働活動推進員を設置したときには、当該推進員を委員に加えていきたいと考えております。

なお、学校運営協議会が設置された場合は、現在各学校で設置している学校評議員や学校評価委員制度を廃止いたします。また、地域住民の役割については、学校運営協議会の議論の中で具体化していくべきと考えておりますが、地域住民にとって教育は身近で関心の高い行政分野でありますので、地域住民代表の委員には、広く地域の意向を踏まえて議論いただきたいと思いますし、学校を核とした社会的つながりを構築することで防犯、防災体制も充実させることができると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、通学路の防犯灯について質問させてください。

まず、4小学校のうち東小学校以外の通学路エリアを抱えている行政区は、比較的住宅が今少なくなっておりまして、自治会の半額負担では難しいものがあると私は考えております。自治会費においても、駅前の連携したところでは、年間6,000円程度の自治会費であります。あるところの自治会費は、年間1万5,000円なのです。もう倍以上の開きもありますし、先日は、不動地区のある地区に行ったとき、とても自治会費で運営できないから、コミュニティ条例変えてまで町助成で自治会費を補填することも考えてもらえないかみたいな雑談での要請もありました。そういう意味で防犯灯をそういうところの負担にさせるということ自体が、私からすれば、いつまでたっても防犯灯がつかない、周りの行政区の人たちは通学させるのに危険だ。このジレンマがずっと発生すると思いますが、それについて再度所見を聞きます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、防犯灯の設置については、コミュニティ条例の話をしたわけですけれども、まさにコミュニティ条例を変えてまでという議論が出たと議員おっしゃいましたけれども、コミュニティ条例が策定されましてから一定年が経過しまして、矢巾町のコミュニティのあり方というのも大きく変わってきております。そうした中で大きく変えていかなければいけないのかなと、そういうご提言も多いのも確かでありますので、条例を改正するというようなことも視野に入れて考えなければいけないのかなとは思っております。

しかしながら、コミュニティ条例が変わったとしても、地方自治の本旨は、団体自治と住民自治のこの2つの大きな柱からなるものだと考えております。そうした場合に、お金がないから団体自治、要するに役場がお金を出す。そういう形ではなく、例えば防犯ならもつと違うあり方があるかもしれません。防犯灯をつけて時間がかかるのであればというようなときには、例えば代替のスクールバスを走らせるだとか、さまざまいろいろなことが考えられると思います。こうしたことでも踏まえて、何が一番目的に対して一番スピード感を持って対応できるのかといったことは視野に入れて考えたいと思っているところでございます。これは後ろ向きでも何でもなくて、いかにして安全を担保していくのかというのは、非常に重

要な事項だと思っております。その中でコミュニティ条例改正、そして住民自治、団体自治の成熟、こういったところも踏まえながら今後こういう問題を解決していかなければいけないなと思っています。直接のお答えになっていないかもしれないのですが、現在私が考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の再質問についてのお話ですと、まず私も町からの助成を自治会費までとは言いませんが、とにかく防犯灯が今の矢巾町の部分であれば、電気代も半額負担はしていただいているし、LED化に対する部分、それから新規に設置する部分も半額負担していただいて、大変ありがとうございます。ただ、私の自治会であれば、そこはそれなりの世帯数もあるのでいいのですが、今言われているのは、この4小学校のうち3小学校エリアのところであります。とにかく知恵を出して、安全確保に早急な手立てをやってほしいというのが希望でありますので、検討をお願いします。

次の質問の部分、停止ラインの部分であります。ちょっと私の質問の仕方が的を射ていなかったようです。まず言いたいのは、先ほど来のドッドライン、これは今丁字路で歩道のあるところ等にも当然路側帯というのですか、道路の車道の端のほうにはドッドラインがあります。ところが、歩道の延長線上、歩道が建物の陰になったり、塀の陰になって、車を運転していて見えないと。そこに停止ラインがないために、みんなは車道の手前まで突っ込んでいってとまっている。具体的には、ユニバース矢巾店の北側の丁字路とか、新田公民館の向かい側の丁字路とか、特にあそこは上杉踏切の迂回路の路線にもなっていますが、そういったところが言われて点検すると、結構あるのです。停止ラインが引けないのであれば、そのドッドラインを手前に持ってくるとか、イメージハンプでもよいので、ぜひ安全対策上という観点からも早急に対応を願いたいのですが、この件について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私のほうのこちらのほうの答弁のほうもちょっと舌足らずのところもありまして、大変申しわけありませんでした。先ほど言ったように、歩道がある丁字路なり、十字路なりの交差部、そこへの安全配慮、どうしても車を運転していると車道ぎりぎりまで出てしまうという

ような危険箇所もあるということで、こちらのほうは警察のほうとも我々道路管理者として法定外表示というドッドラインとか、イメージハンプというものを道路管理者でも引けることになっておりますので、どの程度のもので交差点を注意喚起できるかというところを協議しながら、やはり先ほど言ったような交通量の多い、あるいは埠で見づらいような場所の箇所を重点的に対策を講じていきたいというふうに考えておりますし、矢巾町の交通安全対策協議会というものに、それぞれの行政区や団体のほうから要望という形のものを出せる機会がありますので、ぜひともそういう機会にも町のほうに提出していただいて、みんなで道路管理者、地域、警察、それぞれがみんなが確認して、やっぱりここは必要だろうというようなことでつけていくというようなことで進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、先日11月29日に国土交通省のほうから生活道路における物理的デバイスの設置促進についてということでいろいろ最近の生活道路の安全対策、こういったところもより一層積極的に推進するようにというような通知文書も11月29日に出ておりましたので、こういったものをもとに、これは検察庁のほうからもそれぞれ出ている、発出されているものになっておりますので、こういったものに基づきまして国のほうからの指導もこのように来ておりますので、そういったものもあわせてやっていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）危険ということは認識されているようなので、ぜひ早期の対応をお願いしたい。期待しておりますので、よろしくお願いします。

次の質問は、給付型奨学金の部分に質問させていただきます。まず、現在の学生は、大学卒業時には、平均で324万円、これが今借り入れている奨学金の平均値だそうです。単純に4年間で終われば、月6万8,000円、7万円弱、これを借りて今学生は勉学に励んでいるというのが実態でありまして、町の奨学金を借りた場合は、4年借りれば8年で返すような償還期間が標準であります。私は、返済のために、やっぱり学校を終わったとき、いろんな事情があるかと思いますが、そのうちの1つには、給与の高い首都圏などに就職する方が多く、矢巾町に帰ってこない一つの大きな要因であると考えております。

けさは、大学卒の平均初任給の発表がありました。21万円を超えたそうです。私、7月の広報を見て、矢巾町の初任給大卒で17万100円、4万円の開きがあります。やっぱりそうい

う形の中では、お金ばかりとは言わないのですが、そちらに気持ちが動くのもわからないではありません。そこで提案です。何も7万円とかをただにしてあげるというのではないです。例えば貸出額を3万円とかの上限を設けて、卒業後、矢巾町に帰ってきて5年間なり住んでいただいて、町民税を納めていただいたら、無返還にする給付型とかの導入がぜひ必要だと思います。お金のかかることがあります、未来ある子どもたちのために、やっぱり財政難のやりくりの中でこれぐらいのお金を拠出していただく考えについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のご提案の内容を検討した経緯がございます。給付型奨学金の中でそういう条件を設けてやつたらいいか、あるいは教育長答弁にもございましたけれども、そもそも貸す人を勉強だけでなく、スポーツできる人とか、いろんな対象者も含めて考えた中で、まず一番喫緊で必要だなと思ったのが、答弁にもありましたとおり、やっぱり経済的に困っている人に、まずは給付型奨学金の導入を図りたいなと思ったところです。まず、これは具体的な例でございますけれども、通常高校だと3年、大学4年なのですけれども、ある事例では、高専関係に5年間通って、さらに大学にも行きたいということになると、トータルすれば9年間近くになってしまいという、こういう方がいらっしゃいました。やはりこういう世帯は、ちょっと償還期間も長くなってしまうので、こういう方にはぜひ教育委員会としても給付型奨学金を導入したいなと思ったのがまず最初でございます。

それから、さらに議員ご提言のあったUターンとかIターンみたいな感じで帰ってきたときに、そういうのを条件とした給付型の奨学金も一つの案として考えましたし、あともう一つ、通常の貸与型の奨学金を給付するのですけれども、答弁にも書いたのですが、別に補助金としてなのですけれども、帰ってきたときに補助金として支給するという、どちらも結果的には同じかもしれませんけれども、そういった方法も含めて検討したいと思っております。いずれこれは、早急に町教育委員会としても考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひ今課長の答弁にありましたこと等を踏まえて、この導入を考えていただきたいし、また第7次の総合計画下期の基本計画の中に給付型奨学金制度の検討項目が入っております。ぜひこの部分、考えていただいて、すぐ来春という話には当然ならな

いでしょうから、この後の4年間の中で早目の結論を出していただく、方針を出していただくような形で検討をお願いしたい。

それから、当然帰ってきていただければ、また家を建てれば、固定資産税が入るでしょうし、車を買えば、軽自動車税が入るかもしれません。それから、あと嗜好品ですが、たばこを吸うのであれば、たばこ税も入るとか、いろんなメリットもありますし、また帰つてくれれば、町内の若さ、今学生さんが多くなって活気があるのですが、そういう部分にでも大変なメリットがあると思いますので、その辺、一言で構いません、教育長の見解を一言お願いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

先ほど課長が申し上げましたとおり、教育委員会の中でもさまざまな考えをそこで討論をしております。そして今さらに赤丸議員さんのほうからもご提言ありました。そういったものを含めて、戻ってきた方だけではなく、外に出ているけれども、困窮している、貧困につながってしまうようなそういう子どもも救いたいと、さまざまな形での給付型を考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　町の給食費無償化について質問させていただきます。

10月下旬に無償化に取り組んでいる2つの町を視察してきました。時間もないのに、簡単にしておきますが、ある町では、町長みずからが公約に掲げてこれを取り入れ、またその町長は、3期目の公約で実現し、今8年経過しているという形で、これいきいきと答弁していましたし、我々と2時間以上も意見交換させていただきました。町では、今、去年のデータですが、支給対象者、給食を食べている方2,188人おりまして、小学校が1,445人、中学校が743人という形になります。また、提供日数もお聞きするところによれば172日前後と。1日、2日は必ずあると。給食費は、小学校月額3,900円、中学校4,460円程度で年間この人数だけ単純に掛ければ、もし無償化にした場合、1億300万円ほど、1億円、300万円の中には、今でも無償になっている方いると思いますので、それぐらいの経費がかかるのですということをまず認識されて、大きな経費ですので、すぐすぐという話にはならないと思いますが、視察したところの町長さんいわく、これは文科省でも当然無償化をすべきという考え方があるそうです。ただ、盛岡市でもあるように、全部が完全給食になっていないのが全国的にも実態

であって、ですから平等性の観点から無償化ができないというような話もされていることを、その町長さんから聞いてきました。それから、これを導入したことによって、学校がすごく明るくなつたそうです。ここは、幼保から、幼稚園から中学生まで無料にしているのですが、とにかく学校の生活が明るくなつたために、当然波及効果もあって、学力も数段向上して、今では町でありながら埼玉県下のトップクラスの学力を有するというところまできて、町長の公約は、自分でも言っているのだけれども、ここまでいい方向に動くとは思っていなかつたと、自分で自画自賛ではないけれども、そういうお話をありました。そういう意味でこれについては、先ほど言ったように大きな財政負担になりますので、答弁にもありますが、この辺について、もし町長の考えが、方針があれば、これも手短に一言でお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

実は、私どもの遠藤訓子子育て支援センターの副所長がご一緒させていただいて、私、その復命、ちょっとメモしておりますが、10月23日から25日まで、埼玉県の滑川町と群馬県の渋川市、沼田市、それで遠藤訓子副所長からは、最後のまとめのところでこういうことを書いているのです。首長が子育ての政策を最も大事にしているということでしたと、3市町とも。それで、その首長の政策を実現するために府内での予算調整もかなり行われている様子を知りましたと。そして、若い人がふえる町をつくるために、一時的な対応で人をふやすのではなく、子育て世帯が今後も住み続けたいと思ってもらえるために、どのようなニーズがあるかアンテナを張り巡らすべきだという復命を私今まで見ておるのですが、まさにそのとおりだと思うのです。

だから、足し算ではなく引き算もしなければならないと。私たちも学校の給食、完全給食で無償化というのはもうわかっていることですが、今の財政の状況の中では。だから、例えば共同調理場の今もう私ども直営でやっておるわけですが、これも段階的に委託の方向で進めていくとか、やはりそういうことも検討しながら進めてまいらなければ、今の現状で、そしてどうせ子育て支援でやるのであれば、もう今のおやつ代のことも含めて、もう全部そういう方向で、いわゆる完全無償化を図る。そういうときに、ならばどういう仕組みを考えていけばいいかと。今場当たり的な発言をしたのですが、共同処理場の直営を委託化をしてやっていくとか、それから今食材を提供していただいているところも内容をもう一度精査して。そして今私どもでもカロリーの計算をしたときに、子どもたちにとってのカロリーが満足できる状況にあるのか、そういうふうなことも総合的に検証して進めていきたいということで、

のことについては、やはり子どもさんのことですから、PTA、保護者の方々、またはもう議会、そして町民の皆さん方からもいろいろとご意見をお聞きしながら、そうでなくても私があれしているのは、自校方式を共同調理場にするときには、かなり反対意見があつて、一元化できるのに苦労したということもあるのです。だから、これはやっぱり今後みんなでアイデアを出し合いながら検討していかなければならない。足し算ではなく、引き算もやはりみんなで考えていただくようにお願いしたいと。

だから、今私は、全く単純なお答えをさせていただいているのですが、もう少し奥深い、そして実りのある議論をやっていきたいと。そのためには、和田教育長を中心に給食のあり方もぜひ検討させていただきたいと思いますので、ご理解をしていただきたいということでございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　この項目の最後にします。まず、コミュニティ・スクールの件でお伺いします。

先週福岡県の春日市に行ってきました。ここは、平成17年から取り組んでいまして、18校ある学校を22年には全部導入して、今全国から視察を受け入れているという状況でした。その中でいろんな資料をいただいて、後で学務課のほうにはお持ちしますが、1点だけちょっとお話しさせてもらえば、ここの説明の方、自信持つて言っていました。目標を共有する、その小学校、教育長は、町を一本化したという考え方であれば、町民全体で目標を共有できるような設定をすれば、まずいいと。そこが少しでもずれていれば、なかなか最後までまとめきれないというようなことを言っていました。ですので、その部分のところの目的を共有することに対する所見を伺って質問とします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

私自身も数カ所のところを視察してまいりました。そのときに、一番言われるのは、地域の方の協力を得ることが難しいということを言われます。ところが、矢巾町の場合には、それぞれの教育振興運動という基盤があります。これがまず何よりです。そして、その基盤をもとに私は矢巾町全部が矢巾町の子どもたちを育てているのだ、育てていくのだということをみんなでやりましょうということです。これは、町民全部が小中学校全部のいわゆる人材バンクになろうということです。隣の、自分の子どもが卒業した学校ではないところから

協力を願っても、そこに行って手伝いしますよと。こんなこともあるけれども、小学校なのだけれども、中学校のこともみんなで考えましょうというふうなことをできる環境にしていきたいのです。その環境がこの矢巾町ならできると、これだけは私は断言できます。矢巾町だからできる。ですから、矢巾型コミュニティ・スクールという名前をつけさせてもらっています。よろしくお願ひします。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 4問目の質問は、町施設の電気料削減の推進について伺います。

町施設の2つのブロックに新エネルギー・システムを導入して、CO<sub>2</sub>削減や化石燃料にかかる新エネルギー活用による電力の効率化を図ることであります。導入以外の施設の電力量の削減も必要であると考えることから、以下について伺います。

中学校や浄水場など、比較的電力量が大きいと思われる施設を有料になるでしょうが、調査して電気料削減の効果を検証する必要性を感じるが、町の考えを伺います。

2点目、町管理の街灯及び水銀灯の電球を早急にLED化して電気料削減を図るべきと思うが、その考え方について伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町施設の電気料削減の推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、CO<sub>2</sub>を削減していくためには、新エネルギー・システムを導入した施設以外の比較的電力消費量が大きいと思われる公共施設についても、電力消費量の削減効果のある設備等を導入していく必要があると認識しております。今後導入したシステムの効果を調査、検証し、他の施設への展開や、その他電気料削減に効果のあるシステム機器の導入に努めてまいります。

2点目についてですが、街路灯のLED化による電気料削減は、議員仰せのとおりであり、交通量の多い交差点や通学路における水銀灯などによる街路灯については、平成29年度から応募型の県企業局の補助事業でありますクリーンエネルギー導入支援事業を活用しながら街路灯のLED化を行っているところであります。来年度以降も引き続き県の補助事業を活

用しながら街路灯のＬＥＤ化を図っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　まず、この項目を取り上げた背景は、今年度から運用している6小中学校のエアコン、これについて契約する時点の去年の12月議会、ことしの3月議会といろいろ勉強させていただいたこと、また町民の方のアドバイス等もあって検討されたことで、どうしても12月以降の入札、それから3月議会における施工への変更ができないために、では電気の利用状況を見て判断しましょうかと、その中で再質問しますと言って3月議会では終わっております。その継続としてお話しさせていただきます。

まず、前回データを取り寄せたときは、平成29年度のデータですが、6小中学校の電気代がおよそ1年間で2,529万円ありました。それがエアコンを入れることによって想定値ですが、増額になる分だけでも2,700万円ありますと。それでトータルで5,246万円ぐらいの話になるのですが、それであれば、ぜひ特許によるある装置を入れることによって二、三割の電源を効率化できるよという話をしたのですが、なかなか理解してもらえなかった。また、3月は町長も体調を崩されていて相談に乗ってもらえなかつたという経緯もあります。

今回7カ月経過したので、データを取り寄せたところ、意に反して想定値は当然ありませんでした。というのは、平成29年度のデータ以降、小学校、中学校の照明のLED化に取り組んだといった部分がありました。今回は、矢巾中学校のみちょっとデータを取り寄せた部分ですが、当時628万円の年間の電気料が逆に想定値ですが、エアコンを稼働しているながら多分ことしの金額が541万円という形に下がる部分になりました。それでもまだ500万円以上使っているという部分で、単純な対比にならなかつたというのがまず部分であります。しかし、こういった電源をまだまだ効率化できますし、それから浄水場のデータもいただきました。一番使っているところが東部浄水場だそうで、ここが今年間で平成30年度のデータで1,160万円電気を使っているので、こういったところに調査、有償、聞くところによると6万円か8万円ぐらいで調査して、きっちとしたデータを出し、そのデータに基づいてどれぐらい削減できるかを町に提示できるという話であります。それで町がどのような判断をして、その装置を入れるか、入れないかは、それは当然町の判断でありますので、私が提案したいのは、そういう調査をしませんかという部分でありますが、これについての

所見をいただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

いずれ赤丸秀雄議員には、このことについては、熱心にいろいろご指導なり、ご助言をいただきておりますし、私どももこのことをいつまでもこういう形であれするのではなく、やはり電気のことなので、そういった有識者の方々に集まつていただいて、そしていわゆるそれぞれの公共施設の実態、トランス契約からデマンドコントローラー、いろいろあるわけで、そういうことを一つ一つ検証させていただいて、実態を把握して対応してまいりたいと、こう考えておりますので、いつまでもこのことで先送りすることは余りいいことはないので、私どももそういった電気事業に明るい方々、精通している方々にご相談をして、そして有識者会議でも開いて、そしてそれがもう電気料の削減につながるということであれば、これ以上いいことはないわけでございますので、そのところをひとつ、そういった検討を、このことについては、まず私どもの水本副町長を中心に検討させてますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 最後の質問にします。

そういった意味で、判断は当然町でありますから、さっき言ったように10万円もかからぬいで明確にわかる事ですから、ぜひ6万円、8万円が無駄になるのか、ならないのかは判断されて、ぜひ取り組んでいただきたい。

さっき言ったデータは、当然関係担当からいただいたデータですので、間違いないLED化の部分でありますが、削減になっております。想定値は、本当に矢巾中学校のみで、本当は電気代が何もしなければ1,169万円相当になる予定がLED化して、エアコンを動かしても541万円という形ですので、ぜひ町の施設でLED化のないところについては、これを検証されて、ぜひ早期の取り組みを望むものであります。

最後の質問ですが、我々のところでも自治会で住宅地、当然施工業者が住宅区画整理を終わったということで建ててくれたものが結構高い電気料になつていて、3年前に変えたら、1基8万円相当の電気料が6割削減になったという実態もありますので、ぜひ関係担当のほうから、私は今気になっているのは、トコタウン、あそこのハイカラな街灯というか、防犯灯があるのですが、あれは結構な電気を食っていると思うのです。あの辺のアドバイス

とかもやられたらいかがでしようかということをお話しし、所見を聞いて終わります。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

今それぞれご指摘あった案件については、できることは即対応してまいりますし、あとはもう何回もあれなのですが、検証委員会と今後の対応も含めた委員会を立ち上げ、そして有識者からのご指導もいただきながら対応してまいりたいと。今ご発言あったことについても真摯に対応してまいりたいと、こう思っておりまますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で9番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここで時間も大分経過しておりますが、暫時休憩といたします。

再開を16時10分といたします。

午後 4時01分 休憩

---

午後 4時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をします。

次に、3番、小笠原佳子議員の質問を許します。

それでは、1問目の質問を許します。

（3番 小笠原佳子議員 登壇）

○3番（小笠原佳子議員） 3番、公明党、小笠原佳子、除雪についてご質問いたします。

医療機関や商業施設等への道路交通の確保また児童・生徒の通学路の安全確保は、これから迎える冬期間において、より重要となっております。冬期間における地域住民の生活を守るため、除雪について、以下お伺いいたします。

1、除雪の出動基準はどのようにになっているのでしょうか。

2、除雪路線により委託業者は例年固定されているのでしょうか。また、苦情の数や内容は、路線や委託業者により異なるのでしょうか。また、主な苦情の内容についてお聞きいたします。

3、今年度の委託業者は何社でオペレーターは何名を予定しているのでしょうか。そのうち除雪作業の熟練者は何名ですか。また、技術向上のため、町ではどのような指導を行っているのでしょうか。

4、高齢者宅の除雪についてお伺いいたします。どのような対策がとられているのでしょうか。

5、岩手医科大学病院周辺について、除雪の基準はほかの町道と同様なのでしょうか。

6、行政区ごとに除雪機を貸与して、地域で共助する考えはないのでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、小笠原佳子議員の除雪についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、除雪の出動基準は、降雪が10センチに達した場合や降雪量が5センチを超える、さらに連続的に降雪が予想される場合、そして風速15メートル以上となった場合、路面に吹きだまりが発生した場合において、町からの指示により、出動することとなっています。

2点目についてですが、委託業者の除雪路線は、ほぼ固定されており、除雪路線を固定化することにより、道路の線形やマンホールなどの構造物の有無をあらかじめ把握でき、安全でスムーズな除雪作業を行うことが可能となります。また、除雪に関する苦情の件数は、平成29年度は252件、平成30年度は32件となっており、苦情が除雪路線や委託業者によって特定されることはほとんどなく、万が一、委託業者の不備による苦情の場合は、再度出動するよう指導しております。苦情の主なものとしては、除雪が遅いという内容やお家の前の玄関先に除雪した雪を置かれたという苦情となっております。このことにつきましては、夜間に出動する場合は、朝の通勤、通学の時間帯までに完了するよう努めておりますが、雪が降り始める時間や除雪機械が受け持つ路線により、終了時刻が前後するものでありますが、なるべく均一に終了できるよう今後も各委託業者へ指導をしてまいります。また、玄関先などの出入り口の除雪については、各ご家庭や事業所などにご理解とご協力をいただけるよう広報などで周知してまいります。これまでそのようにお願いをしてまいったわけでございます。

3点目についてですが、今年度の委託業者は32社となっており、除雪機械68台に正副のオペレーターを含め98名を予定しております。オペレーターは、大半が昨年度まで除雪作業を行ってきた熟練者であり、労働安全衛生法によります技能講習を受けたオペレーターが作業を行うことになっております。

なお、今年度新規に除雪を行う業者を含む全委託業者に対しましては、先般11月11日に開催いたしました除雪会議において、業務の実施に係る注意事項などについて周知、指導を行

ったところであります。

4点目についてですが、高齢者宅の除雪対策としては、日常生活援助事業として実施しております。事前に登録されております除雪作業に支援が必要な65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯等の住居について、玄関から道路までの除雪サービスをシルバー人材センターに委託して行っております。平成30年度の実績は、登録世帯数が125世帯、除雪日数は17日でありましたが、今年度は現時点で119世帯が登録されている状況となっております。

5点目についてですが、岩手医科大学周辺は、救急車両が頻繁に通行することが予想されるため、凍結防止剤の重点散布や通常は10センチであります除雪出動基準を5センチの降雪量で出動させるなど、緊急車両の通行や交通量の増加に対し、支障とならないよう対策を講じてまいります。

6点目についてですが、希望する行政区に対しましては、ハンドガイド型の小型除雪機械を貸与しており、行政区によっては、除雪路線以外の道路や歩行者が通行する箇所を行うほか、団地内の排雪などにも役立てていただいております。今後も除雪路線以外の道路などの除雪を行うために、小型除雪機械の貸与を希望する行政区があれば、限られた小型除雪機械ではありますが、貸与について調整をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） さまざまな対策が講じられており、ことしも安全な除雪作業が行われることを願っておりますが、大雪の場合、歩道に雪が盛り上がりまして、車道を歩く歩行者が出てくる危険性があります。歩道の除雪については、どのようにになっているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

除雪が続いてきますと、歩道と車道の間の夏場でいうとブロックがあるあたりに雪が山盛りになっていくわけなのですが、そういったところにたまってきた際は、排雪の作業ということで、そのたまたま雪をロータリーとかでかいて、それをダンプに、やはり吹き出しながら行うような除雪になりますが、そういったもので対応をしております。そうすることによって車道の幅員も確保できるというようなこともあります。

先ほどありました車道を歩くという、歩道のない部分が主かと思いますが、どうしても、

やはり除雪の回数がふえてきますと、雪の山が大きくなってしまいますので、そうすると、車道の車を通る側を歩行者が通るということもありますので、そういう部分は、今言ったような排雪作業というようなことをやりながら歩行者の安全を確保していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員）　よくわかりました。

次に、高齢者宅の除雪サービスについてお聞きします。今お聞きしまして、高齢者の除雪サービス、安心いたしましたが、自己負担の費用はどのぐらいになるものなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

高齢者の軽度生活援助事業、除雪サービスにつきましては、シルバー人材センターに頼んでおりますが、1時間、または2時間単位ということでお願いしております。1時間当たり1,000円、それから2時間当たり2,000円という単価でございますが、ただ機械で行う場合の単価などもありまして、それについては別の料金という形になってございます。

なお、除雪に関しては、蛇足でございますけれども、地区によって雪の降り方が違うということで、シルバー人材センターさんの担当さんによって、それぞれの出方についてはお任せしているという状況でございます。以上、お答えといたします。

失礼いたしました。総額の費用でございますが、平成30年度ベースでお答えいたします。106万9,770円ということで、失礼いたしました、補正がありました。168万4,000円ということで実績ということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員）　あと希望する行政区には小型除雪機械を貸与されるということをお聞きしました。件数は、昨年何台で希望した行政区には全て貸し出しがなされたのでしょうか。また、行政区で貸し出しを受け、除雪してくださった方には、報酬はあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） 昨年度につきましては、我々町で所有しているハンドガイドという手押しの前にロータリーがついていて吹き出すというようなタイプの除雪機械ですが、7台所有しております、昨年度6台貸し出しをしております。それで、今年度は6行政区に貸し出しを行っておりますので、1台が余っている状況になっております。余っているという言い方も何ですけれども。なので、もし今後行政区のほうから声がかかれば貸し出し可能というふうな状況になっております。特にも、先ほど答弁のほうにもありましたけれども、住宅の団地の中の排雪とか、そういった部分にも役立てていただいておりますし、ひとり暮らしの方に行政区の方々がお手伝いをして除雪をしてあげているとかということにも役立てていただいておりますので、もしそういうお話をありましたら、我々のほうにお話ししていただければと思います。

その作業している行政区のほうの日当につきましては、その行政区にお任せしておりますので、払っている行政区もあると思いますが、無償でというところもあるかと思います。この辺は、行政区のほうにお任せをしている。ただ、除雪機械の保険につきましては、町で保険をかけております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 最後ですが、狭い道路での除雪は、事故を防ぐためにも道幅を示すポールを立てることが除雪をスムーズに、また車両の事故も防ぐことになるのではないかでしょうか。当町での取り組みはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） おっしゃるとおり、ポールとかが、雪が多くなってくると、先ほど言ったように山になって路肩がわからなくなってくるという場所もありますので、今現在、我々降雪前に狭い道路あるいは高低差のある部分とかに赤白のポールを立てております。そういうものが目印になりながら除雪をするというような形にもなりますし、通行する車両の方々、自動車の方々にも目印になるというような形でところどころに既に立っていますので、そういう対応をやっております。

ただ、もしこの辺もう少し欲しいねというような場所があれば、我々のほうでも対応してまいりたいと思いますので、ご指導いただければと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 2問目の質問をいたします。

医療費等の扶助費の削減についてお伺いいたします。本町の一般会計予算の扶助費が10年で2倍以上になっていることから以下お伺いいたします。

慢性胃炎の治療、すなわちピロリ菌の除菌により胃がんを予防できることが医学的にも確認されております。ピロリ菌への対策を推進することで胃がんを予防し、扶助費の削減につながると考えられます。ピロリ菌の検査や除菌療法の受診率向上を図るため、健康保険が適用されない方を対象とした補助について町の考え方を伺います。

2、メディカルフィットネス推進事業により健康寿命の延伸を図り、医療費等の扶助費を削減することは望ましいと考えられます。多くの町民により利用してもらいやすくするために利用料金を町民以外の利用者より安価にする考えはないかお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 医療費等の扶助費の削減についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、ピロリ菌が胃がんを誘発することは医学的に確認されており、ピロリ菌は強力な胃酸の中でも生き残り、そのまま放置していくと、胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍、萎縮性胃炎、そして胃がんを引き起こすものであります。また、ピロリ菌は、口を介した感染が大部分であると考えられており、感染傾向は、乳幼児期の衛生環境と関係しており、上下水道が十分に普及していなかった世代の感染率が高いと言われております。検査や除菌療法について保険が適用されない方を対象とした補助についてのご質問ですが、ピロリ菌感染診断は、胃カメラで検査する方法や呼気検査、抗体検査などがあります。検査方法については、医師の判断のもと、患者の症状に合った的確な検査方法を選定して対応しているもので、一律な検査を行っているものではありません。

なお、ピロリ菌の除菌についても抗生物質を1週間程度服用する必要があり、さまざまな副作用も懸念され、体への負担も大きいことから、医療機関の医師の処方により適切な診断を受ける対応が望ましいものであります。

さらに、ピロリ菌は検査や除菌を実施した後でも再感染や自然消滅などあることから、医

療機関においても画一的な検査や除菌などの補助制度や予防措置については、さまざまな見解があるものと聞いておりますので、現状では、専門の医療機関によります保険診療として適切に運用していただきたいと考えております。

今後も町民の健康づくりの推進のため、さまざまな専門機関の皆さんからのご意見やご指導をいただきながら具体的な実施根拠などを確認し、症例や実施すべき具体的なエビデンス、これはよくお医者さんたちが言うエビデンス、根拠、これを確認して対応してまいります。

2点目についてですが、年度内に運営開始を予定しておりますメディカルフィットネス施設は、健康増進施設という位置づけであり、多くの町民に利用してもらうため、町民向けの料金を町民以外の料金と比較して安く設定していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） インフルエンザの予防接種について、矢巾町では75歳以上の方は全額無料で、先日大変ご婦人の方々が喜んでいるお話を聞きしました。やはり無料で受診できるということは、本当に受診しやすくてありがたいということを皆さんおっしゃっていました。どなたにとっても健康は一番の願いだとつくづく感じました。

さて、本題ですが、ピロリ菌の感染診断はさまざまあるとのことですが、花巻市では、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳と5歳区切りで1月に郵送でピロリ菌の有無を便で検査できる検診キットが無料で郵送されております。胃がん予防の効果は、胃の粘膜の萎縮が起こっていない若い世代に大きく出るとされており、ぜひ当町でも胃がん防止のためのピロリ菌検査を促進するべきではないでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

ちょうど11月に岩手県対がん協会さんにおける研修がございまして、その場でピロリ菌研究者の第一人者と言われる盛岡市立病院の消化器内科、予防医学の加藤科長さんにちょうど講演していただきました。その中で、この先生がピロリ菌の検査を長年してきました、先ほど町長からの答弁でもございましたとおり、ヘリコバクターピロリ菌については、間違いなく胃炎や、放置しておくと胃がんになるというような実証もされているということで研究もされてきた先生です。その先生によりますと、確かに花巻市の今のご質問の奨励、5歳刻み

ということでご紹介もございました。便の検査ということで、1回当たりの検査料が5,000円くらいかかるということで、これは対象年齢の方であれば、ご希望なさる住民に対して検査をしているということなのですが、現実にこの先生も検査結果を研究されているようなのですが、実際に町長の答弁でもありましたとおり、検査してピロリ菌が見つかりましたと、それで治療しましたと。ただ、またピロリ菌が発生しましたというような繰り返しもあるということで、それはやはり答弁のあったとおり60歳以上の方々でピロリ菌が口、つばとかといったことで感染するということで、必ずしも検査が100%有効、見つけることは確かにできるのですけれども、それで治療して完治しましたから、はい、いいですねというわけにはいかないということで、ピロリ菌の自然消滅や再感染もあるということで、これは100%のものではないよということは認識してくださいといふことは講演でもございました。

それから、医療行為として、例えば胃がんとか胃炎になってから病院に行くというのは、ちょっと遅いのですけれども、ちょっと胸やけがするとか、あるいはちょっと胃がむかむかするというときには、医療行為としてしっかり専門医にかかっていただいて、必要な数種類ある検査を先生が選択して検査をしていただいて、必要な除菌の治療をするという流れに医療行為としてしっかり保険適用になっているので、それはそれを選択していただくほうが望ましいよという意見を加藤先生のご講演でいただいた。

ただ、ご指摘のとおり、事前に除菌するという行為もしているところもあるようです。あるようですが、やはり強烈な胃酸の中で生きるピロリ菌を殺すくらいの薬ですから、やはり胃には負担が大きいわけです、そういうたものは。そういうたのも加味して、今医療界でも両極端、左右に分かれているそうです、意見が。やるべきだ、いややっぱりやらなければいけだ、自然に60歳以上の方が、失礼な言い方ですけれども、保菌がなくなる、あるいは除去されれば、ピロリ菌自体もなくなるし、胃がんもなくなるからと。極論なのですが、胃がん検診もなくなるのではないかという意見もありますて、それは極論だと思いますけれども、そういうた具体的な方向性というのがまだ定まっておりませんので、そこら辺はしっかり国の研究なり、動向、それから県、保健所等の情報等しっかりこちらも把握しながら、本当に最適な方向というものをもうちょっと時間をかけながらやらせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） ピロリ菌のことはよくわかりました。

それから、メディカルフィットネスの町民料金をほかの利用者より安く設定するということを期待しております。町民の関心も高く、現在決まっている事柄について明確にお示しくださるようお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、町民の方々にということなのですが、健康チャレンジに参加していただいている方につきましては、一番安い料金で設定するようになると思っています。この料金の水準につきましては、今事業者と最終的な調整をしているところでございますけれども、議員ご指摘のとおり、ここは健康増進施設という位置づけになりますので、健康チャレンジ、特にも意識も高く頑張ろうと言っている方については、安く設定したいと思います。

もう一つ、町民の区分ということで町民区分Aが健康チャレンジ、町民区分Bというのが、何もそれに参加しないのだけれども、参加してみたいという方、あとは町外の方、一般会員というような形になろうかと思っています。現在のところ、3月1日オープンをめどに、機器の搬入が今順調にいけば、そのときに間に合うように開設を、オープンをしたいと思っておりますし、2月に入りましたら、あそこの場所でさまざまなPRをしていきたいなというふうに思っております。いずれにしても多くの方々に知っていただきて、健康になっていただくということが一番の目的でございますので、そういった部分につきましては、頑張っていきたいなと思っておりますし、村松信一議員さんから質問があったのですが、企業版ふるさと納税、こちらにつきましても、実はメディカルフィットネスジムに対して寄附をしたいというようなお話を全国からいただいており、そういったところでPRしながら町民の方に多く使っていただきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で3番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 38 分 散会



## 令和元年矢巾町議会定例会 12月会議議事日程（第3号）

令和元年12月6日（金）午前10時開議

### 議事日程（第3号）

#### 第 1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

#### 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理課長 兼税務課長 兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田徹君

福祉・子ども 課長兼子育て 支援センター所長	浅沼 圭美君	健康長寿課長	田村 英典君
産業振興課長	菅原 弘範君	道路都市課長	佐々木 芳満君
農業委員会 事務局長	高橋 保君	上下水道課長	田村 昭弘君
特命担当課長 ( 土地 )	藤原 道明君	特命担当課長 ( 福祉 )	村松 徹君
教育長	和田 修君	学務課長	田中館 和昭君
社会教育課長 兼公民館長	浅沼 仁君	学校給食共同 調理場所長	村松 康志君

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長	野中 伸悦君	係長	藤原 和久君
主査	佐々木 瞳子君		

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 発言の訂正

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行いますが、その前に昨日の小笠原佳子議員の一般質問に対する答弁で訂正の申し出がありますので、これを許可します。

田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） 昨日の小笠原佳子議員の1問目の4点目ですが、高齢者宅の除雪対策に係る日常生活援助事業に係る負担はという再質問に対しまして、私のほうから1件当たりの単価で1,000円ないし2,000円というような答弁をさせていただきましたが、質問のご趣旨が、ご本人、高齢者の負担はありますかという趣旨で、済みませんが、閉会後確認させていただきました。ご本人の負担はございませんので、訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） 小笠原佳子議員、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） それでは、一般質問を行います。

質問の通告があるので、順次質問を許します。

6番、廣田清実議員。

1問目の質問を許します。

(6番 廣田清実議員 登壇)

○6番(廣田清実議員) 議席番号6番、町民の会、廣田清実でございます。

1問目の質問をさせていただきます。市街化区域の町有地の活用についてでございます。今年度9月21日に岩手医科大学附属病院が開院し、定住を希望する人がふえております。事実として紫波町では、住宅建設がふえ、人口も増加しております。本町としても移住、定住を促進するために対策が急がれることから以下お伺いいたします。

①、市街化区域内にある旧矢巾中学校跡地の利用について、6月会議において活用方法を質問し、検討委員会で意見を伺いながら検討していくとの答弁であった。その後、検討委員会ではどのような活動をし、今後の見通しはどうになっているのか活動状況と進捗状況を伺います。

②、旧矢巾中学校跡地については、社会教育施設であるグラウンド部分と、それ以外の部分を分けて、それぞれ個々に開発または活用する考えがあるかお伺いいたします。

○議長(藤原由巳議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 6番、廣田清実議員の市街化区域の町有地の活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町としては検討委員会にお諮りするのは、個々の資産の具体的な方策が決定し、一定規模以上の案件のもの、例えば具体的には予定価格1,500万円以上かつ5,000平方メートル以上の案件と考えております。

なお、現時点では、具体的な検討を幾つか進めているところであります。検討委員会の開催に至ってはおりませんが、旧矢巾中学校跡地についても具体的な検討を進めておりますが、多様な可能性を持った土地であることから、慎重に決定する必要があるものと考えております。

今後の見通しとしては、令和2年度中に旧矢巾中学校跡地を含めた幾つかの資産の利活用及び処分に関する方策を定め、検討委員会からと議員各位からのご意見をいただきながら決定をしてまいりたいと思います。

2点目についてですが、矢巾町屋外運動場、いわゆるかっこうグラウンドにつきましては、多くの町民の方々から利用されておりますので、他の目的の利用や処分を行う際には、現在の位置での必要性等の検討を踏まえた上で、場合によっては、この代替えとなる施設の整備計画をお示しするなどの対応が必要なものと考えております。

したがいまして、当面は、かっこうグラウンド以外の部分を利活用及び処分の対象として

検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 全く進んでいないということが事実として出てきたということで私もちょっと残念でありまして、実はきのうも村松議員、赤丸議員の中で答弁があったわけなのですけれども、その中でちょっと幾つかお聞きしたいと思いますけれども、まず検討委員会というのは、構成メンバーと、それから人数、現在どういうふうな状況にあるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 検討委員会の構成メンバーにつきましては、住民の代表はもちろんですけれども、有識者、例えば不動産関係に通じた方とか、あとは行政区長なり、コミュニティ会長、そういう方の代表も加えながら検討委員会を構成していくたいと思っておりますし、人数的な部分につきましては、10人前後ということで進めたいと思っておりますので、それに加えまして、検討委員会のほかには必要であれば、地権者等関係する方々も加えながら進めたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 今の答弁は2月の末までという話であったのですけれども、6月の答弁の中では、今年度中にあらかじめすると、方向性を見出すという話を私はいただいたと思っておりました。それで、12月の段階でどのくらい進んでいるのかなという部分で私はこの質問をしたわけなのですけれども、もう一度お聞きします。まだ検討委員会のメンバーすらまだ決まっていないということでおよろしいですか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まずこの案件については、今総務課、それから特命担当、道路都市課ということで、それぞれの担当が私どもの内部のことなのでですが、そこで今度もう道路都市課を道路住宅課、そしてその中にまちづくり推進室を設けるのは、今言ったことが遅々として進まないものですから、まちづくり推進室にそういった今お話し、質問されている内容も踏まえて進めていきたいということでご理解をいただきたいし、

そして今廣田清実議員のご質問の中にもあったのですが、村松信一議員からも同様な質問があつて、いずれのことについては、やはり私どもがスピーディーな対応をしていかなければならぬ。そして、せつかくある土地利用をうまく利活用できないというのは、やはり私ども行政の責任でもあるわけですので、そういうことも含めて今回まちづくり推進室で集約をして進めていきたいと、こういうことでございます。

そういうことで今ご指摘のとおり検討委員会のメンバーすら決まっていないのではないかと言われるわけですが、いずれこれも早く立ち上げて進めていく考えですし、またこの検討委員会と同時に議会とも、あとは第7次総合計画の後期基本計画とのすり合わせもありますので、来年度というよりも、もう年度内に、遅くとも3月までにはメンバー構成とか、そういう体制整備をしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員）町長からそこまで言わると、次の質問が難しいのですけれども、実は10月の中旬あたり、某町長さんとお会いしてお話をいただいたのは、今年度末までに、その町では600戸住宅が建つと。そして、今まで人口増加が1回もなかったところにぱっと出てきたと。実は、そのときに私もその町長さんからは、漁夫の利だという話で矢巾町のおかげだという話を聞いて、私も顔では笑っていましたけれども、本当に煮えくり返る想いでありました。というのは、矢巾町は、スマートインターチェンジを含め道路整備に二十何億円使っているという部分で矢巾町に住みたいと思っていても土地がないと、そういう部分がありましたので、なかなかそれが進まないと。

それから、県のほうのいろんな部分で3カ所の住宅地が計画されているわけなのですけれども、それも11月の下旬、町長さんの思いを知りました。ある1カ所が何と立てに振らないからなかなかできないと。もしも、振ったとしても、あと3年、短くても3年はかかるのではないかなどと思っております。そして、先月の中旬でしたか、銀行団と、銀行の支店長たちと、4行の支店長たちとお話しする、懇談する機会がありましたので、そのときには企業誘致は、やはり矢巾に今様子見をしていると。それに医大関係といつても、盛岡に支店を置いているわけではなくて、そういう部分で今支店を盛岡から今仙台とかに統括しているという部分があるので、今すぐ企業が事務所を置くということは、なかなか難しいだろうと。そういう情報を得ておりました。

しかしながら、住宅に関しては問い合わせがいっぱいあると。問い合わせはあるのだけれ

ども、どこも紹介できないと。団地の中には空き家があるから、そういうのはどうなのという話をしたら、やっぱり新築の住宅を建てたいのだという方々が多いという部分でありましたので、私からすれば、矢巾町に住みたいけれども、矢巾町の土地で今規制がかかっていない部分というのは、実はあそこしかないのです。その部分で自分たちが自分たちの判断で早期にやれば住めるところはつくれる。実質的に私、1年前だったら、きっと単価的には20万円でも売れたかもしれません。私、何回も言っているのです。土地も生物ですよと。今の段階で売り出したら、きっともう3万円は下がっています。だから、売り時ですし、このときに医大が来て、住みたい、今だから住みたい。だから、矢巾町でなければ紫波町に行ってしまうと。そういう段階の中で、私は後手後手になっているのではないかなと思うのです。

いろんな部分で私は町長さんの発想はすばらしい、そういうことで動いているのですけれども、県営球場、それから市営球場のことだって、矢巾町に大規模な災害があったときに、災害施設として室内の施設をつくるのだという説明がありましたし、私も矢巾町だけでは無理かなと思っている矢先に、この前新聞報道で野球場の中に1,200人まで収容でき、そして避難の物資まで置くようなところをつくるのだという計画がありました。これは、私は、高橋町長が言ったことをパクられたのかなと思った部分であります。そういうことなのですけれども、実質的にもう一回確認します。今ひも付きではなくて、矢巾中学校の跡地は、何か制限がある、もしも開発するということを、検討委員会で開発するという話が出たときには、何か不都合があるのかちょっとお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君） 土地の利活用についての何らかの不都合があるのかというふうなお問い合わせかと思いますけれども、現状においては、開発許可等が必要になるということは当然のこととして、それ以外に何か根本的に問題になるようなことはないというふうに思っております。

いずれ、ただ、一つ今までの経過といいますか、皆様もご存じのとおりの過去の経過等もあり、安直な、例えば単純に売却してしまってというふうなことではないものでないと、町民の皆様含め、皆さんなかなか、ただ売るのかというふうなお話になってしまふのかなというふうな懸念は、我々としては持っておりますが、それとても、それなりの形のものを提示できれば、ご理解いただけるのかなというふうには思っていますので、そういった方向で今検討しているところです。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） わかりました。その部分では、町民がこれはどうのこうのというところの段階の前の提示もまだされていない部分なので、やはり町民の前に、こういうことはどうだろう、ああいうことはどうだろうと検討委員会の内容を示してこそ、これから町民が反対するとか、いややっぱりここは利用したほうがいいのではないかという話が出てくると思うのですけれども、まだその段階までもいっていないうのが現状でありますし、私この答弁書を見たときには、私たちは何もやっていませんと。卓上ではやっているけれども、検討はしたけれども、その後行動していなくて、結局結果として、今の結論としては何もやっていますとという答弁書をいただいたなと思って、残念に思っておりましたけれども。

それでちょっと視点を変えまして、これ前は総合管理計画も委員会で検討するという話がありました。6月議会の答弁で、ああ検討委員会、土地も建物も検討委員会でやるのだなということで理解しておりますけれども、きのうの答弁の中で10月4日に、総合管理計画の事業委託を行うということで10月4日に行つたけれども、不調に終わったということで、ちょっと不調に終わったということだけ言われたのですけれども、もう少し詳しく、なぜ不調に終わったのかお知らせ願います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

入札の関係でしたけれども、入札に参加はしていただいたのですけれども、札を入れず辞退したという結果でございました。伺いましたところ、私どもが実は今回求めている内容というものが、ただ単に計画をつくるという、この計画自体は、こちら検討委員会というよりも、その専用の検討委員会をつくるという話で遊休土地とは別の話になりますけれども、そこの中できちんものをどのように管理するか、そしてアセットマネジメントと言われる部分をやっていくというところが他の自治体と決定的に違うポイントがそこでした。そのため、条件といたしまして、ISOのアセットマネジメントの資格を持っている企業という条件をつけて募集したのですけれども、その中で矢巾町が考えていることをなかなか実走できる経験がないということを伺いました。ですので、私たちが考えていることというものは、さまざまな企業が持っているコンテンツをくっつけると可能になってきますので、今は自分たちでやっているという状況でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 入札が不調に終わって、企画財政課のほうで行うということで、それも入札をおりるということは、それなりの事情があったのかなと思いますけれども、いつもそういう計画、それから個別計画も出てくると思うのですけれども、いつも時間が、採決を求められるのですけれども、もう少しやはり、少なくともやっぱり検討する時間を持たないと、私たちも結局めくら判とは言いませんけれども、ある程度の時間がないと、本当に大丈夫なのかなと。実は今年度末までに本当に企画財政課のほうでできるか。できたとしても、またすぐ1ヵ月ない時間の中で示されても、検討する時間がないと思うのです。だから、やはり私たちにも検討する時間を与えてくれるような時間どりをしていただけるように考えていただきたいのですが、その考え方をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まさにご指摘のとおりです。だから、今私ども土地の利活用については、実は旧矢巾中学校の跡地、このことについても実は、やはり土地利用計画は、10年スパンで考えていかなければならない。だから、私は今反省しておるのは、やはりもっと、だから今私どもとしては、第一義的には、先ほどご指摘あった3ヵ所を何としても市街化区域の拡大をお願いしたいと。今県なり、または東北農政局なんかにも、矢巾町のことは理解していると。これはもうわかってもらっているけれども、ただ広域ですので、盛岡市と滝沢市の案件があると。そして、今人口減少に入るときに、なぜ市街化区域の拡大をやらなければならないかという慎重論もあるということなのです。

だから、まず私どもとすれば、第一義的に77ヘクタール、盛岡広域で認めていただいた。それで、もう理解していただいているということで、この間も県道整備部長と農林水産部長にも、こういう事情ですから、何とかご理解していただきたいと。それで、国にも働きかけをしていただきたいと。私どもが飛び越えて国に行くわけにはいかないわけで、だからもうお願いしてから1年以上もたつておるわけですから、事業者の方々からはどうなっているのかということも再三言われておるわけでございまして、またご指摘のとおり矢巾町を素通りして紫波町に、もうそういうことをお聞きすると、私も浮き足が立つ状況になるわけです。

だから、第一義的には、そういったことをまずしっかりとやっていきたいと。もう今はとにかく早くお認めになっていただくと。それから、その上で、いろいろ旧矢巾中学校の跡地については、議員さん方初め町民の皆さん方からもいろいろご議論があったわけでございます。ただ、これ先送りをすればいいということではなく、やはりご指摘のとおりたたき台をお示

しして、そしてやっていくのが私どもの本来の対応なわけでございますので。だから今副町長以下私も言っているのですが、いずれ検討しますとか、何月までにやりますとか、そういうことを私も一々確認できればいいのですが、もう今こういう場になって、いろいろお話しされて、私も少なくともメンバー構成ぐらいは決めておったのかな、それさえやっておらないということになれば、これはもう最終責任は私にあるわけでございますので、今後そのことのないよう、私も進捗管理はしっかりとやっていきたいと、こう思いますので、いずれ今私どもが今対応しないでいつ対応するかとのご指摘は、そのとおりでございますので、これは真摯に受けとめて対応してまいりたいので、ご理解をいただきたいし、また次に、このような答弁に立つことのないようにしっかりと対応していきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） これからの方針性ということでは理解しましたし、ぜひ早くやっていただきたいと思います。

それから、ちょっと細かい話なのですけれども、地方創生で今住宅利子補給をやっているわけなのですけれども、地方創生が来年度で終了するということで利子補給に関しては、その地方創生の事業が終わった後でもする考えがあるのか、ちょっとまずお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 人口3万人目標ということで、今非常大きな成果、効果を上げておりますので、こちらにつきましては、引き続き続けてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） そのことは、ちょっとやっぱり地方創生が終わったからもう終わりだよと言われるのではないかと思って心配しておりますけれども、それはこれからも3万人構想にするためには必要だと思いますし、医大の先生には5万人にしろという話も出ているという話を聞いておりますので、ぜひやっていただきたいと思います。

それから、2問目になりました中学校の跡地は普通で、グラウンドのほうは社会的な財産として持っているわけなのですけれども、私思うのですけれども、開発とか、いろんな検討

委員会の中でも、一緒にやることは、なかなか時間的にも難しいと。しかしながら、奥にありますし、耕地面も少ない部分とすれば、土地の道路に面していない部分が多いわけなので、そこも含めて、一緒に事業をすることは、ちょっとやっぱり時間的に難しいし、いろんな部分なのかなと思いますけれども、計画的には、やはりこのグラウンドも含めた計画をつくっていき、もしもやはりこここのグラウンドをどこかに移転するという部分であれば、その計画も含めた計画をつくるべきだと思うのですけれども。別々に考えているということは答弁していただきましたけれども、ただそれだけではやっぱり今後の計画としては難しいと思いますので、それも含めてお願いできないかなという部分と。それから、村松議員さんの答弁にありましたけれども、全て予算的には検討委員会、それからその他もろもろの部分も来年度予算に盛り込むという話がありましたけれども。メディカルフィットネスとか、そういう部分地方創生に関しての交付金や補助金がいただけるものは、ぽんと出てくるのです、補正予算をお願いしますという部分で。これは、こういう事業をやります。ですから、補助金をこのくらいいただきますという部分なので、期間もあるのはわかるのですけれども、やはり矢巾町の自主性のある事業として補助金に関係ないもの、今回の検討委員会だって補助金には全く関係ない部分ではありますけれども、そういう部分は、早急に必要であれば、補正予算を、きっと委員会を立ち上げるのに何百万円かかるわけではないと思うし、土地の値段というのは、逆に言えば、どんどん、どんどん下がっていくという状態にあるのではないかと思いますけれども、補正をかけても、矢巾町の自主的なこれから行政をやっていくという部分で、やっぱり大事だと思いますので、検討委員会をまず結果は来年度だとしても、今年度中には立ち上げていただきたい。町長はそう言いましたけれども、まず担当のほうはどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 一般質問の答弁も含めまして、ある程度方策が決定してから検討委員会にかけるというような最初答弁をさせていただいたわけでございますけれども、もうそういった具体的な方策を探る時点から、その時点から検討委員会を立ち上げて、初期の段階からその土地利用のあり方、そういったものを含めまして皆さんにご意見をいただきながら進めたいというふうに思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、今廣田清実議員のご指摘のとおりで、いずれこ

れの説明責任を果たしていかなければならないわけですので。だから今私も全員協議会に、もうできる限り説明をするようにと。それから、今各常任委員会または総務、教育民生、産業建設の部会もあるわけで、うちのほうでもそういう機会を捉えてご理解をいただいて説明をしっかりと改めてやることも大事ですし、そういう委員会なり、部会でご説明をさせていただくというような形で進めていきたいと思いますので、そこはもうご指摘のとおり、それは担当の課長たちがしっかりと対応すべきことなので、それは私も今度課長会議か何かあったときに周知徹底させますし、そのために副町長以下、教育長もおるわけでございますので、だからしっかりと自分たちの役割というものをわかつていただいて対応していかなければなりません。

そして、もうこういう一般質問の場だけに限らず、何かあったときには、どんどん私にも言っていただければ、対応させますし、いたしますので、今の廣田清実議員のご質問をお聞きしていると、説明がしっかりとなされていない。それから、今後の方向づけがはっきりしないということでございますので、今後このことがないようにしっかりと対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）それでは次に、2問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員）根底にあるのは、私の質問は、矢巾町が好きで、矢巾町の町民のために矢巾町はこれからも発展するほうがいいという部分で質問をさせていただいておりますので、ともにいい町をつくっていきたいという部分で質問しておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それでは、2問目の質問に移らさせていただきます。学力向上の取り組みについて。本町は、学習塾が複数あるなど、県内の中でも学習する環境に恵まれているほうであると思われます。全国学力調査の結果について、本町の学力は、県平均とほぼ同等と聞いております。小中学校の学力向上を図る取り組みについて以下お伺いいたします。

①、その学年によって学力が異なるという答弁が過去にありました。このことに対する町の教育対応はどのように考えているかお伺いいたします。

②、より一層の学力向上に向けて、施策や研修等の充実を図るため、予算を要望していく考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 学力向上の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学年ごとに学力調査の結果を見て、子どもがどのような場面でつまずきが見られるかを分析、把握し、その内容をもとに指導主事から学校に対して支援しております。具体的な支援の方法としては、各校の分析結果と今後の対策についての検討資料、「確かな学び豊かな学び実現プラン」等に基づく指導や支援、授業改善のための参考資料の活用による支援、各校のニーズに応じた訪問指導による支援を行っております。

なお、毎年度の実施学年での比較だけではなく、同じ子どもたちを経年比較することにより、その成長の様子を把握して、適切に指導、支援していくことが最も重要と捉えております。

2点目についてですが、授業の改善のほか、児童・生徒一人一人の学習に関する状況や課題を全職員の間で共有するなど、学校における組織的な取り組みが重要と捉えておりますので、引き続き指導主事を中心として支援を行うほか、各中学校の長期休業中や放課後などに岩手大学の学生から指導を受けながら学習するラーニングサポートも継続したいと考えております。

なお、他県において校内テストの結果をデータ化して、個々の児童・生徒に合わせた補充学習を自動的に選択するシステムを導入しているところがあり、本町でも導入できないか委員会内で検討しております。導入するに当たっては、学校の理解も必要でありますので、有効活用について協議が調い次第、予算化を目指したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 和田教育長さんは、私もすばらしい教育者だと思っておりますし、結構この答弁の中では謙虚だなと思っております。私が思うには、県の平均で今あるからいいのだという思いである、その答弁がありましたけれども、私は矢巾型教育プログラムという部分をつくらなければ。中学校の学力を上げるというのは、なかなか短期的にやると詰め込みをする、そういう部分であると思うのですけれども、基礎的な部分、そして機構改革において子ども課ができ、そして今度それが教育委員会に所属するということになれば、幼稚から小学校、中学校、というのは、幼稚から小学校のところである程度のプログラムをつく

っておいて、それが結果として中学校の学力が向上するのではないかと私は思うのです。

そういう部分で7次総合計画の後期の中に、総合計画のところがなかったと。それから、予算を見ても、例年と同じ、私の記憶が正しければ20万円ぐらいのところでやるのだという部分はありましたけれども、私はきのう町長の答弁のとおり、プラスのところだけではないけれども、マイナスのところがあって、やはりこれからの矢巾町の姿という部分を見出してつくるためには、やはりお金も必要だと私は思うのです。

私も余り勉強したほうではないので、なかなか大きなことは言えないのですけれども、私も教育関係の人たちは、ちょっとといつもいろんなことで勉強していると思うのですけれども、私もちょっと勉強させていただきました。小学校の学力について、日本一の学力という部分で目指している村がある。それはきっと皆さんもご存じだと思いますけれども、東成瀬村、人口が2,543人、世帯数が918世帯、年間の小学校とかに視察するのが500人以上いるということで、このプログラムっておもしろいのです。学習を遊びの中に取り込んでいる。遊びの中に学習を入れている。どっちかではないのですけれども、そういう部分が秋田県の、本当に近くにあるのです。そういう部分で、実質学習塾はないと。コンビニもないという話がありましたけれども、コンビニは1軒ありました。そういう場所で学習プログラムをつくって、矢巾町もやはり学習プログラムをつくっていくべきではないかなと思うのです。

そういう部分で、これは私も調べたことなので、ここの本って学力日本一という部分の本がいっぱい出ているのです。私ももしかして矢巾町も勉強熱心だから図書室にあるのではないかという部分でネットで調べましたら、見事にありませんでした。やはり子どもたちが遊びながら勉強に触れる、家庭で勉強するというのではなくて遊びが勉強になるという形の矢巾型プログラムをこれからつくっていくべきではないかなと私は思うのです。だから、それが矢巾町に定住させたい。矢巾町に行ったら、きっと平均ではなくて遊びながら学力がつくという部分の定住促進にもなるのではないかと。きのう赤丸議員さんが無償化の話もしたけれども、これも一つの手ではないかなと思うのです。

そういう部分を踏まえて私は思うのですけれども、端的に言いますけれども、今まで音楽のまち宣言をした。日本一の長寿のまちを、これも実現できそうになっている。音楽のまちはもう完全に成果は出ているし、スポーツのまち宣言をしたら、北中学校の駅伝、それもよく聞くと、ただ全国大会に行くのではなくて、全国でも上位のほうの成績をとれるのではないかという部分が、私は結果として、町長が本当にそういう部分で先見の明を持ちながらやってきたのではないかなと思っておりますし、それはいいことだなど。もしも、これからも

私も5年間議会について、検討していただくという部分を答弁いただくと、ああ、まずだめだなと思いますので、ぜひ町長にも教育長にも、今度は教育のまち宣言をしていただいて、小学生の子どもたちがいきいきと学習と遊びができるような町にしていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

答弁のほうは簡潔にさせていただいたので、これから私のほうちょっとお話をさせていただきます。今廣田清実議員さんのほうからお話しのあった東成瀬村、私も2回訪問しております。実態についても理解しているつもりです。東成瀬村は、秋田県の中の一番、そして全国の一番、これは秋田県自体の取り組み、そして東成瀬村自体の取り組み、環境を上手に使って、あの村でなければできることをしたのが東成瀬村です。本当に世帯数も少ない、家庭学習、親子の関係も強い、そういう中で家庭教育、学校教育が一体となって子どもを見守るというふうな姿があそこに出ています。

私は、それをまねをしようとは思いません。矢巾型の、それこそスタンダードをつくりたいと。そして、そのためにきのう赤丸議員さんのほうからお話ありましたコミュニティ・スクール、これを全町を一つのまとまりとしてということは、全町、全部の小中学校6校同じような形で子どもたちの学習を支えていこうということをつくりたいと思っています。これは、コミュニティ・スクールの中にそういうふうな矢巾型スタンダード学習ということを入れております。そして、家庭にも協力を願いたい。これは、やっぱり子どもたちというのは、家庭での学習の環境、これまず大事なのです。学校だけではどうしてもだめです。これは、やっぱり家庭の教育、家庭の力もお願いをしたい。そして、学校、そして地域でもできることはないか。学びというのは、ただ勉強、教科書を勉強するだけではなくて、子どもの知識欲に対して対応できる地域であることが大事だと思います。子どもは、将来的にいろんな仕事につきます。その仕事につくときに、学ぶということをしっかりと勉強していくと、どんな仕事にもついていけると思うのです。ただ、数学ができればいいとか、計算ができればいいではなくて、生きていく力を地域で育てていく、これが学習と結びつくと最強だと思っています。そうしていきたいと思っていますので、ぜひ私も頑張りますので、皆さんにもご協力を願いたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 廣田清実議員。

○ 6 番（廣田清実議員） ぜひ教育長が行っていたのであれば、ぜひ矢巾の関係の教育者の方々にも行っていただきて、私はいわば 2 万 7,000 の人口のところと 2,700 の人口のところでは、考えも違うし、環境も違う。それは理解しております。ただ、10 分の 1 でも学べるところ、取り入れる場所があれば、私はいいと思うのです。そういう部分では、本当に中学校、私は中学校のときも余り勉強したことありませんけれども、小学校のときから学習するという部分、それからそれこそいい機会ではないですか、子ども課が小さいころからやるということは、こういう学び、遊びながら学ぶ、学習しながら遊ぶ、こういう環境がもう来年の 4 月からできるということは、私は喜ばしいことだと思うし、できる環境ができたかなと思っておるので。そういう部分では、私は予算化していただきたいというのは、やっぱりそういう矢巾型の学習プログラムをつくるためには、1 人の理解ではだめだと思うのです。いろんな人がそういう部分のところに行ってみて、いろんな理解をして、人それぞれですから、100 人いればとるところは違う、いいと思うところは違ってくるのでしょうかけれども、それを総合することによって矢巾町型プログラムができる、私はそう思うのです。そういう部分で、ぜひ未来ある子どもたちを矢巾で育てたいと思う人たちがふえるように私は思っているので、教育長さんの力強いお言葉をいただきましたので、今度はやっぱり前向きに検討していただいて、教育のまちやはばを宣言していただけないかお伺いして最後といたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、きょうは廣田清実議員に親近感を覚えたのは、私もやっぱり学校時代余り勉強しなかったのです。今後悔しております。その意味では、気持ちがぴったり一致したというか。今和田教育長も言いにくいところもあったと思うのですが、実は私いつも言うのですが、子どものいじめとかトラブル、この対応のために教育委員会もこれまでいろいろ苦労してきたのです。それで、今逆に児童・生徒たちのほうが伸び伸びといろんな意味で、勉学はもちろん、本当にクラブ活動、ここに矢巾ありという活動。そして私は、この間教育長からも聞いたのですが、矢巾北中学校の特設合唱部、あの合唱を聞いて、心から祈らなければならない。合唱、あれは祈りだという評価をされたということで、まさにそのとおりだと思うのです。

そこで、あとは教育長にはいつも言っているのですが、お隣の秋田でできて何で岩手でできないのか。例えば教育委員会の部局でもいいし、学校の先生方でもいいから、お互い人事交流なりやって、いいところはもうどんどん吸収して取り入れて、それをやることによって矢巾型のコミュニティ・スクールというのが確立、構築できるわけです。それをただ町の教

育委員会だけで考えていくのではなく、学校現場の校長先生、それから教職員。

だから、私もことし着任式には、先生方、着任する先生方だけではなく、全部集めていただきたいと、全部集まっていたいのです。そこで町としての教育に対する思いをお話しさせていただいたのですが、そのときに教育長からクレームがついたのです。私の話しうる時間がなくなってしまったということで。そういった、そして先生方は矢巾だけではない、いろんなところを歩いてきているのです。だから、先生方と教育委員会が直にいろんな懇談の場を持って、そこの中には働き方改革を解決できる、あるいはそういう私どもの考え方を変えることによって解決できること、いじめとかトラブル、SNSとか、そういうふうな事。これは、教育委員会でやらないで、もう民間にお願いして、しっかりいわゆる児童・生徒、そして子ども課と今度は学務課を学校教育課にするというのは、もう一体でなればだめだということで。

それで、もう教育は、保育園、こども園、幼稚園またはその前、生まれる前からの胎教が非常に大事なのだと思います。だから、私はこういうふうにひねくれて育ったのは、恐らくおやじ、おふくろが夫婦けんかした、それが胎教でこういうことになっているのではないかなど。だから、もう子どものそういった生まれる前からのそういうこと、そして教育につないでいくということが非常に大事だと思っております。

最後に、まち宣言は、これは環境が整ったら、必ず教育長と相談してやらさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で6番、廣田清実議員の質問を終わります。

ここで若干時間は早いわけですが、区切りというところでございますので、暫時休憩をしたいと思います。

再開を11時といたします。

午前10時51分 休憩

-----

午前11時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、7番、高橋安子議員。

1問目の質問を許します。

(7番 高橋安子議員 登壇)

○7番(高橋安子議員) 議席番号7番、町民の会、高橋安子でございます。

1問目の質問、多世代型地域包括支援体制についてお伺いいたします。長寿社会を全ての町民が元気で活躍でき、地域で安心して暮らす環境を整えることを目的に地区公民館等を拠点とした多世代型地域包括支援体制としてのエン（縁）ジョイやばネットワークがスタートし、取り組みを始めてから半年が経過いたしました。そのことから以下お伺いいたします。

1点目、現在取り組みを実施している地域はどのくらいか。

2点目、エン（縁）ジョイやばネットワークは、多世代の交流を通じて地域における支え合い体制を構築するという趣旨のものでございますが、多世代で活躍している地域はどのくらいあるのでしょうか。

3点目、車で参加する高齢者の割合は何%くらいあるのか把握しているかお伺いいたします。

4点目、高齢者が雪道を歩行するには危険が伴うと予想されるが、送迎サービス等を実施している地域はあるのかどうかお伺いいたします。

5点目、半年が経過して、本事業の反省点や課題があるかお伺いいたします。

以上、お伺いいたします。

○議長(藤原由巳議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 7番、高橋安子議員の多世代型地域包括支援体制についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、令和元年11月20日現在で17地区、18組織での取り組みが行われております。

2点目についてですが、参加者のほとんどが高齢者主体となっておりますが、地区的季節行事に合わせて多世代間の交流を行っている地区が15地区となっております。

3点目についてですが、大きく分けて中心部と農村部では、状況が異なる傾向にあります。中心部においては、徒歩による参加傾向が強く、一方農村部においては、2割から3割程度が車で参加する傾向があり、中には約半数以上の方が車で参加する地区もございます。

4点目についてですが、送迎、送り迎えのサービスを実施している地域は、現時点で2つの地区となっております。

5点目についてですが、各活動組織からの改善要望等は、今のところございませんが、未

実施、実施されていないところの地区への働きかけを行うとともに、各組織から活動報告等を通じて進捗管理及び検証を行い、各活動組織との課題共有並びにその解決を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 本町では、エン（縁）ジョイやはばネットワーク以外に通いの場体操くらぶやこびりっこサロンなどの取り組みも実施しておりますが、全部合わせると何カ所でどのくらいの参加者があるのかお伺いしたいと思います。

また、現在エン（縁）ジョイやはばネットワークを組織している地域は、17地区というのは、17行政区のことでしょうか。その中の18組織ということでございますが、各地区年間の実施回数はどのくらいになっているのでしょうか。また、同じ組織でこびりっこサロンなど、別の活動と併用している地域があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松 徹君） お答えいたします。

エン（縁）ジョイ活動事業以外のこびりっこサロンあるいはシルバーリハビリ体操の実施している地区についてもあわせてお尋ねがありましたので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、シルバーリハビリ体操を中心に毎週1回、定期的な介護予防活動をしておりますシルバーリハビリ体操につきましては、通いの場体操くらぶということで現在は9地区で行っていますし、社会福祉協議会に委託している介護予防事業でありますこびりっこサロンにつきましては、実施地区は14地区というふうになってございます。それで、さまざまなおパターンがあるわけでございますけれども、エン（縁）ジョイ活動と通いの場体操くらぶを両方実施している地区は3地区ございますし、あとはエン（縁）ジョイとこびりっこサロンを合わせて実施している地区は7地区ございます。あと逆に全てやっているという地区が2地区ございますし、あとそれぞれの参加者については、通いの場体操くらぶもこびりっこサロンも大体20名前後というふうに捉えておりますし、あとエン（縁）ジョイにつきましては、要件としまして5人以上ということでやっていただいているわけですが、やはり多い地区は20人を超えている地区もございます。あとは、開催頻度のほうでございますけれども、ほとんどのエン（縁）ジョイ活動の組織は、月1回という要件を設けていますので、最低月1回

ということですし、多い地区は2週間に1回という地区もございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） まだまだ17地区と、それからこびりっこサロンとか、それからいろいろシルバーリハビリ、通いの場体操などを含めても全域でやっているということは、まだやっていないわけですよね。これからもぜひ進めていっていただきたいと思います。

2つ目の質問に入ります。先ほどの答弁では、エン（縁）ジョイやはばネットワークに参加される方が、車を利用する頻度というのが多いところで半数以上というお答えがありましたけれども、私たち農村部のほうでは、まず90%ぐらいは車で通ってきております。公民館がちょっと遠いのです。やっぱり町の中心部ですぐそこの公民館に行くというのは違うようですが、参加されるには、やっぱり高齢者の方が自分で運転されてくる方が多くなっております。高齢者ドライバーによる交通事故が後を絶たない現在、特に雪道は歩くのも、車での移動でも大変危険です。特に農村部は公民館も遠く、歩いていくには面倒くさいと言って参加をやめる方も出てきております。

9月の町長懇談会に出席された介護施設に勤務する方から、各地区でのエン（縁）ジョイやはばネットワーク等の利用している方の送迎を町内の施設及び企業や団体に協力依頼してはどうかという貴重な意見が出されました。そのことについて検討されているかどうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

誰か課長が手を挙げるのかなと思っておりましたが、実はあれです。この間の町民懇談会で、いわゆるゲストスピーカーにお願いした方が、私もぜひ協力したいと。町のほうからもっと発信してほしいと。そこで、きょう私、高橋安子議員の多世代型の、今地域包括ケアシステムという、特に高齢者ということなのですが、もうケアシステムは、各世代、いわゆる全世代型のケアシステムを考えていかなければならない。だから、きょう質問された趣旨は、私はすごいことだと思うのです。いずれ高齢者だけではなく、生まれてから亡くなるまでの多世代、いわゆる全世代型の包括ケアです。そこで、私もこの間高橋安子議員の地元にお邪魔させていただいて、お世話をなったのですが、そのときに私感じたのは、うちのほうの発信は、エン（縁）ジョイもあれば、リハビリ体操もあれば、各課によって、社協とか、

てんではばらばらなわけです。そしてうちのほうは、みんな個々別々なのですが、受けるほうは一つなわけです。そうすると、面倒くさいとか、煩わしいとか、これ全部出るのには時間がない、足りないとか、当然そういうことが出てくるのです。だから、私は今回企画コミュニティというあれをつくらさせていただいたのは、できればコミュニティのあれは、集約できるものはどんどん集約してやっていきたいと。だから、そういうことを、そして地域の人々がみんな楽しむと。これは、口では簡単に言うのですが、今こういうコミュニティのつながりが希薄になってきている中に、今私たちの世代がやらなければ、これはもうなくなってしまうのです。だからこそ今、うちの吉岡はフューチャーデザインと言っているのですが、私はコミュニティデザインが根っこにあるぞということを言っているのです。コミュニティがしつかりしなければ、いろんなことの取り組みはできないのだと。

それから、例えば今防災で自主防災組織なんかもあるのですが、ハザードマップとか、いろんなヒヤリハットのそういうふうなところとか、やっぱりもう多世代の方々が集まって地域でつくるのが。だから私は今ご質問された中身、いずれ今後こういったことは、一つ一つひもといて、そして利用なされる方々が混乱することのないような体制整備を図っていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

あとは、細かいことは担当課長に答弁させますので。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

先日の町民懇談会で貴重なご意見をいただきまして、その後調整を図っておりまして、今2つの事業所のほうで協力してくれるというような前向きなご回答をいただいていると認識しております、その中でいかにしてそういう車をうまく配車できるかというものは、今後保険のこととかもございますので、そういった一つ一つクリアしていくなければいけないことは前向きに乗り越えながら実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員）　本当にこの間は、私も感動したご意見だったのですけれども、多分この町内の企業の方は、何か社会に奉仕したいという方も結構多いと思うのです。そして、空いた時間にそういうふうな送迎またはボランティア等に参加されるという方、結構いらっしゃるのではないかと思いますので、これからも広報等を通じて、こういうのに参加しませ

んかという呼びかけ等もいいのではないのかなと思っておりますので、ぜひお願ひいたします。

それから、先ほど町長がこれからのこともいろいろお話ししてくださいました。これかからいろいろ考えていかなければいけない。町長が言ったとおりなのですけれども、多世代型というのは、高齢者だけではないのです。幼児から、それこそ高齢者までが一緒になって考えていく。昔地域には、お祭りもありました。運動会もやりました。行政区単位でいろんな活動をして、まず地域の人は地域の子どもたちの顔も知っていました。どこどこの孫さんだな、どこどこの子どもだなということがすぐわかったのです。今は全然田舎、私たちのほうの山間部のほうでもどこの子どもかな、隣の子どもであっても、名前もわからないし、顔もわからないという子どもが多いです。ぜひ多世代型の活動を利用して、顔を覚える活動もしていただきたいのですけれども、この支援事業を通して、一番何がいいかというと、子どもたちが地域の大人を覚えることによって、防犯の面からもすごく役立つと思うのです。知らない人に声をかけられたという事案がよくありますけれども、もしかしたら地域のおじいちゃんが親切で声をかけて乗っていかないかと言ってくれているかもしれないのです。でも、顔がわからぬために不審者ということになってしまふのです。また、お年寄りが徘徊している場合でも、子どもたちが発見する場合も、先日水路に落ちていた高齢者を助けたという高校生だったかいました。そういう形の地域の共同の生活がこれからますます必要になってくるのではないかなと思っております。ぜひ多世代型包括支援事業を通して、もしできれば矢巾町、町のほうでそのモデル事業として、さつきも廣田議員のほうからちょっと遊休地のことでお話ありましたけれども、これから考えるのであれば、そういうモデル事業として、町民センター等を使って子どもたちを呼んで、それから高齢者を呼んで、今ここかむ食堂をやっているのですけれども、そういう形の中で交流していくのもいいのではないかなと思うのですが、このここかむ食堂は、年に何回か児童館のほうにも出向いて食堂を開催しているようです。そういうことをこれから取り入れていただく予定は、考えはないのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松　徹君）　貴重なご提言ありがとうございます。このエン（縁）ジョイ活動を始めるに当たっても、さまざまな地域の皆さんのおアイデアなり、ニーズなり、そういったものを公民館を拠点としながら子ども食堂というパターンも今後あり得るかと思いますので、ぜひそういう防犯とか、幅広い部分も視野に入れながら、そういう活動の輪を広

げていきたいというふうに考えております。

あとエン（縁）ジョイ活動については、基準の中で1回当たり4時間という、ちょっと長いという部分で始めるに当たっては、地域の皆さんからお声もいただいたところでございますが、ただ単に4時間ずっと何か体を動かすという考え方ではなくて、例えば先ほど出てきました通いの場体操くらぶとか、あるいはこびりっこサロンとかも既に始まっている事業もありますので、それを基点にして、その前後合わせて4時間という形で気軽に地域の皆さんのが楽しめる形で、今実際カラオケとか、さまざまいろんな映画会とか、ドラマを見たりとかというのもありますし、今ではレコードが大したはやっているということもあるので、そういう音楽のまちにふさわしい鑑賞するとか、いずれいろいろなさまざまな広がりが考えられますので、今後ともいろいろご指導いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ぜひそのようにお願いしたいと思います。今エン（縁）ジョイやはばネットワークの担当をしている方は、本当に何をやろうという、本当に悩みが多いみたいです。4時間というか、3時間ぐらい体操だけをやったら、次の会から来なくなってしまったり。そうすると、その方のそこに行けば体操だけだという考えがもう根づいてしまって、来られなくなる方も多いようですので、ぜひそのところを情報提供を各地域のほうに流していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、子どものことも出ましたので、最後に質問させていただきます。本年消費税率の引き上げに伴いまして、子育て世帯や住民税非課税の方にプレミアム付商品券が販売されておりますが、現在までの発行数を教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） お答えいたします。

プレミアム商品券事業でございますが、国の経済対策ということで今進められております。進捗状況ということでお聞きいただければと思うのですが、非課税世帯分に関しましては、概算の申請率ですけれども、今現在37%程度でございます。子育て世代に関しましては、今さまざま集約しておりますが、まだまだ周知をしてご購入いただけるような取り組みをしていかなければならぬというような現状でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

(「はい、わかりました」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） それでは、2問目、アンテナショップ開設についての質問に入らせていただきます。

アンテナショップとは、自治体などがみずから特産品のPRや観光、イベント情報の発信等の目的で開設している施設でございます。本年9月、岩手医科大学附属病院が移転し、本町の交流人口が大幅に増加いたしました。通院患者や入院患者だけでなく、勤めている方も多いことから、矢幅駅や矢巾スマートインターチェンジを利用する方も多いと思われます。本町の観光やイベント、特産品等に興味を持つ方もいると思われますので、今が町のPRのチャンスのときであると考えることから以下お伺いいたします。

1点目、町内にアンテナショップや観光案内所を設置する考えはあるのでしょうか。

2点目、現在町内外で本町の観光や特産品の案内、販売を実施している場所はどのくらいあるのでしょうか。

3点目、東京にある岩手県アンテナショップのイベントに本町から参加している地域はどのくらいあるのでしょうか。また、他団体等を通じて、県内外で本町の特産品を販売、促進する取り組みは、年間どのくらい実施しているのでしょうか。

4点目、今後プロモーションビデオ等を作成する予定があるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） アンテナショップ開設についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内の交流人口の増加に伴い、町の情報を発信する観光案内所が必要であり、現在矢巾町観光協会が中心となって観光案内所の設置を予定しております。また、アンテナショップについては、道の駅の開設とあわせて関係機関と協議をしてまいります。

2点目についてですが、観光や特産品の案内、販売を実施する場所は、町内、それから町外、内外、それぞれ14カ所あり、最近では、岩手医科大学附属病院開院後にトクタヴェールの店舗において観光パンフレットの設置や特産品の販売を行っております。今後も交流人口の増加を見込み、協力店舗の拡充を図ってまいります。

3点目についてですが、いわて銀河プラザでの特産品PRについては、毎年町内産直団体や矢巾町特産品協力会の会員2から3団体が参加しております。他団体の取り組みといたし

ましては、例年ＪＲ東日本で企画をいたしております「いわて産直市」や盛岡・八幡平広域推進協議会主催の「モリハチ物販会」に参加しているほか、先月は全国町村会主催の「町イチ！村イチ！2019」に出店し、日本酒や加工品等を販売しながら観光のＰＲを行っております。

4点目についてですが、現在矢巾町観光協会がプロモーションビデオを制作し、年度末に完成する予定になっており、町内外のイベントや集客のある施設等で放映し、観光ＰＲに活用することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員）　アンテナショップについて、道の駅の開設とあわせて協議するというお答えですが、道の駅はいつごろできる予定なのでしょうか。また、岩手医科大学病院やスマートインターができた今がチャンスだと思いますが、盛岡南道路ができてからという町長のお話もありましたけれども、それはまだまだ先のことではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたします。

ご指摘のとおり、道の駅は、今南道路のルートが来年の3月か4月に決定になるわけですので、その状況を見極めながら、議員の皆様方とも相談しながら開設を考えていきたい。それから、今のところ盛岡広域での道の駅をできないものか、これはまず今これから協議していかなければならぬですが。それで先ほどの多世代型もそうですし、アンテナショップ、これは何も道の駅をつくらなくても、答弁には担当課長がたことに道の駅をつくらなければアンテナショップができないという考え方のもとに答弁しているのですが、私どもはアンテナショップは、いわゆる盛岡でもいいし、仙台でもいいし、東京にはそれぞれ条件のいいところの歌舞伎座の前に県のアンテナショップもあるし、そのほかにもいろんな今百貨店とか、そういうモールのあるところと提携してやっておるわけですので、だから今継続してやっておりますアンテナショップ、これをもっと強化をして、地元の農産物、こういったものを販売していくような。

それで今あれなのは、皆さん方からも、これも高橋が言っても、まだやらないのではないとかと。例えばお話をあったやはばーくの南側のところに産直を考えてみたらどうなのか。ね

むの木公園でもいいですか。だから、そういったことを手短にできるものから、また盛岡であれば、それこそ朝市は神子田にもあるし、材木町にもあるわけですし、いろいろところ、そういったところと提携してやっていかなければならぬと。

近くには、盛岡市の卸売市場もあるわけで、だから余りかたことに考えないで、いかにして町の農産物を、また6次産品とか提供していくかということは考えていかなければならぬということで、道の駅は将来のことで、今もう近未来の対応できることは、今お答えしたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員）本当に町長のおっしゃるとおりで道の駅ができるのを待っていたのでは、これから何年もかかると思います。今ある施設の中に、名前は違ってもアンテナショップでなくてもいいと思うのです。例えば友好協定を結んでいる普代村にも駅前にアンテナショップというのがあるのです。それで、ちょっとしたアルコとかやはばーくの中に矢巾町の観光地やイベントを広報できるものがあるだけでもちょっと違うのかな。あるいは、スマートインターのところのパーキングエリア、結構今利用台数が多くなっています、この間の町長の話では2,800台、1日、そのぐらい本当に私の目の前がパーキングですので、よく車の通りが見えるのですけれども、すごい数の、業者だけではなくて、普通の乗用車も乗り降りしております。あそこのパーキングの店舗をちょっと隅のほうを借りて、そういう矢巾の広報をしてもいいのではないのかなと思っていますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

アンテナショップにつきましては、先日機会がありまして、東京の岩手県アンテナショップ銀河モールのイベントの手伝いをさせていただきました。店舗を訪れた方は、岩手の餅や野菜を買い求めていきますが、一番印象に残ったのは、岩手や本町、東北出身の方が懐かしさに自分の郷土の話をしてくださいました。久しぶりに故郷を思い出したからいただきました。今どうなっているというような話をしながら帰っていました。また、仕事で盛岡に2年ほど赴任したことがあるという方も岩手のことを思い出します。また、行ってみたいという話をされておりました。本町出身の方あるいは本県への勤務先の異動で経験ある方は全国にいると思います。ぜひ先ほど町長がおっしゃいましたように、東京だけではなく全国展開、大変なことだと思うのですけれども、観光や特産品の案内、販売を実施する場所、町内外に14カ所あるということでございますけれども、ぜひ全国展開をしていただきたいと思います

し、そして町内外に14カ所ある、数字ではわかりましたけれども、場所はどこにあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答え、私前段で、後段は担当課長のほうから。

先ほど前段のご指摘、矢幅駅をおりたならば、ショッピングの楽しみ、今言うようにやはば一くでもいいし、ねむの木公園のテントでもいいし、それから矢巾商業開発のアルコとか、トクタヴェールとか、そういった協力店をやはりお願ひして、そしてショッピングまたは食べ歩きできるような、矢巾には駅をおりてからお店がないとよく言われるのですが、それは誘導なのです。私は、今あるのだけでもいいですから、そういう誘導をしてやっていくと。これは担当課長にも言っておりますので、そういったものが矢巾町の大きなアンテナになっていくわけですので、そういうふうな取り組みをさせていただきたいと思います。

あとは、後段、課長が行っておりますので、まずよろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

特産品とか、いわゆる観光パンフとか置いているところの主なところでございます。国民保養センターは、そのとおりでございますが、そのほかに新しくできたルートインのほうにも案内のパンフとか置かせていただいておりますし、それから高速自動車道のやまなか家さんには、さんさジュースとかそばも置いていただいておりますが、ただなかなか場所がまだ限られておりますので、いずれこれまでお話をいただいているとおり、やっぱりいろんなところにふやしていく必要はあるのかなと思っております。

それから、町外は、岩手盛岡観光センター、いわゆる盛岡駅の2階に観光案内所があるのですけれども、あそこ一部負担して広域で取り組んでいるのですけれども、そのところに置いているとか、盛岡が主体となっていますコンベンション協会、おでってとか、あとは手づくり村等にも観光パンフ等は置かせていただいておりますが、全部3点セット。つまり特産品からアンテナショップみたいなもの、あるいは観光パンフレットを置いているようなものというのは、なかなか少ないと、うちらもやっぱり思っていますけれども、それぞれ部分部分には置かせていただいております。

ただ、実際的にはまだ少ないと、うちらもやっぱり思っていますので、ご提言のとおり、いろんなところでいろんな形の中で協力をいただきながらふやしていかなければなと思っております。

それから、参考までに、この間町イチ！村イチ！に、いわゆる先週の土日に行ってきたのですけれども、残念ながら岩手で参加したのは、うちの矢巾と普代村の2つだけでした。これ2年に1遍やっているそうですけれども、ほかの東北、青森、それから宮城あたりは結構な数の町村が出ておりましたので、やっぱりこういうところでPRしなければだめだなと実感しましたので、2年後、また恐らく出る場合は、ほかの近隣の町村も含めてやっぱりふやしていくべきだらうと。というのは、お客様がやっぱり先ほど言いました銀河プラザで懐かしいなという話もあったように、やっぱり来て、岩手ってあとほかにないですかと逆に聞かれました。どちらだけですという話をされて、ちょっとやっぱり寂しい思いをしたものですから、そういうものはやっぱりふやしていくべきだと感じましたので、いずれ今後そういう全国に発信するような取り組みをしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ぜひそのようにお願いしたいと思います。矢巾町はちょっと奥ゆかしいというか、宣伝がちょっと控え目なのです。よく田園ホール等も町外の方が町内とともに利用される方がすごく多いのですけれども、その際にも、例えば紫波町と共同で女性の何かを開催した場合、紫波町ではパンフレットいっぱい持ってくるのです。ところが、矢巾町は全然ないです。何かないですかと聞くと、ちょっと出せるようなものがないくて、枚数がそろわなくてという声も聞かれます。ぜひせっかくのチャンスですので、どんどん宣伝していっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、先ほど課長がおっしゃいました普代と矢巾町が参加していた町イチ！村イチ！2019、これはどこで行われたのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

有楽町の東京国際フォーラムというところを会場に行いました、その中は矢巾町だけでございました。それから、もう一ヵ所は、フォーラムの反対側、東京国際交通会館のあるほうのさつとした広場があるので、そちらにテントを張って、何カ所か来ておりますが、そこは普代村さんが出店しておりました。これは、話を聞きますと、何かそっちのほうが出入りが多いので、普代村さん、小さいところ声をかけてそちらに行かせたみたいで、結果的には、東京国際フォーラムのほうがかなりの人数でございました、大体6万

人、7万人、1日、そういう数が来て、前後動けないような状況でございましたので、やっぱりこういった機会を捉えて、独自でやるものもいいのですけれども、そういうたせっかくの機会を頂戴しているというところには、ぜひ積極的に参加すべきだと改めて思ったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ぜひお願いしたいと思います。それで東京だけではなく、関西方面でもこういうのをやっているところがあるようですので、そこをちょっと調査していただきたい、この矢巾を広めていっていただきたいなと思います。

それで、最後の質問なのですから、プロモーションビデオについてお伺いいたします。今制作中ということでございますが、以前見たのは何もない矢巾町ということだったような気がします。それで何もない矢巾町、今は何でもある矢巾町になりました。今後の計画があるということ、もうつくっている最中なわけです。この間、秋まつりのときに、もしかしたら、今プロモーションビデオをつくっているところなのだという声が聞こえてきました。それで、すごく期待しておりますけれども、中身はここだけ、どういう中身なのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

私も実は中身はまだ見ておりませんが、ただこの間先々月、矢巾町の恵みを味わう夕べで5分間の短縮したプロモーションビデオを流しました。あれは、その一部でございます。ですから、ドローンを使った航空、上からの撮影をして、医大も含め、あるいはお祭りも含め、それぞれ撮っておりまして、最後に残っているのが来年行われるスミつけ祭りの部分でございます。プロモーションは、実は村松議員さんからデータを頂戴してその分充てたわけですから、それを今回撮って完成をしたいということで。いずれ基本的には四季の矢巾で行われる祭り、それから場所、それから上から、あるいは下からというような形のものを今作成中でございますので、大体15分程度ぐらいの中身で作成をしたいということで現在進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） それでは、3問目の質問に入らせていただきます。

煙山ひまわりパークの観光振興についてです。国指定史跡徳丹城跡や宮沢賢治が訪れた南昌山など、本町にはさまざまな観光地があります。南昌山の麓にあり、毎年多くの観光客が訪れる煙山ひまわりパークについて、以下お伺いいたします。

1点目、煙山ひまわりパークにヒマワリや菜の花だけでなく、長く楽しめる花を植える計画はあるのでしょうか。

2点目、煙山ひまわりパークを中心に、子どもや高齢者が楽しめる施設を整備する考えはないかお伺いいたします。

3点目、煙山ひまわりパークの南側駐車場の今後の整備計画についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 煙山ひまわりパークの観光振興についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、今年度は町内企業協賛のもと、町内の保育園児や民生児童委員協議会の皆さんにご協力をいただき、駐車場西側に桜の植樹を行いました。この植樹については、来年度以降も花木、いわゆる花と木の種類を検討しながら継続実施する予定であり、ヒマワリを初め、年を通じて花木の成長を楽しめる煙山ひまわりパークのにぎわいの創出に努めます。

2点目についてですが、昨年度、産業技術短期大学校の学生から屋内施設の建設や撮影スポットの提案など、お年寄りから子どもまで楽しめるデザインを提案していただいておりますが、財政面など課題も多くあることから、すぐに施設整備をすることは難しいと考えております。当面は、多額な費用をかけずに楽しんでいただける企画を考えてまいります。また、矢巾町営キャンプ場や城内山の展望台など、ひまわりパーク周辺の施設を一体とした事業構想を計画してまいります。

3点目についてですが、今後は駐車場内の排水路や歩道の整備のほか、来年度に実施予定のキッチンカーの出店に伴うイベントのスペースの整備を計画しております。また、駐車場南側にも花木や花壇を整備し、沿道から眺めて、思わず立ち寄りたくなるような敷地内の整備を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） このひまわりパークについては、もうすごい観光客がふえている状況でございます。先ほどのプロモーションビデオにはもちろんひまわりパークも出てくると思うのですが、それこそ町長懇談会のときに、県道の花、花壇も上から撮ったものを載せてもいいのではないかという話もありましたので、ぜひそこも実現していただきたいなと思います。

以前町長は、菜の花やヒマワリ以外にもひまわりパークに四季を通じて楽しめる場所にしたいという考え方をおっしゃいました。ことしはヒマワリが2週間ほどで終わると、ちょっと荒れ地のようになってしまいまして、訪れる人もほとんどない状況です。その後、桜の植樹を行ったとのことですが、何本ぐらい植えたのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

一応あそこは、今回コカ・コーラさんのいろはすの売り上げの一部と、それから県の出先機関の土木振興協会の補助金を活用して花壇の整備と植樹をさせていただきました。本数は10本でございます。一応できたのが10本だったということでございますが、町長答弁にありますとおり、あそこは昔からの桜もありますので、いずれそういうものをふやしていくないと、少しずつふやしていきたいと考えております。

それで種類は、ヤマザクラが3本、オオヤマザクラが2本、それからヤエザクラが3本、シダレザクラが2本の計10本でございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） もともとあそこは桜並木が多いところで、それこそシダレザクラとかヤマザクラ等も、ちょっと古くなって色がさめてきたのですけれども、大きな大木でごくきれいなところでもあります。ぜひ今後も継続してお願いしたいと思います。

来年度以降も花木の種類を検討しながら継続するとのことでございました。財政面での課題もあるというお答えでございましたけれども、費用をかけて整備するという考えではなく、植える植物を考えていってもよいのではないかと思いますので、一つだけ提案を含めてお願いします。

10月中旬に茨城県のひたちなか市にあるひたち海浜公園のコキア、ホウキグサですね、コキアの丘を見てきました。多くの観光客が訪れていました。コキアは、このあたりでも大分植えられるようになりましたけれども、春5月ごろに植えると、夏には緑のトトロのような形になり、9月終わりから10月中旬にかけて真っ赤に紅葉します。緑の季節には、子どもたちがコキアに目や口をつけて一緒に写真を撮る姿も見られます。秋は、真っ赤に紅葉したコキアに多くの観光客が訪れます。一年草でありますけれども、種がこぼれて芽が出るため、翌年にも植えかえをすれば、また育てることができます。多額な費用をかけずに子どもから高齢者まで楽しめると思うのですが、この考えはないのでしょうか。約半年にわたって楽しめるコキアを煙山ダム周辺とか、城内山あたり、余り手間がかからない植物なのです。それで、こういうコキア等を全面的にずっと続けてではなくてもいいですので、紅葉あるいは子どもたちが楽しめる場所に植える考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

大変貴重なご意見、ありがとうございます。実は、これまでも内部で菜の花とかヒマワリ以外の部分で、春は桜が咲きますけれども、実は秋とかが何がいいだろうかということで、できるだけ経費のかからないものといえば、やっぱり花と緑だろうということで、いずれあそこのひまわりパークの周辺も、やっぱりそういったもので覆って年中花が咲いているような形にぜひやっていきたいということで検討しておりますが、たまたま秋は何だろうなと。それで、コスモスが代表なのですけれども、あれは実はちょっと茎が太くなって、後始末が手間がかかるからちょっとなということで、何かいいことがないかなということがあったので、今お話しされた部分については、参考にしてちょっと検討させていただきたいと思います。

極力、例えば周辺にはツツジとか、アジサイとか、一年草ではなくて、そういうものを植えるのも一つの手かなと思っていましたので、いずれ少しづつではありますけれども、そういう花を毎年植栽をしていって進めていければなと考えています。

それから、あわせまして、先ほどコカ・コーラさんからのご提供いただきましたけれども、今年度も同じような取り組みをやっていただいておりまして、また来年もそのような形で取り組めるような可能性がありますので、そういうものの費用も充てながらやっていければなと考えているところでございます。大変貴重な意見、ありがとうございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員）　町内の介護施設に入所されている方も年に何度かバスハイク等に出かけております。ただ、この間ちょっと意見が出たのは、本町にゆっくり散歩したり、食事ができる場所がないことから、西根のほうとか、あとは手づくり村のほうに行かれるという意見があったのです。それで、ぜひこのひまわりパークを中心に春から秋まで楽しめるようなどころがあれば、そんなに遠くに行かなくても、近くでゆっくりと楽しめるのではないかなと思います。

コキアについては、私も実験的にことし植えてみました。何か一番最初はすごく小さい苗だったものですから、これ大きくなるのかなと思っていたら、秋には私になりました。始末もばらばらにならないので簡単です。このひたち海浜公園のほうでは、そのほかにそれこそソバの花もきれいなのです、真っ白になって。ソバとか、後始末もソバの花は食べられます。だから、あれもいいのかなと思いますし、コスモスも少し植えていました。いろいろな花が植えられて、四季を通じて楽しめるところだそうでございますので、ぜひいろいろな花を検討していただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。菜の花やヒマワリ祭りは、主に地域おこし協力隊が企画しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

今議員ご質問にあったイベントについては、地域おこし協力隊が中心になって企画しているイベントでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員）　一緒に聞けばよかったですけれども、地域おこし協力隊が企画している事業は、広報やはばに紹介されておりますけれども、本年度は地域おこし協力隊が企画、開催した事業は、どんなものがどれぐらいあるかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず地域おこし協力隊3名おります。藤岡隊員は、主にみんなでつくろうやはワークとい

うような形でワークショップをしながら住民の方々といろいろ矢巾町について語り合ったり、活性化を図ったりということをしておりますし、あと矢巾町の食材を使ったレシピ本の作成あるいは矢巾フェアといって、町産品のPRなんかを主にしております。食を通じた仕事というような位置づけになろうかと思います。

下町隊員は、音届プロジェクト、音を届けるというプロジェクトをしておりまして、町内を中心に音楽活動に励んでいる音楽の好きな方々と町内の福祉施設を訪問して生演奏をしたり、あるいはヤハバルのところでイベントを企画したり、あるいはデザイナーとしての活動もしております。そういう意味では、下町隊員は芸術、音楽を通じた仕事をしているのかなと思っておりますし、新田隊員はフィットネス教室で体の動かし方を教えたり、あとはスポーツイベントのサポートに入ったり、あと健康チャレンジのほうに取り組んでいただいております。スポーツの分野の仕事をしているということで、非常にうちの隊員は、他の地域の隊員からも矢巾町でごいいい活動をしているねという評価を得ていると伺っております、町内に溶け込んで、そのような仕事をしている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員）広報やはばを見ても、いろいろな活動をしていらっしゃるのだなということが見てまいります。ちょっと別の質問なのですけれども、住民課長にちょっとお伺いしたいのですけれども、本町在住外国人の人数は、今どのぐらいになっているでしょうか。ここ数年でふえているかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）通告がございませんので、これは後で。

○7番（高橋安子議員）はい。次の質問とちょっと関係があるのですけれども、それでは次の質問を絡めてお伺いしますが、全国での地域おこし協力隊事業の中に少子高齢化と人口減少対策として、若者の定住支援を目的に本年6月から町内保育所の年長児を対象に、英語で考え、理解し、発信する保育を開始した町があります。指導者は、ここ矢巾町に20年ほど前に本町のALT、英語指導助手として勤務していたステイシーという方が当たっております。地域おこし協力隊として指導しているところでございます。今後本町にも仕事等で外国人がふえることが予想されます。小さいころから英語に親しむことで外国の方とも臆せず会話ができることや若者の定住支援を目的に取り組む考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）吉田住民課長。

○住民課長（吉田 徹君） それでは、私のほうから先に外国人の人口ということでお答えさせていただきますが、ことしの4月1日現在の数字でいうと91名ということになってございます。参考までに平成29年4月1日が61名、平成30年4月1日が80名ということで増加傾向になっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、さまざまな能力を持った方々がおります。そのような方々を広く募集しているところでありますて、それに特化した形でというような形での募集も今後考えていかなければいけないのかなとは思いますが、引き続き多様な人材を募集している最中であって、さまざまな場面を通じて矢巾町の活動を知っていただき、そしてここに来て町を盛り上げてくれるというような方々をふやしていくような取り組みを続けていきたいと思っております。ですので、ご指摘のとおり事業という形ではなかなか難しいのかもしれないのですが、募集してきた方が、その能力を発揮できるような協力隊が活躍する環境をつくってまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからもお話をさせていただきます。

まず本町で今ALTとして雇用しているのは、町としては1人、スティーブン、そして中学校のほうは業者委託をしていまして1名ということで2名一応おります。このスティーブンは小学校を中心として回っておりますので、ただ小学校だけではなく幼稚園、保育園のほうで要請があれば、あとは時間の余裕があれば、そちらのほうに行くというふうなこともあります。

将来的にですけれども、町として業者委託ではなくて町としてできれば雇いたいなど、もう一人。スティーブンと同じような、そうするとスティーブンと同じように活用できるかなと、そう思っております。ということも含めてお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 今の質問は、答弁はいただきましたが、通告に全くございませんので、これからは注意していただきたいというふうに思います。

他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員）ひまわりパークの件なのですけれども、この関連で地域おこし協力隊の英語の授業ということもお話しさせていただいたのですけれども、このひまわりパークにつきまして、例えば城内山とか、それからダムのほう、ダムが今工事が始まってから完成するまでまだ時間がかかると思いますけれども、ダムの完成に合わせて何かやる計画があるのでしょうか。観光地にする計画があるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）お答えいたします。

基本的にダムは後からの質問でも出ますが、来年から工事が始まりますけれども、いずれひまわりパークの近くにダムがあって、城内山があるということでございますから、できれば一体的な取り組みができないかということで、今考えているのは、例えば城内山であれば、車で行ける道はあるのですが、通行止めといいますか、車をとめて誰もが行けないような形に管理上しておりますが、ひとつ実は城内山って昔和味のほうからとか城内のほうから徒歩で登っていく歩く道があるのだそうです。それを活用できないかということで地元の方々とこの間、和味方面でしたけれども、ちょっと歩いてみました。ちょっと倒木とか、いろいろあるので、そういう刈り払いとか必要なのですけれども、幾らか歩けるような状況もあるので、できればその道を使って下から歩いて、いわゆるピクニック気分みたいな形で歩いて頂上まで行ってもらう。あるいは、ダムについては、以前もお話ししたとおり、通路のところのすぐ脇にヤマユリが結構咲いている場所がありますので、せっかくそういう咲いている場所をうちのダムを管理している方々が草刈りをするときに切らないようにやっておりましたので、そういうものを活用しながら散策できるような、一体的に歩くという形で健康も兼ねてですけれども、そういうルートみたいなのをつくっていれば、回って歩いていただけるのではないかということもあって、そういうものをちょっと考えていきたいなということで現在課内では検討していると。できるだけ早くそういう形のものができるように取り組んでいきたいなど考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員）最後の質問です。ぜひそのように、例えば矢巾温泉の下のところにもひまわり畑があるのですが、ゲートボール場の下のところ。あそこも何か枯れると、もうそのままになってしまうというところもありますので、それこそみんなが行って楽しめるよ

うな場所、医科大学病院があるからこそお見舞いに来た人たちが寄って心を癒やせる場所にしていただきたいと思いますので、ぜひ観光の町、いつも町長がおっしゃっています観光の町、これから観光が大事だよということをおっしゃっていますので、ぜひ前向きに進めていていただきたいと思いますけれども、これにつきまして町長のご意見を最後にお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

大変失礼な言い方ですが、今思っておったのですが、花の安子議員か、安子議員の花かと、きょうはもう盛りだくさんのお花で。それで、私びっくりしているのは、不動盛岡線も今お聞きしていると、県庁の職員の人たちからも矢巾スマートインターチェンジ、すごいなと言われるのです。ましてや町内外の方々からもそういう評価をいただいておりまし、私は煙山ひまわりパーク、何であんなのに来るのかなと、ところがすごいのだそうです。だから、担当課長には、40万本ということではなく、早く100万本のヒマワリを目指せと言っておるわけです。いずれ花を見て怒る人はないのです。だから、私も町長室に最近花を置くようにしたのですが、なるべく花を見て職員を怒らないようにということで。それできょう今いろんなお話が出たのです。医大にあそこを、県道矢巾停車場線を歩いて行くときに、岩崎川、あそこに花とか、鯉のぼりのときには鯉のぼりを上げるとか、さっとした工夫で。それを私も開運橋とか、いろんなところで見ている中津川の橋、いろんなあいつがあるのですが、だからそういった矢巾は花と緑の豊かな自然に囲まれている、まさに田園都市と言われるまちづくりをこれから育んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で7番、高橋安子議員の質問を終わります。

ここで時間は正午を回りましたので、昼食のため休憩といたします。

再開を13時、午後1時といたします。

午後 0時02分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、15番、山崎道夫議員。

1問目の質問を許します。

(15番 山崎道夫議員 登壇)

○15番（山崎道夫議員） 議席番号15番、一心会の山崎道夫でございます。

1問目の質問をさせていただきます。移住支援の取り組みについて町長にお伺いをいたします。

Uターン、Iターンを促し、地方を担ってもらう国の事業が今年度始まったが、人手不足が深刻な地方へ首都圏から人の流れをつくるねらいがあるとされている。首都圏から岩手など地方へ移り住む人に最大100万円が支給され、移住した地で起業をすると、さらに200万円が上乗せされるといった内容である。地方への移住情報を提供するふるさと回帰支援センターへの2018年度の移住相談件数が過去最高の4万件を超えたと発表しておりますが、10年間で約11倍と移住への関心が年々高まっていると言われています。

支援センターによると、相談件数の増加とともに、移住する人もふえていると言われておりますが、最近は地方都市へのニーズが高いと言われており、まず地方都市へ移住してから農山村に行くといった二段階移住の取り組みも目立つと説明されています。これに伴い、本県は、今年度に100人移住の目標を掲げましたが、来年度以降は、年間150人程度の利用を見込んでいるとのことです。移住支援金のうち県や市町村も4分の1ずつを負担する取り組みであります。本町も県と足並みを合わせ、移住支援の取り組みを進めるべきと考えることから、以下伺います。

1点目、岩手県は2018年度、入る人より出る人が多い転出超が5,000人に上ったとのことであります。本町の昨年度の転入、転出の状況をお伺いします。

2点目、本町に対するUターン、Iターンの希望者の状況と実際町内に住んでいる方は、どの程度いるのか。また、移住支援金の対象者はいるのかお伺いします。

3点目、移住支援金は、中小企業への就職が条件でありますが、得意分野を生かせる会社の情報などは、なかなか得られないのが実態であると思われます。今まで町としてマッチングなどを支援した実績はあるでしょうか。

4点目、本町は、ふるさと納税やローカルブランディングの取り組みを通して認知度が年々向上してきていると思いますが、今後移住を希望する人と地元企業をつなぐサイトを充実させるなどきめ細かな対応を行うべきと考えますが、どうでしょうか。

5点目、移住希望者の受け入れは、3万人構想の実現や働き手の確保等重要な取り組みであり、移住者の獲得は、自治体の政策で差が開く時代となったと言われております。矢巾町

に移住を希望する人を1人でもふやすため、今後どのような政策と支援体制でアピールする考えなのかお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　15番、山崎道夫議員の移住支援の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の昨年度の転入者数は1,202人であったのに対し、転出者数は1,157人となっており、転入者のはうが45人上回っております。

2点目についてですが、本町へのUターン及びIターンの希望者の状況は、対象者との接触機会がなく、現状では把握できておりません。また、町が行う移住支援補助金につきましては、現在のところ申請者はおりませんが、移住定住説明会等において、参加者に対し、積極的な情報発信に努めてまいります。

3点目についてですが、マッチング支援事業は、より多くの企業の求人数が効果的であることから、現在県が実施しておりますマッチングサイトを活用しており、直接町がマッチングした実績はございませんが、引き続き県と協力して情報発信に努めてまいります。

4点目についてですが、マッチングを効果的に行うためには、地元企業の情報が、移住希望者の目に触れる機会が必要なことから、その手段として地元企業に積極的な求人情報の登録要請を進めてまいります。

5点目についてですが、本町は、岩手医科大学附属病院を始めとする医療技術の高さだけではなく、スマートインターチェンジ等による交通利便性の高さ、生活環境のよさといったセールスポイントの高い町であると考えております。この長所を積極的に売り込むため、東京を始めとする首都圏や大都市において、相談会だけでなく、地元食材の物品販売やPRイベント等、連動性、継続性を持たせた事業を展開し、移住希望者が矢巾町を認知していただく機会をふやす取り組みを実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　何点か質問をさせていただきますが、1点ずつやりたいと思います。

東京一極集中の中でも転出を転入が上回る、いわゆる社会増で成功している地方自治体、

これは2010年から2015年の5年間で全国の市町村の約25%、4分の1自治体がこの社会増を達成しているといったデータがあります。県内では、例えば遠野市が社会増を実現しております。移住者を応援する組織をつくり、情報をワンストップで提供するなどの取り組みで移住者を呼び込んでおると言われています。また、陸前高田市でもN P Oが移住を後押しする体制を整備し、情熱を持って呼びかけて実績を上げていることがある雑誌に載っておりました。地理や産業に恵まれていないところでも子育て環境や住まいの整備、創業支援など、懸命の努力をして移住を希望する人たちに積極的に呼びかけて実績を上げているということだろうというふうに思います。

遠野市や陸前高田市の取り組みなどは、県内でも非常にすばらしい取り組みですが、全国の自治体の多くの移住者を呼び込んでいるさまざまな特徴ある政策は、それぞれ担当課長さん、あるいは町長を始めいろいろな情報を得ているだろうというふうに思いますが、そういう移住支援体制の構築、それに向けた調査、研究はどの程度町としてやっておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず私ども矢巾町といたしまして、どのような形で移住定住の調査、研究を行っているかということでございますが、まず必要な情報につきましては、当然のことではありますけれども、インターネット等で注目されるような記事は確認しております。その上で、大学などと連携しながら注目される取り組みについては、逐一研究しているつもりではございます。そういう形の中で移住定住といたしまして、本町といたしましては、この間整備されました移住支援補助金含めまして、あと結婚新生活補助金、そしてあと個人住宅取得資金利子補給、この3つの制度を複合的に連動させまして、魅力ある町としてPRしていくきたいと考えているところでございまして、一様に調査研究の成果といたしましては、この利子補給の部分なんかというところではかなり成果を上げているのではないかというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　そういう取り組みをやられながら町としても一生懸命取り組んでいるとは言っておりますが、本町へのUターン、Iターンの希望者あるいは実際移り住んでいるかどうかは、なかなか把握できていないというような答弁でございましたが、実際ふる

さと回帰センター、これは東京にあるのですが、これは県からも恐らく派遣がされているだろうというふうに思っていますが、その方たちを通して、回帰センターからの情報はどの程度あるものなのでしょうか。全くないという状況なのか、これをお聞きいたしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まずこちらのセンターからの情報提供というのはございません。支援事務につきましても、こちらにつきましてまだ始まったばかりということで県も模索している途中でございまして、私どもで例えばサイトの閲覧数がどれくらいあるのですかとか、どれくらいの企業にアプローチしているのですかというようなことがあっても、まだ県でもそういう詳細を把握していない状況でございます。岩手県民計画アクションプランでは、移住者の把握ということを実は目標に掲げているくらい難しい内容だというふうに伺っております。というのも、移住定住しなくとも、あっちからこっちに来ると、Iターンになっていたり、Uターンになっていたりする可能性があるということで、全く関係のない方々があそこへ行ってみたい、こっちに行ってみたいというものの人の流れというものを把握するというのは、非常に難しいというふうに聞いております。

しかしながら、県では、暫定版でアンケート調査などをしながら、そういった潜在的な方々がどれだけいるのかというような調査を試みたいというふうに考えているようとして、私どももそういったものを参考にしながら把握に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　これからだという、県もそういう取り組みの途中だという、始まつたばかりというような話でございますが、この答弁にもありますけれども、いずれ本町は岩手医大の附属病院の開院があったと。それから、スマートインターもそのとおりかなりの利用台数もありますし、それから非常に交通の利便性等もいいということで、住みやすい町だということは、当然アピール材料にはなると思いますが、これがどの程度移住定住を希望している人たちに届いているのかというのが、ある意味私たちとしては疑問な点、これからだと言えばそれまでなのですが、いわゆる私も前段で申し上げたとおり、この自治体の取り組みによって大きな差が生じてきているというのも実態だと思うのです。

そこで、もう10年以上も前に取り組んでいるところもありますし、それなりの大きな成果を上げているところが結構あるのです、全国的にも。私たち産業建設常任委員会としては、今度1月に石川県に行ってきますけれども、本来であれば11月に予定しておりましたけれども、北陸新幹線が台風の影響でストップしましたので、どうしても行けなかった状況でございますけれども。私たちが行こうとしている能登半島のほとんど中間に近いところですけれども、志賀町というところです。地方議会人が毎月私たちとっているのですが、これが昨年の9月号、2018年9月号に載ったのですけれども、非常に興味深いといいますか、参考になる取り組みがされていると。

我が町自慢というやつで3つの移住定住スタイルをご紹介というので、地方議会人に載りましたが、これをちょっと参考として今ご紹介したいと思いますが、町が人口流出にストップをかけたいということで、いわゆる町として住宅団地の造成をやったと。これが平成20年に着工して、最初はこれで89区画、これは工事着手と同時に、予約分譲をやったと。平成24年には全区画の譲渡契約が成立して、その後今度は平成27年に未来東部というブロック、Cブロック32区画、それから平成29年には全区画ということでまた31区画、合わせて63区画、これを予約分譲して、ほとんどまず予約は完売と。Aブロックの造成工事にも着手しているそうです。この着手して、そこには今500軒ぐらいの家が近くの造成分譲したところも合わせれば、別荘も含むということになっていますが、508棟が建設をされたと。特に、町で造成したところの3つの区画については、新築をした場合、最大498万円の助成を出していると。これは全国的にも恐らく余りない、非常に突出した補助金制度だというふうには思いますけれども、これで非常に移住者が年々増加していると。

かなりそのほかにも、いわゆる製造業を中心とした工業団地もつくったというのもあるようですが、したがって、働く場所がますますあると。これが団地が平成30年4月に分譲したけれども、もう分譲率は97%、34社が進出していると。能登全体から通勤してきている従業員は1,000人を超えていたということなのです。やっぱり働く場所をいかにつくるかというのがやっぱり大きな課題になっているというのは、これを見てもわかるわけですけれども、そのほかに子育て支援策が非常に充実しています。

きのうも赤丸議員が子育て支援の関係で保育園の無償化の話がありましたけれども、ここは妊娠、出産に伴う医療費助成が、保険診療分を全部助成すると。それから、乳幼児児童医療費助成ということで、これは我が町でもやっていますが、18歳までの医療費を助成すると。それから、出産祝い金の交付事業、第1子が5万円、第2子が10万円、第3子が15万円の商

品券を交付すると。それから、多子世帯入学祝い金の交付、第3子以降の小中高入学時に1人10万円の商品券を交付。それから、多子世帯保育料無料化、子ども3人以上教育する世帯は第3子以降の保育料は無料と。非常にやっぱり力を子育て支援に入れているということがこれでもわかるわけですけれども、それからこれもすごい制度なのですけれども、移住定住促進住まいづくり奨励金という制度がありまして、新築住宅取得の奨励金で最大170万円を奨励金として出していると。

それから、移住定住促進空き家リフォーム再生等助成金、最大100万円。移住定住促進賃貸住宅家賃助成金、最大月2万円で最長3年間。それから、ふるさと就業促進奨励金、地元企業等に就職をした方を対象にUターン者で最大20万円、新規学卒者で最大10万円を助成するという、ちょっとほかでは類を見ないようなすごいことをやっているのですが、それによってやっぱり町の人口がふえてきていると。そして、当然そこには町民税もふえますし、それから固定資産税も当然ふえていくと。

したがって、やっぱり持続可能なまちづくりをコンセプトに徹底した、やっぱりそういういた取り組み、支援事業をやっているというのが、この志賀町だということで私たちも行ってくることにしましたけれども、いろいろこの支援事業は、本町でもやっていますが、響くといいますか、心に響く、それからその制度に対して興味を持ってもらう、支援制度なんかですが、当然それだけでは定住するということではないかもしれませんけれども、やっぱり定住してきた人たちに悩みがあったり、いろいろ生活上不便を来したり、なれない土地でいろいろ悩んでいると思いますけれども、そういった後からのそういった支援がしっかりとやられているというのも大きいようです。呼び込んでそれで終わりではないというのも当然あるようでございますけれども、やっぱりそういった思い切った政策を打ち出さないと、なかなか移住てきてほしいと、矢巾はこういう場所ですばらしいですよとは言ったものの、人の心に響く、人の心を捉えるような支援制度をやっぱりやっていかないと難しいと思うのですが、今ずっと私話していましたけれども、そういったことの研究ももう少しやっぱり力を入れてやって、当然全部やれないのですけれども、きのうのお話のように、財政が当然かかります。そして、そこには当然やらなければならない事業と、もう少し我慢しなければならない事業、必ずあるはずなのですが、どこにそれをシフトして力を入れていくかということが、やっぱりこれからは問われるだろうというふうに思います。

おかげさまで矢巾は、そのとおり大きくはふえませんが、減らないと。少しずつではありますけれども、ふえているということで、それにあぐらをかいっているわけではないと思いま

すけれども、こういった国の制度もできましたので、やっぱりその辺をもう少ししっかりと調査、研究してもらって、矢巾型のそういった支援制度を整理をしながら、今しゃべったところを全部やれるわけではないと思いますけれども、大いに参考にしていただきたい。そういう事例はいっぱいあると思います。そういうことを今後どのように進めていくのか、決意も込めてお話をいただきたいと。まず、課長さんからいただいて、あとは町長さんからいただいて、私も余りこれだけやっているわけにもいきませんので、そういう取り組みをぜひ考えてほしいということで最後にそのことをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今山崎道夫議員の移住支援参考として、ちょっと今論点整理させていただいたのですが、まずは移住支援のあり方の中で、まさに論点整理すると、まちづくり、人づくり、仕事づくりなのがなと。それで、まずさっきの答弁も私が答弁していておかしいことを言うわけですが、それこそ来たならば支援するじやということではなく、来る前のおいでになっていただくことをどうするかということを、その取り組みが遅いというのか、なかなかできないと。まず来たならば、まずこういうことの制度がある、仕組みがあるから考えてやるではなく、もう呼び込むための情報発信力、これをやっぱりやっていかなければならないなということで、今お聞きして、ます。

だから、これからまちづくりは、やっぱりもういつも皆さんも言われること、住んでよかったです、住んでみたい町、矢巾とするためには、まず今言ったこと、情報発信力の強化、何をして移住してもらうか、来てもらうかと。それから、人づくりは、今お話をあったいろんな取り組みがあるし、議員さん方も先進地の先進的な取り組みの事例も調査をなされてるわけでございますので、そういうふうなことで私もきのう答弁でお答えしたのですが、例えば皆さんの常任委員会に遠藤訓子副所長なんかがあれで行っているわけです。だから、そういう人づくりの中でも、矢巾町は医大の附属病院が来たと。それから、産婦人科というのは、なかなかないのです。郡の医師会の会長にも言われているけれども、もうおまえも町のトップとして時々顔を出せということを言われているのです。それから、小児科とか、だからそういう子育て環境に優しい町、そういうふうなものをどんどん発信していくかなければならないということなのです。それが、もう一歩踏み込みが足りないと。

だから、こういうことについて、今までそういうふうに思ったのですが、いずれそういった人づくり、そして仕事は、今まさに言われたとおりで、この間も下田工業団地の企業の方々ともお話し合いをしたのですが、やはり町に対するいろんな期待とか、また、こういうこ

とはどういうふうになっているのか、やっぱり聞きたいのです。だから、これはもう産業振興課長にも言って、できるのであれば年度内に下田に限らず企業、今1,000社近く事業所があるわけですので、そういうところに手分けしてもいいから、足を運んで、それがふるさと納税とか企業版のふるさと納税にもつながっていく。また、企業誘致にもつながっていくわけです。必ず関連会社があるわけですので。

もうそういったことで今論点を整理させていただいて、まち・ひと・しごと、このことについてもっと、私どもは元気のある町だとか、勢いがある町矢巾と言っているのですが、それが誰からもお認めになっていただけるような、そして企画財政課の情報関係には、矢巾大作戦を考えろじやと言っても、何言われているか意味がわからないわけです。今言ったようないいところをポスターにしてもいいですか。ホームページでもいいし、やはラヂ！でも、もうどんどん。そして、東京なんかでもふるさと矢巾会、それから企業連絡会、いろんな組織があるわけで、そういうところを通してやっぱりやっていかなければならぬ。

だから、もう先ほどから言っておりますように、結論から言いますと、私どもに矢巾町のPR、これが下手というか、稚拙だというか、もう少しそういうふうなところに力を入れていきたいなということで、いずれ私どもとすれば、矢巾型の支援、どういう形でやっていけばいいか、内部で検討させていただきたいと思いますし、県がもう一生懸命、盛岡広域でも取り組んでおるわけで、それの一歩先んじるような体制整備をしていきたいと、こう思っておりますので、あとは細かいことは担当課長から答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

町長が論点整理をしてということで私どもの取り組みの至らない点という、担当課長としてまさしくそういった部分が不足だったのかなとは思っております。そうした中で、私が山崎議員さんの先ほどのご指摘の中からいただいたヒントといったしましては、後からの支援といったところ、来たからほったらかしといった部分について、もう少し私どもとして心配りがあつてもいいのかなと思っておりました。

先ほど志賀町さんの例を挙げていただいて、さまざまご指摘をいただいて、改めて勉強してみたいなとは思っていたのですが、私ども矢巾型の移住定住支援といったしましては、先ほど申し上げました移住支援補助金と結婚新生活支援補助金、そして利子補給、この3つでご

ざいます。この3つがうまくまとまり、なおかつ県の制度を使って起業なんかをすると、トータルで私どもでは最大470万円が移住者に対して支払われるような計算になっております。このことについては、決して他の自治体から劣るわけではなく、この成果によりまして、ここ平成28年からの中で176件、288名の方が矢巾町に移住してきていただいているという事実もございます。

そうした中で、これらの取り組みのほか、今町長が申し上げましたとおり、いかにPRをしていくか。その中のPRしていくだけではだめだと思っておりまして、私ども移住定住について研究させていただきますと、まず子育て、あと教育、この2点が最大の要因です。そして、働くところがあつたら、田舎でも行っていい環境で子育てをしてみたい、教育をしてみたい、そういったところと伺っております。そういう部分をオール矢巾町ワンチームとなって展開していかなければいけないものなのかなと思っております。

こうした意味では、今後もさらに調査、研究を進め、研究するだけではなく実走するよう頑張ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は、よろしいですか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 町長には論点整理をしていただきましたが、そのとおり仕事がなければ難しい。それから、課長からは、来てからの支援制度をしっかりとこれも考えなければならない、そういうお話をいただきました。3万人構想は、これから取り組みによっては、非常にまず実現性が見えてくるだろうというふうに思います。難しい取り組みではありますけれども、やっぱり全国的な取り組みをそれぞれ検証していただいて、一生懸命これから取り組んでもらいたいと思いますので、そういうことの考え方を何かの機会にやっぱりしっかりと、第7次総合計画の中でもいいですけれども、そういうことが響いてくるようなこの事業計画といいますか、そういうものを私たちに、あるいは町民の皆さんに本気になってやりたいというのを見るような政策を考えていただきたいなど。思いはいっぱいあると思いますけれども、なかなかそれが伝わってこなかったのが現状だと思います。そこだけひとつ決意をお聞かせいただいて終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

山崎議員のご指摘のとおりなのです。だから、私は、もうきょう先ほども答弁させて、廣

田清実議員の、県が通って、東北農政局が通って、早く市街化区域の拡大または市街化調整区域の地区計画とか、そういうしたものに。それが決まつたら、私も今こういう表現がいいかどうか競馬場の出走馬みたいに、いつゲートがあいてもいいように、もう全力で走り抜きたいという思いがあるのですが、ただまだ県なり、国でゴーのサインが出ないということで、もうこれは私ども本当のことを言うと、我慢し切れないのです。なぜもっと県なり、国がわかつて、一番あれなのは県がわかってもらえないか。だから、もう何回も足を運んでおるのです。だから、もうゲートがあいたと同時に3万人構想のあれを高らかに、こういうふうにしてやりたいのだという、今まだそのゲートがあかないうちに、また昌造は吹いたのかと、こう言われてからあれなので、今ちょっと我慢のしどころなのです。だから、山崎議員、もうゲートがあいたら必ずやりますので、そして議員の皆さん方、山崎議員初め納得のできるような3万人構想に向けてアドバルーンを打ち上げたいなと思っておりますので、もうしばらくの間ご猶予、待っていただければなど。必ずやり遂げますので、これが私の今任期に課せられた大きな課題であるわけですので、このことに全力投球をしていきたいということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問を行います。プログラミング教育に向けた取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

2020年度からの新学習要領に盛り込まれる小学校のプログラミング教育必修化に向け、昨年12月会議において質問いたしましたが、プログラミング教育に対する県の指針が出されていないとのことで、具体的な取り組みについて詳しく示されなかったわけあります。今年度県の指針が示されるとのことでありましたので、以下についてお伺いをいたします。

1点目、県の指針は示されたのでしょうか。また、国の目標で示されている3人に1台のパソコン配備に向け、本町も整備するとしておりましたが、現在の状況を伺います。

また、タブレット端末の配備状況と活用について示されたい。

2点目、プログラミング教育の目的や必要性について。また、どんな効果が期待されるのか示されたい。さらには、プログラミング教育について生徒や保護者にどのように伝え、取り組む考えなのかお伺いします。

3点目、本町において模擬授業は既に行われているのか。行われているとすれば、誰が指導し、その際の子どもたちの反応はどうなのでしょうか。

4点目、単発の模擬授業ではなく、来年度の導入に向け、教える側と教わる側の不安解消ができるよう、さらには子どもたちにとって興味が持てる楽しい授業になるよう、例えば6年生を対象に複数回実施するなど、前向きに取り組むべきと思いますが、どうでしょうか。

5点目、教材の選択やカリキュラム作成は、どのように進めるのか。また、先生方の準備や研修、研究授業等はどのように取り組まれているのかお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） プログラミング教育に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、岩手県としてプログラミング教育に関する指針は示されておりませんが、プログラミング教育が円滑に行われるよう総合教育センターや教育事務所で研修事業を通して、教員に対する支援を行っております。また、本町の学校教育におけるパソコン整備は、3人に1台を基準とした場合に60.6%の整備率となっており、年次計画での各校の更新時期に合わせて整備しております。現在の方針としては、パソコン教室は、これまでのようにデスクトップ型を整備し、そのほかにタブレットの台数をふやしたいと考えております。タブレットについては、全小中学校に配備済みです。タブレット用に開発されたアプリケーションを使った英語の授業や校外学習においてカメラ機能を使って撮影してきた映像などを見ながらレポートを作成するなど、授業内容に合わせた教材として活用している状況であります。

2点目についてですが、プログラミング教育は、児童にコンピューターに自分が考える処理を指示することができることを体験させながらプログラミング的思考を育み、コンピューターの働きをよりよい人生や社会づくりに生かしていくために各教科等での学びをより確実にしていくものであります。プログラミング的思考とは、自分が考えるものを実現するために、どのような動きの組み合わせが必要か、動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善すると、より自分が考えた活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力のことであります。また、プログラミング教育は、新たな教科がふえるわけではなく、もともとある各教科等の指導項目を身につけるため

の手段の一つであり、プログラマー養成やプログラミング言語を覚えさせるためのものではありませんので、プログラミング教育の進め方とともに誤解が生じないように授業や学校だより等の広報を通じて、児童、保護者に周知してまいります。

3点目についてですが、岩手県総合教育センター研修指導主事の指導のもと、算数科の授業において取り組んでおり、今年度中に全小学校で実施する予定となっております。子どもたちは、コンピューターになれるのが早く、目標を達成しているという点においてもおおむね良好であると認識しております。

4点目についてですが、来年度からの実施に当たって不安を抱えている教員もいることから、教育委員会として算数科における単元型学習教材集を準備する予定でありますし、校内研究としての取り組みを希望する学校については、指導主事等による訪問指導を行って支援してまいります。

5点目についてですが、本町では算数科におけるプログラミング教育を全小学校で行いたいと考えており、標準的なカリキュラムとして教育委員会において共通の教材を提示し、各校での準備等の負担感を軽減するように進めるほか、学校において、さらに工夫した授業に取り組みたい場合にも研修を含め支援したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 本町では、算数科におけるプログラミング教育を全小学校で行いたいという、そういうお考えだということでございますが、この算数科にしたという何か特別な理由はあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このプログラミング教育に使う教材を、ソフトを私も見てみたのですけれども、いろんな教科に対応したものがいろんなメーカーから出ているのですが、算数が一番取り組みやすいなと思いました。というのは、例えばなのですけれども、正四角形を普通は線で書きます。それをソフト上でやるときに、教材を使うと、何歩まず進みますか、何度曲がる、例えば90度曲がります。こういうのをブロックみたいに組み合わせて画面を動かしていくというものがあります。やはりこれが一番子どもたちにも溶け込みやすいといいますか、うまく算数にも使いやすいなと思っておりますので、まずはこの算数が一番いいのではないかなと思ってお

りますし、あと子どもたちも、あるいは教員もそれこそ教え方になれてくれば、ほかの教科にもいろいろ使っていけるのではないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） わかりました。4月から始まるということですが、何年生からが対象になって、月何回やられるのか、そこをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今考えているのは高学年、5年生、6年生の高学年を考えております。一応全ての授業に取り組むわけではなくて、年間ですけれども、おおむね6時間程度には使っていきたいと思います。やはり教科書もある程度進めていかなければなりませんので、それぐらいをプログラミングの中で授業としてやっていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 昨年からずっと、これ岩手日報を見ると、何度か取り上げているわけですけれども、ことしになってから紫波町の模擬授業の記事もありました。それで、紫波町は10回程度を模擬授業でやりたいということで、教育委員会がそういう方針を立ててやっているということですが、本町は、やっているところもあるということですが、いつころ、どの程度の時間でどこの学校で、6年生だとすれば、今の答弁だと6年生ということになると思いますけれども、その辺の取り組みをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず本町の小学校で既に実施したのは、煙山小学校のほうで実施しております。こちらでは、県の教育センターのほうで、その指導主事がまず来まして、まず教育センターとしても教え方を研究したいということで煙山小学校を会場にして行っております。そのほかの学校につきましてですけれども、先ほどの教育長答弁でもございましたが、センターとか教育事務所における研修のほうは、もう既に各校の教員に出席していただいておりますので、次の段階として各学校の授業で取り入れていくのですが、まず年度内に少なくとも、最低でもな

のですが、最低でも1回はやっぱりやっていただきて、来年度からの必修に備えていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 4月からですから、もうかなり研修も重ねられているとは思います。

それから、これからも年度内にもやるということですが、英語の授業も当然入ってくるわけで、先生方によつては、非常になれていない、機器にもなれていない、それから指導力の問題もいろいろ難しい点もあるということで悩んでいるというか、不安に思つてゐる先生方もいるのではないかと思うのですが、そういうことに対するケアといひますか、そういう研修、指導、そういうのはどういうふうにやられているのかお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、小学校を回つたときに、やっぱり学校の先生によつては、パソコンをちょっと今年度導入したパソコンの説明会に私もちよつと見に行つてきたのですが、そもそもスイッチがどこにあるかわからないような先生も正直いらっしゃいます。やっぱり得手不得手があるのだなと改めて思ったところなのですが、そういう先生方にも、やっぱりこれは必修になりますので、ぜひ覚えていただけかなければならないのですけれども、やっぱり負担感を軽減するということで、先ほどの答弁でもございました共通の教材をこちらで準備して、それを使っていただく。これは個々の先生任せにするのではなくて、共通のものを使うことによつて、ほかの学校の小学校の先生との情報共有することにもつながるのではないかと思っていますので、まず教育委員会で準備できるものは、できるだけ準備して、学校側の負担を減らしたいなと思っているのが今のところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 当然その辺は考えておられることだと思いますけれども、実際やっぱり新しいといひますか、やってこなかつたのが今回やらなければならない、教えなければならないということで、相当やっぱりプレッシャーになっている部分もあるだろうというふうには思ひますが、その辺については、やっぱり学校の校長先生はそれを把握しているだろ

うというふうには思いますが、そのところの学校からの対応をもう少ししてほしいとかといふのはあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず窓口としては、校長先生ですけれども、校長先生だけではなく、いろんな形でのアンケートをとったりとか、私たちも実際現場に行って先生たちから話を聞く、そういう場面をふやして、これからもふやしていきたいと、そう思っています。

いわゆる足し算ばかりではなくて、どこかでやっぱり先生方の働き方改革も含めてこちらのほうでそれを軽減できる方法はないかということで、先ほど答弁もさせていただきましたが、いろんなこちらのほうでアプリケーションとか、いろんな教材を用意して、そして負担感のないような形をとっていきたいと。そして、悩みに応えられるような教育委員会であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） ひとつそこはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それで、パソコンの配備が国の方針としては、1人1台ということが新聞でも報道されましたけれども、本町は3人に1台を基準にした場合は60.6%、もう少し頑張らなければならないというような状況だというふうに思いますが、他の市町村を見ると、例えば葛巻なんかはもう2人に1台、これは昨年の段階ですから、というふうな取り組みもしています。矢巾町は上から見ると、たしか26番目ぐらいだったというふうに思っていますが、最下位が滝沢ですけれども。県の平均は4.9人に1台ということで、ちょっと矢巾町はそこまで追いついていないというのも実態だと思いますし、それから全国平均から見れば5.6人に1台ということですから、そこそこ全国平均並みだなというふうには思いますが、これ当然予算が絡むことなのですが、せっかくプログラミング教育が入ってきますので、この際、やっぱりすぐにとは言いませんけれども、それに向けた努力をしっかりともらって、タブレットの配備はかなり進んでいるというふうなことですが、それに対する見通しを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほどの教育長答弁でも申し上げましたとおり、まずパソコン教室はデスクトップ型、それ以外はタブレットを整備していきたいなという方針で進めておりましたが、今現在ですけれども、台数的には、あと3校ぐらいをちょっとふやさなければならぬと思っていましたので、あと3年ぐらいは整備に時間がかかるかなと思っていたところですが、ご存じのとおり政府のほうで1人1台という方針が出ましたので、正直これ幸いだなと思っています。この国の制度を使って整備率のほうをぜひ上げていきたいなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問、よろしいですか。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 3問目の質問を行います。米の消費拡大に向けた取り組みについて町長にお伺いいたします。

農業が基幹産業である本町の主要作物は米ですが、その米の需要が減少傾向にあり、米づくり農家の意欲に水を差すような状況が続いています。特に近年は、米のような炭水化物の摂取量を抑える糖質制限ダイエットが人気となっており、米離れがじわじわと広がる傾向が続いていることから、米の消費の減少が危惧されております。

こうした状況の中、おにぎり中心の食事と運動を組み合わせて、無理なく体重を減らすプログラムの効果をJA全農とスポーツクラブを運営する東京都のルネサンスがことし1月に発表いたしました。それによると、全国のルネサンス91店舗で昨年10月から1カ月間の体験キャンペーンを実施し、その結果について明らかにしたものであります。それは、参加者ごとに年代や性別の基礎代謝、運動量などから1日の消費カロリーを算出をし、これをもとにおにぎりの個数とおかずの量を決めるというものであります。おにぎりを毎日食べて、個人に合ったトレーニングを組み合わせて実践したとの内容であります。

アンケートに答えた537人の結果をまとめたところ、おにぎりダイエットで7割以上が腹囲の減少に成功したと回答したことであります。平均は2センチ減で、中には13センチ以上の減少を達成した人もいたとのことであります。おにぎりが中心の食事だと脂肪をとり過ぎることがなく、具材とあわせて栄養バランスに優れるため、ダイエットによいとされております。全農は、糖質制限ダイエットがはやってはいるが、お米を食べてもやせられることが改めてわかったとのことから、自信を持っておにぎりダイエットを勧めたいとし、インタ

一ネットや首都圏と関西のJRと地下鉄車両におにぎりダイエットの効果をPRする広告を出しているとのことです。

本町においても、こうした情報を検証し、健康づくりリーダーの養成講習など、さまざまな機会を捉えておにぎり中心の食事と運動の組み合わせにより、ダイエット効果とメタボ解消が図られることを大いにPRし、多くの町民の皆さんに米のすばらしさ、おにぎりのすばらしさを認識してもらい、米の消費拡大を地元から前向きに取り組むべきと考えますが、所見をお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 米の消費拡大に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

おにぎりダイエットについては、全国農業協同組合連合会が消費拡大を目指してスポーツクラブ大手のルネサンスと共同で昨年の9月下旬からモニターを募集し、10月からの1カ月間実践プログラムに取り組んだ結果、7割以上の方々が効果を実感したとのことであり、現在でもおにぎりダイエットの専用ホームページにおいて、その取り組み方が紹介されております。

このことから町としても、紹介されている情報を収集した上で広く町民の皆さんへダイエット効果とメタボ解消の一つの手段としてPRするとともに、米飯給食を通じて児童・生徒へごはんの魅力を伝える取り組みやご飯の新しい食べ方も含めてお米を再認識していただき、消費拡大につながるように取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） あえておにぎりダイエットを取り上げましたが、私も健康指導を受けておりますが、メタボ対策ということでいろいろ指導されておりました。そういう中、飽食の時代ですから、食べたいものを食べる、あるいは好き嫌いが激しい人は全く食べない、嫌いなものは全く食べないというような、これはそういう時代になってはおりますけれども、今テレビなんかを見ると、糖質制限のダイエットを結構取り上げてやっているのです。それにちょうど便乗していろいろな健康食品と称して、それを売り込もうとしているのが今の時代の中でやられておるのが実態だと思います。

このおにぎりダイエットを提案、私質問する際に、いろいろ調べましたが、糖質制限をす

ることによってダイエットに結びつくということで、これを続けると、大変大きなリスクがあるということをある本で見ました。リスクというのは、心臓疾患が1.2倍、がんの発症率が1.5倍、そのほかさまざま病気が糖質を制限することによって発症する確率が高くなっていると。糖質は、エネルギー源になるのですが、米とか農産物、日本でつくられている米を主体とした農産物をとっても、これは有害な副産物を出さないという研究があると。そのほかの動物性のタンパク質、脂質は、エネルギーに変わる際に、アンモニアが発生するということなようです。それが体に非常に悪い害を及ぼすと。米をとらないで、例えば食パンを食べるという方もいると思いますけれども、食パンも決してやせるものではないということも調べました。

厚労省は、40代の成人男性、1日220グラム以上の糖質をとるということを基準にしているようです。しかば茶碗1杯はどのくらいかというと、大体55.7グラム、そうすると、ご飯茶碗で4杯分食っても糖質はまず問題ないと。おにぎり1個が40グラムだそうです、大体平均で。大きく握れば、これは当然糖質は多くなるわけですけれども、大体目安はそこだと。したがって、おにぎりを5個食べても200グラムくらいにしかならないと。おにぎり5個食べると、1個ずつ、あるいは2個食べても、かなりの量になるわけですが、このダイエットといいますか、取り組んだ中身は、一人一人の体の状況をしっかり調べて、血圧とか、血糖値とかみんな調べて、それに合った副食、いわゆるおかず、それをこのようにとりなさい。そして、運動はこういう運動をしなさいという、それに従ってやった上でございますけれども、そういう取組みによって先ほど言ったように、非常に腹囲が減っていくと。1カ月やって13センチ減るという人も中にはいたということですので、これは大変な減りようなのですが。

糖というのは、ほとんどの方が糖の魅力といいますか、甘さに誘われると。特にご飯とかにある糖とは違って、例えば加糖とか、それから果物は問題はないと言っていますが、果物は单糖類だそうです、同じ糖でも。これはすぐ分解するからまず問題ないと。多糖類というのがありますけれども、この多糖類というのは、加糖とかブドウ糖だそうですが、これは人工的につくられたものがほとんどだそうです。何からつくられているかというと、トウモロコシが原料だそうですが、これは脳の中にドーパミンが発生すると。それが発生した場合、どうなるかというと、脳の中のドーパミンというのは、快樂を呼び込む成分になっているそうです。したがって、1回そういうのに染まってしまうと、とにかくとりたくなると。

ブドウ糖、加糖というのは、人工的につくられていますので、非常にいろんな食品に入っ

ている。例えば焼き肉のたれとか、一番多いのは清涼飲料水なようですがけれども、それから練乳とか、焼き鳥のたれとか、非常に甘みの強い、それが加糖、ブドウ糖類、いわゆる人工的につくられたものなのだとそうです。

おにぎりは、いわゆる米ですので、ご飯は多糖類といって。単糖というのは、先ほど言った果物の糖質は单糖類、ご飯は多糖類ということでゆっくり吸収して、血糖値を上げないという特質があるのでそうです。いろいろ私も調べましたけれども、ミネラルとかビタミンも非常にご飯には含まれているということでバランスが非常にいいと。したがって、おにぎりをぜひ食べて健康に体を維持すると。そういうことがおにぎりのよさだということで、日本農業新聞からとった、私もそこからとりましたけれども、これをぜひ私たち議員もそうですが、町長初め幹部の皆さんも、そして傍聴者もいると思いますけれども、おにぎりのよさをぜひ再認識をして、毎日とらなくてもいいと思いますけれども、無理をしてほかのものを食わないで、おにぎりで健康管理をしてもらいたいなというふうに思ったところでこれを取り上げました。

大した中身ではないのですけれども、消費の拡大が非常に米の場合は問題になっておりますので、生産地である私たち矢巾町として何かやっぱりそういったことでアピールできればいいなということであえて取り上げましたので、最後、担当課長さんでもいいですが、答弁書を書いた方に、ぜひこのよさをもっと力を入れて発信してもらうことを決意表明をいただいて終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長、決意表明です。お願いします。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをします。

今回山崎議員さんのこのおにぎりダイエット、実は私知らなかつたのです。その後調べまして、全農の専用ページに、町長答弁にもあるとおり見ました。それで、やはりこうやって見ますと、日本食というのは、今世界でもやっぱり広く認知されておりまして、食のものにとっては、かなり有効なものだという形もありまして、その中でやっぱりおにぎりというのはバランスがとれたというのは、今山崎議員さんがお話ししたとおりだと思っております。そこで、いずれ私もそうなのですけれども、やっぱり食べ過ぎが原因でこういう私のような体型になっているというのも当然ありますので、やはりこういったバランスのとれたものをバランスのいい分量で食べていいって、それで健康と、それから体型を維持していくということは、やっぱり効果的にあるのかなと再認識いたしましたので、町長答弁にもありましたとおり、やっぱりこれは広く町内のほうにもPRして、やっぱりお米はいいのだという部分を

今さらながらといいますか、これ以上、今まで以上のPRをしていきたいと。

たまたま全農の専用ホームページを探したならば、なかなか奥深くにあって、探しづらいところにありましたので、ちょっとそこについては、いろいろ全農さんから情報を収集しながら、ある程度使えるものはおかりしながら町のホームページ等々でもPRできればなということで考えておりましたので、いずれうちの健康長寿課、そっちの担当も含めて、いろんな機会でそういったPRをしながら、ぜひお米の消費拡大に向かうように担当課ともども頑張っていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で15番、山崎道夫議員の質問を終わります。

それでは、ここで時間も大分経過してございますので、暫時休憩といたします。

再開を14時15分、2時15分といたします。

午後 2時07分 休憩

---

午後 2時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、1番、藤原信悦議員。

1問目の質問を許します。

（1番 藤原信悦議員 登壇）

○1番（藤原信悦議員） 議席番号1番、町民の会、藤原信悦です。

第1問目の質問でございます。徳丹城跡周辺並びに狄森古墳1号墳の整備と地域活性化についてご質問いたします。

徳丹城跡は、昭和44年国指定史跡となって、ことしで50年がたちます。このエリアには、かつて商店や住宅等が建ち並び、徳田地区の中心地としてにぎわっていましたが、史跡指定に伴い、発掘調査や史跡保存のためですけれども、それらによりまして、それらは移転しまして寂れています。今は、歴史民俗資料館と佐々木曲家があるだけです。徳丹城跡エリアは、平成30年策定の町の都市計画マスターplanでは、観光レクリエーションゾーンとして位置づけられていますが、周辺を含めた新たな整備や開発はなく、訪れる人も少ない状況です。

ちなみに、参考までですけれども、歴史民俗資料館では、来館した方に氏名と住所を記載していただいておりますけれども、私が訪ねたとき、4月1日から10月3日までの来館者は、悲しいことに101名だけでございました。小学生も訪れるようですが、多分同一学年、町内280人くらいしかいないはずですので、第7次矢巾町総合計画前期計画でしようとしております年間の2,500人にはほど遠いような状況となっております。ただし、来館者につきましては、名簿を見ますと、関東や関西の方々、県外の方々も多く、国指定史跡としてマニアの方には認知されているということだけは、ちょっと安心しておりました。

また、この史跡とあわせまして県指定にされている藤沢狄森古墳群は、現在までに82基、ものによっては86基とも書いていますけれども、八十数基の古墳が確認されておりますけれども、残念ながら完全な形で現存するのは1号墳と呼ばれるものだけでございます。ただし、この墳墓は、住宅地の中の畠の一角に単独であります、かつ場所がわかりづらく、訪れる人は非常にまれなようでございます。以上のことから以下についてお伺い申し上げます。

1つ目です。徳丹城跡及び周辺地域を含めた歴史公園化について、今後どう取り組んでいくのか。その際、地域の有志で設立されております徳丹城周辺活性化推進協議会と連携し、地域の声や意見をも取り入れ取り組んでいくお考えはございますでしょうか。

それから、2つ目です。昭和32年7月に県指定史跡となった藤沢狄森古墳群は、1号墳のみが現存している状態でございます。単独では、史跡としての魅力がございません。徳丹城跡とあわせて一つのゾーンとして整備、開発するお考えはございますでしょうか。

3つ目です。歴史民俗資料館では、出土品等を展示し、古墳群についての説明をしておりますけれども、現地へのアクセスがわかりにくい状況です。徳丹城跡や国道4号、町道中央1号線から行きやすくなるように案内板の設置や駐車場の整備をしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点についてお伺い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 1番、藤原信悦議員の徳丹城跡周辺及び藤沢狄森古墳群の整備と地域活性化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、史跡徳丹城跡第2次史跡整備基本設計に基づき、来年度から外郭、西辺、北半地区の本格的な工事を5カ年計画で予定しており、東西道路の復元や遺構等の平面表示、緑化整備等を行う予定です。また、指定地外ではありますが、佐々木家曲家の北側

にガイダンス施設や駐車場等の整備をする予定で、昨年度から知識経験者5名と地元の意見を取り入れるため、徳丹城周辺活性化推進協議会から4名の推薦をいただき、計9名の構成員による史跡徳丹城跡整備活用指導委員会を設置し、歴史公園化に向けて整備内容を協議しているところです。

2点目についてですが、藤沢狄森古墳群は、徳丹城跡とのかかわりが深い遺跡であることから、一つのゾーンとして捉えており、来年度から予定している徳丹城跡の第2次整備にあわせて歴史的な関係性について説明板を設置し、一つのゾーンとして案内表示の整備を充実することで魅力の発信に努めてまいります。

3点目についてですが、藤沢狄森古墳群までの案内板については、2点目でお答えしたとおり、現地の状況を確認しながらわかりやすい案内板を整備してまいります。また、駐車場については、敷地が狭いことから、近隣の藤沢公民館の一部をお借りし、対応する方向で進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 1つ目のところからまず質問させていただきたいと思います。

来年度の第2次史跡基本計画に基づき、城跡指定以外も含めて整備を進めていくということですが、整備の基本方針はどのようにになっていますでしょうか。ちなみに、参考までですけれども、私、三内丸山遺跡の整備計画方針を見させていただきますと、5つほど項目が挙がっております。その中で感激しておりますのは2つございまして、ちょっと参考までに申し上げたいと思います。縄文時代を体験、体感できるような企画性に富んだ遺跡の活用をする。もう一つ、見学者が憩い、楽しめるような環境づくりと充実した各種サービスを提供できる場とするということで、発掘の体験学習であるとか、三内丸山遺跡センターとか、そういうものをこの方針に従って整備して活性化しております。手前どものほうの基本方針については、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼 仁君） お答えいたします。

徳丹城の第2次史跡整備基本計画におきましては、基本理念として3項目挙げております。まず1つは、国民共有の財産である史跡として保護を図るとともに、未来へ継承するといったようなものが1つでございますし、地域の誇りや心のよりどころとなり得る史跡としてま

ちづくりに生かすといったようなものが2つ目でございます。それから、3番目が徳丹城の研究成果に基づく新たな歴史像の公開及び発信を行うという3つの理念に基づいて整備を進める予定でございます。

それで、今三内丸山遺跡のこともございましたけれども、整備の中では5カ年計画ということで、やはり体験学習エリア、そういったものを設けることにしております。そのほかにも当時の遺構、遺跡の跡、そういったものがわかるような表示、平面表示になろうかと思いますけれども、そういったものを整備すると。それから、いわゆる歴史公園化ということで進めておりますので、町民の皆様を初め岩手医大にいらっしゃるお見舞いの方であるとか、入院している方でも憩いの場となり得るような、そういった公園化をしていきたいと。できれば、当時の植栽なども、ちょっとなかなかわからないところもあるのですけれども、そういった植栽などもしていきたいというふうに考えております。

いずれ総括報告書も昨年度末にできまして、今までの徳丹城のイメージ、前にもちょっとお話ししましたけれども、蝦夷を討伐するというような場所ではなくて、蝦夷と融合するといったような当時の国の最後の城柵ということで、そういった押さえ込む場所ではなくなった蝦夷と日本国が融合をしていったというような場所でありますので、そういった意味での憩いの場としていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 方針につきましては理解いたしました。もう一つ、1項目めにあわせましての質問でございますけれども、史跡徳丹城整備活性化指導委員会を立ち上げていらっしゃいますが、その中に1つ目のところでも質問しました徳丹城周辺活性化推進委員会から4名、そして知識経験者から5名で指導委員会を組織されていますけれども、知識経験者5名の方々には、どのような方々がお入りなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼 仁君） お答えいたします。

史跡徳丹城整備活性化指導委員会、これは昨年度から組織しておりますけれども、知識経験者5名の方、こちらの方々は、以前から徳丹城の木製のかぶとであるとか、そういった出土品についていろいろ鑑定をしていただいている先生方でございますが、今はそれぞれ現職は当然あるのですけれども、前職では、例えば東京大学のそういった関係の先生であると

かという方々でございまして、主に古代史学、それから考古学、それから造営といいますか、史跡整備、同時のそういった建築様式なり、都の造営というか、そういったものの専門の方、それから当時のやっぱり建築様式、そういったものを専門としている先生方でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それでは、2つ目のところにまいりたいと思います。徳丹城史跡と藤沢の古墳の1号古墳ですけれども、これはどうしても距離的に離れております。案内板の整備等をしていただけるということですけれども、その案内板の整備も、これはちょっと半分要望が入りますけれども、例えば徳丹城において案内板を見ると、狄森の古墳の案内と道順がついている。藤沢の古墳に行くと、徳丹城の説明と道順がついているというような形での双方、どちらから入っても行けるような形での案内表示をできればなと考えているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼 仁君） お答えいたします。

今双方向からのということでございましたけれども、今回の第2次史跡整備基本計画の中でも、そのような案内板については整備していくということになっておりまして、特に藤沢の狄森古墳については、時代としては、徳丹城造営が812年ごろということで、それよりも100年くらい前の遺跡にはなりますが、そういった方々が造営に携わったのではないかというようなことも言われております。そういった徳田のいわゆる、言葉はあれなのですけれども、原住民といいますか、ネイティブの方々の古墳、お墓であるということもありまして、やはり関係性があるということでございまして、徳丹城側からもその古墳についての案内板を設置する予定にしておりますし、あと問題は、狄森古墳のほうなのですけれども、私も何年かぶりにことし行ってみまして、昔はリンゴ畠の中にあったわけですけれども、ことし何十年ぶりかに行ってみたならば、もう住宅というかアパートが建ち並んでおりまして、軽自動車でないと、ちょっと中の奥のほうというか、藤沢の公民館のほうに行けないようなくらいになっていまして、迷路のような感じになっておりまして、ちょっとびっくりしたのですけれども、なかなか中央1号線とか国道から入っていくのがちょっとわかりづらいというところもありますし、いわゆる看板を立てる場所、一番いいのは町有地とか、そういった公共の場所であればいいのですけれども、なかなか道路敷も余り広いところがないのかなと思っ

ておりますて、私有地をお借りすればいいのかもしれませんけれども、いずれ除雪等にもちょっと支障があるのかなと思ったりしております。

それで今少し考えているのは、確かに迷路のようになっていて、本当は道順に矢印とかがあればいいのですけれども、なかなかそれが難しいと考えておりますて、中央1号線なり、国道のどこからわかりやすいところに全体、道路の地図というのですか、そういったもので、それを見れば行けるようなものにできないかなということで考えておりまして、藤沢の公民館のほうを目指して行っていただくと。そこからは、ちょっと答弁にも書いておりますけれども、駐車スペースをお借りした上で、そこからは歩いて、何十メートルでもないので、行っていただいたらどうかなというふうに今考えているところでございまして、ちょっと簡易的な看板にはなるかもしれません、そちらのほうに整備したいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 3項目めのところでの質問でございます。徳丹城跡、それから藤沢狄森古墳群について、矢巾町のホームページとか幾つかありますけれども、その情報発信、ちょっと弱いのではないかなと思っております。その辺、今回の整備を終えた段階でも結構ですけれども、何かお考えがおありなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼 仁君） お答えいたします。

確かに情報発信という部分では、パンフレット等はありますけれども、ちょっと古いものとなっておりますし、ホームページにつきましても、先ほど申し上げました総括報告書、こちらのほうで新しい歴史が書きかえられましたので、そういったものも含めてホームページにちょっと書きかえなどをしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 質問1の最後の質問でございます。

歴史民俗資料館についてなのですけれども、建てて年数もたっておりますけれども、私もお邪魔してみて、非常に展示施設としては、はっきり申しまして使い勝手が悪い。何が悪い

かというと、館内に入るために階段を上らなければならない。ドアをあけるとスリッパに履きかえなければならない。それから、普通は展示施設に入ると、私が知っている範囲ですけれども、大きなフロアがあって、そこから入っていくのですけれども、玄関を上がると、目の前に史跡を紹介するVTRを映す小さいテレビしかない。そして、展示方法もスペースが限られているので、正直言ってめり張りのない、訴求がのっぺらぼうとしたような、訴求点のない展示になつていて、非常に残念に思っております。そして、致命的なのは、地中に埋まつたものなんかを展示しているわけですけれども、空調機がない。空調機がないということは、加湿器もない。普通博物館に行くとおわかりのとおり、一定の温度、一定の湿度に保たないと遺構はぼろぼろになります。そういう意味で、この施設について、こういう状況ですので、ぜひ新しい計画の中で建てかえてもらえるか、何か場所を変えるか、その辺、ご検討あるかどうかちょっとご質問でございます。これが最後でございます。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼　仁君）　お答えいたします。

確かに資料館につきましては、昭和58年にオープンしまして、もう36年余ということで、かなりの年月がたっております。階段も結構急ですし、スロープも一応ございますけれども、なかなかちょっと使いづらいのかなというふうなことも実感するところでございます。ちょっとそういったところについてはすぐ建てかえということは、なかなかできないのですけれども、またスリッパに履きかえてということで、土足で入っていくこともできないというような施設でございますし、インフォメーションのテレビ、ビデオ等を流しているのですけれども、ちょっと小さいということで、こういったものについては、すぐ対応できるのかなと思っておりますので、そこら辺については対応していきたいと思います。

あと展示についてもスペースが限られているということで、出土品はいろいろあるわけですけれども、なかなかちょっと展示室の場所のガラスのケースというのですか、そういったものも新たにという場所もないですから、なかなかちょっとそういった部分ではめり張りがないのかなと思っておりますが、そういったところについては、企画展をときどきやっておりまして、ことしなどは黒曜石の企画展とか、そういったもので少し目先を変えるという言い方は変なのですから、新たなどとか、何回も来ていただけるような施設にはしたいというふうに考えておりますが。あと、エアコンがないということは、確かにそのとおりでございまして、今から三十何年前は、まだそれでもよかったのかもしれませんけれども、その後いわゆる木製のかぶとが出たり、別将の杯が出たりということで、やはりそういったも

のを保存する場所としては、ちょっとふさわしくないのかなと。ことしの夏に企画として、ナイトミュージアムというものをやったのですけれども、お盆のときに、そのときにやはり私も行きましたし、お客様も何人か来ていたのですけれども、もう夜の7時過ぎであっても非常に暑くて、10分も中にいられないような状態がありました。そういうことから、エアコンについては、いずれ来年の予算にも要求はしておりますので、当局のほうにお願いをしていきたいというふうに考えております。

あとご心配の収蔵物というか、そういったもの、そういった風化というか、そういった影響を受けやすいものについては、真空パックの保存をしたりして対応をしているものもございますので、そういったものはありますが、そのとおりエアコンなり、湿度なりというものをやはり管理していかなければならないと思いますので、その部分については何とかしていきたいというふうに考えております。ちょっと建てかえはなかなか難しいのかなと思います。

ただ、今度答弁にもありましたけれども、ガイダンス施設、こちらのほうも5カ年計画と並行して、駐車場整備と一緒に整備をしていきたいと考えておりますので、そのガイダンス施設にも展示物は展示することとなろうかと思いますので、その部分については、最新の設備をぜひ入れていきたいということで来年以降、国とのほうとも補助事業の関係でかけ合いまして、何とかそういった施設では最新のものを入れていきたいというふうに考えております。

それから、余談ですけれども、先日文化庁のほうにやっぱり予算要求の関係で陳情に行ってまいりましたけれども、やはり今今回の機構改革にも関係があるのですが、文化庁のほうも今まで、調査、発掘、保存というのが何十年も文化庁の仕事だったのですけれども、今その中に文化庁の課の中にも観光という分野の課が初めてできたそうです。というのは、やはり地域においても人材が少なくなっている、少子高齢化とか、地域の力がなくなっている、財政も苦しいということで、いわゆるインバウンド、そういったものをお金を落としてもらうというのはあれなのですけれども、要は文化を守るために文化を発信すると、それに対してお金をいただくと、そのお金を保存に回すといったようなことを考えているということで、それが観光という分野でございまして、そういった部分もこれから今年度3月20日にリビングヒストリーという補助事業で当時の蝦夷との融和の、蝦夷の方が徳丹城に来て、貢ぎ物等、年貢等を持ってきて、そこで酒盛りをするというようなイメージで当時の格好、衣装を着て、そういった儀式のところをやってみたいと。いわゆるそういう生きた歴史を活用するというか、皆さんにお見せするということでやりたいと思っておりますので、そういったものを活用しながら今後保存と観光と財源といったところを結びつけていきたいというふうに考えて

おります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問はよろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 2問目につきましては、市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致についてでございます。

国道4号沿いの土地利用計画について、6月に地権者への土地利用についての意向調査、10月には2回目の地権者への説明会が行われ、11月には再度地権者へのアンケート調査が行われております。本企業誘致事業について、町の考えをお伺いしたいと思います。

1つ目は、誘致企業についてはB to Bの取引形態の企業ということでしたが、さらに業種を吟味する必要があるのではないかと思うのでしょうか。例えば保管庫や車両機材の待機場所のような事業所は、事業目的に照らしても、雇用を生みづらいということで、より多くの雇用を創出する企業を誘致すべきだと思うのですが、町のお考えはいかがでしょうか。

2つ目の質問です。6月の全員協議会で本誘致事業の概要説明があり、町の役割は、事業の相談窓口ということでありました。地権者で土地取引に精通する方は少ないと考えられ、不利な状況に置かれることがないよう配慮すべきであると考えます。地権者が意思表示、決定しなければならないことは別といたしまして、そこまでに至る部分については、少なからず町当局の支援が必要と考えます。地権者への支援という点における町の役割についてお考えを問います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、国道4号沿線の市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致につきましては、町としても市街化を促進するおそれがないものを前提としながらも、より多くの雇用や地域経済への貢献が期待できる企業を誘致すべきと考えております。この企業誘致は、町が制定する地区計画が前提となることから、必ず町を通しての紹介となりま

すので、地権者の意向を尊重しながら可能な限り、そういった企業を紹介するよう努めてまいります。

2点目についてですが、地権者には土地売買契約等に至る前に、町に相談いただくこと、企業に対しては、土地の取引に関し、契約後のトラブル防止の目的で行う重要事項説明が義務づけられている宅地建物取引業の免許を持つ不動産事業者等を仲介すること等を要請し、企業紹介の前及びその後についても支援できる体制をとり、地権者が不利な状況に置かることなく、契約後のトラブルが発生しないよう取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 質問でございます。現段階では公表できないと思いますけれども、現在どのような業種の企業から何件ぐらいの問い合わせがありますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、件数でいいますと20件以上の問い合わせがあります。業種は、いろいろございますが、物流系が多い状況となっております。B to Bということで最初からお話ししていましたので、そういったところになりますので、どうしてもある程度の業種が限られている。それから、今現在の経済動向の影響だと思いますが、物流系がかなり元気があるようで、いろいろ手が挙がっているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 土地の取引状況について以下の確認でございます。地権者の方でどれぐらいの割合の方が土地売買あるいは賃貸するという意思表示をされているのか一つと。

それから、事業主さんのはうは、買いたいのか、借りたいのか、この辺の割合についてももしおわかりであれば、その20名の企業さんの状況を教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君） まず1点目、地権者の方々の考え方でございます。

2回目の要望を確認した際でございますが、ちょっと4分の1ほどの方から回答がいただけていないので、全体とは言いがたいところもありますが、売りたい、貸したいという方々

で半分以上の方がそういう意向のようです。農地として営農を続けたいとおっしゃる方は、10%弱かなと思われます。

それから、立地側でございますが、立地する側は、基本的には買うと、買いたいという意向のところです。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員）　そうしますと、開発、過半の方々が売りたい、貸したいという地権者のお話であれば、この話は進みやすいかとは思うのですけれども、詳細が大分時間がかかりそうですけれども、その辺の見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　今現在の進捗の内容も含めてお話をさせていただきますが、現在意向については確認できておりますので、次に、町のホームページ等を通じて募集といいますか、こういった場所を紹介できますというふうな案内をする前の段階として、まさしく藤原議員もご懸念なさっているように、どういった業種が来るのか、そしてどういった業種を紹介するべきなのかというふうな部分を町の内部の組織といいますか、管理職何名かになりますけれども、そういったところで審査の基準そのもの、それから審査をして、少なくとも複数になった場合には、順位を決めなければならない。その順位を決めるための委員会みたいなものを立ち上げる必要があるなというふうに考えておりまして、これは役場内部組織という形になりますけれども、そういう意味合いで、その準備を今しているところです。

当初12月にマッチング、第1回目できたらいいなということでスケジュールを立てておったところですが、やはりちょっといろいろ時間がかかるっておりまして、今のめどですと、何とか年度内にマッチングをできればなというふうに思っております。内部の委員会につきましては、1月には少なくとも立ち上げられるようにしたいというめどで動いておりました。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員）　最後の質問でございます。

大変私が気にしている部分なのですけれども、4月以降組織機構改革が行われます。まち

づくり推進室に変わりますけれども、地権者さんの支援体制については、何名ぐらいの方々を予定して対応しようとしているのか、その辺のことをちょっと伺いさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　まちづくり推進室というところでこの企業誘致を担当するということは決まっております。あとスタッフをどうするのかという部分なのですが、現在調整中のところでございます。私のところでは、四、五名必要ですというふうに声を上げておりますが、それが実現するといいのですけれども、実現するかどうか、これから調整ということになります。

あと特命は、もう期間限定ということの前提でございましたので、ちょっと引き継ぎをきちんとしないと、いろんなリスクが発生するなということは自覚しておりますし、地権者の皆様と、それから立地を希望する企業の皆様、いろいろございますし、情報収集の部分もありますので、そこは確実に一番最初ぐらいは一緒にいて顔つなぎをするということは必要なと思っておりまして、そういう引き継ぎも含めてきっちり対応できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員）　最後の質問と言ひながら質問して申しわけございません。私も地元でございますので、地権者の方々とはもう一生懸命顔を合わせるたびに、どうなるのだ、どうなるのだと話が来ます。要は、一番最初に申し上げましたとおり、自分たちはノウハウがないわけですよ。これをフォローしていただけるのは、もう役場の職員の方しかおりません。ですので、ぜひ切れ目なく、漏れなく引き継いでいただいてフォローをお願いしたいと思います。

正直申しまして、もう高齢者が多い地域になっていますので、いずれ遅かれ早かれ土地は、もう子どもたちには引き継げないという頭をみんな持っています。時期の問題だけでございますので、ぜひその辺フォローをいただいて町の発展につなげられれば幸いです。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　質問で終わりますから、ご答弁。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君）お答えいたします。

藤原信悦議員、地元のことですから、いろいろお話しされることがあると思うのですが、私もこのことについては、間違ってもおくれることがあっても、頓挫することはございませんようにしっかりと取り組んでまいりますので、だから地元の皆さん方にも、何かまた矢巾町では、いろいろまた俺たちそのあれなのか。前にもこういうお話があったのです、過去にも。ただ、それが実現しなかった経緯もあるので、地権者の方々はいろいろご心配なされることもあると思いますが、今回このことについては、地権者の皆さん方のご協力をいただければ、しっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、そのところはひとつ地権者の皆さん方にも何とかご理解していただいて、企業誘致ができる環境をご協力をしていただければなど。それにしっかりと応えていくように私どももやってまいりますから、ひとつよろしくお願ひをいたします。

○議長（藤原由巳議員）よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）以上で1番、藤原信悦議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

---

○議長（藤原由巳議員）以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、7日、8日は休日休会、9日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集されますようお知らせをいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時54分 散会



## 令和元年矢巾町議会定例会 12月会議議事日程（第4号）

令和元年12月9日（月）午前10時開議

### 議事日程（第4号）

#### 第 1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

#### 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理課長 兼税務課長 兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田徹君

福祉・子ども 課長兼子育て 支援センター所長	浅沼 圭美君	健康長寿課長	田村 英典君
産業振興課長	菅原 弘範君	道路都市課長	佐々木 芳満君
農業委員会 事務局長	高橋 保君	上下水道課長	田村 昭弘君
特命担当課長 ( 土地 )	藤原 道明君	特命担当課長 ( 福祉 )	村松 徹君
教育長	和田 修君	学務課長	田中館 和昭君
社会教育課長 兼公民館長	浅沼 仁君	学校給食共同 調理場所長	村松 康志君

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長	野中 伸悦君	係長	藤原 和久君
主査	佐々木 瞳子君		

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、6日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番（小川文子議員） 14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、町長に3点の質問をいたします。

まず1問目に入らせていただきます。1問目は、デマンドタクシーと循環バスについてでございます。デマンドタクシーの改善と市街地循環バスの試験運行について。デマンドタクシーは、9カ月の試験運行を踏まえ、町民の要望に沿った運行計画が求められます。また、現在市街地循環バスの試験運行を実施しておりますけれども、その課題をどう捉えているのか以下伺います。

1点目、冬期の厳しい状況下、一刻も早く玄関から玄関、戸口から戸口への運行に改善が必要であります。また、町内を2つに分割するのではなく、町内どこにでも行けるようにするべきであると考えます。さらには、利用料金について、特に相乗りの場合は、値下げをして利用者をふやす方策を考えるべきではないでしょうか。これは、後で紹介します紫波町の場合も500円の一定料金が相乗りになった段階で300円に値下げになっております。そのことも踏まえてお聞きをいたします。

2番目、市街地循環バスの利用状況はどうか。また、利用者が少ない場合は、今後市街地

循環バスを取りやめることを想定しているのか。

以上についてお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員のデマンドタクシーの改善と市街地循環バスの試験運行についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、デマンド型交通は、道路運送法で定めておりまます一般旅客自動車運送事業に当たり、事業の実施に当たっては、運輸局の許可が必要となります。また、事業の適切性の観点から、地域公共交通会議での調整も必要となっており、現在専門の分科会を設置し、事業の見直しに取り組んでいることから、ご提言をいただいた内容についても協議を進めてまいります。

2点目についてですが、9月20日の試験運行開始から10月末まで27日間運行し、延べ1,921人が利用、1日当たり平均約71人の利用となっております。さわやか号の廃止時が1日平均約14人の利用であったことを鑑みても公共交通の必要性が高いことから、市街地循環バスの運行を継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まず1問目の再質問でございますけれども、現在専門の委員会において、提言の内容について協議をされているということでございますが、この専門の分科会の構成員はどうなっているのか。それから、私ども議会としても停留所ではなく、玄関まで迎えに来る方法を提言をしております。また、町内2つに分けることによって高田の人がやまゆりハウス、矢巾温泉に行くには、駅周辺で1回乗りかえなければなりません。それが結局500円、500円、帰りも500円、500円で2,000円になる。しかも、それを全部予約をしなければならないという煩雑さがあるということで、どうしても利用がしづらいということが言われております。やはり町内を一つ、どこにでも移動できるようにしてほしいという、これが大変切実な要望でございます。

また、値段も、その利用が進めば、特に相乗りが進めば安く済むわけでございますので、相乗りの料金を考えるべきであるということについて、その委員会の中で、分科会の中でどのような議論が今なされているかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず専門の委員会ですけれども、国土交通省、あと県交通、あと矢巾タクシー、あとは当局という形で専門的な議論を行っているところでございまして、こちらにつきましては、公共交通会議とは別途、専門の検討をしているところでございます。また、一つの区域ということにつきましては、これまでの議会でも再三ご説明申し上げておりますとおり、このデマンド型乗り合いタクシー 자체が特例でございます。特例で区域運行をしているということで、その区域をあえて設けているということなのですけれども、今議員ご指摘があつたようなことというのは、私どもも十分町民の声として承っております。その中でどのようにできるかというのは、国も含めて検討しているところでございます。これは、後ろ向き、前向きというよりは、法律に基づいたその中の矢巾町が認められる範囲で頑張ってまいりたいと思っているところでございます。

また、相乗りの料金につきまして分科会でどのような議論をしているのかということでございますけれども、基本的に相乗りの料金というのは、紫波町さんにおきましては、実証実験のお話がベースになっているかと思います。当町の場合は、紫波町さんとは異なりまして、紫波町さんの場合、道路運送法上の地域公共交通会議として設定されているものです。本町の場合は、同じく道路運送法の地域公共交通会議に加えまして、地域公共交通活性化及び再生に関する法律の法定協議会の性格もあわせ持っているものでございます。したがいまして、紫波町さんの場合は、本運行の4条運行にはこのままいけません。あくまで実証実験の21条運行ということでいるものであります。本町の場合は、4条許可に基づく、その前段としての事業者が試験が受かるまでということでの21条ということになってますので、性格が全く別のものでございます。ですから、その料金がどうこうということは、ここでは議論しておりません。

なぜなら、もう一つ付け加えますと、あくまで実証実験として紫波町さんはやつたのですから、恐らくよかったですのだと思います。私どものほうでの見解といたしましては、そもそも乗り合い型の交通です。相乗りになつたら料金が変わるという設定というのは、乗り合いなのに乗り合いになると料金が変わるという前提が崩れるようなものではないのかなと考えておりますし、法律には、差別的料金規定の禁止というものがあります。そこは負担力主義というものについて決定されるというのが裁判での見解です。そうした場合、負担力ではなくて乗ったからという条件で変わるというのは、本運行になったときどうなのかなという

のは、今後紫波町さんが法定協議会になって、そしてさらに認可になったときには、どうしてもそうでなければいけないという地域の要望があるという話では別になってくるかもしれませんけれども、通常の場合、なかなかそういう形の認可にはならないのではないかと個人的には思っております。

したがいまして、矢巾町と紫波町では条件が全く異なりますので、この分科会において相乗りになつたら料金を下げるというような検討はしておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）玄関から玄関までということについてはどのように議論されておりますか。

○議長（藤原由巳議員）吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）お答えいたします。

小川議員ご指摘のとおり、議員の皆様からのご提言としてもしっかりと受けとめているものでございます。これについても私どものほうできちんと議論しているところでございます。これにつきましては、前も申し上げましたとおり、事業者間での合意というものが必要になってきます。そこがやっぱり一番のネックになります。その合意がとれないと、国では認めませんという話になりますので、そこが一番難しいところです。そういったところは、いろいろな調整があるのでけれども、合意できるかどうかといったところにつきましては、私ども皆さんのご提言に沿えるように頑張っているところではございます。ただ、これはお約束はできません。なぜなら、事業者間の問題だからということになります。

参考までに、紫波町さんの場合どうだったかというお話をさせていただきたいと思いますけれども、紫波町さんの場合、タクシー会社3社ございます。その3社のうち今回戸口から戸口にしようといったときに、1社からやはり強い反発があったと伺っております。それは、紫波町さんが公営のタクシー会社をつくるのと一緒のことでしょうということだそうです。そうすると、紫波町の圏域内でお客さんが取り合いになって、非常に困りますよねという話だったそうです。最終的には、各社固定のお客様がいらっしゃるということで、さらに利用拡大になってくれればいいということで、あくまで実証実験だからということで合意したというふうに伺っております。私どもは、23社ございますので、そういったところが矢巾町が、例えばこれは戸口から戸口をやるということは、矢巾町が例えば500円なら500円の料金以外

全部を負担するという話になります。それがいいのかどうかといったことについて事業者間の合意がとれないということなので、私ども頑張りますので、ぜひご理解していただければと思います。決して否定的ではなくて、あくまでそういう事業環境があるということを、それが所与のものであるということについてご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私どもも総務常任委員会として11月14日に紫波町を視察をしてまいりました。やはり3社ある中で、今ヒノヤタクシーさんが実証実験をして、そして公募型プロポーザルの選定によって4月から本運行が始まるという状況という話を伺ってまいりました。やはり3社の中で大変反発もあったとお聞きもいたしました。しかし、町として大変なリーダーシップを發揮しております。そして、その中で説得をしてこぎ着けたということでございます。本町は、23社があるということですが、幸いにもタクシー業界は、矢巾タクシーが中心となっております。ふるさとタクシーと乗り入れているところはたくさんございますけれども、事業所を構えて営業しているのは矢巾タクシーさん1社であって、紫波町よりも理解が得やすいのではないかと思いますけれども、この23社というのは、どういう考えなのかお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

23社というのは、私どもがエリアとしてなっている盛岡のエリアに23社ということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そこまで広く考えてやつていらっしゃるということなのですけれども、やはり私は地域公共交通会議をどうリードするか。これは、矢巾町の事業でございますので、やはり当局がしっかりと主張すべきところは主張して、論戦をリードしていただきたい。そしてまた、事業者を説得していただきたい。紫波町も俺たちつぶす気かとまで言われたそうです。そういう中で各会社を説得して歩いたというお話でございました。

やはり今後これ抜きにこれから公共交通はあり得ないと思います。紫波町が戸口から戸

口をやっているときに、矢巾町がいつまでも停留所でやっているということになりますと、町民は矢巾町何やっているのだということになると思うのです。なものですから、やっぱりそこでもう既に3月から9ヶ月がたっているわけで、そのところをまず決意のほどをひとつ伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　精いっぱい頑張っていきたいと思います。説得していないというわけでは全くございません。論戦をリードしていないということでも全くございません。私どものほうでは、町民の皆さんのが使いやすくなっていただければ一番いいなとは思っております。しかしながら、事業環境の所与のものが全く違うということだけは、どうかご理解いただければと思います。紫波町さんにそもそもバス路線というのは、4路線しかありません。そのうち今度廃止になるというような話で連絡があるものが1路線あります。そうすると、3路線。それで、矢巾町の場合は21路線あります。そもそも交通の体系というものが異なっているということがこういう前提が違うということになっています。当然バス利用の方とタクシー利用の方というのは、それぞれ今も異なるわけです。なので、私ども頑張っていないというわけではなくて、頑張って調整しておりますので。しかしながら、何回も繰り返しになりますけれども、広く事業者間の、例えば23社、広い、そこまで捉えているとおっしゃいましたけれども、それが前提の話になってますので、そういうふたことについては、ご理解いただければと思います。

実際に、岩手医科大学さんができてから、町内に走っているタクシー会社の数というのは、かなりの種類のタクシー会社が走ってくるようになっています。そういうものについてタクシー協会含めて今後とも協議してまいりたいと思いますので。ただこれはやります、絶対やりますというふうにお約束できることということだけはご理解していただければと思います。私も小川議員と全く一緒で町民の皆さんのが使いやすい交通になってくれれば一番いいと思っていますので、その点だけはご理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今紫波町さんでやっている事業は、スマートアクセスペーチルサービスといって、わかりやすく言えば、いわゆるバス以上でタクシー未満という考え方です。これは、どういうことを言っているかというと、オンデマンド配車と乗り合い走行の組み合わせをしたようなのが今紫波町さんで取り組んでいるあれな

のです。そこで、小川文子議員にご理解していただきたいのは、まず私どもはオンデマンドでスタートいたしたわけでございますので、まずこれを、まだやってからそう遠くない時期にまた見直しをするということよりも、もう少し定着をさせる形にしていきたいなど、こう思っておりますので、いずれ利用される方々、今特に高齢社会に向けた未来型のA I 公共交通サービスというのが今注目されております。今言ったのが、それがまさに今言ったバス以上でタクシー未満のこのオンデマンドと乗り合いの走行の組み合わせを、まず私どもとしては、オンデマンド走行で進めて、次の機会にそういうことも考えていきたいなということで、もうだめだからということではなく、これは議員の皆さん方からもご理解いただきスタートした事業なわけでございますので、そのところはご理解いただくとともに、また改善の余地があれば、これは当然改善していかなければならないわけでございますので、今紫波町でやっている、今言ったスマートアクセスビークルサービス、こういうふうなのも参考にしながら検討してまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、今分科会で検討されているということでございますが、その方向性が出るのはいつで、それによって改善の決定ができるのは、いつになるのかお示しください。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず次の分科会ですが、12月17日に開催予定しております。この分科会の中で今まで議論してきたようなことについてさまざま今の案件も踏まえて検討はしてまいりたいと思います。それで、今年度中に公共交通会議を開きまして、改善の方向性というものを決めていきたいなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そういうふうになると、早ければいつごろから改善のスタートができるのか、具体的にお示しください。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

変更の内容につきましてどの程度の変更になるかということによりまして、国土交通省の認可の時間というものが変わってくると思いますので、一概には申し上げることはできませんけれども、恐らく例えば3月でやつたら、4月、5月という形の中では、新しい形で認可がおりるのではないかなと思っております。変更の内容によると思います。軽微なものという位置づけになれば、時間はかかるないでしょうし、ちょっと認可に時間を要しますという形になれば変わってくると思いますので、その点はちょっと時間的にはいつになるかというのはお約束はできないのですが、3月でまとまれば遠くない時期に実施できるものと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、まずその経過をしっかりと見届けてまいりたいと思います。

次に、循環バスでございますけれども、現在1日71人程度の利用があって、今後も続けていきたいというお考えでございますけれども、地域公共交通のまず基本的な考え方でございますが、矢幅駅と医大の間は、岩手県交通が1日13往復をしていて、矢巾町がそこにさらに6往復を乗り入れているわけでございますが、そしてその中でこのように1,000人以上の人たちがまず利用なさったということでニーズがある、それだけの意義があるということでございますけれども、もともと地域公共交通の考え方は、バス路線がない公共の、いわゆるそういう交通手段がないところに町が税金を使ってでもやるシステムでございます。そういうことから考えますと、これだけ豊富なバス路線があるところにあえて税金まで使って公共交通をやり続ける必要があるのか。今医大が、病院が開院をいたしまして、矢巾町としてこういうふうな貢献をしていますよという当初の意気込みといいますか、医大を迎えるに当たっての意気込みはわかりますけれども、これだけの利便性のあるところにニーズがあるということで運行し続ける意義があるのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず私たちの地域公共交通の考え方でございますけれども、地域公共交通網形成計画におきまして、矢幅駅を結節点といたしまして、周辺部はデマンド型乗り合いタクシーで足をカバーし、そして市街地は循環バスで人口集約地域の人口をカバーして歩くという話になって

おります。というのは、タクシー型の車両でありますと、例えば人口密集地域、DIDが形成されている地域で大きな需要にタクシー車両で対応することはできませんし、そこを循環するバスということにつきましては、非常に意義があるということですので、これから人口集約地域の中で免許返納がなった場合というのは、大きな意味を持ってくるものですので、この必要性があると、そういう立てつけになって、計画になっております。

今回の医大の循環に関して、税金を払ってまで投入する必要があるのかというお話をすけれども、これは循環でありますけれども、一部商業地域を回ってございますので、例えば駅から又兵衛新田方面、そういったところの人口密集地域は回っておりますし、西側も回っております。そういう意味では、町の足として継続するべきものなのかなというふうに考えているところでございます。

これは、医大への貢献ということだけではなくて、矢巾町がどのような公共交通体系を持っていくのかという一つの考え方だと思うのですけれども、例えば2019年7月5日に、東日本旅客鉄道盛岡支社があるデータを公表しています。盛岡支社管内の駅乗降者の人数でございますけれども、盛岡管内というのは、青森、八戸まで含みます。路線にいたしまして13線区を含む広大なエリアを含むのですけれども、その中で矢巾町は第8位の乗降者数を誇っています。こうした中で、これは県交通だけでそういった方々の足を確保することはできませんし、交流人口といった方々をどのようにしていくのかというのが再三議論になっていますけれども、来て勝手に歩けというわけではなくて、きちんとした足があつて町の中を歩けるという体制を整えるというのは、町としての責任ではないのかなと私は思っております。ですから、これが医大のためだけということではなくて、町の足として関係人口も定住人口も支える足として必要なのではないのかなと考えているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 循環バスのうち東は医大のほうをまず行って帰ってくると。西側のほうは、まず今は上杉踏切が閉じていますので、煙山小学校のほうまで行ってくるということですが、本来はユニバース、それから三堤住宅、体育館前、そして不来方高校前を通って駅に戻るというルートでございますけれども、この2つのルートの利用者数はどの程度のものなのか。そしてまた、1日最大の利用者数はどのくらいなのかお知らせ願います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず医大周辺と、あとこの周辺と医大循環が一緒になった路線と医大との間の循環と駅こちら側の周辺というふうになるのですけれども、医大と駅周辺、2つのエリアがくつついたほうは、私ども乗降調査を行いました9月20日から10月31日のデータでございますけれども、この2つの路線がくつついたほう、こちらが977名の利用です。医大循環は、済みません、先ほどの医大と駅周辺循環が一緒になったのは5便、こちらが977名、医大循環線、これが928名、駅周辺のところは16名という形になっております。

1日最大の利用ということになりますと、2名ということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町民の中からも、今のさわやか号をまず使っているわけでございますけれども、こんなに大きなものは必要ないのではないか。例えば今の路線を維持するにしても、せいぜい1日当たり多くて70人ですので、それが5便なりあるわけで、そうしますと、少なくとも何十人も1回に乗るということはないわけで、それからいきますと、ジャンボタクシーぐらいの規模で十分ではないかなと考えられます。さわやか号の大きな車体を動かすためのいわゆる燃料というものが今後地球環境に及ぼす影響というものを私どもはやはり考えなければならない時期に来ているだろうと考えます。

このことについて、現在本町にはバスがあれしかないとということでそれを今使っているということですが、将来もあれを使い続けるということなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

1日最大の乗車というのは、数値的には71が平均乗車、1日平均となっておりますけれども、最大乗車の実績は54とかになっていますので、そういうやっぱりバス車両というものが必要なのかなと思っております。

あとさわやか号の車両ですけれども、もうかなり経年劣化しておりますので、あとバスが前乗り前おりというタイプで、例えば走っていて、乗降に時間がかかる、後続車の渋滞を巻き起こすという可能性もございますので、中乗り前おりといったようなスタイルにいずれ更新していかなければならぬのかなというふうには考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私は、さっき聞いたのが2名ということでしたけれども、ちょっとおかしいなと思いましたけれども、つまり1回に乗る最大の人数を聞いたのでございます。それがバスでなければ間に合わないものなのか、あるいはジャンボタクシーで間に合うのか、その判断のための質問でございます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 大変失礼しました。

最大は54名ですので、そうしますとジャンボタクシーとかでの対応は無理だというふうに認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 1回当たりの乗車。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 54名です。

○議長（藤原由巳議員） 1回当たりなそうです。

他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それは恐らく医大関連のほうの東回りの路線で今説明がありましたけれども、西回りのほうは、それほどの人たちが今乗っていない状況で、数字もそういうふうにあらわれていると思います。西回りについては、駅と非常に近いということで、あえてバス料金を払って乗らなくても駅まで行ける距離でございまして、この西側の路線のあり方については、まだ検討の余地があるかと思われますけれども、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、今小川文子議員からいろいろご指摘があるので、私どもといたしましては、試験運行なので、もう課題があるわけですから、またその課題、問題を抽出して改善していくのが、これは私たちの使命なわけでございまして、だから今バスの大きさなんかについても、いわゆるジャンボタクシーでもいいのではないかとか、でも実際今乗降の、私も行って見ていると、ジャンボタクシーだったら乗り切れない人数も事実あるわけです。また、その状況を私どももしっかり見極めながら対応していくかなければならぬということで、今ご指摘いただいたことは一つ一つ課題として取り上げて。私も先

ほどお答えさせていただいたのですが、デマンド型タクシーと市街地循環バスの組み合わせ、そして何より目的は、町民の皆さん方にとって利便性があるということで、これは改善しなければならないことは、当然改善してまいりますので、今車ではないですが、まずこれまで積み重ねてやってきて、また公共交通会議とか部会でいろいろ協議をして進めてきた、また議員の皆さん方にもいろいろご指導をいただいた事業なので。だから私たちはもう少し様子を見させていただいて、そして私どもの考えではなく、町民の皆さん方がいかにして利用しやすいかというところに視点を置いて考えていただきたいなと。

だから、先ほど言ったスマートアクセスピークリサービス、これは今A Iの時代でアプリを使って、できるのであれば、デマンドタクシーとバスとの組み合わせをうまく乗り入れできるようなことも視野に入れながら。今この間も紫波町で出た、私も新聞報道で見させていただいておりますので、またでも紫波町さんは紫波町さんのやはり悩みもあるようなので、だから私どもは先行して実施しておる自治体の公共交通のあり方をもう少し幅広く調査、研究させていただいて、次やるときは、議員なり、町民の皆さんのご理解いただけるような形で運行を進めていたきいということで、ここもう少し時間をいただければなど、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 2問目については、南昌グリーンハイツの改修をということで町長にお伺いをいたします。

官民あわせて町内へのプールの開設情報がない中、町民のためのプールを考えた場合、南昌グリーンハイツを改修することが現実的ではないでしょうか。少なくない町民のニーズがあり、子ども用のプールがあること、屋内であることは、大きなメリットであります。太陽光発電を組み合わせて温水プールとして以前よりも営業期間を長くするなど、新たな環境に配慮した施設として生まれ変わることができるのでないでしょうか。健康とスポーツの町宣言にふさわしい取り組みと考えますが、どうでしょうか。また、西部の観光あるいは活性化のためになるのではないかと考えます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 南昌グリーンハイツの改修についてのご質問にお答えいたします。

当施設については、老朽化に伴い、大規模な改修が見込まれることから、営業再開が難しいと判断し、廃止したところであります。今回ご提案いただいた温水プールについても、通常で営業するための空調設備などが整っておらず、これまで見込んでおりました改修以上に多額の費用を要することから、当施設をプールとして活用することは難しいと考えております。

これまでも当施設の利活用については、不來方高校、産業技術短期大学校の学生や一般の皆さんの絵画、工作などを展示する場として提案などがありますが、有効な活用方法のご提案やご意見をいただきながら引き続き西部地域の活性化と観光振興に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） プールが廃止されて2年になりますけれども、当時約1万人のニーズが年間ございました。やはり今もプールの再開を望んでいる人たちの声もあります。この1万人のニーズがあったということをまずどういうふうに受けとめてきたのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたします。

これまでその大半の半分ぐらいが小学生の皆さんで活用していただいておりました。いわゆる小川議員おっしゃるとおり、子どもさんのための部分が大半であったのかなと考えております。今回廃止した部分についても、やはりプール槽の漏水が原因で廃止したわけでございますが、やっぱりうちのほうとしても、それがなければもう少し続けていけたかなと思っておりますので、基本的には残念ではありましたけれども、やっぱり費用面を考えた上で今回そういう廃止ということに向かわせていただきましたので、基本は、やはりあればいいなとは思っておりましたけれども、そういう事情で廃止したということでご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 一昨年の説明では、排水、漏水が見つかったために、これが大規模な改修になって1億6,000万円ほどかかるという説明でございました。私が今回また太陽光などということをまず提案したために、さらにお金がかかるということで廃止のための一つの理由になっているような気もいたしますけれども、漏水の部分を確認するのが難しいということで、その新たな方法としてプールの横に新たな循環施設をつけるという考え方もあるというふうに伺いましたけれども、そういうふうなものを、いわゆるろ過装置を現在の配水管を改修するのではなくて、新たなるろ過装置をプールの横に設置するという考え方と、その費用について検討されたことがあるのかお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

基本的には具体的な業者さんを入れて、どの程度かかるかという、その詳細な検討はしておりませんが、基本的には、実はあそこの平面の図面が矢巾町にないのです。つまりどこに配管されているかというのが結局わからないということで、これまでお話ししていた部分は、そのプール槽の下にその配管があるということであれば、その原因がわからないということで先ほどお話ししました億単位の金額がかかるという話を業者との話の中でお話をしたところでございます。

それを周りのところに配管をということも考えましたが、その漏水の場所がわからないものですから、例えば周りのほうに配管してくっつけたとしても、もしかしたならば、やっぱりその下のほうでくっつけた部分で漏水しているとすれば、結局周りに配管したとしても、やっぱり大規模になるのではないかということで、そういった検討はしましたけれども、結果的にやっぱり多額の費用がいずれにしてもかかるということで廃止というような考え方には至ったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） プールの排水は床の部分にございますよね。その床の部分を完全に塞いでしまえば、漏水の余地はないかと考えますが、その考えはどうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

一応漏水の部分については、いわゆる下のところに水を抜く栓があるわけでございますけ

れども、恐らくその栓の下ではないかということでは言われておりましたが、そこを埋めてしまうと、今度は水の出し入れがやっぱり難しくなると思いますので、結局そうなりますと、やっぱり大規模になってしまふのが一つと。それから、あそこはセラミックといいますか、プール槽がいわゆるお風呂の桶みたいな感じで一つになっていますので、その部分だけ壊してという形はやっぱり難しいという話をされておりますし、あと下が地面にくついているのではなくて、少し空洞があるというふうに言われています。その部分を結局壊してしまえば、全体的に影響するということで、なかなかその部分だけ改修するのは難しいという判断でおりましたので、そういう結論ということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） いろいろな事情があるということがわかりましたけれども、太陽光発電等を行わない場合に、耐震性は問題がないということは以前から言われておりますし、トイレもいわゆる洋式トイレに全部改修が済んだ段階でございますので、電気系統が少しショートがあったということで、電気系統はもちろん全部調整が必要だと思いますけれども、その部分で1億6,000万円という当時の必要だという金額が示されましたけれども、その金額についてどのくらいのさらに上乗せが必要なのか、そういう考えはありますか。

○議長（藤原由巳議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えします。

1億6,000万円は、現実的にあそこアスベストがもしかしたら使われているのではないかという部分で、それがあればその程度かかるのではないかということでございます。これまでボイラー、あそこは温水を少し加温してプールに使っておりますので、ここ2年ばかりプールとして使っていないということは、いわゆるボイラー自体も少し問題が出てきているのかなと思いますし、それからもう一つ、何といっても通年でできない理由は、あそこは冬場の施設になっていないのです。つまり先ほど町長答弁で空調設備と言っていますけれども、いわゆる暖房設備が一切ございません。ですから、夏からまず秋までということでこれまで営業してきております。これを例えれば冬場にまで通年でやるとなれば、恐らく外壁から断熱とか、あるいはガラスを少し厚くするとか、そういうのがかかるのではないかと予想しております。そうしますと、恐らく多額な費用がかかるのではないかということでお答えをさせていただいておりますので、それを考えれば、運営上、太陽光を使って電気を節減す

るというのは、確かに方法としてはいい方法ですが、現実的に、それ以外の部分の費用がかさむのではないかということでちょっと難しいのではないかということでご答弁させていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私は、昨年の12月もあのまま放置しているのではなくて、プールの中に例えば10センチなり、20センチなり水を張って、凍れば簡易のスケートリンクにできるのではないかというような質問をしたのですが、そのときにスケート場としての施設とは考えていないと。今回も、私が少し営業期間を延ばしたらどうでしょうか、通年という質問はしていないのです。去年もスケート場としての質問はしていないのです。なのだけれども、答えとしては、非常に膨大な答えが返ってきて、そこまではできないというような答えになっておりますが、私は通年とは言っていないのです。5月から9月のところを、例えば4月から10月までに少しふやすことができるのではないか。例えば太陽光にしたとしても、そこまでの電力をまかなえるとはまず考えられないということもあります。そういう質問をしているので、とにかく必要最小限再開するのに幾らかかるかを教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、南昌グリーンハイツは、西部地域の活性化の核、そしてパストラルバーデンとセットだったわけでございます。今はパストラルバーデンもああいう状況で休止をしておる。それから、私どもの、そして何よりも南昌グリーンハイツが通年型のプールではない、期間限定のプールでもあるということで、そこで私どもといたしましては、まずご理解いただけるのであれば、今のままにしておくことはもったいないわけでございます。例えばあそこの南昌グリーンハイツの2階からいわゆる煙山ダム、本当にいい風景なのです。だから、そういうところも私ども利用者の方々に別な形でご利用していただくということを。

今実は、町内の方で絵画というか、そういうものを展示してあれだったならば、私も協力するというようなお話を今いただいているわけでございまして、そういうことも含めてあそこのところ、大規模修繕するよりも、今の南昌グリーンハイツを利活用できるような形にシフトしていくのが一番ベターではないのかなということで、今回いろいろこの利活用についてご質問いただいたのですが、次のときに、私どもはできれば来年度の予算編成なり、ま

た来年度の南昌グリーンハイツの活用のあり方について協議をさせていただく場を設けて進めたいと、こう考えておりますので。そして今、前にもお話ししているのですが、県の水泳連盟から県営のプール施設を考えてほしいというような要望もいただいておるわけでございまして、今のことについても水面下でこれから盛岡広域なり、県と協議をさせていただいて進めていきたいなということで。

あともう一つは、健康管理とかであれなのであれば、今も三本柳にあるふれあいランド、そういうところも利活用できるような体制整備を考えていきたいなと思っておりますので、いずれ私どもとすれば通年型のプール、次は検討するときは、そういうものを検討していくかなければ、ただ今維持費に、そして大規模修繕にお金をかけるよりも、一歩前に進んだ対応を検討していきたいなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 具体的な数値が示されないので、ちょっとそこはもう一回お聞きをします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） いずれ先ほどもお話し申し上げたとおり、できるのであれば、これは関係者との協議も必要なのですが、来年の4月からそういうことが取り組みできるのであれば、いずれあそこでいつまでもああいう形にしておくのは私も非常に心苦しいなと。ましてや西部地域の活性化を考えたときに、そのまま放置しておくのは、もう皆さんにとっても許されないことなので、今までということになれば、もう来年度の年度初めには皆さん方にお示しをして、あそこの南昌グリーンハイツの活性化、このようにして取り組みたいということをお示しをしたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） ということで後でお示しするということですが、いかがですか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 金額は後で聞くことにいたしまして、先ほど町長は県営プール誘致ということもお話がありまして、私どもも昨年県の水泳連盟ともお会いする機会もございました。残念ながら県は今財政難で県の県営プールを零石からこちらのほうに新たにつくるという考えはないということは、はっきりと県の方針として示されておりますので、遠い将来あるかもしれないですが、近い将来にはないということでございます。

そういう中で、本町に町民が利用できるプールがないということになります。第7次総で

も現状の、いわゆる生涯教育としてのスポーツを推進するとは言っておりますが、そして誰もが気軽にスポーツを始められる環境づくりを推進することで健康的な体力づくりを促進しますと言っておりますが、この環境が整っていないということになりますよね。本町は、特に体育施設がなくて、国体のときもスポーツチャンバラという、いわゆるデモンストレーション競技にまず終わったわけでございまして、やはり今あるのをとにかく維持することがまず先決だと思います。

例えば温室プールを今つくるとなると10億円以下ではとてもつくれないと思います。それを考えますと、一昨年1億6,000万円は、大変多額なお金だとは思いましたけれども、新たにつくるとなると、とても手が出ない、そういうふうな金額でございます。私がちょっとここ最後に言いたいのは、ふるさと納税にプールの改修をお願いできなかということです。矢巾町を巣立った人たちがあのプールで成長して大人になった子どもたちがたくさんいらっしゃると思います。ふるさと納税は、そもそもふるさとを応援したいという趣旨のものでございますので、今後ふるさと納税に矢巾町のプールの再生をお願いできなか、そういうことについて質問をいたして終わりにします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、小川文子議員については、このふるさと納税については、いろいろと課題も指摘されて、その中で、今私どんでんしたというか、びっくりしたのは、そのふるさと納税で小川文子議員がいろいろご指摘していく、今度はそのプールの建設をこのふるさと納税と。これは、ふるさと納税ができるのであれば、私はこういう答弁はいたさないのであって、今クラウドファンディングでも煙山小学校初め各小中学校の吹奏楽部の楽器を何とか500万円でもふるさと納税でお願いできなかと。この500万円のお金を集めるのでさえも今もうきゅうきゅう、四苦八苦しているのです。そのとき、ふるさと納税ができるはずがないのです。これは、言下に否定させていただきたいと思います。ということは、今平成30年度はこれは確かに15億円で、ことしは予算では4億円です。この4億円は今担当が必死になってやっておるところでございましてですね。だから私はふるさと納税でプールの建設が考えられないかということについては、これはやはりちゃんと手續を踏んで、町民の皆さん方からもご理解いただく、そして私ども本町だけで対応できないのであれば、盛岡広域とか、県からも応援していただいて進めていかなければならぬ。

だから、今私どもとしては、できるのであれば、この間ドームのことで野球場には防災型のあれもできたのではないかというようなことなのですが、私どもとすれば、そういった多

機能型のドームを考えていきたいなど。その中に取り込むことができないかということで今進めておるわけでございまして、これはもう国なり県の補助なり、そういうふうなものを頂戴してやっていかなければできないものなので、ふるさと納税ではできないということだけは、これはもう私は譲れるところではないので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）確かにふるさと納税というようなものを活用してやるべきことではないと考えます。これは社会教育の重要なスポーツ施設であり、町がしっかりと予算をとつてやるべきことであろうと思います。しかし、昨今の、この間の説明の中で医大の中でこれから繰り広げられるメディカルフィットネスに対し、ふるさと納税をお願いしていくという方針が示されましたので、やはりそれもありかなと思って質問しましたけれども、やはりこれは社会教育法の精神に基づいて生涯教育の予算としてしっかりと町に位置づけをし、その中で考えるべきだということで私もその立場でやりたいと思います。この質問を終わります。

○議長（藤原由巳議員）答弁は。

○14番（小川文子議員）社会教育法の中のどういうふうな位置づけをしていくかについてだけ、それではお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員）高橋町長。

○町長（高橋昌造君）お答えいたします。

いずれこれからはもう人生100年時代、そして私は、もう社会教育は、これから本当に重要性を増す本当に大事な行政分野でありますので、今ご指導いただいた、またご助言いただいたことについては、社会教育の中でしっかりと検討をさせていただきたいということで。ただ私どもといたしましては、これから生涯学習、社会教育、これはもう避けて通れない大きな課題でありますので、それは大所高所の立場から今ご指導いただいたことは、しっかりと意を体して対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）それでは、今質問の最中ではございますけれども、時間も1時間経過いたしましたので、ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 3問目は、加齢性難聴者に補聴器支援をということで町長にお伺いをいたします。

加齢により難聴となり、生活に支障を来している方がいらっしゃいますけれども、一定基準、いわゆる70デシベル以上の聴力があるために聴覚障害に認定されない方がいらっしゃいます。難聴になりますと、認知症のリスクが高くなることが研究されておりまして、また全国では、補聴器支援に取り組んでいる自治体もございます。岩手県では、大船渡市が取り組んでいらっしゃいます。難聴への早期対策は、認知症予防にもつながりますから、中度、軽度の方を対象とした補聴器の支援を本町でも実施してはどうかについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 加齢性難聴者に補聴器支援についてのご質問にお答えいたします。

加齢に伴う難聴は、日常生活や認知機能等に影響を及ぼす高齢者特有の健康障害の一つであり、根本的な治療法がないことから、医師の診察、指導のもとで適正な補聴器を使用するものであります。補聴器の支給や補聴器購入費助成などの支援については、身体障害者手帳をお持ちの方が障がい福祉制度を利用して購入する制度はありますが、加齢に伴う難聴への補聴器購入助成制度は支給する基準や財源確保など難しい課題もあることから、現段階では本町独自の補聴器購入支援の実施は考えておらないところであります。

以上のことから介護保険制度などの公的扶助として取り組むべき内容と考えますことから、今後支援制度の創設について、国や県へ要望してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 現在加齢性の難聴を患っている方はたくさんいらっしゃると思います。本当に聞こえなくなってからでは、なかなか難しいと言われています。それは現在の補

聴器が高いのから値段も標準なものもございますけれども、補聴器の満足度というのが2割なのだそうです。なぜそういう低いレベルにとどまっているかといいますと、補聴器を使いこなすのに時間がかかります。3ヶ月ほどかかるそうなのです。もう一つは、脳がしっかりと補聴器に合うように脳トレーニングが必要なのだそうです。そして、補聴器もその都度変える、調節が必要なのだそうです。それが整って初めて補聴器が機能を有するということなのでございます。それがいわゆるかなり高齢になって、ほとんど聞こえなくなつてからでは、そういう方々が耳鼻科なり、出かけていって脳トレーニングあるいは調節するという時間になかなか耐えられないという現実がございます。なぜ早期に取り組むかということになりますと、まだ体力もある、そういう段階にこの脳トレーニングと補聴器の調節を訓練しておけば、将来さらに聞こえなくなったときでも対応ができるという利点があるわけでございます。その点についてのお考えをお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、私、加齢による難聴、小川文子議員にしてはいい質問をしていただいたなということは、私も難聴なのです。これ何か周波数があるので、私の場合、大きい声が聞こえない、小さな声が聞こえると。だから、私の悪口とか何か言う周波数の低いのは案外聞こえるのですけれども、高い声が聞こえない。そこで、なぜきょういい質問をしていただいたかということは、まず今いろんな相談窓口があるわけです。例えば戸籍とか何かの関係では住民課に、また福祉・子ども課、健康長寿課。そこで今私、これは小川文子議員から質問をされたからということではなく、担当には耳の不自由な方は、筆談等をしますので、お申し出くださいと。そのほかに補聴器もやっぱりこれから用意しておいたほうがいいのではないかと。今老眼鏡とか、眼鏡なんかは窓口に置かせていただいているのですが、ただ補聴器は、人がかけたのは嫌がるのだそうです。私は、そんな補聴器だってリサイクルの時代いいのではないかなと思うのですが、ただもしできるのであれば、今先ほど言った窓口対応の課には、補聴器も置いていますよと。耳の不自由な方はマークを置いて、もうご遠慮なくご相談してくださいと。やっぱり私はそういう心遣いが大事だと思うのです。

そこで、今障がいに優しいまちづくりを考えたときに、やっぱりいろんな、私どもとすれば目に見える車椅子とか、オストメイトとか何かそういう見えないのは。だから、皆、もう小川文子議員もわかるとおり、赤のヘルプマーク、ああいうようなものを遠慮しないでつけて、体に装着をして、それを見たならば、席を譲っておあげするとか。だから、このことに

については、今ご指摘のあった難聴イコール認知症の発症、これにつながるのだそうです。だから、そういったことも含めて総合的に、やっぱり認知症に優しい地域づくりなり、まちづくり、フォーラムが今度田園ホールであるのですが、そういうふうなところを通して意識の高揚を図っていきたいなということで、きょうはその意味では、本当にいい質問をしていただいたし、今後このことについては、町村会を通して、県なり、国にも要望してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私もまず今回は話題提供というような一つの方策ということで提案をいたしました。いろんな自治体で取り組まれていて、補聴器そのものを購入を支援するものと補聴器そのものを提供できるというところがございます。東京の江東区の補聴器の支給制度をちょっと紹介をいたしますと、区内8カ所の耳鼻咽喉科で補聴器を受け取るための健診を実施します。それで健診の結果、補聴器が必要と判断された場合には、その場で耳鼻咽喉科で補聴器を受け取ることが無料でできます。補聴器はいろんなタイプがございます。その人に合わせたものが選べます。また、補聴器の支給を受けるための健診料は、何回でも無料だと。そして、区が支給した補聴器の調整を毎週1回区役所で認定技能者が実施をしていて、調整は何回でも無料であると。部品等電池のような消耗品は自己負担となっていますということでございます。いろんな取り組みがありますけれども、江東区の場合は、特に調整も区でやっていると、技能士を置いてやっていると。

本町も私がこの質問した根拠に、本町には耳鼻咽喉科があるからでございます。耳鼻科がないところだと、なかなか町民が盛岡まで出かけて行って健診を受けるというのは大変なことですですが、町内に耳鼻科がありますので、健診を受けるのがまず可能でありますし、技能士がいれば、その調整もできることになります。そういう環境が本町は整っているということで、ほかの耳鼻科のない市町村に比べますと、やりやすい支援制度ではないかなと考えますので、今後ともこのことについて耳の片隅にでも置いていただければと思いまして、質問を終わりります。

○議長（藤原由巳議員） 答弁、質問で終わるように前々からお話ししていますので、このことについて答弁。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） いずれお答えさせていただきますが、小川文子議員にはきょう3問目

はいいご質問していただいたと。また、今ご指導いただいたことも意を体してしっかり対応していきたいと思いますので。いずれこれから人生100年時代です。その中では、そして2025年はもうご存じのとおり団塊の世代が後期高齢者に入るということで人ごとではないのです。だから、そういうことも踏まえながら今ご指導、ご助言いただいたことをしっかりと検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

次に、4番、谷上知子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（4番 谷上知子議員 登壇）

○4番（谷上知子議員） 先週から風邪をひきました、インフルエンザではございませんので、お断り申し上げます。滑舌も余りよくないところ、大変申しわけありませんが、よろしくお願ひいたします。

質問の1、女性消防団の活動について。町の防災訓練に参加し、消防団と女性消防団の活動の重要性を感じました。火災を初期に防ぎ、人と救助する。瞬時に判断できる意識と技術に感銘を受けました。活躍に感謝するとともに、女性消防団の今後についてお伺いいたします。

①、現在の女性消防団の団員数と年齢層についてお伺いします。

②、女性消防団の防災技術向上のための研修は、どのように実施されているかお伺いします。

③、団員数や研修の今後の展望についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 4番、谷上知子議員の女性消防団の活動についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、女性消防団員は11月21日現在14名所属しており、年齢層については、60代が4名、50代が5名、40代が3名、そして30代が1名、20代が1名と、そして平均年齢は52歳となっております。

2点目についてですが、消火技術の向上のため、軽可搬ポンプを利用した消防操法訓練の

ほか、消火器によります初期消火訓練を実施し、矢巾町消防演習でその成果を披露しております。その他、女性消防団独自の活動として、町民への応急救護技術の普及のため、盛岡地区の広域消防本部が開催する応急手当普及員講習を継続的に受講し、普及員の増員を行っているほか、本年度は青森県で開催されました第25回全国女性消防団員活性化青森大会へ2名の団員が参加し、女性の視点からの防災に関する先進事例を研修したところであります。

3点目についてですが、消防団員は11月21日現在、317名となっており、その内訳は、従来からの形であります消防団員である基本団員が266名、機能別団員が51名となっております。総団員数については、おおむね横ばいで近年推移しておりますが、機能別団員が増加し、基本団員が減少している傾向があることから、消防団活動をより魅力あるものとし、基本団員の減少を食いとめていくことが重要であると考えておりますので、新しい消防団活動のあり方について、消防団と協議の上、団員の意見を反映させてまいります。また、研修や訓練につきましては、危険を伴う消防団活動では、団員自身が2次災害をこうむることがないよう安全確保のため、定期的な訓練が必要不可欠であります。しかしながら、サラリーマン団員の増加や生活スタイルの多様化に伴い、訓練や研修のあり方に柔軟な対応が求められていることから、参加しやすさと実践的な内容を両立した研修や訓練を実施していくことができるよう消防団と協議の上、団員における行事等の負担軽減を図りつつ、訓練や研修のメニューを充実させてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 3つありますが、3つ目は、ちょっと長いので、まず最初2つ。

1つ目、青森県大会で先進事例を研修したところという点ですが、女性の視点からの防災に関する先進事例の内容について、わかる範囲でよろしいですので、お聞きしたいと思います。

2つ目は、機能別団員が増加し、基本団員が減少していることについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） ただいま2点ご質問があつたわけでございますが、まず第1点目、青森県大会の先進事例ということですけれども、この青森県大会の内容ということなのですけれども、一つは、活動事例の発表というものがありました。その中には4

件の中から活動事例があったのですけれども、岩手県のほうでは一関市が活動の事例発表してございます。あと防火防災啓発劇ということで消防団が劇をやりまして、その啓発のために生かし方を、それをそれぞれ学んでいるところでございます。そのほか記念講演とシンポジウムを行いまして、女性消防団が活動する上で必要なそういうものを参加した皆さんで学び合うというようなそういう青森大会の内容となってございます。次回は、来年度になりますが、徳島県徳島市で行われますし、さらに再来年は石川県ということで、ちょっと若干離れますが、できるだけ女性消防団の意向に沿いながら、そういう研修があれば、参加させていく方向でこちらのほうでもバックアップしたいというふうに考えてございます。

2点目の機能別団員がふえて、一般の基本団員が減っている、減少している傾向でございますけれども、やはり今現在若い方のなり手が少なくなっていく中で、一旦基本団員をやめられた方でも、そのまま機能別団員として継続したいという意向の方が多いということで、そういう機能別団員がふえて、通常の基本団員が減ってきてているというような減少となっているものでございます。

今後といたしましては、やはり消防団とともに、我々当局といたしましても、できるだけそういう活動のあり方を見直しながらできるだけ団員をやはり確保しなければ、先日ありました火災に対しまして、どうしても人的のものがないと対応できない部分ございますので、そこは消防団と協力して団員確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、まず矢巾町消防団の団のあり方については、いろいろ議論があるところですが、いずれ今はもうどこで大規模災害が起きてもおかしくない。今矢巾町で住宅火災とか何かは、広域消防本部、矢巾町であれば、矢巾分署が中心になって、問題は消防団活動で一番のあれは今大規模災害があったときに、しっかりと対応できるような体制整備、そのためには団員の確保、これはもう基本団員もそうですし、機能別団員というのはまず消防団のOBが多いわけですが、やっぱりそういう大規模災害に際しての、もうやはり消防団活動というのは、非常に大きいと。それから、本町の女性消防団員は、もう県内で、東北、全国でもないと思う自慢できるのは、消防演習で小隊訓練、中隊訓練にも女性団員が入ってやっているのですが、ものすごいのです、この訓練。だから、そういう意味では、今の14名の女性消防団員は、そういったことで今言った何でも対応できるような部隊訓練もしておるわけですので、またそういった消火活動にも活躍できる、そういう

う体制整備がなされている。

ただ、これから女性消防団の立ち位置としては、やっぱり女性のその火災予防に力を入れていただくためには、女性消防団員の応援団員の確保していかなければならないということで、私はそして今國にも陳情要望で行くのですが、総務省には総務大臣室、副大臣室、政務官室には、団員の募集、もうどこに行っても最優先課題だということで総務省も力を入れておるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員）私たちは火によって生活し、進化しているわけですけれども、これからもずっと火とはつき合わなければいけない。ところが、世の中は高齢化で気をつけているつもりでも鍋を焦がしたりとかというのは、結構ある状態なのです。それで、住宅用火災報知器ができてから、法令化されてから大分亡くなる方も少なくなったということなのですが、今度はまた団塊の世代がふえることによって死者数が結構上回っているということもありまして、先ほど町長さんもおっしゃったように、本当にこれから考えなければならない、インフラのボランティアではないかなといつもずっと思っておりました。

それで、研修のあり方に柔軟な対応が求められているということでは私も同感でございます。一旦やめても、なかなか女性ってまだまだ子育てとか介護とかありますし、活動したいと思ってもできないという方も結構あると思いますので、そこはフレキシブルに一旦退団しても、また何回か研修して、また団員に戻れるとか、先ほどおっしゃったように機能別団員になるとかといって数を減らさない方向で努力していくかなければならないのかなというふうに思いますし、先ほど年齢別の中に20代の団員がいるということですごくうれしかったのですけれども、やっぱり今の若い女性を見ていますと、チャレンジしたいという気持ち、そしてその中からいろんなことを学びたいという気持ちがすごく感じられるのです。そこでもちろんできることは、男の人たちの力でなければできないことは無理なのですけれども。例えばよくきのうの夕方も広報活動をしていましたが、消防自動車に女の人が乗って運転して、火事を起こさないように皆さん気をつけましょうねぐらいはできる技術といいますか、消防自動車もその程度の運転はできるのだよと、女性でもここまでやればもっとできるのだよというふうな技術的なレベルアップを図って、本人の向上心や、それからモチベーションを高めていくということが若い女性、それからちょっと年をとった方でも参加できるような消防団になったら、本当に楽しかったよ、やりがいもあるよ、そういうふうな学びの場に、

ぜひしていただきたいかがでしょうか。ちょっとそれをお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 谷上議員仰せのとおりだと私も思ってございます。

この答弁の時点は、11月21日現在の女性消防団員の人数でございましたけれども、それからまた12月2日に1名またふえてございました。30代の女性ということなのですけれども、そういう輪がどんどん広がって、やはり女性にしかできない、そういう消防団活動もありますので、その辺もやはり魅力ある消防団活動もこちらのほうでケアすると同時に、よりよい消防団活動が火災予防に直結するような形で支援を続けてまいりたいと思いますので、今後とも皆様議員のご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、ここで高橋七郎議員と水本副町長は、葬儀参列のため退席となりますので。終了次第、またこちらには出るということです。

それでは次に、2問目の質問を許します。

○4番（谷上知子議員） 除雪と排雪について。降雪期の自宅周辺の除雪と排雪は、肉体的にも精神的にも大きな負荷となります。特に、高齢者の家庭や体の不自由な方々の家庭では、相当な重労働であります。高齢化社会を迎え、除雪と排雪対策を立てなければならない時期に来ているのではないでしょうか。また、住宅団地内の町道の除雪車による除雪の仕方も含め、以下お伺いします。

①、除雪を支援するスノーバスターズの活動状況についてお伺いします。

②、住宅団地内の排雪のため、トラック等による雪の運搬を町で実施する予定はないでしょうかお伺いします。

③、1車線の幅員5メートル程度の町道の除雪について中央だけ1回になっているので、道路全体を除雪するようにできないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 除雪と排雪についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、スノーバスターズの活動は、平成27年度まで矢巾町社会福祉協議会職員が主体になり、障がいをお持ちの方で宅内の除雪が必要な方の世帯を中心に活動を行っておりましたが、現在は矢巾町老人クラブにおいて、日常生活支援たすけあい隊と称し、

家事支援、屋外の草取りなどの簡単な作業、外出支援、話し相手や軽微な除雪作業など、ご近所の助け合いでの取り組みを行っております。

なお、高齢者宅の除雪支援としては、民生児童委員のご協力をいただき、事前に除雪作業に支援が必要な65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯等の住居について玄関から道路までの除雪サービスを日常生活援助事業として、シルバー人材センターに委託して行っております。

2点目についてですが、矢巾町の除雪計画においては、交通に支障を来すなど、排雪の必要があると判断した場合に、委託業者を参集し、トラックなどを使い、排雪体制の構築を図ることとしております。過年度においても住宅団地の排雪を行っており、今後も状況に応じながら計画的に排雪を行ってまいります。

3点目についてですが、幅員、道路の幅が5メートルの町道を除雪する場合は、車両や道路の状況によって作業方法が異なりますが、基本的には中央のみの除雪作業ではなく、往復の作業を行うこととしておりますので、中央のみの除雪を行い、交通に支障がある箇所については、その路線を担当しております除雪業者に指導しております。

なお、除雪を行う道路に路上駐車の車両などがある場合には、往復除雪作業が困難となりますので、路上駐車をしないよう町広報誌などで周知をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） まず除雪について2つご質問いたします。

老人クラブの日常支援たすけあい活動として取り組んでいるという点なのですが、実は老人クラブの方々もかなり高齢化しまして、会員が余りふえない割には、若い老人クラブと言えばおかしいのですけれども、なかなかないのです。それで、会長さんたちももう高齢化して、実はこういったことは、やられているようでやられていない。さらに、このところ暖冬ではありますが、やっぱり高齢者の方々は除雪をするということがすごく大変になっているという状況から、こここのところをもう少し考えて、どうにかしていかなければならぬではないかなと。すぐすぐのことではなく、将来にわたって高齢者がふえる地区が、住宅団地が結構多いので、そこを対策を立ててほしいなというふうに思っております。

それで、ちょっと古い資料になるのですが、どうしたらいいのかなと思ったりして、いろいろ調べてみたのですが、国土交通省国土政策局地方振興課、平成24年12月ですから前なの

ですけれども、「除雪問題待ったなし、力を合わせて解決」というふうな実践ガイドブックを見つけたのですけれども、やはりそれも地域コミュニティの活動がないと、なかなか難しい。でも一番最初は、パトロールをすることから始めればいいのではないかということもありましたので、その点のご指導も含めまして自治会の会長さん等にもご指導など、いかがなものでしょうかということを1つお聞きします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

除雪の問題で確かにコミュニティを形成する方々、まずそこの出てくる方自体が固定化しているという現状は、私どもコミュニティワークショップなんかを行いながらも現状を把握しているつもりでございます。その中でやっぱり除雪の問題というところが出てきたところもございます。そういうパトロール、誰がやる、やらないというと大変だというような話にすぐ直結してしまうので、すぐ誰がやるなんていう議論にはなかなかならないのかもしれませんですが、そういった提案につきまして、パトロールにつきましては、コミュニティ会長さんのほうにこういう提言がありましたということで考えてみませんかというようなことは役員会などでお諮りしてみたいなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員）　ここ何年間は暖冬で、いつの間にか雪も消えたりなんかして、除雪車も来ないねと言っていううちに消えるような状態があつて、ことしも暖冬の予想なので、みんなほつとはしておりますけれども、それでも排雪ということを考えたときに、排雪する場所、各公園とかという53カ所ぐらいの指定をちょっと町内見て回ったのですけれども、近くの人はいいのですけれども、やっぱりそこまで行くのが大変だろうなというふうに思いました。本当に高齢化社会はどんどん進んでおりまして、私たちの同じ隣組の班でもひとり暮らしの75歳以上が次から次とふえております。そういったときに、親切でなかなかやつてやるからと言えばいいのですが、それもちょっとまた何か難しい時代になってきていますので、その排雪の状態、雪が本当に大変な状態のときは、年に1回ぐらいでも排雪をするということについてはいかがなものでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

確かに最近では高齢化あるいはひとり暮らしというところも件数も多くなってきております。それで、我々も先ほど谷上議員さんがおっしゃったとおり、将来的に大変な時代が来るのではないかというところは、非常に懸念しております。住宅団地の排雪につきましては、定期的にというか、雪の量が多くなって交通の支障が出てきたときには、我々でもパトロールをしながら排雪をしようというような判断でやっております。実際に南昌台団地、あそこはやはり年1回ぐらいはやらないと、ちょっと厳しいということで、我々直営で排雪に伺つたりとか、地元のほうでも出てやつていただいたりと。あとは、こちらの矢巾の中心部のほうでも団地の中では、やはりコミュニティのほうで除雪機械、小笠原議員さんのときもお話しさせていただきましたけれども、ハンドガイドの押すロータリーの車両を貸し出ししている行政区がコミュニティで定期的に排雪を行うというようなことも、やはり地域のところでやっている、自主的にやっているところもあります。今滝沢市のほうでは、町の除雪車が入らないで団地内の方々だけで除雪しているというようなケースもあります。そういういろいろな時代の流れがありますので、そういうところをいろんなコミュニティの方々とも今後話し合いをしながら、やはり雪というのは、除雪というのは、皆さん一番冬の苦労というか、大変だというところはお話を伺っていますので、そういうところを今後将来的に対策も我々のほうでも考えていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 回答をいただきました最後のほうですけれども、路上駐車の車両がある場合に、除雪作業が困難となるとあって、全くそのとおりだと思っております。

あともう一つは、古いと言えば悪いのですけれども、割と年代のたった住宅団地だと庭の植木が道路にぱっとみ出歩いていて、今の時期ですと、宅配便なんかの車がとても丈が高いものだから、その木を避けようと思って、ぶくっと膨れてくるのです。幅の広いところ。それがやっぱり除雪の邪魔にもなるのではないかなどというふうに思っておりますので、大事な木を切るのもどうかなと思つたりしてはおりますが、やっぱり公共の道路ですから、そういうことも含めてご指導いただければなと思いますが、いかがですか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

庭木が、やはり出ていることによって交通に支障が出ている箇所は、町内でも何ヵ所かや

っぱりあります。そういったところにつきましては、行政区のほうに、我々が直接その方にお伺いして、剪定をお願いしたり、あるいは地域の方、自治会のほうにお話をさせていただいてお話をさせていただいたりというようなこともしております。毎年11月の広報で雪捨て場のお知らせをするときに、庭木の剪定もしましょうということで広報のほうにも掲載させていただいておりますが、やはり最近剪定のほうも高齢化になってきているせいか、なかなか難しいという世帯も出てきているようですので、そういったところも含めまして、今谷上議員さんのはうからご指摘があったようなことも含めまして今後対策を考えながらどういった周知をしていったら一番いいか、あるいはどういう、道路に支障があるところの連絡体制をどうしたらいいかというようなところも今後考えて周知していきたいと思いますので、大変ありがとうございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 交通渋滞緩和と安全な通学路について。岩手医科大学附属病院の開院に伴い、交通渋滞が懸念されましたが、開設当時に比較すると、渋滞は随分解消されつつあります。しかし、医大周辺やアクセス道路の交通量は増加しており、今後一層の渋滞緩和と通学路の安全のため信号機と横断歩道の設置について伺います。極めて具体的に書いた内容ですけれども、矢巾町全体の交通を考えて、高所大所から質問いたします。

1番、医大前の町道中央1号線の信号機全てに右折信号機を設置できなくないでしょうか。

2番、医大前の町道中央1号線の信号機について、視覚障がい者などのために音の出る歩行者用信号機にしてはどうでしょうか。

3番、北高田こども園前の町道は、見通しが悪いので、横断歩道を現在の位置より東側へ移動できないでしょうか。

4番、西前橋、谷地というあたりのところです。徳田小学校児童の通学路として利用されています。通学する時間は、交通量が多いことから、西前橋の西側に横断歩道を設置してはどうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 交通渋滞緩和と安全な通学路についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町道中央1号線に右折用信号機がないことから、矢巾東小学校交差点部において交通渋滞が生じている状況であり、またホテルルートイン矢巾前交差点部は、矢巾東小学校児童が信号の変わり目で急いで右折をしてくる車両に注意しながら通学をしなければならない状況になっております。今後矢巾東小学校交差点部の町道中央1号線については、今年度末から右折レーンを設ける工事を行う予定になっておりますが、朝夕の通勤ラッシュに伴う交通渋滞のさらなる緩和と通学時の安全確保のために右折信号機を設置する必要があることから、矢巾町交通安全対策協議会に諮った上で紫波警察署に対して右折用信号機の設置と、これに伴う歩行者用信号機の設置を要望してまいります。

2点目についてですが、岩手医科大学附属病院南側の歩行者用信号機につきましては、本年音響式歩行者用信号機の設置を紫波警察署に対して要望しているところであり、実現に向け継続して要望してまいります。また、来年度以降は、町道中央1号線につきましても、音響式歩行者用信号機の設置について矢巾町交通安全対策協議会での協議を踏まえ、要望してまいります。

3点目についてですが、本年紫波警察署に対して横断歩道の位置を変更するよう要望しているところであります。

4点目についてですが、横断歩道の設置について、矢巾町交通安全対策協議会において、ご意見を頂戴した上で紫波警察署を通じて、岩手県公安委員会等に要望してまいります。また、信号機のない場所への横断歩道の設置とあわせて、横断歩行者がいる場合における車両の一時停止など、歩行者が安全に道路を横断することができる環境づくりにも配意していく必要があると考えておりますので、横断歩行者優先意識を啓発する交通安全対策についてもあわせて実施していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） いつもというわけではありませんが、できるだけウォーキングコースとして医大周辺を歩いておりまして、実は医大の中央1号線は今右折ラインにとまる車が七、八台ぐらいで、あらどこにあの車が行ったのかなと。開院当時は、農家の人们たちは、とても稲刈りに行くのに、コンバインここを通られない、何ちゅにするべなんて言っていたのが全くすんなりとした道路になっております。多分医大の方々がいろんなご指導を受けて、混まないようなところを来ていることもありますし、それぞれ気をつけながら通勤している

のではないかなというふうに思います。そのやっぱりこれからとても大切になりますが、これから雪が降る時期になると、右折の信号がないと、ルートインと子ども保育園のところが東小学校の子どもたちの南から北へ行く子、それから藤沢方面から東に行く子という、さらに医大で働きに来ている人たちもそこを歩いて、どこか遠くの駐車場から来るようですが、非常に込む時期があって、右折するレーンから右折する車が曲がってやっと行こうかなと思うと、子どもたちが通ったりして、1台しか通れない状況にあるのです。ずっとではないので、気をつければ直りますけれども、今後そういったことも含めて、またさらに北高田保育園なんか自分のところを言って悪いような気もするのですけれども、8年ほど前から子ども会と子ども会育成会ずっと要望していました。今回実現できて大変うれしく思いますが、時間がかかるものなのかなということを改めて思っています。

さらにいろんなところで横断歩道なども危ないところが出てくると思いますが、これからも対応を早めて、子どもたちの朝は大変早いです。7時前にはもう学校に出発して、早い子はもう7時前に学校に着くのではないかというくらい早く通学しておりますので、子どもたちを守るためにさらに交通安全の対策を立ててほしいと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） お答えいたします。

今回医大周辺の関係する交通渋滞並びに交通安全対策ということで村松信一議員、昆秀一議員、そして谷上知子議員ということでお三方からご質問をいただいているということで、非常にこれは喫緊に対策が必要なものなのかなということで私たちも実感してございます。それで、何度も同じ答弁となるかもしれませんけれども、この状況につきましては、我々だけで交通安全施設を設置できるものではなくて、やはり警察と連携しながら設置しなければならないということで今もお話ししているとおり、交通安全対策協議会を通じて県警のほうに要望を出しているところでございますけれども、なかなかやはり先ほどお話があったとおり、対応が遅いと、設置に時間がかかるといったことはもちろんではございますので、そこはやはりこういった協議会を通じて要望をすることはもちろんですけれども、それ以外にも私どものほうから、例えば議長さんなり、議員皆様のご協力がいただけるのであれば、町と連携して、連盟で要望書を出していくということも考えられますので、そこは皆さんとともに要望を強くしていけば実現に近づくのかなというふうに思っておりますので、今後ともご指導方、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、この間交通指導隊の皆さんとも懇談する場があって、そのとき矢巾交番の山崎署長さんからも、もうやっぱり医大が来てから、交通事故の件数がふえていると。たまたま死亡事故がないからと。今死亡事故も1年たったのですが、いずれ私どもはこの要望をしてまいりますと、何か人ごとみたいな答弁をしておるのですが、このことについては、紫波警察署にも、県警本部の交通規制課にもお話ししているのですけれども、ゾーン30のことから始まって、いろいろ信号機の設置から。だから、今回このことについては、交通安全対策については、特別要望として取りまとめて、そして私どもだけではなく、議会の藤原議長の名前、そしてできるのであれば、交通安全対策協議会なり、安協とか、母の会とか、いろんな方々からのあれを一つにまとめてやらなければ、もう今事故が起きてからではだめなのだと言っておるのですけれども、なかなか遅々として進まない。だから、このことについては、しっかり対応していかなければならぬと。もう安全、安心の町の一番の根幹を成すところの根っここの部分でございますので、これから交通安全、防犯、このことについてはしっかり取り組んでまいりますので、こここのところは何もやっておらないということではなく、やっておりますが、さらに関係機関、団体と協議して進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で4番、谷上知子議員の質問を終わります。

ここで時間も正午を回っておりますので、昼食のための休憩といたします。

再開を午後1時、13時としますので、よろしくお願ひします。

午後 0時05分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、13番、川村よし子議員。

1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。保育園の副食費無

料化についてお伺いします。

10月から保育、幼児保育の無償化に伴い、保育料に含まれていた給食のおかずやおやつ代に当たる副食費が実費徴収になりました。町では、保護者負担を極力少なくするため、所得段階に応じた保育料の設定や軽減率を引き上げてきました。保育園の副食費についてお伺いいたします。

1点目、副食費の集金は、各保育園が集金する仕組みですが、保育園の業務がふえたことから町としてどのように支援しているのかお伺いします。

2点目、保育・幼児教育の無償化に伴い、副食費を徴収することになりましたが、低所得世帯や多子世帯など、金銭的負担に逆転現象が生じている世帯はないかどうかお伺いします。

3点目、給食を含め保育の一環であることから、副食費を無料にできないのかお伺いします。また、副食費の無料化を実施した場合、町としての年間の負担はどう試算しているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の保育園等の副食費無料化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾町議会定例会9月会議にてご可決賜りました幼児教育・保育の無償化の制度改正に伴う増額補正により、私立保育園運営費補助金を上乗せし、制度が安定的に運営できるよう保育園等の支援をしておるところであります。また、8月には、町内の保育園、認定こども園、小規模保育事業所11施設の園長、事務担当者等を対象とした説明会を開催し、副食費の取り扱いも含めた幼児教育・保育の無償化に伴う制度説明を行い、その後も毎月の保育園園長会議や各園担当者との連絡調整の中で随時事務手続や保護者への説明など、業務の状況を確認し、相談に応じながら業務運営に支障がないように対応しております。

2点目についてですが、10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、子どもが満3歳以上の幼稚園等で教育を希望する多子世帯、子どもさんが多い多子世帯の保護者の中で5世帯に制度導入前と逆転現象が生じております。

3点目についてですが、幼児教育・保育の無償化に伴い、本町では所得割額の条件はございますが、副食費の助成に向けて議会のご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

なお、副食費を無料化にした場合の町の年間の負担額は約2,500万円と試算をしておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますので、順次質問させていただきます。

まず1点目は、答弁にありましたが、月に1回保育園の園長先生初め担当者の方たちと連絡調整の中でいろいろ説明とか、相談とかに応じているということなのですけれども、その中で副食費の集金について、どのような話し合いがされたのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） お答えいたします。

まず答弁でもお答えしておりますが、8月にまず制度の説明会を開催いたしまして、その中では、副食費も含めた徴収のことも含めて園でご対応いただく内容のことについて事務担当の方もおいでいただいて説明したところでございます。また、月1回の園長先生との会議等、それから日々毎日事務の方が私どものほうにおいてになる際に、本当に困り事とかお聞きしておるところですが、副食費に関しましては、徴収に関しまして、私どもも町内にある3歳以上のお子様が利用している9園に状況をお聞きしました。そのうち副食費の徴収は、口座振替で行っている園は9園中6園でございます。現金で徴収をいただいている園は、現在3園でございます。3園のうち1つの園に関しては、来年度4月以降はちょっとまた口座振替等の勧めを考えているというようなお話を伺っております。

また、副食費に関しまして、困り事についてもお聞きしております。困り事としては、徴収に関してはございませんでした。むしろ徴収のことよりも、今10月から制度が改正になったことで、さらに事務的な部分、例えば一人ずつ預かり保育だと、保育メニューが一人ずつ異なる現状でございまして、その部分の事務的なところが少し大変であるというようなお話を伺っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点目は、答弁の2点目のところにありますが、子どもが満3歳以上の幼稚園等で教育を希望する多子世帯の保護者の中で5世帯に制度導入前と逆転現象

が起きるという答弁なのですけれども、この幼稚園等ということなのですけれども、保育園では多子世帯の保護者の中では、この逆転現象はないのかどうか。多子世帯の負担が5世帯だけということなのですけれども、その内訳、どういうところにあるのか。何歳の子どもさんを持つ家庭なのかお伺いします。

それから、逆転現象が起きる方は、所得が中間層より下ではないかなと思うのですけれども、そこら辺もちょっとお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

2点目の答弁にありました逆転現象のことございますが、1号認定、いわゆる保育を必要としていない園を利用しているお子さんで所得割が4階層の方に5名ございました。2号認定の方、保育園を利用している、保育園を必要となる2号認定の方ではございませんでした。逆転現象起きている現象はございません。そもそも矢巾町では、矢巾町独自で中学3年生以下から数えて3番目以降の児童について、保育料が半額になっておりましたので、その関係で副食費に関して、その方の保育料が3,250円だったわけですが、副食費、今回の10月以降は、保育料と副食費が分かれたことで4,500円になったという現状でございました。階層としては、今お話ししました4階層において、1号認定の4階層において5名の方がございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　今の逆転現象のことなのですけれども、矢巾町としては、今までのとおりに3,250円にするのかどうか、そこがちょっとはつきりしないのですけれども、そうするべきだと思うのですけれども、その点はどうなのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

町としても、今回3歳以上のお子さんの中でこのような逆転現象が起きているという現状を踏まえて、中学3年生から数えて第3子以降の児童について所得階層は設けますが、副食費4,500円を上限に助成をする方向で今進めております。実は、12月の補正においてもこの階層について予算化をお願いしているところでございます。これを行うことによりまして、1号、いわゆる保育を要しないお子様の4階層、5階層は、12名の方が該当しますし、5階

層では3名の方、1号認定においては15名の方が該当します。また、同じように2号認定の5、6階層に関しても助成を行う方向で考えておりまして、5階層は5人、6階層は6人、11人の方々の副食費に関して4,500円を上限に軽減を図っていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）そのトータルで子どもさんは15名、世帯ではどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）申しわけございません。世帯としては、ちょっと今私手元にございませんが、いずれ今回逆転現象が起きたことに伴って町単独でそこの部分は助成をしていきたいということで今進めておりますので、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）この保育料の副食費の有料化、保育料から副食費を除外してやったということは、今後は副食費だけではなくて、習い事とか、そういうことも出てくるのではないかと危惧しております。ですので、何か今の格差社会に逆転することが起きそうな気がしているので、私はずっとこれをまだまだ質問していかなければならないなと思っておりますが、まず質問に入ります。

岩手県内の状況を見ますと、全額無償化に取り組んでいるのが14市町村ありますて、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、零石町、葛巻町、岩手町、住田町、大槌町、山田町、野田村、九戸村、一戸町、そして一部軽減をしているところが花巻市、北上市、久慈市、一関市、釜石市、二戸市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、岩泉町、軽米町、洋野町というような感じで軽減なしが5、盛岡市と紫波町と矢巾町、田野畠村、普代村が載っているのですけれども、今の逆転現象については、どうして軽減措置なしに矢巾町が載っているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）お答えいたします。

今回10月からの制度改正によって、そもそも町独自で保育料の軽減をしておったことがま

ず背景にあると思います。各自治体で保育料に関して多子世帯に関して矢巾町のように中学3年生以下とか、それから18歳以下とか、さまざま町独自で保育料の軽減をしておりました。それで今回国の制度改正によって保育料と副食費を分けて考えていくということになったことによって、市町村、もともと保育料を無料にしていたところもございますので、その部分を副食費に充てられるということで副食費も無償にしている自治体もあるように私どもでは受けとめております。

私どもとしましては、今回国のはうでも副食費に関しましては、お家にいてもかかるものであるということで、国のはうでも当初副食費も保護者の皆様のご負担をということで制度が始まったものでございます。私どもとしては、矢巾町でもさまざま保育に関して、子育てに関して進めていかなければならぬ課題がありまして、副食費も大事ですが、待機児童のこと、そして保育の量と質を確保していくという部分で施設整備に関して、それからエアコンのこととか、さまざま各保育園のはうにも施設整備をしてまいりました。このことも大事であると私どもも認識はしておりますが、限りのある財源をどういうふうに子育てに生かしていくかという部分では、矢巾町としては、待機児童の解消、そして保育士の確保とか、その部分も推し進めていかなければならぬ課題だというふうに私どものほうでは捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっとここで事例を紹介いたします。

今回の10月からの副食費有料について、保育料の無料についてすごく喜んでいる方もいるのですけれども、今後のことは、まだ若い方たちは考えていないので、すごく喜んだ声があちこちで聞かれます。この喜んでいる方たちは、今まで高い2万円とか1万5,000円とかの保育料を払っている方々なのですけれども、本当にいい制度ができてよかったですという4,500円だけで子どもたちを育てることができてよかったですという方がおります。そういう方が多いです。

しかし、子どもが1人、2人、3人と多くなれば4,500円掛ける2に、3になるわけです。そうすると、子どもを多く産むことによって副食費が多くなるわけです。そういうことを考えると、やはり何かおかしいと私は思うのです。また、今回保育料から食事は、先ほど答弁にもありました家にいてもかかるものだからという国の考え方、そういうことを考えれば、

保育園で幼稚園とか、そういうところで公式式の数式を教えるとか、ピアノを教えるとか、英語を教えるとかということも保育業務から抜ける可能性もあります、今後。副食費と同じように、教育をするとか。そういうことになれば、お金が今後、所得が多い方はいいですけれども、お金が、収入が少ない方、所得が少ない方は、ますます負担が多くなると思うのですけれども、その辺は考えているでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　まず、今回10月からの国の制度が変わったことによって副食費に関しまして国が示す免除の対象となる方は168名いらっしゃいます。その方々は、副食費がゼロ円の対象となる方々でございます。多子世帯に関してさまざまな施策をということでございますが、私ども矢巾町のほうでも待機児童のことで考えますと、ゼロ、1、2歳のお子様が今現在保育園の入所の待機の多い年代でございます。そうすると、今回の国のはうの制度、10月からの制度のものは3歳から5歳のお子様の副食費のことでございますので、あわせて全体的にゼロ歳から5歳までの就園前のお子様方の子育てをどういうふうに持っていくかということは、全体的なことも含めて考えていかなければならぬものかと私どものほうでは捉えております。

また、答弁の中でもございました私立保育運営費補助ということで、これは矢巾町が独自に行っている私立保育園の運営の補助の制度でございます。そうすると、私どものほうでは、9月会議において増額することについて議会のほうでご理解いただきましてお認めいただきましたが、今回保育園の運営について副食費に特化するだけではなく、運営について園のほうに円滑に、そして年度の途中でこの制度が変わったことについて給食の質の担保、それから保育園の運営のこと全般的なことを含めて私立保育園の運営費の補助を行つたものでございますので、全般的な部分での私どもは私立保育園、そして運営費の補助については、小規模保育事業所にも補助をしておりますので、全般的に私どもとしては、園が円滑に、そして運営できるように支援しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　全般的な保育のことを含めて私立保育園に援助したということなのですけれども、何となくそれはわかりました。ちょっとまた伺うのですけれども、私立保育園に対しては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1助成することになっているの

ですよね。国の制度として、今回の。国の無償化の内容として、私立保育園には国の2分の1、県が4分の1、町が4分の1助成することになっていますよね、なっていませんか。町の独自の事業として全額というか、今回の議会に出す援助はなされているのですか。地方交付税の中に含まれてくるというものではないですか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

今川村議員さんがお話しされた4分の1、2分の1というのは、国からの交付金の割合というものです。私立保育園の運営費の補助に関しては、矢巾町が独自に行うもので、国の交付金とは関係ないというか、別なものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　では、矢巾町独自でやるということで前向きな対策ということになるわけですね。私立保育園に対しては、これから事業運営費としていろいろな保育事業としてということで、それは4月以降も継続されるものですか、どうか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

この私立保育所等の運営費補助金は、来年度も継続してというふうに考えております。

この事業は、昭和56年、いずれかなり前からこの事業が行われておりますし、今年度も行っておりますし、今年度に関しましては、年度途中の制度改革がございましたので、年度当初の額よりも上乗せをした額で助成をして、運営を支えていきたいということでお願いしたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　今後やはり今少子化時代ですので、多くの若い方々に子どもさんを持ってもらいたいと思って質問するのですけれども、多子世帯に対しての今後の取り組み、先ほど逆転現象が起きた方たちには、今回続けてやっていく、4月以降もやっていくのですよね。それで、今後もそれはちゃんと父母の方々たちにもわかるように、やっぱり広報とか、それからネットとか、いろいろPRをする必要があると思います。ですので、その点をお伺

いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　いずれお答えさせていただきますが、幼児教育・保育の無償化については、まずいろいろ今制度の仕組みの中で課題もあるのです、正直なところ、一つ一つ捉えていくと。だから、今後これを円滑に推進していくに当たっては、例えば今私どもの町のほうからあれすると、事務費とか、システム改修費とか、また来年度以降の国の助成制度のあり方も含めてまだまだ検討しなければならない課題が山積しております。そこで、今川村よし子議員からご質問なされたこともまさにそのとおりでございまして、このことを私どもはこれから県、国、そういったところと課題を洗い出してしっかり詰めていくと。そして、例えば私たちも最初はゼロ歳児から、もう最初から全部無償化になると思っておったのですが、いや違うと、3歳からだと。ゼロ、1、2歳児は、これまでどおりだというような。だから、そういういろいろなことがありますので、今実際10月からスタートして、保護者の方々からもいろいろな課題が出されておりますので、そういうことを一つ一つ丁寧に私ども取り上げて、そして来年度以降、何回も言うのですが、幼児教育・保育の無償化が円滑に進めることができるように取り組んでまいりたいので、今ここでお答えできにくいこともありますので、いずれもうおわかりかと思うのですが、いろんなところで今課題が出されております。だから、私もそれはもう承知しておりますので、ご理解をしていただきたいということで逆にいろんな保護者の方からご意見、ご提言があったら、私たちのほうに情報提供していただくようにお願いをいたしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　町長から答弁いただいたのですけれども、私の知り合いの方は、トリプルワークをしている方なのですけれども、母子家庭ではないのですけれども、2人子どもさんいて、小学生と2歳の子どもさんがいる方は、トリプルワークしていく、今回無償化に対してはすごくよかったです、自分はまだ対象ではないけれども、よかったですという話をしていました。若い世代の方たちは、正職員になっている方たちが少ないので、特に女性の方たちは。そして、多くのダブルワークとかトリプルワークをしている方がいます。ですので、通帳に振り込み式を取り入れているのが6事業所ということなのですけれども、生活するのが精いっぱい貯蓄をしていない方、それから現金に入るのが決まっていないとか、そういう方もいます。ですので、給食費有料化というか、保育料無料化というのはどうなのか

なとつくづく思って、今後取り忘れではないですけれども、振り込みした場合、払い込めない方も出てくるのではないかと思います。そのときに、担当の保育園のところで徴収しなければならない、そういうことがあるかと思いますので、そういうところ、今のところは1号被保険者といいましたか、幼稚園の部分のところですけれども、今後は保育園でもあり得ると思いますので、月1回の園長会議は重要視して子どもたちの状況、お母さんたちの状況とかを把握して早期に対策を打つことが必要だと思いますけれども、どうでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、先ほど答弁の中でもこれを完全実施、おやつ代、副食費を完全実施したならば2,500万円と。今国からどのくらいの収入、まだ明らかになっていないのです。だから、私どもといたしましては、今後例えば無償化によって町で財源が、無償化によって余裕財源ができるようであれば、それはもう前向きに検討していきますので、ここは慎重にならざるを得ない状況下にあるので、だから何か川村よし子議員にすれば、もっとわかりやすい答弁したらいいのではないかと、できるか、できないかと。私にすれば、どこの市町村もそうなのですが、まだどのくらいの収入が入ってくるのかわからないわけです。まさに暗中模索の状況なので、だからもし余裕財源があるくらいの助成があったときは、もうお答えできると思いますので、今のところは、これまでのあれを進めてきたことを踏襲しながら検討していきたいということで、それ以上の踏み込んだ答弁は今のところはできないということだけはご理解していただきたいということで。

だから、私どもも今町村会を通して県の町村会、全国町村会を通して今国のほうに2020年は、円滑な実施をできるようにお示しをしていただきたいということで今お願いしている状況でございますので、ご理解をいただきたいということで、これは来年度のもう予算編成が始まっていますので、今私らが一番頭の痛いところでございますので、ひとつご理解をいただきたいということで。どんどんご意見、ご提言があったならば、私らのほうに遠慮なくお話をさせていただきたい、それを私どもも。

今保育園、こども園、幼稚園と園長会議とか、事務担当者会議で連携をさらに強化しているというのは、今川村よし子議員からも質問があるようなことが課題が出されておりますので、そういうことを私どももこれからしっかりと受けとめてやっていくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2問目に入ります。学校給食費の無料化について教育長にお伺いします。

教育民生常任委員会では、10月末埼玉県滑川町の給食費無料化について視察してまいりました。滑川町は、10年以上にわたり財政調整基金を活用し、給食費の無料化による子育て支援に取り組んでおりました。これに伴い、学校が明るくなり、成績も上がるという成果が出てきているということを町長がお話しして、そして子育て世帯の人口増にもつながっているという話をしておりました。小中学生の給食を無料化した場合、私の6月議会の答弁では、約1億1,000万円の経費がかかると答弁しておりました。給食費の無料化について半額助成や小学校低学年までなど、前向きに取り組むことはできないのかお伺いします。

また、計画を立て、段階的に取り組んでいく考えはないのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

(教育長 和田 修君 登壇)

○教育長（和田 修君） 学校給食費の無料化についてのご質問にお答えいたします。

学校給食に係る経費は、学校給食法第11条において、学校の設置者と給食を受ける児童・生徒の保護者がそれぞれ分担するように定められており、食材などに係る学校給食費については、保護者負担とされております。文部科学省が平成29年度に行った調査により、全国の自治体の中には、子育て支援や人口減対策などの観点から、学校給食費の無料化あるいは一部助成をしているところがあることは承知しております。一方で過去に一部助成を行っていたが、財政負担が大きくなつたことから廃止した自治体もあります。

以上のような状況を鑑み、教育委員会のみならず町としての政策課題として、段階的な助成の実施の可否を含め、議員からのご紹介のような埼玉県滑川町のように無料化をしたところ、あるいは一部助成を導入した自治体の運用事例についても調査、研究に取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁の中に、学校給食に係る経費は、学校給食法第11条において、

学校の設置者と給食を受ける児童・生徒の保護者がそれぞれ分担するように定めておりま  
すと答弁されました。そこで、憲法26条の中には、給食も教育の一部とされております。それ  
で、矢巾町の給食、前は自校方式だったのですけれども、センター方式に16年前からなりま  
した。そのことによって、給食費は上げてこなかったわけです。ですが、給食センターの栄  
養士さんの取り計らいで地域の農家の方たちの協力も得ながら地産地消率を少しづつ上  
げようと努力してきましたけれども、その努力も甲斐なく自校方式のときよりも年々少なくな  
っている。それはどうしてなのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君） お答えいたします。

地産地消率、大体50%中盤ごろから、ここ数年なのですけれども、56%あたりから年々1  
%くらいずつ下がっておりまして、現在最新では50.8%、昨年度なのですけれども、という  
数値になっております。ただ、下がってはおりますけれども、矢巾町のセンターのように  
2,400食もつくるような規模の中で50%を超えてるのは、はっきり言って自画自賛ではな  
いのですけれども、かなり高い数字を維持しているというふうに周りからも言われていると  
ころでございます。

ただ、年々下がっている原因としまして、ちょっと分析しましたところ、今ではJAシン  
セラさんが農家さんといろいろコミュニケーションをとっていただいて、そしてそこから供  
給していただいたわけなのですけれども、その方々の高齢化が進んでまいりまして、去年か  
らことしにかけても2世帯ほど供給したいという世帯が減ってまいりました。年々供給する  
世帯が減ってきてているというのが、やっぱり大きいのかなというふうに捉えているところで  
ございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の地産地消率のところで答弁いただいたのですけれども、今後  
4月からアルコさんのところで昆松さんの事業所のところでいろいろ倉庫をお借りしてや  
るということなのですけれども、今まで続けてきた方たちにも15年、16年のいろいろ援助し  
ていただいたので、そういうところの配慮もしながら引き続きお願いして、そして地産地消  
率を上げる取り組み、何か考えていることがありましたらお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君） お答えいたします。

来年度から青果物、野菜に関して、調達方法を変えるということをこの間の全員協議会でご説明いたしましたけれども、もちろん議員おっしゃるとおり、今までご協力いただいた方々には、ぜひ継続してお願いしたいなど。2月までということで説明会を10月に行ったのですが、お申し込みをお願いしますと言っておりましたけれども、ちょっと2月だと昆松さんと煮詰めたところ、1月ぐらいにはどれぐらいの農家の方が野菜を出せるかというのは把握してほしいなということがありましたので、私ども来年に入りましたら、すぐさま各農家を回って歩きましてお願いして歩きたいなというふうに思っております。そして、なるべく皆さんやめていただかないような努力をしたいと思いますし、加えて、アルコなので、あそこには従来やっぱ百姓俱楽部も納入しております。その方々ともタックを組んでプラスアルファの戦力として加えて、少し減るかもしれない部分を百姓俱楽部さんを加えることによって補って何とか地産地消率を落とさないように頑張ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、この学校給食は、地域を育てることだと思っておりますので、議会で何回か質問させていただいているのですけれども、今回ＪＡさんからアルコさんにかわるということも、今まで農家、同じ農家の方々でもまた状況が変わってくるとは思いますけれども、お母さんたちにもそういうことを父母にも伝え、そしてニュースにも、学校給食だよりも……

○議長（藤原由巳議員） よし子議員、今回学校給食無料化ですね。その生産者云々というのは、通告には全然ないのですが、今答弁はありましたが、これ以上のところは別な機会にお願いできませんか。

○13番（川村よし子議員） わかりました。

それでは、学校給食は、食事のことを教育するいい機会だと思いますので、やはり無償化して、子どもたち、そして親たちにも食べ物について重要視することが今必要だと思います。私は、私の友人にこんな方がいます。今マスコミとかでいろいろテレビとかでもスマートな体型が好ましいような報道とかされているのですけれども、私の友人は、小学校のころからこんにゃくをよく食べていました。その方は、私の年齢になって歯が全部なくて入れ歯です、

総入れ歯です。こういう身近なところから教育として食べ物の大切さを親、子ども、そして町民に広げることが、やはり今の時代は特に必要だと思うので、学校給食を無料にし、段階的でもいいです。そして、地域を、町をつくる、そういう取り組みが必要だと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、食育というのが子どもたちの生活の中で非常に大事だと、教育として大事なところだということは、そのとおりでございます。学校の中でそういうことを含めて子どもたちに教えているわけです。そのときに、給食を無料化にしたほうがよりいいと、先ほど議員のほうからの説明の中に視察したところで学校の給食を無料化したことによって学校が明るくなったり、そういうふうなことが心配ないから明るくなったりだと私は思いますが、そういうふうなことでなくても補助をすることによって子どもたちの心配を本町でもなくしています。学校は明るいです。ただ、学力向上ということにどういうふうにつながるかということは、これはまた別な問題だと思いますけれども、いろんな形で私たちも努力してまいりたいと思います。食育というのを大事だということは痛感しております。その点についても含めて無料化については、先ほど申し上げたとおり、国の動向も含めて私たちのほうも調査、検討してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　3問目になります。日米貿易協定と農業者支援について町長にお伺いします。輸入食品が多くなり、日本の食材と比較しても安価であるなどの理由から、日本の食料自給率は37%と低下しております。日米貿易協定について、日米双方にとってワインの関係と説明し、衆議院本会議でも可決され、参議院でも可決されました。農業新聞によりますと、日本の農業への影響は強まるが80%にも達していると報道されております。国の農業支援の状況は、大規模経営の支援が多く、家族農業が衰退してきていることか

ら、以下お伺いします。

1点目、農業者の高齢化が進んでおり、農業の継承のため、新規就農支援事業の拡大が必要であります。新規就農者への確保、育成について、町ではどのように取り組んでいるのでしょうか。

2点目、日米貿易協定は、さらなる食料自給率の低下を招くことにつながると考えますが、町の食料自給率を引き上げる具体策は何かお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　日米貿易協定と農業者支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町では近年毎年2名から3名の方が新規就農しており、そのうち4名の方が次世代を担う農業者として就農直後の資金を支援する農業次世代投資資金を活用しています。対象者には、半年ごとに就農状況を報告いただき、関係機関と連携し、訪問支援を行っております。また、今年度より親から農業経営を継承し、新たに就農する方を対象とした矢巾町親元就農給付金の事業を創設し、現在1名を認定しております。今後とも将来の担い手として活躍する新規就農者について、積極的に支援を行ってまいります。

2点目について、日本の食料自給率は37%、岩手県では101%となっており、食料自給率向上には、米を始めとした農作物をより多く生産し、消費することが自給率を高めることにつながるため、大豆などの二毛作の推進や野菜などの高収益作物の生産を進めていくほか、学校給食などへの活用と地元学び塾や町産農産物を味わうタペなどでのPRを通じて農産物の生産拡大と地産地消を推進し、消費拡大に向けて一層支援してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　何点か、2点ほどありますけれども、まず1点目、質問させていただきます。

矢巾町が発行しております農林業サイエンスによると、農家の経営耕地面積の推移が10年前と比較しても田んぼも果樹も畑も、そして肉用牛等新規就農者支援等、肉用牛就農者など、どんどん減っていることがわかります。そこで今回の農業者支援制度の新規就農者、相談に来られた人数、それから実際制度を利用している方たちは、どうなっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）お答えします。

毎年新規に就農したいという方々は、その年によって違いますが、そんなに多くはありません。1人、2人、3人ということで少人数ではありますが、先ほど町長答弁でもありましたとおり、現在資金を活用しているのは4名ですが、その次世代投資資金の前の青年就農給付金が始まって、25年ころから始まっているわけでございますけれども、これまでその資金を活用して就農された方は13名ほどいます。そのほかにもその資金を活用しない、親元就農といいますか、そういった方々も数名いらっしゃいますので、毎年答弁のあるとおり2人から3人程度は、新しく経営主として活躍されているのは、そのとおりでございます。

それで、現在資金を活用している方は、4名でございまして、この方につきましては、先ほど答弁にありましたとおり、半年に1回報告をいただくことになっております。その報告書の中身を見まして、それで経営状況がどうなっているかというのをチェックした上で、うちのほうと、それから普及センターの職員と一緒に出向いて営農相談といいますか、困ったこととか、そういったものを相談しながら次の半年後の営農のアドバイスというもの、そういったものをやっていただいております。5年後になりますと、当然資金が終了するわけですが、これまで資金を終了した方々は、基本的には認定農業者の方へ移行していただいておりますので、引き続き認定農業者の会等々でそういった集まりの中でいろんな勉強をしたりということで支援をしているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）ちょっと政府というか、特朗普さんの批判になるのですけれども、アメリカの農家、牧場主の巨大な勝利だと特朗普さんは考えているようですけれども、日本の政府がアメリカの圧力に一方的に屈して、日本の農産物を市場をアメリカに明け渡すような日米貿易協定ではないかと私は考えております。農産物の関税の情報、TPP合意水準にとどめると言っておりますが、今後はますます日本が輸出する自動車とか自動車部品の関税なども考えれば、日本の経済に大きな禍根を残すものと考えています。私は、日米貿易が今後は金融とか、保険とか、医療などとか、そういうところにもいろいろ手をこまねいてくるのではないかと考えています。

特に農業が今肉用牛だけではなくて、米の問題なんかも大きな話題になっていると思うので、私はスーパーに行ったときには、できるだけ外国産は買わないように、たった一人が

そういうことをやっても効果はないとは思いますが、今後は日米貿易が体に悪い除草剤とか発がん性が指摘されるネオニコチノイドとか、グリホサートとか、そういうのも規制緩和されて、経済大国日本が食い物にされるのではないかと危惧しておりますので、やはり新規就農者にいっぱい頑張ってもらうこと等が必要だと思うので、新規就農者の拡大枠、例えば退職した方でもいいですよとか、それから長男でもいいですよとか、そういう枠を広げる、今の60歳以下とかではなくて枠を広げることが求められているのではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

これは、貿易交渉ですから、まず日本とアメリカ側との。来年の1月1日には、いわゆる協定が発行される見通しだったのですが、それで私は、やはり今言うような貿易ルールの中で発がん性とか何かということを今お話があったのですけれども、それはちゃんとルールとしてあるわけでございます。ただ、川村よし子議員がそういう思いでご質問されているということはすばらしいことで、ただ私どもは外国から来たものがみんな有毒性があって、食品として問題があるということは、この場ではそういう発言はできないわけでございます。

それで、私も今回このくらい勉強したことがないのですが、まず今ことしの今月、12月に内閣官房ＴＰＰ等、これは日米貿易交渉も入っているのですが、政府の対策本部を立ち上げて、そしてその中で総合的なＴＰＰ等関連政策大綱のポイントというものが示されたのです。これもっと後からもしよかつたらきょうお上げいたしますので、私もこれを見て、全国町村委会では、今川村よし子議員さんが質問なされていたようなことをお話ししているのです。これから農業、農村政策のあり方について、全国町村委会からも提言されておるので。

だから、やはりこういうことを私どももしっかり踏まえて対応していくかなければならないということで、まずきょう私もちよつとメモしてきたのですが、いずれ日米貿易交渉に関しては、いわゆる国内はもちろん県内、町内に対しても農業への影響は十分精査をして、やっぱりそして私どもも情報を、丁寧な情報を行うとともに、影響を受ける農業者に対して、希望を持って経営できるような支援の充実、今お話をあった担い手対策のことなども含めて万全な対策を着実に進めていただくように、県、国にも要望してまいります。

そして、本町でもそのことにはしっかり取り組んでいかなければならぬということで、これはもう国でお決めになられた日米貿易交渉なので、私どもはそれを真摯に受けとめてこれからの町内の、いわゆる農業、そして農村政策のあり方についてしっかり取り組んでいか

なければならないと。逆にこのことによって緊張感を持った対応をしていかなければならぬという思いを強くしておるところでございます。そういったことでひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

それでは、ちょうど1時間が経過しましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を2時10分、14時10分といたします。

午後 1時59分 休憩

---

午後 2時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

なお、この時点から高橋七郎議員、水本副町長は、再度着席をいたしてございます。

それでは次に、11番、藤原梅昭議員。

1問目の質問を許します。

（11番 藤原梅昭議員 登壇）

○11番（藤原梅昭議員） 議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。今回も最後になりましたが、ひとつ最後の踏ん張りをお願いしたいなと思います。

まず、町民の命と財産を守る「セーフティファースト」安全第一の対応状況についてお伺いします。東日本大震災より間もなく9年、さらに8.9豪雨災害より6年半もたとうとしております。ことしも台風15号、19号等々大災害が続き、世界各地でも年々増加している自然災害です。12月2日現在の台風19号でも死者、岩手県の3名を含め98名、行方不明者3名、負傷者484名、全壊家屋2,900棟、住家被害4万8,000棟、床下、床上浸水4万3,000棟、住家以外の公共施設も多数被害に遭われました。改めてお亡くなりになられた方々にお悔やみを、被災された方々へお見舞いを申し上げます。

また、災害支援に駆けつけていただいた約20名の消防団員、役場職員の方々、さらに11月から山田町と田野畠村へ役場職員がそれぞれ1名ずつ派遣されておりますこと、あわせて感謝いたしております。今後30年以内に発生が予想される南海トラフ巨大地震、北海道東部沖の巨大地震と発生確率が年々高まっている中で、この自然災害への対応状況を以下お伺いします。

1、台風19号発生から1カ月余りたちますが、農産物を含む当町の被害状況及び災害避難情報への対応状況をお伺いします。

北上川水害想定危険地域の防災対応及び洪水ハザードマップの見直し状況について伺います。

当町にバックウォーター現象と言われる危険対象河川はあるのかお伺いします。

当町1級4河川の改修進捗状況及び煙山ダムの今後の改修計画をそれぞれお伺いします。

41全自主防災組織の避難訓練活動状況及び地域住民の参加状況をお伺いします。

以前危険ため池に指定された朴沢堤のその後の対応状況をお伺いします。

倒壊の恐れのある塀及び立木、電柱は何カ所あり、またその対応状況はどうなっているのかお伺いします。

自然災害は、地球温暖化が大きな要因と言われておりますが、CO<sub>2</sub>削減への取り組み状況及び計画をお伺いします。

さらに、地球環境破壊の要因として海洋汚染を招くプラスチックごみ問題が世界的規模で問題になっておりますが、川から海への流出物が約8割と言われております。クリーンなまちづくりへの対応状況をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　11番、藤原梅昭議員の町民の命と財産を守る「セーフティファースト」安全第一の対応状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、台風19号における本町の警戒態勢及び避難所等の対応については、夜間に台風の接近が予想されたことから、10月12日午前9時に災害警戒本部を設置し、午前11時30分に警戒レベル3による避難準備、高齢者等避難開始を発令し、町内3カ所の避難所を開設し、明るい時間帯における早めの避難を促したところであります。その後、午後6時に警戒本部を災害対策本部に切りかえ、庁内全課及び消防団、自衛隊岩手地方協力本部を加え、台風に伴う暴風警報が解除された翌13日、午前11時32分までの間警戒に当たりました。避難所の利用状況ですが、さわやかハウスは18世帯、36名、矢巾町勤労者共同福祉センターは、利用者はなし。矢巾東小学校は、1世帯、1名の利用がありましたが、後にさわやかハウスへ移送しております。

また、本町の被害状況については、住家について、住んでおるお家ですが、屋根の損壊等

の一部損壊が13件、そして非住家については、屋根の剥がれ等による一部損壊が3件あり、農業被害については、リンゴの落果等による被害が全域で確認されたほか、ビニールハウス等に破れやまぐれが見られたところであります。

2点目についてですが、平成28年10月に最大想定での浸水域マップと避難方向を示したマップを全戸配布したほか、平成30年11月に高田自治公民館において高田1区、2区、3区を対象に水害に係る勉強会を開催し、特に高田3区においては、地域防災マップを作成するワークショップを行うなど、防災意識の向上に向けた啓発活動を実施しております。また、洪水ハザードマップの見直しについては、1級河川岩崎川において水位周知河川指定に向け、水位データの収集が現在県により行われているところであります、今後予定されます水位周知河川指定とあわせ、地域自主防災組織と連携を図りながら行ってまいります。

3点目についてですが、支流の水が本流との合流地点で行き場を失うバックウォーター現象の影響が考えられる河川については、北上川の支流であります1級河川見前川について、本流への合流点が町内にあることから、北上川の水位上昇による影響が見前川に及ぶ場合があると考えられるところであります。また、盛岡・紫波地区環境施設組合南側で北上川に合流する逆堰においても、北上川の水位上昇により水が行き場を失う現象がこれまででも確認をされているところであります。

4点目についてですが、町内で岩手県が管理しております1級河川4河川のうち、岩崎川につきましては、矢次公民館付近の岩崎橋から下流側は改修済みとなっており、現在床上浸水対策特別緊急事業として、一般県道不動盛岡線までの区間の改修工事を行っている状況であります、この区間は、令和2年度内の事業完了見込みとなっております。

また、県道不動盛岡線の上流につきましては、岩手県の単独事業において、この水が当たる水衝部や被災の可能性がある箇所への護岸改修などを予定しており、測量設計及び用地測量が完了しております、今後用地買収や整備を行う予定となっております。

太田川につきましては、基幹河川改修事業として、岩崎川合流点から東北本線までの区間を平成29年度から現地測量を行い、今年度は、その区間にあります橋梁や河道計画の設計のほか、地元説明会も行っております。来年度は引き続き橋梁設計や新たな用地測量を進めていく計画となっております。

芋沢川につきましては、太田川と同様に、基幹河川改修事業として位置づけられており、岩崎合流点から東北本線までの区間を順次整備を行う予定となっております。ただし、大雨のたびに被災しております下矢次地内の鹿妻上堰との交差部に関しては、河川本体と鹿妻上

堰を分離し、河床を下げる工事に着手しております。

大白沢川につきましては、北伝法寺地内の改修事業を計画しており、今後は東北自動車道上流側について改修工事を実施することとなっております。

このほか改修予定になつていない箇所においても、土砂が堆積しております箇所の浚渫、いわゆる泥上げなど、鋭意対応していただいているところであります。また、煙山ダムの今後の改修計画については、事業の法的手続が進み、11月22日に計画が国に認められ、予定どおり来年度から令和6年までの5年間の間で煙山ダムの貯水池の堆砂除去、取水ゲート、その他の関連施設の改修、貯水池内の流木止、いわゆる通称網場と言われているのですが、この設備の設置等を行うこととしております。

5点目についてですが、10月27日に実施いたしました矢巾町総合防災訓練に、27の自主防災組織が地域住民とあわせて参加したほか、西徳田2区、岩清水地区においては、地元消防団と合同で防災訓練を実施したところであります。このほか、下北、矢巾3区においては、自主防災組織活性化事業として、岩手大学地域防災研究センターの教員を講師に研修を実施しているところであります。

6点目については、防災重点ため池である朴沢堤については、定期、隨時で点検を行っており、特段の異常等はないところであります。なお、ため池対策は、東日本大震災を契機に開始されたものですが、その後の西日本豪雨の被害状況を踏まえ、基準の見直しが行われ、現在朴沢堤を含め19カ所のため池について防災重点ため池として再選定が行われております。今後とも管理者との協力をいただきながら、継続的な点検と必要に応じ、整備を行ってまいります。

7点目についてですが、立木の倒木や倒壊の恐れのある電柱の数値については、把握はしておりますが、ブロック塀については、平成18年度に行った現地調査において、注意または改善を要する判断とされたブロック塀が53件となっております。このブロック塀の対応については、平成18年度に策定いたしました矢巾町耐震改修促進計画へ、避難路や通学路を含めた道路に隣接するブロック塀の耐震改修の促進を盛り込む内容見直しを行うとともに、令和2年度から町独自の補助制度として運用できるように進めてまいります。

8点目についてですが、自然災害、異常気象は、地球温暖化が主な原因とされており、温室効果ガスでありますCO<sub>2</sub>の排出量削減による低炭素社会の実現が求められていることから、町ではCO<sub>2</sub>排出削減対策モデル事業において、照明器具のLED化と複数の公共施設の太陽光発電、ごみ焼却による発電の余剰電力を活用する自立分散型エネルギーシステム構

築により、効率的な地域内電力の活用を行っているほか、排水処理施設への省エネ機器導入を行っております。また、ごみの焼却に伴うCO<sub>2</sub>排出量の抑制策として、燃やせるごみの削減のため、各自治会、団体等が実施しております資源回収に補助金を交付し、推進しているほか、広報、ホームページなどで省エネ機器の導入、冷暖房温度の適正化への協力啓発をしております。

今後の計画といたしましては、公共施設の機器や設備の導入、更新をする際は、CO<sub>2</sub>排出量の削減につながるものを推進するほか、事業者に対しても新エネルギーや省エネ機器への更新、電気及び燃料等の消費量削減につながる行動を周知、啓発をしてまいります。町民に対しましても、資源回収による燃やせるごみの削減を推進するほか、省エネ機器への更新促進に向け、効果的な啓発方法を環境省の行う実施事業と連携、工夫しながら電気及び燃料等の消費量の削減につながる行動を周知、啓発してまいります。

9点目についてですが、町では、ボランティア団体とともに、北上川の清掃活動の実施、行政区ごとに組織されております河川愛護会に委託して、水路等の河川環境の整備を実施しております。また、不法投棄防止のパトロールにより、清掃や啓発を行ってきたほか、本年は11月に林野庁東北森林管理局盛岡森林管理署ほか、関係機関と連携し、清掃啓発活動に取り組んだところであり、今後は定常的な活動として参加者を拡大することに努め、環境への意識を高めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 警戒レベルの段階が5段階に変わっていますが、警戒レベル3で避難準備、高齢者避難開始を明るい時間帯に早めの避難を促したということは、非常に結構なことだと思います。36名が避難されたと。この辺のところも初めてお聞きしましたけれども、災害警戒本部を対策本部に切りかえ、消防団、自衛隊岩手地方協力本部を加えて、さらに万全な体制をとったと。これはまさに8.9の教訓が本当に生かされた対応だったと感じております。本町の被害状況の中には、何か停電もあったようにお伺いしておりますが、停電の状況は何かつかんでおらないのかな。もし、つかんでいるのであれば、お知らせ願いたいと思います。何が原因で発生したのか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 今の答弁の中では停電のことに関しては触れてお

りませんでしたけれども、10月13日、深夜0時47分、停電が発生してございまして、場所につきましては、不動地区、岩清水、室岡、北伝法寺地内の一部で約46戸の停電が発生してございます。同日の11時17分、お昼ごろ、要するに深夜に停電になってお昼ごろに復旧したということになってございます。これは、風等に伴う断線が起きたということでの停電になってございまして、これにつきましては、東北電力等と電話でやりとりを行っておりますし、あとは地元自治会のほうにもこういった停電現象が起きているということで必要な場合は、公民館等の避難所を開設していただくようにこちらから要請を行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、これはインフラの電気とか電話、こういうふうなものは非常にしっかり対応しなければならないということで、この間も東北電力の盛岡営業所とか、それから電力の関連会社であるイワテックなんかにも、いずれ電力は早急に復旧していただくようにホットラインをつくっておかなければならぬということでこの間行ってまいりました。そういうことでやっぱり足を運んで、そして電気なんかの場合は、やっぱり電気、停電になるということは、一番大変。また事業所があれば、それなりの影響が大きいわけでございますので、今そういったことでそういった関連のところには、この間もご挨拶をして、すぐ復旧していただくようなホットラインを構築するということで対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　インフラの整備というのは、本当に重要な問題であるわけですけれども、屋根の損壊も大分13件、そのほかにあったようなのですが、私もたまたま高田に行つたときに、すっかり屋根の剥がれた家屋、見させていただいたわけですけれども、本当に大変な強風の状況でした。そこで今回被害箇所、結構多かったわけなのですけれども、その辺の支援策については、何かお考えがあったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　情報に入ってきてる部分につきましては、主に高田地区が2区が1件、高田3区が2件、上赤林1件、南矢幅1区1件、南矢幅4区1件、南矢幅6区3件、矢次1件、広宮沢2区1件、間野々1件ということで、比較的広範囲にわ

たって倒木による屋根損壊等がありました。今のは屋根の剥がれです。あとは、住家の倒木による屋根の損壊も下赤林のほうで1件ありました。これにつきましては、被害状況を税務課等ですぐ把握いたしまして、すぐ罹災証明等を出せるような形をしてございまして、その罹災証明をもって、その住家のほうでは保険会社等に請求しているというような状況となってございます。

以上、住家の被害の対応ですけれども、非住家につきましても同様に税務課のほうで現地を調査しまして、すぐ罹災証明等を出せるような形で対応をしてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）被害を受けてショックを受けているところですので、最大限対応しなければいけないわけですけれども、国では最大300万円、本県も半壊世帯20万円、釜石市は最大200万円、山田町は半壊100万円とか、いろんな対応をしているようです。ただ、宮城、福島は、岩手に何も右倣えすることはないということで見送ったようなのですけれども、いずれそういう地域によって支援差が大分あるということで、非常に問題になっているなのですけれども、今後については何が起こるかわからないということで、いち早く被災者の対応については、検討していただきたいなと思います。

また、台風19号では、土砂災害の警戒区域外の土砂災害が約30%と、29%、宮城県、福島県、群馬県、神奈川県の4県で10人が死亡したという結果になっています。岩手県では、土石流、崖崩れ等々が97カ所発生したと。そのうち18.6%が危険箇所以外で起こったという状況だったようです。全国の警戒区域というのは、約59万カ所、特に危険性が高い場所、特別警戒区域、これが45万カ所が指定されていると。こここのところは宅地などの開発は許可制としている。許可しないということです、危なければ。建物所有者の移転勧告もできると、そういうような対応を全国では行っていると。当町でも警戒区域及び特別警戒区域は、何カ所で、主にどこがそのような箇所になっているかお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）特別警戒区域は、町内にはないというふうに認識しておりますけれども、詳しい箇所につきましては、後刻答弁させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員）佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域の指定を受けている部分につきましては、今現在5カ所指定を受けています。全体で9カ所ございます。ただし、1カ所がちょっと区域として認められているか、認められていないかというところ、ちょっと宙ぶらりんなところがありまして、ちょっとそこが不明ですけれども、今のところは9カ所のうち5カ所が指定されている場所と。主には、西部地区になっております。西部の南昌山赤林線のあたりのほうからの沢に係る部分に警戒区域として指定しているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いざれ警戒区域あるいは警戒区域外でもこのような被害が起きていると、災害が起きているということでしっかりと後でわかつていただけでもお示し願いたいですし、私が西のほうの山沿い、見ただけでも危ない、山のすぐ近くに家があるとか、そういう箇所が結構あるので、その辺のところは町民の命を守るという立場で、それこそ本当に危ないのであれば、移転も含めながら検討していかなければいけない部分があるのでないかなというふうに見ておりますので、しっかりと対応していただきたいなと思います。

次に、台風19号で災害要因で大きくバックウォーターというまた新語というか、名前が出てきたわけですけれども、これについても、いろいろ2カ所ほど把握しているようですが、バックウォーターというのは、合流地点もさることながら、川が細くなつて、その上流部で発生するとか、そういう2つのタイプがあります。いざれ水が流れきらないでありまするという現象なわけですけれども、見たところ、それらしいところもあるので、例えば赤林と下矢次の境の芋沢川と鹿妻本堰、岩崎川につながっている川、あの辺も危ないなと思って見ておりますので、もう一回全体を、狭い町内ですから、全体を見直していただいた上で、その上でハザードマップ、これというのは、非常に重要なポイントを握っているわけなのですけれども、ただ水が来ますよというだけではなく、そのときにどこに逃げればいいかと、あるいはどの方向に避難すればいいかとか、いろんな情報を盛り込んだハザードマップが大事だというふうに言われております。その辺のところも含めて見直しを再度考えていただきたいわけですけれども、何か今のところ計画があれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしましたが、まさに今地域のことは地域で防災マップとか、

それで本町でも41の自主防災組織があるのですが、この間防災士、各地域で全部受験なされた方が合格いたしました。そういうことでやっぱりこれからは、地域の防災士の皆さんを中心に、消防団とか、いろんなやはり防災の関係者が集まって、その意味では、先ほど答弁の中でも高田3区の取り組みが、やっぱり私はそういう取り組みが非常に有効だと思います。そして、自分たちでつくり上げた防災マップ、それは誰しもわかるわけですので、私らのほうから一律して配布をさせていただくのではなく。だから、そういう取り組みを強化していくといきたいなということで、まさに今のご指摘は、地域のことは地域で、やはり自助、共助。今、それからお互い様だという互助、結いの精神も含めて対応していかなければならないなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　補足はいいですか、佐藤課長。

他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　まさに今防災士の話をしたわけですけれども、今回50名ぐらい受け、合格されたということで、その方々が自分たちの地元でつくった地元のマップでいろいろ活動するというのは、非常に大事なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

ため池は、全国に16万7,000カ所あるそうです。それで、所有者の情報が登録されているのは約6割と、4割が登録されていないと。これは江戸時代以前につくられたものが約7割だということで、非常に危険な状態になっているということをここで言っているわけなのですけれども。ただ、農家の減少とか、高齢化等々で管理が行き届かず、堤の崩れや排水部の詰まりなどが指摘されて非常に危険化されております。昨年の夏の西日本豪雨では、2府4県で32カ所が決壊して、死者も出していると。ことし4月にため池管理保全法という法律が制定されたわけですけれども、それで特定農業用ため池を指定し、補強を急ぐよう指導しているということで、さつき1カ所から19カ所に広がったというのは、まさに保全法の制定の問題だと思うのですけれども、所有者は、県に報告しなくてはいけないという義務があるらしいのですけれども、矢巾町の届け出状況はどんな状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

矢巾町内にため池は27カ所ございます。先ほど言いました19カ所が重点ため池でございます。そのうち個人所有が11カ所ございます。これがいわゆる議員仰せのとおり届け出が必要

な部分でございます。これまでいろいろ所有者の方々と調整をして、その11カ所を全て対象に届け出の部分で今準備しているところでございますが、あと1件調整が終われば、全て届け出済みというところまできております。ですので、基本的には、その届け出は11カ所全部出せるものと考えております。そのほかにつきましては、例えば矢巾町とか、あるいは改良区の所有でございますので、こちらのほうにつきましては、基本的には届け出は必要ないということになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） そういうことでため池そのものが安全かどうかというのは、常に監視しなければいけないわけですけれども、ひとつ届け出だけでもしっかりとしていかないと、どこに何があるかわからないということでこれについても場所等々我々もつかんでおりませんので、ひとつお示しをしていただきたいなと、後日で結構ですので、お願ひしたいと思います。

台風15号のとき、千葉では屋根が飛ばされたり、やっぱり電柱が2,000本折れて電気が通らないと、あるいは7万戸以上の停電で断水が続いたと、エアコンが使えず熱中症にもなったということで、非常に電気の、さっきインフラの話ありましたけれども、それが問題になつたわけですけれども。台風19号が過ぎた翌朝、私が農地を巡回しているときに、南矢幅地内の間野々踏切ってあるのですけれども、その近くに立木がどんと道路を塞いで通れなくて、すぐ役場のほうに連絡させてもらいましたけれども、すぐ来て対応はしていただきました。本当にありがとうございました。

そのように危険箇所を何か電柱、立木の危険箇所を把握していないという先ほどの話なわけですけれども、非常にさっきの垣根の話もありましたけれども、そういう危険箇所がやはり町内にあちこちあるのです。ですから、それを把握していないということではなく、把握した上で、やっぱりどういう処置をするかという、本人に任せるあるいは行政のほうで手を加える。手をえた分お金をもらうとか、いろんな対応の方法はあると思うのですけれども、やはりそのまま放置しているというのは、非常に問題なわけです、誰から見ても。そういう状況の中で平気で把握していないなんていう回答を出されても、私はああそうですかと言えないで、ぜひこれは把握していただいて、早急に対応方法をお願いしたいわけなのですけれども、その辺についてのお考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） 倒木なりなんなりの危険箇所というのは、こちらのほうでも何カ所か地図上で把握はしております。ただ、そのどの程度の、例えば風力で倒木になるかとか、そういった部分に関しては、まだ詳細には我々も詰めておりませんので、危険箇所というか、林に隣接した道路なり、公共施設なりというところにつきましては、ある程度把握はしております。それにつきましては、今後とも台帳等整備しながらきちんと災害の時点でパトロールなりなんなりできるように持っていたいというふうに考えております。

電柱につきましては、今現在台風19号以前にも台風、昨年の西日本豪雨とか、そういったところでも電柱本体のコンクリート柱の見直しも今電力側のほうで行われているようです。耐震性あるいは強度につきまして。そういったもので今現在電力、NTTのほうで交換し始めている電柱もあるとは聞いております。ただ、この電柱が危険だとか、そういったところは、我々のほうでも把握していないという意味で書かせていただきましたが、そういった部分もありますが、今後町といたしましても市街地がメインになろうかと思いますが、今後いろんな面で無電柱化、地中化というところも検討していかなければならない時代になってくるのではないかなと思っておりますので、その辺は今後我々のほうでいろいろ優先順位をつけながら、どういったところを地中化していかなければならないかなというところで検討していくこうというところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 無電柱化の件についてはお願いしようと思っていたのですけれども、そういう検討をしているということであれば、早急に進めていただきたい、少なくともゴルフ場の鉄柱が倒れたような、ああいう被害のないようにしていきたいなど。

それから、電力で耐震性のある、なしの電柱の強度、これについて調査しているのであれば、それは町としてもどこが危ないのだということで、やっぱりつかんでおく必要があると思うのです。だからどうするのだということはないのですけれども、やっぱりその辺のところもせっかくそういう対応し始めているのであれば、つかんで将来的な対応に利用したらどうかなというふうに思います。

平成18年度の調査で危険ブロック塀、これが53件というような報告があるわけですけれども、これ2018年に6月なのですけれども、大阪の北部地震で塀が倒れて小学校4年生の女の

子が下敷きになったと、それで死亡したという事故がつい最近あったのです。それが何、今平成18年の資料しかないということを言っているのか。それとも、その後調べて、また整備できていないのか、そのところは18年に事故が起きたにもかかわらず、まだそういう状況というのは、非常に問題だなというふうに私は思っているわけなのですけれども、その辺のところをなぜ再調査されていないのか、あるいは危ない箇所があれば、どのように指導あるいはどのように対応しようとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度教育委員会のほうで、まず学校の敷地内のブロック塀の調査をした結果は、学校敷地内ではブロック塀はないということで、その後通学路の部分を調査しております。まず最初に、教育委員会のほうで目視で調査をしたのですけれども、それで19カ所、目視でまずちょっと古いとか、危なそうなところがあるということで、昨年度の後半でございました、ことしの1月か2月ぐらいだったのですけれども、ブロック塀診断士という、専門の資格を持った業者の方に発注いたしまして、全部で13カ所調査いたしております。そのうち今1カ所は、道路改良の関係でご自分でブロック塀のほうを撤去なさいますけれども、残り12カ所の分は、要注意ですか、危険というふうな判断をして、その結果は、所有者の方にお伝えしたところでございます。お伝えして、やはり個人所有でございますので、できれば撤去なり、修復をお願いしたいということだったのですが、やはり経済的な面でなかなか難しいというご相談も中にはございました。先ほどの答弁にありましたけれども、町独自の補助制度ができましたら、教育委員会で把握した方々にもぜひこの制度の活用をお願いして、修復等を推進していきたいなと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、道路都市課と、それから学務課、いずれこれは整合性を図ってやっていかなければならないことなので、このことについては、もう今学務課で緊急点検した結果を今報告していただいたのですが、これはすり合わせをして、そしてできる限り町独自の助成もそうなのですが、通学路とか何かのあれであれば、いわゆる文科省からの補助も頂戴できる危険な箇所であれば、そういうふうなものをすり合わせて進めていきたいと、こう思いますので。

これは、おっしゃるとおり、私有財産だからということでなかなかうちのほうも躊躇して

いるところがあるのですが、そのところはしっかりと足を運んで説明をさせていただいて対応しなければならないと。あのような悲劇を二度と町内で起こすことのないような対応をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） まさに学務課と道路都市課の連携の問題がここで出たわけですけれども、今回の件だけではなく、そういう件はときどき見受けられるのですけれども、そのブロック塀の補助を来年度から考えているという話をしているわけですけれども、地震なんていうのは、いつくるかわからないのです。もしかしたら今発生するかもしれないし、あした出るかもしれない。だったら、そういうやらなければいけないと思ったら、来年度の予算なんて言わないで、緊急予算で対応するからやってくれというようなやっぱり進め方をしていかないと、そのそばを通るとき、いつもひやひやしながら、いつ倒れるのだろうと思いながら通って、それで事故が起きたら、やっぱり起きたかというような怠慢的な対応をいろいろ言われかねませんので、ぜひ今回の会期中にでも、臨時提案していただきて、その予算を計上していただきてもいいのではないですか。そういうところをやるべきところは即やるというふうに町長も言っているわけですから、何か対応していただきたいなと思うのですが、何か対応方法があれば、即あしたからお願ひしたいと思うのですが、ひとつご見解をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まさに藤原梅昭議員のご指摘のとおりでございますので、まず最優先課題は通学路で、特に子どもたちのこれはもう本当に通学路になっているところが最優先なので、至急調査をしてやらせていただくということで、このことについては、順次あれですが、危険度の高いところから取り組んでまいりますので、ひとつよろしくお願ひをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひそこのところは検討していただきまして、お願ひしたいと思います。

あと、災害に備えて液体ミルクを備蓄するという自治体がふえているそうです。今台風19号のときも千葉県山武市というところでは、停電で孤立した世帯に液体ミルクを希望者に配布

したと。そしたら、450本が1週間でなくなったと。そのぐらい緊急を要している内容なのです。これは、海外では育児支援用品として一般的に普及していると。普通の牛乳を飲むような感覚で扱われているわけですけれども、日本では安全性の基準がなかなか決まらなかつたということで、ようやく決まって、昨年度2018年度から製造、販売ができるようになったということで今普及し始めております。この転機というのは、2016年の熊本地震のときにフィンランドから支援物資としてきた中に液体ミルクがあったと。これは、常温で飲めるのです。そこで初めてこういういいものがあったかということで目が覚めたということでそういう基準設定までいったわけですけれども。国内販売がことしの春から行われております。今50自治体で採用しているそうです。当町での対応状況はどういう状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

液体ミルクについては、業者のほうから2社ほどからご紹介がありまして、我々のほうでも試してみました。私も飲んでみました。非常においしいミルクで甘みがあるミルクで、うちのほうの栄養士にも言わせると、余り定的には飲ませないでほしい。というのは、非常においしい甘いミルクなので、それで癖がついてしまって、通常の母乳とか、粉ミルクを嫌がる可能性が出てくるということで、本当に緊急の場合に使うということで、非常にいい製品だということで紹介もございました。現在のところでは、備蓄品の中には、液体ミルクはまだ我々のほうは取り扱っておりませんが、確かに水も要りませんし、温める必要もございませんので、封を切って哺乳瓶に入れてすぐ使えるというもののすごいメリットがありますので、今後導入に向けて検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 先ほどの停電とか、避難所等の対応としては、非常に最適な対応品だと私は思っております。ぜひこの辺のところを早急に検討して、そのとおりお湯を沸かさないでも飲めますので、使い勝手がいいかなと思っておりますので、検討を早急にお願いしたいと。

災害時にペットを連れて逃げるという、これは同行避難というらしいのですけれども、これが広がっていると。ペットをそれこそ愛する方が非常に多くなっているということです。

今はペットも家族同然という形で飼い主が非常にふえております。ただ、動物アレルギーとか、いろんな問題を抱えていながらも、ペットがいるがために自宅から出なかつたと、そういう方もおりますので、ペットに対しての対応については、何か検討している部分があれば、お知らせ願いたいのですが。

○議長（藤原由巳議員） 梅昭議員、今のはちょっと通告にない部分ですが、何たって今回聞かなければならないですか。

○11番（藤原梅昭議員） 災害対応ですが。

○議長（藤原由巳議員） ペットの項目がないので、多分資料はないと思います。

○11番（藤原梅昭議員） なければいいです。

○議長（藤原由巳議員） どうですか、ありますか。あります。それでは、田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

盲導犬については、当然避難所、さわやかハウスの中でも対応できるようにしております。ただ、一般の犬、猫等のペットについては、確かに議員ご指摘のとおり、ほかの避難者の皆様でアレルギーの方とかという可能性もございますので、基本的には室内、避難所の中には持ち込まさせないで、そういった大規模な被害があつて、ペットとともに避難させるという場合は、例えば車庫棟とか室外等で何かケージを設けまして、そういったもので対応させるようなイメージではおりますが、現実にそういった状況で避難することは今ございませんので、現実そういった状況になった場合には、そういった形で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ペットの項目はなかつたのですけれども、いずれ災害時の災害者を救助するという方法としては、ペットの一時預かりとか、あるいはペット専用の避難所とか、そういうこともよそでは考えているようですので、そのところはいずれ必要になってくる部分だと思いますので、検討をぜひお願いしたいなというふうに思います。

町ではCO<sub>2</sub>排出削減モデル事業として、いろんな対応に積極的に取り組んでおります。今後もさらに取り組んでいただきたいなというふうに非常にありがたく思っております。今まさにCOP25、これが9月2日からスタートしているわけですけれども、そのところで日本が化石賞、これをいただきました。これは非常に不名誉な賞なのです。化石燃料をどん

どん使っていると。いわゆる石炭火力発電の増設も考えているくらいのそういう国なわけですから、ヨーロッパに比べたら、何を考えているのだというふうに思われているわけです。パリ協定を軽視し、地球を破壊して、人々を危険にさらすものだというふうに厳しく非難をされております。

6月には、さらに気象災害が最もひどかったのは日本だったという報告がまた追加でされております。これは2018年度、昨年度。これは、西日本豪雨とか、猛暑とか、台風とか、いろんな要因が絡んで、その前年は37位だったものが36位か、一気に1位になってしまったと。オリンピックであれば、非常に喜ばしいことなのですけれども、そういう不名誉な賞をいただいたと。ことしもまさか2019年度ももしかしたら1位になるのではないかというふうに私は非常に恐れております。

温暖化が進めば何で大変になってくるかといったら、大気中に水蒸気がたまりやすくなると。それが結局一気に降られるから、大雨災害が発生するということで各地で豪雨が発生しているわけですけれども、そういう中で地球を守れということでスウェーデンの少女、グレタさんって皆さんもうご存じの16歳の女の子なのですけれども、各国の指導者は、未来と今の世代を守る義務があるということで日本の若者もどんどん参加して、いろんなところでそういうデモあるいはマーチと呼んでいるらしいのですけれども、行っていると。それで訴えているわけですけれども、特に日本に対しては、脱炭素、再生可能エネルギーの利用拡大等々、実際の、口だけではなく、どなたかは口だけで頑張っています、やっていますと言っていますけれども、全然改善されていないということで、行動に移してほしいということで日本は地球が瀕していることをしっかり受けとめて行動に移すべきだというふうに訴えております。

6日には、気象非常事態宣言ということで、これは欧州ではあちこちで宣言しているわけなのですけれども、長野県で都道府県として初めて気象非常事態宣言という宣言をしております。これは、議会が県議会が宣言を出すよう県に求める決議を全会一致で採択したということで、これを受けて県が宣言を発表したと。これは欧州議会でもどんどんそういうところが発生しております。それで、達成知事は2050年までに県内の二酸化炭素排出量を実質的にゼロにするというふうに表明しています。それで、矢巾町議会にもこの前請願としてグローバル気候マーチ、イン岩手から宣言を求める請願書が出されております。今議会に。そこで、今議会で採択されたら、矢巾町としても速やかに宣言をお願いしたいわけなのですけれども、まさにSDGs、町長のおっしゃっているSDGsそのものですので、この辺の考えについて

ていかがお考えでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、今まさにスペインのマドリードでCOP25インマドリードと、その開会セッションで議長に選ばれた、ちょっとメモしてきたのですが、チリの環境省はこういうことを言っているのです。私たちは気候変動という最も困難な課題に直面していると。今はスローガンではなく、行動をとるべきだと。それから、国連のグテーレス事務総長は、最後に、義務と責任、指導力を示し、より意欲的な目標と確約を見せてほしいということで、もうこれはCOP25インマドリードでもそうですし、国連の事務総長もそういうお話を。

それで、環境問題については、担当課にも何回も言ってきたのです。早く宣言をやれということで。それから今SDGs、これはもう国際目標なのです。やらなければならぬです。その中には、例えば私たちの身近の中では、食品のロスを減らすとか、それから今梅昭議員からも質問があったプラごみのことをどうするかとか、こういうことに行動するべきだと。まず、今月、小さな取り組みですが、割り箸とか、それから古布とか、古着とか、そしてできるのであればリサイクルステーションを設置して、いつでもできるような、そういう行動のときだということで、矢巾町でも取り組んでいきたいと。

それから、県でも宣言いたしたわけですが、私も何ら恥じることはないわけですので、そういうことを宣言できる体制をやって、そして道しるべをしっかりとつくって対応していく。そして、SDGsというのは、ご存じのとおり2030年までの国際目標ですから、それに向かって、やっぱり肃々と進んでいかなければならないということで、まさに藤原梅昭議員のあれは、もう今は行動のときだということで、まさにそのとおりの仕組みに取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　ひとつ行動で表現しましょうということでおろしくお願ひしたいと思います。

2050年には、さらに大変なことが起きているわけですけれども、魚よりごみのほうが多くなるというふうに言われております。特に、日本近海は白い汚染と言われております。マイクロプラスチックが世界の27倍に当たる量が日本近海を覆っているというふうに言われております。そこで、さっきのプラごみの話に戻るわけですが、以前検討すると言つ

ておりましたクリーンな町やば宣言は、いつ行っていただけるのかなというふうに私は心待ちにしております。この宣言を聞かないうちは死ねませんので、ひとつ何かその考えをいただければお願ひしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、そこで組織機構の見直しで今の住民課を町民環境課にすると。やれと言ってもやらないのですから、これはもうどうにもならないのですが、いずれやっぱり担当がしっかり取り組む姿勢が大事なのです。そして、例えば災害廃棄物もいつ災害が起きるかわからない。だから、私はこの間の防災会議でもお話をさせていただいたのですが、いわゆる家電製品なんかも部品を取りかえれば使えるものがあるわけです。だから、出すときには、どこの家庭から出たかというステッカーを張って、そしてどこかのいわゆる雨の当たらないところに収容するようなこととか考えていかなければならないのだということで、防災会議でもそういう話を。

だから、今環境省の中井統括官というのが岩手県に来て、この間アイーナで勉強会、うちの職員も出席したのですが、その中で地域循環共生圏を岩手からということをぜひやってほしいと、環境省の中井統括官からもそういうお話をいただいているので、宣言も含めてとにかく早く、スローガンも含め、行動も含め対応していきたいと、こう思っておりますので、このことについては、あとはやる気があるかないかだけの問題ですので、対応してまいりたいということで。あとは、いわゆるもう町民の皆さん方お一人お一人がそういう意識を持つてもらうことが大事なので、そういうことをこれから環境教育、教育委員会とも一緒になって進めていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） この項目は最後の質問になりますが、前に令和はRの時代ということで3Rの話をさせていただいたわけですけれども、プラスバイオマス、ここどころが有効にどれだけ活用できるかということが3RプラスBというタイトルになるわけですけれども、この辺に対してバイオマスというのは、それによって発電するというのもバイオマスなのですけれども、プラスチックの製品をつくるのに、植物性プラスチックというか、トウモロコシとかサトウキビとか、そういうものからもプラスチックができるのです。そういうことをどんどん進めていくべきではないかと。3Rのほかにですね。要はそれで実質的CO<sub>2</sub>排出ゼロというのは、いわゆる植物を育てるからどんどん二酸化炭素を吸収しますよとい

うようなとり方になるわけですけれども、そういうような取り組みについて、これは農林係のほうです、今度の産業振興課等々の話になると思うのですけれども、ぜひそういう観点からもそれこそ対応策を考えていきたいわけなのですけれども、その辺について、もし担当課長のほうから何かあればお伺いしたいと思います。先ほどのもう気持ち次第と言っていますので、気持ちでも言っていただければ助かります。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　それでは、お答えいたします。

バイオマスの件についてですけれども、藤原議員さんのおっしゃるとおりでございまして、県のほうでもCO<sub>2</sub>ゼロということでございますけれども、要は削減する、どうしても削減するだけではなくて、発生する、どうしてもやっぱりCO<sub>2</sub>発生してしまう部分があると。そこを森林とか、植物によって吸収する分を差し引いてのゼロという目標に受け取っております。そういう意味では、省エネとか、そういう削減の施策以外に吸収する森林とかというふうな部分の施策というのも必要なのかなと思ってございます。植物とかですね。そういう部分は、まさにこれから連携をとっていきたいというふうに考えてございますので、課を越えて連携をとった上で進めるような体制を構築していくように頑張りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、今日本もそうなのですが、世界的に持続可能と循環というのは、もうこれは一つの大きなキーワード、これが中心になってこれから動き出していくわけで、その中のバイオマス、先ほどからお話をるように、やっぱり今山が荒廃しておると、そういったことをあれしたときに森づくりも非常に大事だと思うのです。だから、そういう治山事業なり、または今言ったバイオマス、これは発電だけではなく、今言ったそういう先進的な取り組みも含めて。この間森林管理署の署長さんが今度かわられたのです、12月から。それで、ご挨拶においてになったときに、バイオマスのことについてもお話をさせていただいたということで、今後森林管理署と一緒にになって取り組んでいかなければならぬと。特に矢巾町の場合は、国有林が多いわけというか、もうほとんど国有林なので、民有林とか町有林は限られておりますので、こういうふうなことについても森林管理署としっかりとタックを組んで。そして、先ほど申し上げた岩手から地域循環の共生圏のプラットホームを立ち上げていきたいなど、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、時間が大分経過していますが、このまま一般質問を続けます。

次に、2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） それでは、次は職員力を生かした町政運営についてお伺いしたいと思います。

まず、課題が山積し、正規職員数が不足しているように見受けられますが、短期間も考慮した増員の予定はないのかお伺いします。

正規職員数と同じくらい、あるいはそれ以上に非正規職員が多数勤務しておりますが、正規職員への登用制度はあるのかお伺いします。

同一労働同一賃金と呼ばれておりますが、非正規職員の給料や賞与をどのように考えているのかお伺いします。

人事異動が頻繁で個々の力が十分に發揮されていないというふうに感じるわけですが、異動についての考え方をお伺いします。

働き方改革による時間外勤務状況並びに産休も含めた有給休暇の取得状況をお伺いします。  
以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 職員力を生かした町政運営についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、正規職員数については、昨年度1名、今年度も1名の増員を行っておりますので、短期間を考慮した増員の予定はありませんが、再任用職員の任用など、今後も業務量に応じた適正な職員配置やより効率性の高い体制整備を図ってまいります。

2点目についてですが、非正規職員から正規職員への登用制度はありませんが、平成28年度の採用試験から年齢の引き上げを行い、中途採用職員など、幅広い登用を行っておりますので、非正規職員からの受験申し込みもふえてきております。

3点目についてですが、非正規職員の給与や賞与につきましては、これまで保育士などの給料を増額しておりますが、来年度からは会計年度任用職員として賞与を支給することとしておりますので、町政の重要な担い手として適正な待遇を確保いたします。

4点目についてですが、人事異動については、昨年度の退職者が多かったことが影響し、

今年度は大幅な人事異動となりましたが、職員が各分野で培った経験を考慮しつつ、職員本人の希望や長所などを参考にしながら個々の力が十分に発揮されるよう人事異動を行ってまいります。

5点目についてですが、時間外勤務状況は、平成29年度に比べ、昨年度は1人当たり月平均時間数がわずか1時間ですが減少して、約8時間となっておりますが、今年度からは時間外勤務の上限設定を行い、業務のあり方や処理方法の見直し、計画的な業務遂行など、長時間労働の是正に向けた取り組みを行っているところであります。

また、年次休暇の取得状況ですが、平成29年度に比べ、昨年度の年間平均使用日数は、1人当たり約1日増加して8日となりましたが、今年度は新たに年次休暇の強化月間を設けるなどの計画的な取得を推進しております。また、産前の特別休暇につきましては、2週間延長し、出産予定日の8週間前から取得できるよう整備するなど、今後も働きやすい職場づくりを行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　生き生きとした職員の姿を見たいと、そういう一心でいろいろ言わせていただいているわけですけれども、ことしの流行語大賞はワンチームという言葉が決まりました。これは、ご存じのとおりラグビーのワールドカップベスト8に勝ち進んだ日本の合い言葉ということで非常に私も共感しております。これは、一人でできたのではなく、選手、スタッフ、家族、サポーター、もっと広く言えば国民全体の成果とうたっております。

そこで、第7次総合計画は、ことしで前期を終わり、現在計画作成中の来年度より後期に入ります。この総合計画は、第7次総合計画より議会の議決事項となり、実行に際しては、町長、職員、我々議員も町民みんなで責任を持って進めるというふうに決まりました。これは議決事項でございます。いつも町長が言っていますP D C Aサイクルは、町政運営にとって大変重要なサイクルだというふうにも言われております。二、三年でころころ業務が変わることは、非効率の上、P D、いわゆるプラン、ドゥ、計画、実行、これをこれだけでC Aができるないのではないかと。チェック、アクションです。これは、ご存じだと思いますけれども、それを非常に懸念している。だから、ころころ人事はかえるものではないというふうに私は感じております。

このような環境の中で幾ら職員を叱咤激励し、時には叱りつけて町長がしゃかりきになっ

ても前に進まないというふうに私は思います。いきいきと仕事をし、職員を成長させていくには、環境と叱りつけるだけではなく、時には褒めてやることも大事ではないかということで、そういうふうに私は過去教えられてきた経緯があるのですけれども、そのとおり実行できているかどうかは、これは置いておきます。そこで、議員の質問に対しては、おっしゃるとおりですと大絶賛し、一方では職員を叱咤激励しているのは、議員に負けるなど、頑張れというふうな裏返しの言葉ではないかなというふうに私はいいほうにとっているのですが、裏では多分褒めてあげているのではないかというふうに感じています。時には、職員が叱られているのは、我々議員のせいかなというふうに思ったり、非常に責任感も半分感じながらいろいろ議会の中でも討論しております。

町政運営は、過去をベースとして現在ある課題、将来起これ得る課題、つまりSDGs、持続的なまちづくり、矢印をつくっていくためには、高橋町長、申しわけないですけれども、いつかはご勇退されると。そういう勇退後にも高橋イズムが残るような持続的に運営してくれる職員全体の成長が一番大事だなというふうに私は思います。

最後の質問になるわけですけれども、町長の英断により、前期4年前より議会の各委員会研修に議会事務局だけではなく、研修内容に關係ある町職員が1人同行研修できることになり、大変意義ある研修と思っております。成果も出ていると、そのようなお話もお聞きしますが。しかし2年に1回の研修のため、せいぜい2人しか同行できません。2人しか経験できません。そこで提案ですが、各委員会は3つから4つぐらいの課をそれこそ関係しているわけですけれども、できれば任期中に全部の課に行き渡るように研修内容に応じて複数人参加できないものかと、それをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。これを最後の質問といたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今ご質問あったことについては、いいことですから、これはもうどんどん。それで、実は、この間職員労働組合の委員長とも話し合いしたのです。何で団体交渉をやらないのだと。やっぱり私は、そういう意味では、パワハラ町長と言われている私ですが、逆に職員労働組合から何か団体交渉で、だからこの間委員長とも直に話し合いをさせていただいたのですが、四半期に1回でもいいから、職員のいろいろな考えていることとかあると思うのです。だから、そういうことを本当は私の方からそういう提案するのではない、職員労働組合、または間にしている総務課がそういうことを仕切るのがあれなのですが、

私ももう我慢ならなくて、そしてこの間委員長と話し合いをしました。だから、今度の組織機構の見直しのときにも、内部での検討委員会に職員労働組合、メンバーに入れてもいいし、オブザーバーでもいいから、入れてやれと言っているのです。だから、今の藤原梅昭議員のことなんかは、何らこれはもう問題ないわけで、だからそういうことの先進的な取り組み、これは私は大いに結構なことですし、ぜひ私たちのほうで対応できるように。だから、総務課と議会事務局が連携して、そういう対応ができるように。それから、職員労働組合にもこういう考え方もあるからということを議会からもお示しされたということでやることについては、私も大いに賛成ですし、それを私は待ち望んでおります。

だから、職員からは、おっかないというか、私はそんなにおっかないつもりではないはずなのですが、仕事に対しては、ただ厳しいです。ただ、その人間性を否定したり、そういうふうなことはやらないのですが、仕事をやれと言ってやらなかつたりするときは、これはもう厳しく律しているわけですが、ただ人間性を否定するようなことは、一度もやったつもりがないのですが、ただそういうふうに思っている管理職なり、職員がいるということであれば、私の説得力なり、また態度に問題があるということで、私もよくやってくれたときは、褒めることにも徹しておりますので、ただ褒めるだけではあれなので、愛のむちも含めてやっていきたいということで今のご提案については、しっかり対応させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

---

○議長（藤原由巳議員）これをもちまして今議会の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会をいたします。

なお、明10日は休会、11日は予算決算常任委員会を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午後1時30分に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時31分 散会



## 令和元年矢巾町議会定例会 12月会議議事日程（第5号）

令和元年12月13日（金）午前10時開議

### 議事日程（第5号）

#### 第 1 請願・陳情の審査報告

1 請願第2号 道路拡張に関する請願

1 請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願

1 陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情

#### 第 2 議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

#### 第 3 議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

#### 第 4 議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

#### 第 5 議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

#### 第 6 議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

#### 第 7 議案第132号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

#### 第 8 発議案第 7 号 町道羽毛蓬田線等の整備に関する意見書の提出について

#### 第 9 発議案第 8 号 「気候非常事態宣言」を求める意見書の提出について

#### 第 10 発議案第 9 号 私学助成の充実についての意見書の提出について

#### 第 11 閉会中の継続審査の申出について

#### 第 12 閉会中の継続調査の申出について

#### 第 13 閉会中の議員の派遣について

### 本日の会議に付した事件

#### 議事日程のとおり

### 出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員

5番	村 松 信 一	議員	6番	廣 田 清 実	議員
7番	高 橋 安 子	議員	8番	水 本 淳 一	議員
9番	赤 丸 秀 雄	議員	10番	昆 秀 一	議員
11番	藤 原 梅 昭	議員	12番	長 谷 川 和 男	議員
13番	川 村 よし子	議員	14番	小 川 文 子	議員
15番	山 崎 道 夫	議員	16番	廣 田 光 男	議員
17番	高 橋 七 郎	議員	18番	藤 原 由 巳	議員

#### 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	水 本 良 則 君
総務課長 兼防災安全部室長	佐 藤 健 一 君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉 岡 律 司 君
会計管理課長 兼税務課長	花 立 孝 美 君	住 民 課 長	吉 田 徹 君
福祉・子ども課長 兼子育て支援センター所長	浅 沼 圭 美 君	健康長寿課長	田 村 英 典 君
産業振興課長	菅 原 弘 範 君	道路都市課長	佐々木 芳 満 君
農業委員会事務局長	高 橋 保 君	上下水道課長	田 村 昭 弘 君
特命担当課長 ( 土地 )	藤 原 道 明 君	特命担当課長 ( 福祉 )	村 松 徹 君
教 育 長	和 田 修 君	学 務 課 長	田 中 舘 和 昭 君
社会教育課長 兼公民館長	浅 沼 仁 君	学校給食共同調理場所長	村 松 康 志 君

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長	野 中 伸 悅 君	係 長	藤 原 和 久 君
主査	佐々木 瞳 子 君		

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 請願・陳情の審査報告

##### 1 請願第2号 道路拡張に関する請願

（産業建設常任委員長報告）

##### 1 請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願

（総務常任委員長報告）

##### 1 陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情

（教育民生常任委員長報告）

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

産業建設常任委員会に付託しておりました1 請願第2号 道路拡張に関する請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○産業建設常任委員長（山崎道夫議員） それでは、請願の審査報告書を読み上げて報告いたします。

令和元年12月13日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、山崎道夫。請願審査報告書。本委員会が令和元年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。1 請願第2号 道路拡張に関する請願。請願者、矢巾町大字白沢第10地割34番地、白沢住民自治会、会長、廣田清。紹介議員、村松信

一、吉田喜博。

2、委員会開催年月日。令和元年10月24日木曜日。

3、出席委員。山崎道夫、水本淳一、谷上知子、藤原梅昭、長谷川和男、高橋七郎。

4、審査経過。令和元年10月24日午後2時より委員全員出席のもと1請願第2号について参考人として白沢住民自治会長である廣田清氏ほか3名の出席を求めて趣旨説明を受けながら現地調査を実施した。その後、役場4階第1・第2委員会室において請願内容の協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。1請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。町道羽毛・蓬田線は、県道不動矢巾停車場線に接続しており、町道馬場線とあわせた請願路線は、紫波町から盛岡市方面へ向かう道路として交通量の多い路線である。岩手医科大学附属病院の開院等に伴い、多方面へ向かうアクセス道路として、今後さらに交通量が増加することが見込まれる。

請願場所である町道羽毛・蓬田線の一部区間は、道路の幅員が約5.3メートルと狭く、カーブで見通しも悪いため、対向車や歩行者を確認しづらい状況となっている。防犯灯が設置されているものの、老朽化が進んでおり、夜間は一層危険性が高くなるものと予想される。また、この路線は、地域住民の生活道路であり、不動小学校や矢巾中学校の通学路となっている。県道不動矢巾停車場線との交差点においては、交通量が多いが、横断歩道が設置されておらず、歩行者がなかなか渡れない状況となっている。

町道馬場線に接続する交差点までの町道羽毛・蓬田線について、道路北側にU字溝が設置されている。危険箇所であるカーブ地点の幅員は、U字溝まで含めた場合は、現在より約1.3メートル広い約6.6メートルとなる。U字溝を道路と同じ高さに整備し、ふたをつけるなど、道路拡幅に向けた整備が望まれる。

交通事故の未然防止、さらには児童・生徒など地域住民の安全安心な環境の確保を図るために、道路拡幅や歩道設置などの整備が必要である。

なお、請願事項に含まれていないが、現地調査を実施した際、請願場所の南側に位置する馬場橋についても協議した。橋の幅員は、約5メートルと非常に狭く、車両が対面通行する場合は、一方が橋の手前で待機し、譲り合いながら通行している状況であった。交通安全を確保するため、馬場橋についても拡幅整備が必要であると判断した。

以上のことから本請願の趣旨は理解できるものとして採択すべきものと決定した。

以上でございますが、議員諸氏のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げまして報

告といたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入れます。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入れます。1請願第2号 道路拡張に関する請願についてを起立により採決します。本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。1請願第2号 道路拡張に関する請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、1請願第2号は、採択することに決定しました。

次に、総務常任委員会に付託しておりました1請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

高橋安子総務常任委員長の報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

（総務常任委員長 高橋安子議員 登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員） 審査報告書を読み上げて報告といたします。

令和元年12月13日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、高橋安子。請願審査報告書。本委員会が令和元年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。1請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願。請願者、岩手県胆沢郡金ヶ崎町永沢上谷地2番地1、グローバル気候マーチIN岩手代表、高橋望実。紹介議員、谷上知子、藤原梅昭、川村よし子。

2、委員会開催年月日。令和元年12月4日水曜日。

3、出席委員。高橋安子、昆秀一、藤原信悦、小笠原佳子、小川文子。

4、審査経過。令和元年12月4日午前10時30分から委員5名出席のもと1請願第3号につ

いて参考人としてグローバル気候マーチIN岩手代表、高橋望実の出席を求めて、紹介議員立ち合いのもと趣旨説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。1請願第3号については、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。温室効果ガス等の排出量の増加による異常気象で、ここ数年集中豪雨や猛暑、巨大台風による大きな被害が発生し、全国で甚大な被害が出ている状況である。ことしの台風19号を初めとする突然の豪雨や暴風雨により、農作物への被害や住宅にも被害が出ており、本町でも災害への防災に力を入れている状況である。

のことから、「気候非常事態宣言」を出すことにより、子どもから高齢者まで全ての町民に周知徹底し、地球規模で起こっている環境問題を意識し、その対策について取り組むことは大変重要であると考える。

以上のことから本請願の趣旨は理解できるものとして、採択するべきものと決定した。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして審査報告といたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

3番、小笠原佳子議員。

（3番 小笠原佳子議員 登壇）

○3番（小笠原佳子議員） 議席番号、3番、公明党、小笠原佳子でございます。反対討論をさせていただきます。

気候非常事態宣言を求める請願に具体性が欠けるため反対でございます。気候変動の非常事態に関する町民への周知、啓発の徹底を求められていますが、請願には具体的にどのように非常事態であるのか、また影響があるのか示されておらず、気候変動の非常事態だけを何をどう周知するのでしょうか。気候変動の非常事態であることだけを周知するのであれば、その対策を示さなければ、ただ不安をあおるだけと考えます。

また、2050年までに町内で利用するエネルギーを化石燃料から太陽光や風力、地熱など、地球資源に由来する再生可能エネルギーに完全移行できるよう民間企業などと連携した取り組みを加速させることとありますが、エネルギー問題政策は、国で目標を掲げて行う政策であり、町だけでできることではありません。再生エネルギーに全て移行させるには高額にな

る電気料金をどう負担していくのか、高額な電気料金で民間企業の経営が成り立つか、さまざま問題を解決していかなければなりません。町で解決できる問題ではありません。

現在、SDGs達成へ気候変動の阻止は最重要課題であります温室効果ガスの大幅な削減が求められております。真剣に取り組まなければならない状況です。自分事として食品ロスを減らす、買い物袋を持参する、過剰包装をしない、マイボトル、マイ箸を持参する、エコカー、エコ住宅にする、公共交通機関を利用するなど個々ができる事から取り組んでまいりたいと思います。非常事態を宣言するだけでは、ただのパフォーマンスにしかなりません。具体的にどう行動するのかが大切です。この請願のように具体性に欠け、不安をあおるだけでは温室効果ガスは削減できません。

以上、町に意見書を上げる内容ではないために私は反対いたします。

○議長（藤原由巳議員）他に討論ございませんか。

10番、昆秀一議員。

（10番 昆秀一議員 登壇）

○10番（昆秀一議員）議席番号10番、昆秀一でございます。私は、1請願第3号「気候非常事態宣言」を求める請願に対し、採択すべきとの観点で討論をいたします。

この請願は、グローバル気候マーチIN岩手の高橋望実さんから提出されたものであります。グローバル気候マーチとは、現在台風や土砂災害、洪水、豪雨などの気候変動による悲惨なニュースが日常となってしまったことに対して、世界中の子どもや若者が立ち上がったものです。この地球に起こっている気候危機は、待ったなしの状況に陥っているときです。

折しも現在スペインのマドリードで開かれている第25回国連気候変動枠組み条約締約国会議COP25で地球温暖化対策の強化を求める若者の動きが注目を集めています。抗議行動の口火を切ったスウェーデンの環境活動家、グレタ・トゥンベリさん、16歳も加わり、世界各地から若者たちがマドリードに集結して、将来につけを回すなど、今すぐの行動を求めております。この声に私たちはどう応えるべきなのでしょうか。

その中で日本では気候非常事態宣言をする自治体が広がりを見せております。岩手県では、いわて環境大臣宣言を行っておりますが、次に非常事態宣言をすることで地球規模で起こっている環境問題に対する関心を持ってもらうことにつながるのではと思われます。矢巾町においても非常事態宣言をすることで町民に対して地球規模で起こっている環境問題の周知を促すという意味があります。

以上、申し上げたことから、1請願第3号「気候非常事態宣言」を求める請願に対し、

採択に賛成するものであります。

議員各位の賢明なる判断を賜りますようお願いして、採択に賛成の討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。1請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。1請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、1請願第3号は、採択することに決定いたしました。

次に、教育民生常任委員会に付託しておりました1陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

赤丸秀雄教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 赤丸秀雄議員 登壇）

○教育民生常任委員長（赤丸秀雄議員） 陳情審査報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

令和元年12月13日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄。陳情審査報告書。本委員会が令和元年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた陳情の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。1陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情。陳情者、盛岡市本町通三丁目18番32号三和マンション101号、私学助成をすすめる岩手の会、会長、土屋直人。

2、委員会開催年月日。令和元年12月9日月曜日。

3、出席委員。赤丸秀雄、川村よし子、吉田喜博、村松信一、廣田清実、廣田光男。

4、審査経過。令和元年12月9日午後3時38分より委員全員出席のもと1陳情第9号について協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。1陳情第9号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。私学と公立の学費格差は依然として大きく、私立高校は授業料に加えて高額な施設設備費、教育維持費等があり、現行の就学支援金だけでは公私間格差は是正されません。公立でも私立でも学費を心配せずに生徒が安心して学べる環境にしなければなりません。

少子化進行の中で、公立、私立を問わず学校存立の危機がどの市町村でも迫っています。学校がなくなることは、その地域全体の過疎に拍車をかけ、地域の振興という点から見ても憂慮すべき事態であります。

以上のことから、本陳情の趣旨を理解できるものとし、採択すべきとした。

以上でありますが、議員各位のご賛同をお願い申し上げて報告いたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。1陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情についてを起立により採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。1陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、1陳情第9号は、採択することに決定しました。

---

日程第2 議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

日程第3 議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第4 議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算  
(第3号)について

日程第5 議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)  
について

日程第6 議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2  
号)について

○議長(藤原由巳議員) 日程第2、議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算(第5  
号)について、日程第3、議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予  
算(第2号)について、日程第4、議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補  
正予算(第3号)について、日程第5、議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予  
算(第2号)について、日程第6、議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予  
算(第2号)についての補正予算5議案については、予算決算常任委員会への付託にかかる  
もので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇)

○予算決算常任委員長(廣田清実議員) 審査報告書を朗読して報告とかえさせていただきま  
す。

令和元年12月13日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、  
廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算(第5  
号)について、議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
について、議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につい  
て、議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第131号  
令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)について。

本常任委員会は、令和元年12月3日付で付託されました上記の議案を審査した結果、原案  
を可決すべきものと決定しましたので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1  
号)第77条の規定により報告する。

議員各位のご理解を得ますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長(藤原由巳議員) 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会において審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は5議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議ないようありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第132号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第7、議案第132号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第132号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について 提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、職員の人事評価に伴う給与調整により、人件費総額を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億8,571万9,000円とするものであります。

詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決

賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　議案第132号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）の詳細について、事項別明細により説明いたします。

11ページをお開きください。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。なお、今回の歳入補正是歳出の財源といたしまして、財政調整基金からの繰り入れの1項目となります。2、歳入。18款繰入金、2項基金繰入金44万2,000円。これによりまして財政調整基金の基金残高は4億8,494万6,000円となります。

続きまして、歳出に参ります。15ページをお開きください。今回の歳出補正につきましては、1款議会費、2款総務費、16ページ、3款民生費、17ページ、4款衛生費、5款労働費、18ページ、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、19ページ、9款消防費、10款教育費の一般職の給与費につきまして、人事評価に伴う調整分として総額44万2,000円の増額をお願いするものであります。

以上で議案第132号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　今度の中身のことなのですけれども、人事評価による変更ということなので、もう少し詳しく。つまり一生懸命働いた職員にふやして、そうでない人に減らしたということなのでしょうか。そこがよくわからないので、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

人事評価につきましては、平成29年度から勤勉手当のほうに反映させてございまして、人事評価の段階なのですけれども、5段階に分かれています。一番いいのが特に優秀、2番目、優秀、3番目、上からなのですけれども、良好、それで最後に良好でないということでおまかに分かれて5段階に分けて職員を評価をさせていただいております。この期末に評価をするものでございますので、今回の評価部分については、平成30年度の評価がことしの夏、あとは今冬のボーナスに反映させているものでございます。

なお、今回の6号補正ということで、5号をやったばかりですぐということだったのですが、これにつきましては、11月25日に県から町のほうに人事院規則に基づく人事評価の公布がされたところでございますけれども、それが5号の補正、第5号のほうの提案時にちょっと間に合わなかつたという事情でございまして、今回6号で補正をさせていただくものでございます。

以上答弁といたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 減っているところとふえているところがございますけれども、良好でないという部分の評価についてご説明をお願いいたします。何で良好でなかつたのか。そのところの説明をお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） 今お話ありました良好でなかつた理由ということでございますけれども、勤務状態に關係することでございますけれども、例えば報告、提出すべきものがおくれておったり、あとは直結するものでは財務会計、そういうものの処理が遅くなつたとか、あとは職員対応の部分で例えば住民対応の部分ですぐ対応せずに、例えばそれを長期間投げておいたとか、そういう部分が、一つの例ではございますけれども、そういうことで評価が良好でないという者が数名おりましたので、今回それも該当させていただいたものでございます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第132号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案132号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 発議案第7号 町道羽毛蓬田線等の整備に関する意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員） 日程第8、発議案第7号 町道羽毛蓬田線等の整備に関する意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

15番、山崎道夫議員。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） それでは、意見書を読み上げまして提案の説明とさせていただきます。

町道羽毛蓬田線等の整備に関する意見書。町道羽毛蓬田線や馬場橋等について、交通事故の未然防止と児童・生徒の安全確保を図るため、道路及び橋梁の拡幅や歩道整備などを推進することを求めます。

理由。県道不動矢巾停車場線から町道羽毛蓬田線及び町道馬場線を経由し、太田行政区へ向かう道路は、車両の交通量が多く、一部区間においては、幅員が狭く、カーブで見通しが悪い場所があります。冬期間は、積雪のため道路がより一層狭くなり、危険性が増すことが容易に予想されます。この路線は、不動小学校や矢巾中学校の通学路であることから、児童・生徒の交通安全を確保する必要があります。

また、この沿線にある馬場橋も幅員が狭く、車両が対面通行する場合は、一方が橋の手前で待機し、譲り合いながら通行している状況となっております。つきましては、交通事故の未然防止や児童・生徒の安全、安心な環境を確保するため、道路及び橋梁の拡幅や歩道整備などを早期に取り組まれるよう下記事項を要望いたします。

記。1、町道羽毛蓬田線について、町道馬場線に接続する交差点までの区間、道路の拡幅や歩道を整備するとともに、カーブで見通しが悪い場所に街路灯を設置し、交通安全の確保に向けて早期に取り組むこと。

2、町道羽毛蓬田線から県道不動矢巾停車場線に接続する交差点について横断歩道を設置すること。

3、馬場橋について、歩行者の安全を確保しながら車両が対面通行できるよう幅員を拡幅すること。

上記のとおり意見書を提出する。

令和元年12月13日、矢巾町長、高橋昌造様。矢巾町議会議長、藤原由巳。

以上の意見書を提出するに当たりまして、現場をくまなく精査をいたしました。その結果、地域の交通事故を未然に防ぐ、そういう意図のもとに、さらには通学路の安全を確保するためにこの意見書を提出することにいたしました。

議員皆様方のご理解をいただきましてご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第7号 町道羽毛蓬田線等の整備に関する意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 発議案第8号 「気候非常事態宣言」を求める意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員） 日程第9、発議案第8号 「気候非常事態宣言」を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

7番、高橋安子議員。

(7番 高橋安子議員 登壇)

○7番（高橋安子議員） 発議案第8号 「気候非常事態宣言」を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、1請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願について、総務常任委員会において審査報告を行い、本議会で採択されたことに伴い、岩手県及び矢巾町に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、温室効果ガスの排出量の増加により、日本各地で猛暑や台風、集中豪雨などによる自然災害が頻繁に発生し、多大なる被害が発生している。このことから県民及び町民に環境問題への意識啓発を行い、自然災害に対する防災意識を高めること。再生可能エネルギーへの移行などに取り組むよう岩手県及び矢巾町に気候非常事態宣言を求めるものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第8号 「気候非常事態宣言」を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議案第9号 私学助成の充実についての意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員） 日程第10、発議案第9号 私学助成の充実についての意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、赤丸秀雄議員。

（9番 赤丸秀雄議員 登壇）

○9番（赤丸秀雄議員） 発議案第9号 私学助成の充実についての意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、1陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しているものの、経営基盤は厳しい環境に置かれており、保護者の学費負担は公立学校に比べて家計を大きく圧迫している状況にあります。教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、過疎地域の私立学校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めるものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、衆参議員議長、岩手県知事及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第9号 私学助成の充実についての意見書の提出についてを起立

により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 閉会中の継続審査の申出について

○議長（藤原由巳議員） 日程第11、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

教育民生常任委員長から審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。教育民生常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第12 閉会中の継続調査の申出について

○議長（藤原由巳議員） 日程第12、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長、広報広聴常任委員長、第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員長から調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第13 閉会中の議員の派遣について

○議長（藤原由巳議員） 日程第13、閉会中の議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本定例会後、次期定例会までの間における本町の重要事項の促進要望、事業の調査及び実務研修などのために、県内外の関係機関等に本議会の議員を派遣する場合、その期日、派遣地及び人員については、矢巾町議会会議規則第128条の規定によりその都度議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中における議員の派遣につきましては、そのように決定いたしました。

以上をもって12月会議に付託された議案の審議は、全部終了しました。

---

○議長（藤原由巳議員） ここで高橋町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま藤原議長からお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

藤原議長を初め議員各位におかれましては、今月3日から本日までの11日間にわたりまして議会定例会12月会議におきまして、本町の施策推進にさまざまなご提言やご意見をいただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げる次第であります。

一般質問につきましては、村松信一議員、昆秀一議員、赤丸秀雄議員、小笠原佳子議員、廣田清実議員、高橋安子議員、山崎道夫議員、藤原信悦議員、小川文子議員、谷上知子議員、川村よし子議員、藤原梅昭議員の12名の議員の皆さん方から34項目と多岐にわたるご質問をいただいたわけですが、私どもは、そのご質問をいただきました内容とお答えをさせていただいたことを精査させていただきまして、今後しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、私どもから条例制定や補正予算など25件の議案を提案させていただきましたが、特にも令和2年度組織機構改革に関する議案を含め、全てご可決賜ったことに感謝を申し上げますとともに、先ほど予算決算常任委員会の廣田委員長からの審査報告においてご可決の報告をいただきました5会計の補正予算につきましても、スピード感を持って今後施策を推進し、適正な執行をしてまいりたいと思っております。

なお、令和2年の町政運営に向けて議員各位からいただきましたご提言を大切にし、意を体して取り組ませていただくとともに、町民の皆さんと一丸となって進めてまいります。

すので、今後ともご指導賜りますようよろしくお願ひを申し上げて御礼のご挨拶とさせていただきます。

そして、ことし1年、藤原議長さんを初め議員の皆さん方には、大変お世話になりました。

そして、ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） 矢巾町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（藤原由巳議員） それでは、これをもちまして令和元年矢巾町議会定例会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時01分 閉議



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員